

平成27年6月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10 番	堀 岡 敏 喜
11 番	炭 竈 ふく代	12 番	山 口 敏 子
13 番	小坂井 実	14 番	佐 藤 高 清
15 番	佐 藤 博	16 番	武 田 正 樹
17 番	伊 藤 正 信	18 番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8 番	三 浦 義 光	9 番	横 井 昌 明
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所 長	村 瀬 修	農 政 課 長	安 井 耕 史
商工観光課長	羽 飼 和 彦	土 木 課 長	山 田 宏 淑
都市計画課長	大 野 勝 貴	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議長の辞職について

(追加日程)

日程第 4 議長の選挙について

日程第 5 諸般の報告

日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認について

日程第 7 議案第31号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第 8 議案第32号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第33号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第10 議案第34号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について

日程第11 議案第35号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第12 議案第36号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時34分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成27年第2回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と横井昌明議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から7月1日までの24日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 議長の辞職について

○議長（佐藤高清君） 日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。

ここで副議長と交代をします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（小坂井 実君） 議長 佐藤高清君から辞職願が提出されておりますので、御報告をいたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤高清君の退場を求めます。

〔議長 佐藤高清君 退場〕

○副議長（小坂井 実君） まずその辞職願を局長に朗読させます。

局長。

○議会事務局長（三輪眞士君） 平成27年6月3日、弥富市議会副議長 小坂井実殿、弥富市議会議長 佐藤高清。

辞職願。このたび申し合わせによる議長任期満了に伴う議長選任の調整に関することで議員間協議が頓挫し、議会議長として進退を問われております。私としては本意でないものであり、このことで議会の混乱を生じさせることはまことに遺憾であります。よって、信を問う意味で、平成27年6月8日をもって議長の職を辞する願い書を提出します。

○副議長（小坂井 実君） お諮りします。

佐藤高清君の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小坂井 実君） 起立多数と認めます。

よって、佐藤高清議長辞職を許可することに決しました。

ここで、佐藤高清君の入場を求めます。

〔14番 佐藤高清君 入場〕

○副議長（小坂井 実君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙について日程を追加し、選挙を行います。

ここで選挙準備のため、暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議長の選挙について

○副議長（小坂井 実君） 休憩を閉じ、次に、選挙にまいります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊藤勝巳議員と大原功議員を指名します。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（小坂井 実君） これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（小坂井 実君） ただいまの出席議員は18名です。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼により、順次投票願います。

局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（三輪眞士君） 1 番 伊藤勝巳議員、2 番 川瀬知之議員、お願いします。
3 番 鈴木みどり議員、4 番 那須英二議員、お願いします。5 番 三宮十五郎議員、6 番
早川公二議員、7 番 平野広行議員、8 番 三浦義光議員、9 番 横井昌明議員、10 番
堀岡敏喜議員、11 番 炭竈ふく代議員、12 番 山口敏子議員、13 番 小坂井実議員、14 番
佐藤高清議員、15 番 佐藤博議員、16 番 武田正樹議員、17 番 伊藤正信議員、18 番 大原
功議員。

○副議長（小坂井 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

伊藤勝巳議員、大原功議員、開票の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（小坂井 実君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効票はゼロです。有効投票18票のうち、佐藤高清議員12
票、伊藤正信議員 5 票、横井昌明議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、佐藤高清議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（小坂井 実君） ただいま議長に当選されました佐藤高清議員が議場におられます
ので、会議規則第32条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選された佐藤高清議員に発言を求めます。

佐藤高清議員。

○新議長（佐藤高清君） ただいま皆さんに御支持をいただきました佐藤高清でございます。

今回の私の辞表提出につきまして、皆さんに本当に御迷惑をおかけしたことを心からおわ
び申し上げます。

また、今後につきましては、皆様の御意見等をしっかり聞きながら議会運営に努めてまい
る所存でありますので、どうぞ御指導、また御理解、御協力をいただきますことをお願い申
し上げまして、今回の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（小坂井 実君） 新議長が決まりましたので、交代します。

〔副議長、新議長と交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） それでは、会議を続けます。

日程第5、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告がありました。

次に、地方自治法施行令の規定により、市長から平成26年度一般会計予算の繰り越しに関する書類の提出があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（佐藤高清君） 日程第6、承認第1号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成27年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私大変お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、初めに提案し、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴う必要な条例改正を、平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明させます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） おはようございます。

承認第1号専決処分の弥富市税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明を申し上げます。

1、土地に対して課する固定資産税の負担調整措置について、現行の制度を3年間延長することとした。

2、原動機付自転車、軽2輪、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税について、税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延長するこ

とした。

3、これは附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、1については平成27年4月1日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第31号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

○議長（佐藤高清君） 次に、日程第7、議案第31号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第31号海部地方教育事務協議会規約の変更につきましては、義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴い、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、教育部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は教育部長に説明させます。

八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 議案第31号海部地方教育事務協議会規約の変更について説明申し上げます。

この規約の変更は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第4条の協議会の担当する事務のうち、第2号、小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務を教科用図書採択海部地区協議会の庶務に関する事務に改めるものであります。

附則としまして、この規約は、平成27年7月1日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第32号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第33号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第10 議案第34号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について

日程第11 議案第35号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第12 議案第36号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第8、議案第32号から日程第12、議案第36号まで、以上5件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正につきましては、施設の利用区分に多目的広場を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、仮庁舎改築設計積算業務委託料、合併処理浄化槽設置費補助金、土地改良事業工事請負費、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業等の関係費用を計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明させます。なお、補正予算は総務部長より一括して説明させます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第32号弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例と、その次の新旧対照表をごらんください。これに基づきまして御説明を申し上げます。

地方公務員等共済組合法等の一部改正により、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に新たに規定されるものであります。

この条例は、平成27年10月1日から施行することとしたものでございます。

次に、議案第33号弥富市税条例等の一部改正についてでございますが、枚数がちょっと多いものでございますが、47枚はねていただきまして、新旧対照表の次に条例のあらましがご

ざいますので、そちらで御説明を申し上げます。

1、法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとしたものでございます。

2、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、対象期間が平成31年6月30日まで1年6カ月延長されることに伴い、減税措置の適用年度を2年度延長することとしたものでございます。

3、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設することとしたものでございます。

4、次の施設に対して課する固定資産税の特例措置について、わがまち特例方式を導入した上で、延長することとしたものでございます。

ア、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置でございまして、これは5分の3でございます。

イ、津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定が締結された津波避難施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例でございまして、これは2分の1とするものでございます。

ウ、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定により登録を受けた新築のサービスつき高齢者向け貸し家住宅に係る税額の減額措置でございます。これは3分の2でございます。

5、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規登録されたときは、平成28年度分の軽自動車税に限り税率を軽減することとしたものでございます。

6、市たばこ税について、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止することとしたものでございます。

7、その他必要な規定の整備を行うこととしたものでございます。

8、これは附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、一部については、平成28年1月1日または平成28年4月1日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、地方税法施行令の一部改正等に伴い必要であるからでございます。

3枚はねていただきまして、改正する条例のあらましをごらんください。

1 といたしまして、保険基盤安定制度の拡充でございます。国保税の軽減は、所得に応じて応益分、これは均等割と平等割でございますが、この部分を 7 割・5 割・2 割軽減する仕組みでございます。今回の保険税軽減拡大は、まず 2 割軽減では現行の 33 万円足す 45 万円掛ける被保険者数、給与収入で 3 人世帯の場合でございますと約 266 万円から 33 万円足す 47 万円掛ける被保険者数の約 274 万円に引き上げることとし、5 割軽減では 33 万円足す 24 万 5,000 円掛ける被保険者数、同じく約 178 万円から 33 万円足す 26 万円掛ける被保険者数、約 184 万円という基準に見直すものでございます。

2 といたしまして、課税限度額の変更でございます。平成 26 年度には、基礎課税分 51 万円、後期高齢者支援金等分 16 万円、介護納付金分 14 万円の合計 81 万円に設定しておりました。これは 40 歳から 64 歳の方を含む世帯でございます。平成 27 年度には、基礎課税分を 1 万円引き上げて 52 万円、後期高齢者支援金等分を 1 万円引き上げて 17 万円、介護給付金分を 2 万円引き上げて 16 万円とし、合計 4 万円引き上げて 85 万円とするものでございます。

3 といたしまして、施行期日の一部変更でございます。附則第 14 条の改正規定で、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、平成 28 年 1 月 1 日から施行するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

改正後の弥富市国民健康保険税条例は、平成 27 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第 35 号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、施設の利用区分に多目的広場を追加するために必要があるからでございます。

2 枚はねていただきたいと思います。新旧対照表をごらんください。

第 4 条第 3 項第 3 号の営利を目的とするの後に、「ただし、多目的広場を除く」を追加し、多目的広場に限りフリーマーケット等使用を許可できるものとしたものでございます。使用料につきましては、裏面をごらんいただきたいと思います。

多目的広場の使用料として、1 時間 1,080 円の使用料を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 7 月 10 日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤総務部長。

総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第 36 号平成 27 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）につき

ましては、歳入歳出それぞれ1億1,325万円を増額し、歳入歳出予算の総額を144億8,325万円とするものであります。

6ページをごらんください。

歳入予算の主な内容といたしましては、愛知県からの土地改良事業費補助金4,180万円、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託金150万円、財政調整基金繰入金6,957万5,000円であります。

次に、8ページをごらんください。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきましては仮庁舎改築設計積算業務委託料100万円、民生費におきましては合併処理浄化槽設置費補助金1,251万6,000円、農林水産業費におきまして土地改良事業工事請負費6,700万円、土地改良事業補助金1,985万円、教育費におきまして防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の関係費用として150万円であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案5件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 副議長 小坂井 実

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 横 井 昌 明



平成27年 6 月19日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 10番 | 堀 岡 敏 喜 | 11番 | 炭 竈 ふく代 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                 |         |           |         |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長   | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長          | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長          | 水 谷 みどり | 生涯学習課長    | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長         | 山 田 淳   |           |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |   |         |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書       | 記 | 浅 野 克 教 |
| 書      | 記       | 伊 藤 国 幸 |   |         |

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び22日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） おはようございます。8番 三浦義光でございます。

議員になりまして3年4カ月、13回目の一般質問になりますが、初めて1番目の登壇となりました。大変光栄ではございますが、今までにない緊張感にも包まれております。気負いも感じます。これまでと変わらず、平常心な心持ちで質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、今回はスポーツ事業への支援、並びに福寿会への支援の2点について質問をさせていただきます。

まずは、弥富市内の学校を含むスポーツ事業の支援について質問をいたします。

服部市長は、最近の挨拶の中で、子供たちの体力が低下しているのではないかという提言をなされております。実際のところ、全国的に見てみました。文部科学省委託の日本レクリエーション協会によりますと、子供の時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動、スポーツに親しむ身体能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康をつくっていくことにつながります。

したがって、保護者の皆様は子供の心と身体と知性がバランスよく成長・発達するように見守り、育て、働きかけていただくことが必要となります。とりわけ体力は、人間のあらゆる活動の源であり、子供のころから積極的にその健全な発達を図ることが大切です。

文部科学省が行っています体力・運動能力調査によりますと、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いております。現在の子供の結果をその親の世代である30年前と比較いたしますと、ほとんどのテスト項目において、子供の世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重などの体格は、同様に比較いたしますと、逆に親の世代を上回っております。

このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示しております。そして、将来的には国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗性の低下などを引き起こすことが懸念をされます。

子供自体の特徴から見てみますと、幼児期から小学校低学年を経て、中学年（3、4年生）になりますと、身体の発達面では比較的安定した時期となります。歩く、走る、跳ぶ、投げる、とるなどの基礎的な動きが洗練されていきます。さらに、この時期はスポーツに対する興味が芽生え、運動する喜びや意義、そして他者とのかかわりを意識するなど、集団生活に不可欠な社会性に対しても理解を深めることができるようになってきます。

高学年（5、6年生）になりますと、人生で最も成長の著しい時期になり、個人差はありますが、身長が急速に伸びたり、心臓を初めとする内臓器官や骨、筋肉などの身体の諸機能の著しい発達が見られるようになってきます。また、精神面でも急速な発達が見られる反面、不安定な状態にもなりやすいので、心身の発達のバランスがとれるよう配慮する時期でもあります。

こういった子供の状況の中、体力の低下につながる直接的な原因といたしまして、3つが上げられます。

1つ目が、学校外の学習や室内遊びの時間の増加により、外遊びやスポーツ活動の時間が減少しております。2つ目が、空き地や生活道路といった子供たちの手軽な遊び場の減少。そして3つ目、少子化や学校外の学習活動による仲間の減少などなどであります。

保護者の皆様には、子供を取り巻く環境を十分理解していただき、積極的に体を動かす機会をつくっていただきたいと思います。よく食べ、よく動き、よく眠るという健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身につけることも重要であり、家庭でのかかわりは重要なものになってきております。

現在、弥富市の小・中学生の体力について、これまでの推移、現状は把握されておりますか。また、体力向上についての打開策は講じておられますか。お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） おはようございます。

最初の質問であります小・中学生の体力の推移、現状と体力の向上の打開策についてお答えします。

小学校、中学校の体力テストの項目として、小学校1年から3年生は50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの3項目。小学校4年生は長座体前屈、反復横跳び、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの5項目。小学校5年、6年生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8項目。中学校は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの8項目を実施しております。

平成25年度の体力テストの結果を小学校5年生と中学校2年生で、弥富市と愛知県の平均値を比較しますと、小学校5年生男子は長座体前屈、反復横跳びの2項目、女子は握力、長座体前屈、反復横跳び、ソフトボール投げの4項目、中学校2年生男子では握力、長座体前屈、ハンドボール投げの3項目、女子は握力、長座体前屈、持久走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの5項目が上回っておりました。

小・中学生の体力は全国的に、30年前と比べると低下傾向が見られます。弥富市におきましても同様に低下傾向が見られるところです。

そこで、昨年度より各小・中学校における運動習慣づくり、体力づくりに対して、さまざまな工夫を凝らし、小学生は鍛えることより、まず運動好きにすること、動ける体の基礎をつくること、遊びを通して体を動かすことの楽しさや喜びを味わわせるということで、縄跳び検定の導入、ランニングタイムを設ける、サーキットトレーニングメニューをつくり取り組む、一輪車、竹馬で遊ぶなど、健康の増進と体力の向上に取り組んでおります。

中学生は、体育部活動で運動をする機会も多いですが、体育授業での活動を充実させること、休憩時間にスポーツに親しむことで、さらなる体力の向上を目指し、取り組んでおります。

また、体力テストの結果などから、子供の体力を把握し、自己の課題を持たせ、日常の身体活動に生かす工夫をさせるとともに、体育的行事を通して自主性を育てる取り組みをしております。

今後も継続して取り組むことで体力の向上につながるものと期待しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ここ一、二年で急に改善できるお話ではございませんけれども、小・中学校の環境づくりを進めていっていただきたいと思います。

次に、子供たちを取り巻く環境の変化や健康課題の変遷を踏まえ、関連で、学校の健康診断について、時代に応じて見直していく必要性について、文部科学省が特に求めている4項目について質問をさせていただきます。

まず、座高についてですが、発育の評価に有用という側面がありますものの、現状ではほ

とんど活用されておらず、学校現場から座高測定は不要であるとの声も多いです。子供の成長を評価する上では、座高より身長曲線、体重曲線の活用を推進することを前提するならば、座高測定は省略可能と考えられております。

次に、現在ほとんどの学校で寄生虫卵検査といたしまして、ギョウチュウ卵検査の実施をしているため、寄生虫卵検査について考えるに当たっては、このギョウチュウ卵検査について検討することが妥当であります。現在の衛生状態のよい時代において、検査の意義はかなり乏しいと考えられます。実際に、検出率も極めて低く、ここ10年間、1%以下で推移していて、通常の衛生教育で十分に対応できる病気とされています。手洗いや清潔の保持を引き続き徹底することにより、寄生虫卵検査を省略してもよいとの考えも起きております。

そして、次に運動器に関する検査でございます。現代の子供たちには、過剰な運動にかかわる問題や運動が不足していることにかかわる問題など、さまざまな課題が増加しております。その対応として、学校の健康診断において、運動器の検診を行うことが考えられます。その際には、保健調査票などを活用し、家庭における観察を踏まえた上で、学校側がその内容を校医に伝え、校医が診察するという対応が適当であります。そこで異常が発見された場合には、保健指導や専門機関への受診など、適切な事後措置が求められます。

運動器検診に関しましては、もう少し述べたいのですが、先ほどの質問でもございます子供たちの体力低下にもつながるお話でございます。食事や運動など、生活の基本は、本来家庭や学校で築かれるはずですが、食事面では核家族化が進み、両親が共働きとなり、3食をしっかりと食べるという習慣が薄まったと考えられます。また、運動面ではゲームの普及と外遊び場が少なくなったことなどにより、運動不足の子供がふえています。

一方、栄養過多、運動不足で太る子だけではなく、低栄養、痩せ過ぎも問題でございます。メタボに対する誤解もあり、痩せることがよいことだとして、骨量に蓄えられなければならない小学校高学年にまでダイエットが入り込むようになってきました。

こうした状況下、危惧されるのは、生活習慣が改善されないまま大人になり、内臓疾患であるメタボや運動器疾患である骨粗鬆症など、ロコモの予備軍をふやしてしまうことでございます。

驚くことに、子供たちの運動器の現状は、片足でしっかり立つ、手を真っすぐ上げる、しゃがみ込む、背骨を前屈するなどの基本動作のできない子が急増しております。そして、物を投げる動作ができない、自身の倒立はおろか、倒立する子を支えられない、廊下の雑巾がけの際に支えきれずに前歯を折ってしまうなど、少し前の時代には考えられないことが起こっております。

こうした学校運動器検診の果たす役割は大変大きく、子供へのしっかりとした運動指導、食事指導などのロコモ対策は、メタボ予防にもつながると期待されています。これらの項目

をつけ加えさせていただきます。

そして、最後に血液検査でございますが、生活習慣病や鉄欠乏性貧血などの発見のため実施する方法もございますが、血液検査を全国一律に学校で行うことは困難でございます。ただし、肥満や痩せ、検査値の異常などが指摘された子供に限らず、健康についての教育や指導は全員に必要とされております。今後、さらにこういった取り組みをすることは重要とされております。

この学校健康診断における検討は4項目、弥富市としての対応、現状についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 学校の健康診断の推移ということでお尋ねいただきました。

座高測定、寄生虫卵測定、運動器に関する検診、血液検査、おのこの現状と対応についてお答えします。

平成26年4月30日付学校保健安全法施行規則の一部改正により、児童・生徒の健康診断の検査項目、並びに方法の改正が平成28年4月1日から施行されることになりました。

平成28年度児童・生徒の健康診断について、座高測定は必須項目ではなくなります。よって、学校での測定から省きます。また、寄生虫卵検査は必須項目ではなくなりますが、地域の判断によるということですので、弥富市医師会長の意見も聞かせていただくよう調整中です。

運動器に関する検診については、必須項目として加えられましたので、実施することにはなりますが、現在、検査方法の細かい指針が示されていない状況です。

最後に、血液検査は必須項目ではないですが、従来より貧血検査を小学5年生と中学1年から3年の希望者に、また脂質検査を小学5年生と中学2年生の希望者に実施しており、生活習慣病や鉄欠乏性貧血の発見に努めております。

今後も小・中学校においては運動指導、食事指導に努め、児童・生徒の体力向上、健康管理に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 座高検査については納得でき得るお話でございますが、寄生虫卵検査については、たとえ1%以下になったとはいえ、消滅したわけではございませんので、これは慎重に判断をしていただきたいと思います。

また、運動器検診は、1問目の子供たちの体力低下につながる問題でございます。できるだけ早く検査の方向性を決定していただきたいと思います。

最後の血液検査につきましては、費用がかかるという問題が一番ひっかかるわけですが、多くの子供たちに検査をしていただくよう考慮していただきたいと思います。

それでは次に、小・中学校を含むスポーツ施設について質問をいたします。

一昨年、全国の公立小・中学校の体育館など、約8,700棟にあるつり天井について、文部科学省は原則撤去を決めました。東日本大震災では、つり構造以外も含みますが、天井の落下が1,600件以上発生をいたしました。特に落下危険があるつり天井について、点検費用がないなどの理由で対策が進んでいなかったということでした。

天井の形状、補強部材の有無など、建築士らが耐震性があるかを判断できる点検マニュアルを作成し、完全な安全確認ができなければ、撤去を求めました。費用には、実質的な地方負担が軽く済む支援制度を活用し、点検にかかる費用にも特別交付税措置などが施されています。

弥富市内の小・中学校でも、昨年度、弥生、桜、大藤、十四山西部の小学校でつり天井の撤去が完了しておりまして、本年度においても白鳥、栄南、日の出の各小学校と弥富、弥富北の中学校について、随時撤去をしていくとのことでした。

東日本大震災では、これは記憶にも残っておりますが、東京都千代田区の九段会館において、お2の方が亡くなった公共施設の天井崩落も相次ぎました。柱や壁の主要部分はほとんど壊れなかった耐震建物でも、つり天井が落ちたケースが目立ちました。

弥富市にも、社教センターのホールなど、多くの公共体育館、ホールが存在いたしますが、そちらの対策はどのようになっておりますか。また、昨年弥富北中学校のグラウンドを全面改修いたしました。そのほかの小・中学校のグラウンド、公共施設のグラウンドについては、点検は行っているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

体育館、ホール等のつり天井対策でございますけれども、小・中学校につきましては、26、27年度で終了いたします。その他の体育館やホールに関しましては、緊急性は十分に認識しておりますけれども、市といたしまして、公共施設全体の利用状況や老朽化の状況、財政見通しの分析などを踏まえた公共施設等総合管理計画を今年度に策定し、それを踏まえまして個別施設計画を検討した上で、非構造部材の耐震点検を実施し、点検結果を踏まえ、安心・安全に係る施設整備を優先して、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、グラウンドの関係でございますが、学校については随時、報告に基づきまして対応をしております。社会体育施設の各グラウンドやテニスコートにつきましては、体育協会加盟団体の協力のもと、凍結防止や砂じん防止のため、にがりの散布を行っていただくなど、定期的な利用者からふぐあいや修繕等の情報を提供していただき、維持管理に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 建築経過年数を鑑みますと、つり天井撤去や耐震化を図る以前に建てかえの検討に入らなければならない施設もあるのではないかと思います。できる限りの早期の公共施設に対しての管理計画の策定をお願いいたします。

グラウンドに関しましては、昨年の弥富北中学校の事例、点検は行っていないが、毎年確認は行っていたという厚生文教委員会報告ということも教訓といたしまして、学校、公共施設ともども、年1回でなくてもよろしいですけども、定期的な点検を行っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

学校運動部活動について質問をいたします。

早稲田大学スポーツ科学学術院の間野義之教授によりますと、これまで我が国のスポーツは学校運動部活動に支えられてきました。学校教育の一環として、先生方が生徒に対して学校体育施設を用いてさまざまなスポーツ指導を行っています。平成24年度から実施されました新中学校学習指導要領では、部活動について、スポーツや文化及び科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと規定しております。

運動部活動には活動場所が必要となりますが、学校にはグラウンド、体育館、水泳プール、テニスコート、武道場などがほぼ全て整備されております。我が国の学校制度になれ親しんだ人からすれば、当たり前のようにありますが、世界の中でも最も学校体育施設が充実している国の一つは日本でございます。ヨーロッパの学校では、グラウンドや体育館の整備率は低く、部活動は非常に限られており、一般には生徒たちは地域のスポーツクラブで行っております。

つまり、インフラとしてのスポーツ施設が学校敷地内に充実していることも、我が国の運動部活動の促進要因なのでございます。

これに加え、マンパワーとしての先生方の存在も、この発展に極めて大きな役割を果たしております。生徒が平日にスポーツを指導してもらうとなると、夕方に時間がとれる大人は少ないですが、先生であれば職場である学校で、職務としてスポーツ指導を行うことができます。保護者の方々にとっても、思春期の子供たちを安心して預けられる大人である教員免許取得者、つまり先生方は最適でございます。

このように、生徒が学校で授業後にスポーツできるのは、移動時間もなく、月謝や会費なども不要で、また信頼できる大人が面倒を見てくれることから、学校運動部活動は非常に効率的なシステムと言えます。

弥富市公立中学校での運動部活動は、現在、この少子化の中、充実しているのでしょうか。卒業生には、その後、優秀な成績をおさめている方も輩出しております。活動しやすい環境

づくりに、弥富市の支援はどのように施しておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 運動部活動について、少子化という観点から申し上げますと、小規模校におきましては、どうしても自分のやりたい競技種目がないということもありますが、学校と地域が連携した活動を行いやすいというメリットもあります。また、部活動等において、生徒一人一人の活動機会を設定しやすくなるということもあります。

本市では、現在、クラブ活動のなぎなた、ソフトテニスに対し、外部講師が教員とともに指導に当たっておられます。また、対外的な競技会への参加費の経費として、部活動等選手派遣費補助もしております。

今後も地域の教育力を生かした学校教育を推進するため、部活動などを指導していただける学校支援ボランティアを随時募集し、支援していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 人的支援に関しては、十分配慮していただいておりますが、施設環境について、体育館内においてでございますが、ラインが大会規定になっていなかったり、備品の老朽化など、保護者の方々、関係者の方からも指摘がございました。細かいことではございますが、再点検をして、生徒が部活動をしやすい環境づくりに支援をお願いいたしまして、将来、この弥富市からオリンピック選手が出てくることを期待しております。

次の項目、最後の質問でございますが、市内社会教育団体、体育協会に属している団体について質問をいたします。

弥富市は、公共スポーツ施設の充実はしているほうでございますが、全国的に見れば公共施設が少ないのが現状でして、学校体育施設は地域の皆様にとっても最も身近で利用しやすい施設でございます。明治5年の学制発布により、各地で子供たちが通いやすい場所に学校がつくられ、子供たちが歩いていける場所は、大人にとっても便利な場所であります。

また、開かれた学校づくりが言われて久しい。学社融合、コミュニティスクールなど、地域社会と家庭とが協働で子供たちの学習環境の保障を目指す働きも活発化してきております。地域のお祭り、地域清掃、文化祭、体育祭、防災行事など、さまざまな取り組みを通じて、学校と地域との連携を進められておりますが、実はスポーツが最も連携しやすいのではないのでしょうか。コミュニティスクールを推進するためにも、学校運動部活動を学校と地域とで協働で運営していくことで、先生方の負担を軽減、資格を持つ専門的な指導者、大人の皆さんとの交流、スポーツ機会の拡充などが進むのではないのでしょうか。

弥富市も、公共施設での地域交流も盛んでございますが、学区によって学校を交流の場と

しているところもございます。市のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校運動部活動を地域と協働でという点についての御質問でございますが、本市では小学校区単位で6つのコミュニティ推進協議会が組織され、運動会や盆踊り、防災訓練などの活動に取り組んでいただいているところですが、今まさに地域における自主的な防災活動や避難支援活動の重要性が一層注目され、ともに支え合い、助け合いながら、地域の課題をみずから解決していくことの重要性が再認識されるようになってきており、コミュニティ機能の再生と創造が強く求められています。

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みを構築することは重要なことであります。

そのような中、運動部活動と地域協働という点では、総合型地域スポーツクラブとの連携も必要であると考えています。

今後は、少子・高齢化の一層の進行など、社会経済情勢の変化を見通しながら、市民の自治意識の高揚や自主的・主体的な、まずは学校区単位を中心としたコミュニティ活動の育成、支援なども含めて、地域交流の場の総合的な環境整備を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） よろしく願いをいたします。

次なんですけれども、先ほども少し答弁の中で出ましたけれども、半田市では1995年から取り組みを展開し、地域と学校とでNPO法人を設立し、学校敷地内の体育館をNPO法人が管理運営をしております。それにより、学校の先生方だけでは担えなかったさまざまな活動に広がり、地域住民のスポーツ機会も広がりました。

これまでの100年は、我が国のスポーツは学校運動部活動が支えてきましたが、これからの100年は公共施設、学校施設を活用した地域スポーツクラブの時代に向かうべきではないでしょうか。

現在、活動しています体育協会においての、市内社会教育団体などの活動内容を伺います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 体育協会や社会教育団体の活動内容でございますけれども、26年度においては、その加盟競技団体の自主事業はもちろん、教育委員会主催事業であります各種スポーツ教室を17教室、スポーツ大会を28大会、さらには講習会などを受託事業として行っているところであります。

また、歩け歩け大会など、自主事業として活動されており、スポーツ少年団などとも連携

を密にして、将来を担う子供たちの健全育成、競技力の向上、市民の健康増進に寄与できる協会として、弥富市の生涯スポーツ活動の一翼を担っていただいております。

先ほど申し上げました総合型地域スポーツクラブも市内にはございまして、小学生から一般の方も巻き込んださまざまなスポーツイベントを展開していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これからも、より一層の活動をお願いいたします。

また、先ほど答弁の中にございました、弥富市には唯一の総合型地域スポーツクラブであります弥富スポーツクラブが、平成25年2月より、常時活動スポーツ教室、短期活動スポーツ教室を初め、各種イベントを行っているNPO法人がございます。発足されて2年が経過したわけですが、この総合型地域スポーツクラブ設立の効果とは、地域住民の方々が主体的にスポーツ環境を形成する新しい公共が実現でき、運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与し、学校の授業、部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展にも寄与していく団体でございます。

平成27年1月1日現在では、会員数は137名でございまして、内訳は小・中学生66名、高校生1名、18歳から64歳までの方が46名、65歳以上の方が24名となっております。1年前の26年当初よりも倍以上の増員となっておりますが、しかしながらクラブが自立していくにはまだまだ会員が入会していただかないことにはということ、事務局の方もおっしゃっておりました。白鳥地区から発足しました弥富スポーツクラブの発展に、弥富市としての後ろ盾、バックアップをよろしくお願いいたします。

さらにもう1点、現状、公共または学校施設が充実をしております弥富市でございしますが、それぞれのクラブが施設利用をする上で、非常にままならないという声も聞いております。それだけクラブ数が多いということでございしますが、この利用に対する抽せん方法、または割り振りはどのように行われておりますか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 各施設の利用方法でございますけれども、まず利用開始時に団体登録申請をしていただき、6カ月経過後、その活動状況を確認させていただき、教育委員会に諮問しまして承認されれば、団体登録がなされます。

登録された団体は、毎年2月に開催する利用団体説明会において、翌年度の利用希望日や場所の割り振りを行っていただきます。場所や時間などが重複する場合は利用者間同士で調整していただき、それでもできない場合は抽せんをしていただくなどして、円滑に決めています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この質問を通告しまして、改めて少し、クラブというか、団体の方々に尋ね回ってみたわけですが、おおむね団体同士が話し合いの中で良好な関係を保っている方が多いというようなことがわかってきました。

ただし、少数意見ではございますが、不満を抱えている団体もあるというようなこと。調整または抽せんの段階で、弥富市として適切な仲介をしていただくよう、よろしくお願いをいたします。

最後に、統括して教育長に今後の運動部活動を初め、スポーツ事業に対しての展望をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

御承知のように、学校の部活動につきましては、中学校の学習指導要領で、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツなどを通して学習意欲の向上や責任感、連帯感を養うように行い、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や関係団体などとの連携を図って、運営上の工夫を行うようにすることと規定をされております。

本市におきましては、学校教育と社会教育、家庭教育とが相互補完的に協力し合って、開かれた学校という教育政策として、一層強化する必要があるという観点から、学校教育基本方針であります「一人一人が輝き、よく学び心豊かでたくましい弥富の子」を目指し、児童・生徒の生きる力の育成とそれを支える学校の教育力の向上に努めているところでございます。

また、学校内外を通じて、子供たちが運動嫌いや体育嫌いにならないように配慮をするとともに、運動・スポーツとのよい出会い、楽しい出会いができる機会を与えて、子供たちの健康を増進し、成長発達を促していくためには、バランスのとれた基礎的な体力を身につけてもらって、地域においては子供たちが運動・スポーツのクラブに加入をすることなどしていただきまして、さまざまな行事に参加し、異なる年齢集団や文化との接触を通して、豊かな社会性や人間性を身につけてもらって、元気な弥富づくりを目指していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三浦議員に、私も弥富市の体育協会の会長という立場から、少しお話をさせていただくわけですが、今議員からさまざま、小・中学生の児童・生徒に対するスポーツ、あるいは部活動、そしてまた市民の健康ということについてもお話をさせていただくわけですが、私といたしましては、長年、いわゆる市長が体育協会の会長を務めるというような形の

中で務めてまいりましたけれども、2020年に東京オリンピックも決まりました。さらに、新しい市民の皆様のスポーツのあり方、あるいは指導者という形の中で、外部から導入をしていかなきゃならないということも、さまざまなスポーツの分野であるわけでございます。

来年度を一つの目標にいたしまして、体育協会の会長は外部から招聘するということを決めていきたいと、今構想を立てておるところでございます。そして、市民の皆様の健康増進、あるいはスポーツの振興ということに対して、より一層市民の皆さんが御参加いただけるようにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解もいただきたいと思っております。

来年度からは、新しい外部からの体育協会の会長を導入していきたいということをお話させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 引き続きの御支援をよろしくお願いをいたしまして、次の2項目めの質問に移らせていただきます。

弥富市福寿会について質問をさせていただきます。

前回3月議会の一般質問の中で、福寿会の現状について、会員数の減少傾向であるとのこと、旅行などに、会員ではないが一緒に出かけて親睦を図りたいと思っても、入会していない方は参加できないということ。市長の答弁の中では、正会員、準会員などの規約の改正を検討しているという文言がございました。

その後、3月でしたので、私も地元福寿会の総会などへ数件御招待を受けた際、会員以外の旅行参加に関する同様、あるいは似通ったお話を伺いました。その後、規約の改正などの話し合いは行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

福寿会は、そのあり方として、健康、友愛、奉仕を掲げられ、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働して、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることが目的であります。

活動内容は、文化、スポーツ、教養講座など、多岐にわたっております。市からの支援といたしましては、運営費の補助や公共施設の使用料の免除などをさせていただいております。

御質問の福寿会主催の行事に対する個別の参加という件につきましては、3月議会で、一人でも多くの方の参加を図る観点から、規約の改正により正会員、準会員制度ができないか、働きかけていきたいという答弁をさせていただいております。

会員増強の一つの方法といたしましては、弥富市老人クラブ補助金交付要綱を改正いたしまして、今年度から団体要件を今までの50名から40名に減員したことによりまして、会の存続の一助になろうかと思っております。

また、準会員制度につきましては、役員さんと打ち合わせさせていただきました。会費の問題、役員の問題、それから行事の開催における規模の問題等がありまして、これをよく精査していきたいという事の御回答をいただきました。市といたしましても、もう少し時間をかけて調整していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 確かに、この準会員制度には、単位クラブの内情によって、大きな違いがありそうでございます。会員の数が多いクラブであれば、役員さんは正会員の方だけの面倒で手いっぱいというようなことで、この上、準会員の方の面倒は見られないというようなことがございます。また、ぎりぎりの定数で運営されているクラブでは、行事を催す際に多くの参加者を募るべく、準会員制度が望まれているというようなこともお聞きをいたしました。

福寿会連合会の役員会において十分協議をしていただき、各単位クラブそれぞれの要望を組み入れていただくよう、よろしくお願いをいたします。

次に、現在、老人クラブは、名古屋市を除く愛知県で4,300を超えるクラブ数、約34万人の会員を有する組織となっております。

その中の弥富市の福寿会では、平成27年では70の団体ということをお聞きしておるんですが、3月議会では、たしか71団体と記憶しておるのでございますが、これは1団体減少したのでしょうか。減少理由を含めてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、本市の福寿会は、会員数4,484名で、単位クラブの数は70クラブで、御指摘のとおり、昨年度より1クラブ減少しております。

ちなみに、平成26年度は71クラブ、4,671名でございました。これは、平成22年度から、毎年1クラブずつ減少しているといったものが現状になっております。

減少の理由でございますが、幾つかあるかと思いますが、引退してまで組織に縛られたくないとか、役員になると負担が大きいとか、まだ働いている方が多いとか、クラブに勧誘され、一度断ると2度目は誘われなくなるとかということで、入会の機会を失ってしまうといった理由が考えられます。

なお、実際の例といたしましては、役員のなり手がいないということにより廃部にしたクラブもあるというように聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） こちらの質問に関しては、先ほどの質問も同様でございますが、3月議会での伊藤正信議員の答弁内容と重複するかとは思いますが、この問題に関しても、単位クラブの事情を考慮して、引き続き改善策を連合会と市側との協議を進めていただくよう、お願いをいたします。

それでは次に、高齢者の方々が自主的に仲間づくりを進め、それぞれの地域の実情に即して組織づくりをして、皆さんが共同して相互に支え合い、楽しみをともにすることを基本にして活動されているとのことでございますが、その中で、会員間の親睦を図る上で重要視されております日帰り旅行が各会で催されております。それには、市のバス、福寿号というんですか、利用状況について伺います。

バス利用に対しての利用条件があると思いますが、現在どのようになっておりますか。また、バスの定員以上の人数が集まった場合のもう1台のバスは使用可能なのでしょうか。それともう1点、昨年 of 厚生文教委員会の中で、バスの不調が述べられておりましたが、その後、エンジンの調子はどうなっておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高次君） 立松総務課長。

○総務課長（立松則明君） 福寿会のバスの利用状況についてお答えさせていただきます。

1点目のバスの利用条件についてでございますが、社会福祉協議会と協議を行い、次のことを決めさせていただいております。

使用日時は年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く日で、バスが最初の集合場所を出発する時間から、最後の解散場所に到着するまでの時間が、5月から10月までの間は午前8時30分から午後5時30分まででございます。11月から4月までが、午前9時から午後4時30分までとなっております。

運行範囲でございますが、原則として、弥富市から直線距離で50キロ以内となっております。

使用制限としましては、中型バス1台のみの運行で、単位福寿会当たり、年間2回以内となっております。中型バスの定員は40名でございます。

予約方法につきましては、使用月の2カ月前より予約が可能です。月初めに2カ月後の予約抽せんを社会福祉協議会で行います。予約抽せん日以降は、総務課で随時受け付けを行います。

2点目のバスの定員以上の人数が集まった場合、もう1台のバスは使用可能かについてお答えさせていただきます。

福寿号以外に35人乗りのバスがありますが、市の行う事業や社会福祉協議会、教育委員会の事業に使用していますので、福寿会にはお貸ししておりません。しかし、単位福寿会が日帰り旅行を行う場合において、2台目以降を有料でバスを借り上げられた場合につきまして

は、1台分の半額または5万円のいずれか低い額を補助させていただいております。

実績としましては、平成24年度に2単位福寿会、平成26年度に1単位福寿会に補助しております。

3点目の、昨年の厚生文教委員会でバスの不調が述べられていたが、その後の状況はについてお答えさせていただきます。

平成26年1月に、福寿会の研修会の運行中、排気ガス浄化装置に異常ランプがつき、消えなかったため、福寿会の代表の方に了承を得て、最後の1カ所をやめて帰着し、すぐに修理をしたことがありました。バスにつきましては、3カ月ごとに定期点検を行っておりますし、その後はそのようなこともなく、運行しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 大まかなバス利用状況については、福寿会の役員さんからお聞きしておったんですが、改めて詳細説明をしていただいたわけでございます。

現在の条件、及び抽せん方法についても、大きな不平不満は聞いておるわけではございません。もう1台、同様のバスがあれば、福寿会または社会福祉協議会にも利点があるのではないかと思います。十四山の35人乗りのバスにはトランク、荷室が不向きであったり、現状40人乗りについても、修理後、異常は起きていないと福寿会の関係者の方々にもお聞きしております。

それでは、より利用しやすい環境にしていくには、40人乗りのバスをもう1台というような要望につながっていくわけですが、購入費はもちろん、維持費にも相当な予算が試算されます。おいそれと検討という返答も望めるものではございませんが、そういうことに関しては重々理解をしているつもりでございます。

そこで、現在、政府の内閣府が打ち出しております地域住民生活等緊急支援（地方創生先行型）の上乗せ交付に当てはまらないかということで、私なりに関係機関などで資料を取り寄せましたが、縛りが予想以上にございまして、ハードルの高い交付金でございました。バス購入にはそぐわないのかもしれませんが。この交付金対象基準の事業分野としても、仕事づくりなどに資する人材の育成確保とか、農林水産業などのブランド化とか、観光資源の開発とか、コンパクトシティの包括的政策パッケージなどなど、どうもバスに関する当てはまる事業はなさそうでした。

最後に、福寿会の今後のあり方について質問させていただきます。

3月議会において質問をいたしました、新年度に向けての介護支援についての中で、高齢者カフェ、ふれあいサロンでございまして、平成27年度特別会計当初予算におきまして、ふれあいサロン等運営事業委託料として計上されております。内容は、ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者などと各種の相談に対応できる社会福祉士や介護福祉士、地域住民が

気軽に集い、共同で企画し、活動内容を決め、触れ合いを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げること、または地域の介護予防の拠点として機能する活動を既存の介護サービス事業所などに委託して実施するというものでございます。

具体的な委託先としては、介護サービス事業所5カ所、福寿会、自治会など6カ所となっております。介護サービス事業所については、順調に今のところ稼働をされているというようなことでございましたが、3月の地元の福寿会の総会で、ふれあいサロンについても紹介をさせていただいたわけでございますが、興味を示していただきまして、実際、事業所が行っているサロンに出向かれた方もお見えになりました。また、このようなサロンを見て、これならば自分たちで催したいがというような声も上がってきました。実際、介護高齢課の窓口相談に来られた福寿会の役員さんの方もいたということを聞いております。

今後、具体的に市としてはこのような状況下をどのように対応していくのでしょうか。また、この福寿会への委託料というのは6カ所と記されておりますが、これは学区単位の広域での計画なんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

今年度から市で取り組んでおりますふれあいサロンについてでございますが、認知症の方とその家族、また地域住民の方などが参加し、コーヒーを飲みながら、情報交換やレクリエーションで楽しい時間を過ごしてもらう事業でございます。

現在、市内4カ所の介護サービス事業所と委託契約をし、既に業務を始めていただいておりますが、今月末にはあいち海部農協とも契約させていただく予定をしております。

また、このふれあいサロンについては、福寿会でも計画されており、4月の役員会で説明をさせていただきました。現在、その検討をされているところでございます。

市の考え方としては、単位福寿会でも結構ですし、自治会、あるいは民生委員さんとタイアップして取り組んでいただくのも一つの方法かと思っております。市内で幅広く展開され、より多くの方が参加でき、通いの場をより多く提供できればと考えております。

なお、当初予算計上の委託料でございますが、議員言われますように、各小学校区1カ所を想定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私が3月議会において質問をさせていただきました項目の再質問という形になりましたが、そのときには介護サービス事業所が行うサロンについて、市民の皆さんに対して、このように集う場所があるというようなことの周知ということが主な内容でございました。

先ほど、新しい事業所契約先として、あいち海部農協というような言葉もございましたが、

これまでサロンがなかった弥富市南部3カ所への開設と聞いております。愛西市などで実績がある事業所でございますので、大変期待をしております。

今回は、地域の縁側など、親しみのある、住民の方々の横のつながりを形成することを目指した、誰もが利用できるコミュニティカフェとしての集いの場を進めていただく要望をしました。特定の人々の集会ではなく、お互いのかかわり合いの中から活力を見出せる場をあらゆる場所で数多くつくっていただきたいと思います。

しかしながら、質問の中で述べさせていただきましたが、介護福祉士など専門職の方を組み入れていかなければならないと細かい制約もございますので、市としての指導をよろしくお願いいたします。

最後に、通して統括して、市長のお考えを聞きたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 元気な弥富市は、やはり福寿会の会員の皆様の元気につながると、元気がつながると思っておりますので、福寿会の皆様方のいろんなイベント、あるいは行事に対しても御参加いただくと同時に、独自のイベントを計画していただいて、私たちと一緒に活躍していただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 通告に従いまして質問をしたいと思います。

きょうは2点にわたってやりますが、できるだけ簡潔にしたいと思いますので、多少前後することもありますので、御了解をいただきたいと思います。

先日と申しますか3月議会において、地方創生事業の活用ということでやりましたが、このとき市長からいろいろの答弁がありましたが、特にその中で市長の話によりますと、弥富市の人口は現在約4万4,500人、15年後には4万1,000人と、3,500人減少するということが予想されているというものであります。

そこで、弥富の場合、近鉄とかJR・名鉄等の公共交通機関もありますし、名古屋駅まで

近鉄急行電車ではわずか15分、また弥富の面積は約49平方キロメートルという広大な面積の中に市街化区域もありますし、西部臨海工業地帯もありますし、農業地帯もあります。

一方、財政状況から判断しますと、大変財政状況もいいわけでありまして、教育施設とか保育施設を整備されておりますし、しかも中学3年生までの医療費が無料というような福祉対策も行われておるわけであります。

そうした恵まれた環境、立地状況にありながら人口が減少していくという現状、そして最近よく聞くことは、借家だとかマンション等にも空室が目立つようになってきたと。私のところにも、私は借家ですけども、借家で空き家があったらお世話をしますから、どうぞというような手紙が最近届いておるわけであります。そういう状況で、せっかく区画整理事業等をやっていた平島等でも、こういう借家等があくようになったということも聞いております。

そういうような状況の中で、今回、人口が減少していくという傾向は、私は今までに初めて経験するわけであります。従来から、特に人口問題、少子化対策は議論されてきたわけですが、弥富市として、これはさすが弥富の政策だといって誇りにされるような独自対策は余り講じられてはきておりません。

そこで、こういうような状況を考えてときに、弥富のまちづくり政策、行政運営等を一遍再検討する必要があるのではなかろうかなあと私は感じておるのであります。

そこで、まず市長、このような今申し上げたような現状について、どのように把握をしておられるのか、また認識をしておられるのか、またこれらについての状況の原因をどのように把握しておられるのか、まず最初に市長に尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

ことは地方創生元年という形の中で、地方創生につきまして、いろいろとこの後、御質問をしていただくわけですが、順をもって御答弁させていただきます。

まず、弥富市の人口問題でございますけれども、以前、佐藤議員に申し上げましたのは、議員も今は御理解をいただいているように、15年後、2030年には3,500人の減少につきましては、あくまでこれは人口問題研究所の予測数字でございます。現在は、おかげさまで、弥富市の人口はほぼ横ばい状態で推移をしているところでございます。平成18年、合併したときには4万3,660人でした。そして、昨年の平成26年度では4万4,500人という状況であります。850人ほどの増という形の中で、微増、または横ばいというような状況でございます。これは、市民の皆様の大変な御努力と、そして私ども行政といたしましても、さまざまな社会資本整備、あるいは子供環境の整備、教育環境の整備ということに努めてまいりました。特に「子育てをするなら弥富市へ」という形でキャッチフレーズを掲げ、少子化対

策、あるいは子育て支援を積極的に実施してきたところがございます。その結果として、ほとんど子供さんの数も減少していないのが今の弥富市でございます。他の海部地域の自治体と比較していただいても、よい結果が残っていると考えているところがございます。

しかしながら、日本の人口の減少は確実に始まっているわけでございます。大きな転換期を迎えていると言っても過言ではないと思っておりますし、このことにつきましては議員と同じ認識を持つところがございます。何も対策を講じなければ、急速に減少に拍車がかかるということでございまして、弥富市とて例外ではありません。

前岩手県知事、そして総務大臣を務められました増田さんは、そのレポートで、2040年には日本の人口は1億円を切る。そしてまた、2040年には1,800ある自治体が半数の900になるということを提言してみえる。この人口の減少こそ、食いとめていかなきゃならない、いわば今回の地方創生の最大のテーマ、最大のビジョンであろうと思っております。今後、私も市といたしましても、地域の実情や特性を踏まえ、さらなる施策の充実に取り組んでいこうと思っております。人口減少に対する危機感を持って、さまざまな行政運営に当たりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、原因につきましては、これはいろいろとさまざまな項目があろうかと思っておりますけれども、1つには働く女性がふえたことによる晩婚化が言われております。最近のデータによりますと、初婚の平均年齢が、男性は31歳、女性の場合は29歳となっている。そして、初産の平均は31歳ということでございます。晩婚化がますます進んできているということです。

2点目の原因につきましては、核家族化における少子化が進んでいるということでございます。以前は、2世帯、3世帯という形で同居ということが多々あったわけでございますが、急速に核家族が進展をしているということです。弥富市の世帯数の推移について申し上げます。平成18年に合併したときには、1万4,660戸の世帯数でございました。そして5年後、平成23年には1万6,000戸になりました。そして平成27年、今現在は1万6,810ということで、現在もまだ、この世帯数については伸び続けておるわけでございます。18年対比といたしましては115%、そしてこの10年間に2,150戸の新しい世帯が生まれました。しかしながら、ここで心配なのが、世帯数の伸びと人口の伸びが比例をしていかないというところにあるわけでございます。

3つ目の要因は、若い男女間の価値観の変化ということが言われるかと思っております。結婚に対する本人の価値観がさまざまに変わってきている。いわば結婚至上主義という考え方から、結婚だけが人生ではないというような考え方もあろうかと思っております。そんな中で、自分自身を社会の中で生かしていくというようなキャリアが非常にふえてきているということでございます。

そして、最大の原因という形の中で、この人口問題研究所から指摘されている、提案されていることについて、皆様にも共有をしていただきたいということでお話しさせていただきます。それは、私どもの弥富市の20代、30代の結婚または子供を産み育てる人たちの人口が確実に減ってきているということです。例えば、その中の女性という形の中では、2010年には5,600人ほどの人口でございました。それが2040年には3,900人という形の中で、1,700人ほどの減少というような状況になってまいります。結婚して子供を産み育てる若い女性の人口が、ほとんど愛知県の多くの自治体で減少化であるということが非常に大きな人口減少の要因であろうと思っております。

いずれにいたしましても、そのようなことをしっかりと理解しながら、人口減少に対するさまざまな施策を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 全国的に、今、減少の傾向にあると。これはよくわかるわけですが、ただ言えることは、田舎のほう、山村とか、こういうようなところの生活をする条件が悪いところ、働く場所が少ないところ、こういうようなところの減少は当然予測されるわけですが、弥富の場合には、今、市長が述べられたような環境とか立地条件が非常にいいわけなんです。いいところで減少するというのは、これが問題なんです。ここのところを私たちはしっかり認識せないかんと思っています。

今度の地方創生の最大の目的は、人を大切に、人の減少に歯どめをかけるということであり、ます。こういうことから、それぞれの地方が主役となって、地域の潜在力を調査・研究し、土地の有効活用等によって優良企業を誘致したり、市民の職場をふやし、働くことができる環境づくりを進めたり、また住宅開発、住宅環境の整備など活性化を図り、安全で豊かな生活ができる環境づくりに取り組むと。そして、出生率を高めていく、バランスのとれた人口構成を図ると、これが今回の地方創生の最大の目的であります。

確かに、そういうことから、この地方創生事業をどういうように進めていくべきかというには、私は一つの地方創生協議会というようなものを設立して、そしてしっかりと将来を見据えた研究、調査、議論を進めながら、弥富をよみがえらせるべき一つの総合計画を再検討することが必要ではないかと考えております。

また、弥富の潜在力をどのように認識しておられるか。市長に、こうした地方創生協議会の設立に対する私の見解と申しますか対応をどのように考えておられるか、これを尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

地方創生協議会の設立をしたらどうかという形で佐藤議員から御質問をいただくわけでご

ざいますが、そういった形の中においても総合計画との整合性、そういったようなことも御質問の中にはあるわけでございますが、ことし、平成27年度は、私どもとしては、国からの指針といたしまして、人口ビジョン地方版総合戦略を策定しなければならないという義務づけをされました。そういった形の中において、弥富市における人口ビジョン、ひと・まち・しごとという形での地方の活性化について、これから取り組んでいくわけでございますが、このことにつきましては総務部の山口次長が中心になって取り組んでおります。今から彼にその詳細について答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） それでは、地方創生に関しまして、少し御説明申し上げます。

地方創生に関しましては、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして地方版総合戦略を策定してまいります。また、人口の将来展望として地方人口ビジョンも策定してまいります。策定に当たりまして、本部長に市長を初め、各部長から成る弥富市総合戦略推進本部を立ち上げます。

また、まち・ひと・しごと創生法を効果的に、また効率的に推進していくためには、住民、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、総合戦略には幅広い層から成る、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようなことが重要であることから、外部組織といたしまして弥富市総合戦略推進会議を設けて、戦略の策定、推進から検証を行っていただき、戦略を進めてまいります。この弥富市総合戦略推進会議が、佐藤議員提案の協議会の役割を担っていただけるものと考えております。

委員につきましては15名を考えており、市民、産業界、行政機関、金融機関など、現在、選定中でございます。特に地方版総合戦略の策定に当たっては、地域金融機関の地域の経済・産業についての知見等を積極的に活用することも有効であると考えており、また国からも金融機関との連携について示されているところでございます。

また、この総合戦略の策定に当たりましては、市議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であり、市議会全員協議会へも説明、意見・提言を伺うことといたしております。市議会へは、策定概要が整いました時点で御説明、また中間案、最終案という形で報告を予定させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 続きまして、先ほどの御質問の中にあります弥富市の潜在能力につきまして御答弁申し上げます。

これは長くなりますので、経済的な側面から私の意見として言わせていただきます。

地方創生に取り組むにおきましては、地域おこし、あるいは地域の活性化ということで、非常に大きな財政的な措置が必要になってくるわけでございます。いわゆる財源が必要になるわけでございます。私どもといたしましては、どのような形でこれから税収の確保をしていくかということでございますが、3つほど御答弁申し上げます。

1つは、鉄道広域道路網の充実が私ども弥富市としてはあるわけでございますので、市街化面積の拡大ということを努力していきたいということでございます。先回からお話をさせていただいております車新田地区におきましては、地主の皆様アンケート調査をさせていただきました。いよいよこの来月の下旬から、地元で地主の皆様方と勉強会を開催し、この市街化等における市の考え方を御理解いただけるように努力していきたいと思っております。

もう1つは、私どもは農業振興地域ということでございますが、適正な優良農地の確保はもとより必要であるわけでございますが、農地転用の権限移譲が国から示しをいただいております。4ヘクタール未満におけます農地におきましては、転用権限を市町村に委ねていくということが今言われておるわけでございます。このような法的な整備をしていただかなきゃならないわけでございますが、国からの考え方に基づいて、しっかりとした新たな農地の再利用というか利活用をしていきたいと思っております。

3つ目は、西部臨海工業地帯から及びその背後地からの税収をますます上げていくということでございます。現在、弥富市としては、基幹税である固定資産税、市民の皆様から大変な御努力をいただいておりますが、その全体の固定資産税の3分の1、33%ほどが、今、西部臨海工業地帯、港のほうからお願いをすることができるようになりました。こういった形の中で、さらに税収を伸ばす、あるいは固定資産税をふやすためには、西部臨海工業地帯のさらなる活性化ということに対して努力をしていきたいと思っております。

これが、私どもの弥富市の経済的な側面から見た潜在能力であろうと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことで、27年度から人口ビジョンの計画を、協議会といいますが、これからやられるわけであります。一番市が協議会をつくるときの問題点、この前も申し上げましたが、充て職が多過ぎる。専門家とか、本当にこういう問題についてよく研究しておられるような人がなかなか選ばれんのだ。市が出したやつに「イエス」、イエスマンが多いの。これが弥富市の協議会の最大の問題点だと私は思っています。ですから、そういうことも含めてしっかりと、今度つくられる場合には議会にも今の委員になられる方の一応協議をしてもらいたい、こういうことをまず要望しておきます。

それから、大体今言われたことは、私が今までに何回も言ってきた市街化区域の問題や鉄道網の問題、あるいは農業地域の転用の問題等、これは何回も私が今までもここで言ってきた

たことが、ようやくここで市長が一つの計画の中に入れられたということですから、それはそれとしてよしとしたいと思います。

そこで、私がこれから弥富市が取り組まなきゃならんという問題点を二、三申し上げたいと思います。

その１つは少子化対策。例えば今、結婚適齢期の人口が減っていくということですが、これはいわば少子化対策なんですよ。少子化対策をしっかりとやれば、それが20年、30年になったときには適齢期の人口もふえるということなんです。だから、少子化対策に取り組むことなんです。歴史的に、ことしは戦後70年という歴史を迎えたわけでありますが、日本の国が、この戦後、特に二十数年後、昭和45年ごろからだんだんだんだんと戦争に負けたというような面影がなくなって、そして世界第2位の経済大国と言われるようになったわけです。これは今、戦後70年の総括でNHKスペシャル等でもやりましたからね。一遍そういうのを勉強されると非常にいいと思っております。

特に、この日本が戦後世界第2位の経済大国になったと言われる大きな原因はどうかということ、昭和20年代に団塊の世代と言われるような人たちがたくさん生まれたということなんです。この人たちがしっかりと社会に出て働けるようになったという、こういう働く人口がふえたということがまず一番大きな原因なんです。だから、このときに、生産性も高まり、給料も上がったわけでありますが、生活も豊かになってきた。このことを当時、人口ボーナスと呼んだこともあるんです。これから人口ボーナスが減っていくと、人口ボーナスではなくて、また別の名前、人口が日本の国を減ぼしていくような、そういうような名前が出てくるかもしれません。そういうことも一つ考えると、少子化対策には真剣に取り組んでいただくということでもあります。

そのために私は、今、市長も言われたわけですがけれども、子供を産んで育てやすい環境をつくるためには、家族構成、家庭生活の問題点、こういうものにもしっかりと取り組む必要があると。だから、前にも申し上げましたが、3世代家族を奨励すること。そして、そうした3世代家族には何かの特典、例えば固定資産税の一部減免をすとか、それから結婚年齢を定めてお祝い金を出したり、3人以上の子供を奨励し、特別な恩典を定めたり、こういうような減免とか助成とか抜本的な、さすが弥富だなあと言われるようなものを、前から私、何回も言ってきておるんですが、もう一度、一遍検討されることが必要ではないかなあと思います。

それから、次にどういうことかということ、弥富に住んで安全なまちであるということを明確に示すことなんです。私は堂々とPRする必要があると思います。私が最近特に感じていることは、東南海沖地震だとか、海拔ゼロメートル以下だとか、液状化地域だとかといって、何かこの地域は大変危険なまちのよう、危険な地域のように報道されたり、また過剰な防災

議論が多過ぎるように感じます。防災、防災、確かに防災は重要なんですけれども、余りオーバー過ぎると危険だという意識が強くなるんです。だから、弥富への企業誘致をしたり、弥富に定住しようとされるときに言われることは、弥富は海拔ゼロメートル以下だからなあとか、あるいは津波や洪水、液状化などが心配だからというようなことを言われることもよくあるんです。これは一つ、きちっとせないかん。むしろ私はこう言っておるんです。この弥富あたりは、山間地域の水害被害、昨年あたりはみんなこういうところが多いんです。弥富は伊勢湾台風後、海岸堤防等のかさ上げだとか液状化対策、排水対策等、強靱化対策がしっかりとされておるから安全ですよ。住むなら弥富ですよ。こういうようなことを私は言うことがあるんです。だから、オランダのような安全なまちだということのPRをもっとすることです。これも一つには大事な問題だと思っています。そういうことを総合計画の再検討において、きちっと弥富市に定住するためのメリット・デメリットを明確に示すような、そういうPRをしっかりと私は一遍考えられたらどうだろうかと思っております。

そして、万が一に備えての公共施設等の一時避難場所というような活用については、しっかりと安全なところに安全な施設をつくるということです。特に今、市民に対しては、自分の生命、自分の財産は自分自身で守る、この基本をしっかりと持ってもらって、例えば耐震補強をされる、それに対しての助成をすとか、万が一に備えて避難所への避難ルートを周知徹底すとか、そういうようなことをしっかりとPRしていくことが大事ではないかなあと思っております。

それから3点目は、今、市長が言われたことと重複するわけではありますが、地方創生事業の活用です。これは、例えばJRとか名鉄駅周辺の整備事業、あるいはJR白鳥駅設置構想を拠点として白鳥地区の総合開発計画をつくることです。それから、都市計画道路網の整備、国道1号線を中心とした土地の有効活用並びに総合的な土地の有効活用計画をしっかりとつくることなんです。そのためには、今、私が申し上げましたように地方創生協議会、こういうような名前ですが、人口ビジョンだけでなく、そういうまちづくりの協議を専門家を交えてつくるようにしたほうが私はいいいんじゃないかなあと思っております。

とにかく、津島市とか愛西市、蟹江町も、今、議会の議論はみんなこのことばかりやっています。公共交通機関を活用した土地の有効活用計画が、どこにもみんなやっています。例えば永和駅の北のほう、あるいは蟹江駅の北のほうとか、このJRの駅を整備したり、あるいはまた北のほうの開発をするために市街化にすとか、こういうようなことも大いに議論されているんだから、弥富も前から名鉄・JRの北口の問題もありましたが、それとあわせて、私は今後、国道1号線の車新田は当然前から言っておる問題であります、北部地区、特に鯛浦から荷の上・五之三地域、西中地、こういうところにも住宅開発とか、あるいは物流拠点、東名阪のインターがあるんですから、こういう物流拠点としての構想をしっかりと考

えてみることに。

それから、今言いましたように、白鳥地区は、ただＪＲ白鳥駅をつくるだけでなく、この地域をどのようにして発展させていくか。又八とか楽平・前ヶ平地域、こういうものを総合的に将来の活用構想をしっかりと立てることだろうと思っております。

それから、市街化調整区域の鍋田地区とか十四山地区、これも私はこの前から言っていますように、富吉駅と結ぶ、一部、市街化区域を設定できるような構想とか、あるいは鍋田地区であれば工業団地が誘致できる、あるいはまた優良企業を誘致する、住宅団地もつくっていく、こういうようなこと。それから、また市街化調整区域内の住宅団地、これは特に弥生学区から白鳥学区に多いわけですが、一部、大藤学区にもありますが、こういうようなところを整備して、市街化区域へ編入していく計画も立てることが必要ではないかなあ、こういうように思っています。

そんなようなことで、いろいろ今申し上げましたが、これらの問題を具体的にひとつ検討して総合計画に上げていこうというような考えがもしあったら、市長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少子化対策についての御答弁を申し上げるわけですが、議員がおっしゃられた３世代家族に対する奨励、あるいは年齢を定めた結婚祝い金の支給、あるいは３人以上の子供さんに奨励金制度というようなことをおっしゃいましたけれども、私はこのことについて否定するものではありません。否定するものではありませんけれども、現在の若い女性、男性をまちに定住化していくということにつきましては、もっと若い人たちは価値観が変わってきているというふうにも思っておるわけですが、いわゆる違う制度を考えていかないと、なかなか定住化はできないだろうと思っております。先ほども言いましたように、20代、30代の若い男女、特に女性の方が適齢期、あるいは結婚する、そういうような形で、結婚、そして妊娠、あるいは出産、そして子育て、あるいは保育所、学校といったような教育、こういった一連の20代、30代に経験させるようなところにおいて、切れ目のない支援をしていかなきゃならない、切れ目のない子育て支援をしていかなきゃならないというのが根本的にないと崩れてしまう、そういうように考えているところでございます。これは、我々市町村だけではなかなかできるものではありません。そういう状況においては、国においてしっかりとした中・長期的なビジョンに基づく、いわゆる少子化対策のビジョンを早急に作成すべきである。

また、子育て支援という状況の中においては、社会保障・税一体改革の中で、国は子育て支援ということも中に入れたわけですが、社会保障の中に。そういう状況の中において、この連続性のある20代、30代の一つの世代ということに対して総合的にバックアップし

ていくのが、今一番重要だろうと思っております。

そういった形の中で、市といたしましては、この人口減少社会において、新たな環境整備も含めまして、さまざまな家族、子供に対してどういう環境が提供できるかということを一生涯懸命考えていきたいと思っておるところでございます。

また、安全なまちのPRでございますが、議員おっしゃるように、防災・減災という形の中で騒ぎ過ぎることはよくない、これは全く同感でございます。しかし、伊勢湾台風から56年が経過し、東日本大震災から4年数カ月が経過をいたしました。私たちは、この災害から多くのことを教訓として学んだわけでございます。しかし、伊勢湾台風から56年ということになりますと、弥富市の市民の70%以上の方は、伊勢湾台風はもう存じ上げてないというような状況でございます。いま一度、このような形でさまざまな自然災害が内外に起きるわけでございますので、そういった形の中において災害に強いまちづくりはしっかりとやっていく、これは自助・共助・公助の連携ということが必要になってくるわけですが、これがあってからこそ、まちのPRができると思っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、地方創生の事業計画の活用計画でございます。これは、先ほど議員がおっしゃいましたように、総合計画で定めております後期基本計画を着実に進めるということと同時に、いわゆる地方創生というのは地域経済の活性化ということに結びついていかなきゃならないと思っておりますので、さまざま今言われました事業につきましても計画的に進めていかなきゃならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

そして、私どもは、市町村というか地方財政という形の中で言わせていただきますと、やはり財源の拡充を国に求めているかなきゃならない。そうでないと地域の活性化ということは、大変厳しいわけでございます。そして、また平成28年度からは、今、私ども市長会としても要望しておるわけでございますけれども、いわゆる地方創生にかかわる新型の交付金の創設をしていただきたいということを強く国に求めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 多少、市長と私と考え方の違いもあるんです。それは申し上げますと、国がやってくれなきゃ、あるいは国がこういう制度をつくらなきゃということなんだけど、国がやらなかったら弥富がやってみて、いいものを国に、こうやってやったらどうだと示すことも必要なんです。

それから、結婚の問題についても、やっぱり親が、きちっと自分の子供たちが適齢期を迎えて結婚するまでは親の責任だというような意識をみんな持たせることですよ。ここらは非常に大事な問題だと私は思っています。そういうことは、今後またほかの場でやりましょう。

それから続いて、私は新庁舎の計画の問題について、これはちょっと最近疑問を抱くようになりましたので、先般、経験豊かな人、特に公務員として、あるいはまた専門家の方、このような人たちと議論をし、いろいろな指導を得ました。訴訟事件になっている問題は裁判所でやってもらえばいいわけですがけれども、議会として、こんなこと知らなかったでは済まされん問題もありますので、議会として尋ねられて知らなかったということでは済まされんような問題が最近たくさんあるような気がしましたので、二、三尋ねてまいりたいと思います。

まず、議会だより37号、これは先般、各家庭に配られました。この中で、総務委員会での質疑に対する市当局の答弁の内容であります。市街化調整区域における庁舎建設は、都市計画法の改正前は適用除外で許可を要しなかったのが、改正後は許可の制度の対象となった。開発審査会の議を得て開発区域の周辺の市街化を促進するおそれが云々とあって、また合併推進債の期限（平成33年度まで）がなければ可能と考えるが、さまざまな条件をクリアするためにはスケジュール的に無理である。こういうことがここに書いてあるわけです。これを読んだ市民の方の中には、今回、市街化調整区域においても協議の対象になったということをも市が初めて認めなんだなあということなんです。

そこで、合併特例債が15年延長されたんです。ですから、この合併特例債が5年延長されたのは、平成24年の6月20日に成立をしておりますて、6月27日に公布され、7月17日に各市町へ県から来ておるわけですね。こういうふうに来ておるわけです。そうすると、今さらスケジュール的に無理であると。これは、24年にはや来ておるんだから、スケジュール的に無理であったということ、そういう言いわけは私はいかなものかと思うんです。

まず、スケジュール的に無理であるということは何であるかといったら、25年3月までにきちっと地主さんとの話し合いがついて解決しておれば、これは延びなくてもよかったわけなんです。延びた以上は、一遍再検討する必要があるんじゃないかということなんです。

そこで、今からでも私は、市街化調整区域の検討を含めて、将来のためにどちらがいいのか、またどちらのほうが早く着手できるのか検討すればいいんでないか。時間的に、33年までに完成させる期間的な余裕は十分あると考えられますといって私のところへ言ってこられた市民でもありました。それは、あま市でも現在、市街化調整区域において新庁舎の建設計画を始めているんですから、弥富ができない、あま市ができるということでは私はないと思うんです。

そしてもう1つ、ここで私は考えたいのは、この前、県議会において黒川県議が質問されて、大村知事はこういうような答弁をしておられるんです。旧佐織町の塩田の防災広場、こういうようなものを南部地区にもつくっていくべきだということを言っておられるんです。そうすると、そういうのとあわせて新庁舎の位置の計画を考えたら、より効果的ではないか

なあということも私考えたので、そういうことも一遍今後の検討課題にされたらどうだろうか。これ1つ。これは今の現状から言うと、ちょっと飛躍しておるかもしれませんが、そういうことを私は感じました。

それから、今の現状の中で問題点を言いますと、例えば市街化調整区域ではできない、こういうように検討委員会に諮られて決めた。議会もそういうように信じたわけであります。しかし、その市街化調整区域ではできない、こういうように結論づけた経過、例えば誰が県と協議してそういうようになったのか、こういうことも市民に一遍きちっと説明をする必要があるんじゃないかなあと思うんです。誰が市街化調整区域ではできないという結論を出したんですか。これは市長だろうと思うけれども、その協議は誰がやってきたのか、ちょっとその点、尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新庁舎建設計画につきまして、さまざまな御質問でございますけれども、今現在、住民監査請求から住民訴訟という形の中で、過去11回にわたりまして口頭弁論が開催されております。今度は12回目が7月20日過ぎに行われるということになっております。私どもといたしましては、市の意見の正当性を御理解いただいて、一日も早く御審判いただきたいと思いますと思っております。

庁舎建設につきまして、調整区域ではできないというような形におきましては、法的にかかわる諸問題でございますので、この問題につきましては副市長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 市街化調整区域での市の庁舎の建設が、法令等の制度上、どのような位置づけになっておるかということについて説明をさせていただきます。

いわゆるまちづくり3法によりまして都市計画法が改正されたわけでありまして、改正前の都市計画法におきましては、市役所の庁舎は開発行為の適用除外となっておりまして、開発許可の必要はありませんでした。平成19年11月30日に都市計画法が施行されまして、同法の第29条で、開発行為をするものは都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますけれども、同29条の第3号、それと都市計画法施行令第21条第26号の二、それから都市計画法施行規則第17条の2第3号によりまして、市役所の用に供する庁舎については適用除外ではなく、開発許可を受けなければならないということになりました。それで、市街化調整区域内における開発行為について許可することができる場合については、都市計画法第34条の第1号から第14号で規定をしておりますけれども、市役所庁舎が開発許可の対象にできるとはなっておりません。

第10号で地区計画について上げておりますけれども、地区計画区域内において、当該区域

内に定められた内容に適合する建築物の建設の用に供する目的で行う開発行為については開発許可の対象になっておりますが、愛知県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインでは、市街化調整区域内に地区計画を定めようとする地区は、大規模集客施設等の立地及び商業系の開発行為を目的とするものではないこととなっております。この大規模集客施設には、市役所の庁舎も含まれております。地区計画には住居系または工業系の2つの土地利用がありますけれども、愛知県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインでは、いずれの地区計画においても、市役所の庁舎を建設することができるとする地区計画は認められておりません。

また、第34条の第14号には、前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認める開発行為と規定しております。

○15番（佐藤 博君） ちょっと副市長、途中だけど。時間がないので、そんな長々言ってもらわんでもいいの。とにかく、どこがどうしていかなんだかということだけ聞かせてください。

○副市長（大木博雄君） 今説明したとおりであります。それにまだ続いております。

それで、第14号に規定しております開発許可基準でありますけれども、愛知県開発審査会基準におきましては第1号から19号まであります。ここの中に市役所についての開発審査会基準はございません。したがって、現在地における市役所庁舎の建設が、第14号に規定されている市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認める開発行為には当たらないということであります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩に入りたいと思いますけれども、午後の残り時間で質問を再開したいと思います。

じゃあ、佐藤議員の質問につきましては、午後ということでお願いします。

暫時休憩とします。再開は1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） まず議長に要請しますが、時間が惜しいんだ、わしは。だからもっと簡潔に、イエスかノーぐらいで答弁してもらおうようによく答弁者に。

○議長（佐藤高清君） 答弁するほうは簡潔明瞭にお願いします。

佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、大木副市長から、る法的な説明がありました。そこで、その法に従ってのみ判断をしたのかどうか、県との協議はしたのかしないのか、その点について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私どもは当初、市街化調整区域でできるというふうに思っておりまして、第1回が22年9月でありますけれども、県との協議もしておりますし、10月にもしております。そういった中で、はっきりと調整区域での建設はだめだということは回答をいただいております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 県の誰がそういうような回答をしてきたか、交渉した相手はどなただったですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 県との協議につきましては数回重ねておりますけれども、県の誰かということにつきましては、この場所で答えるべきものかどうかにつきましては、相手の立場の方の御了解をいただいた上でないといかんだろうということも思っておりますので、その辺のことにつきましては、別途答弁させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、市のほうは誰が交渉に動いたか、その点だけ。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私のメモでは、当初については相手方しか書いてございませんが、11月にお邪魔したときは、伊藤総務部長、佐藤総務課長、山守主幹、都市計画課梅田、こういった者でお邪魔をいたしております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 検討協議会でも、市街化調整区域ではどうだという意見を出ておった。場所を決めるというのは重大な問題なんです。そうすることであるんなら、当然、最終的な判断をするのは市長なり、副市長なり、執行責任のある人が県の幹部、例えば知事なり、副知事なり、あるいは担当の今の部長なり、そういう人と協議するのが妥当であったんではないかなあと私は思います。そういうことがされずに、ただ市街化調整区域ができませんという結論に至ったというのは極めて軽率だと、私はそのように申し上げておきます。

それから、私は先日も、ある県の幹部とも話をしたわけではありますが、こういうように話がありました。県や国の用地担当責任者であるならば、常に相手のある場合、交渉内容を必ずメモ書きにして記録し、そして仮契約は結ばなくても双方がメモの確認をし合っておく、これが重要な問題だということでありました。

例えば県との交渉、あるいは地主との交渉は、きちっとそういうメモとか確認がとれておったかどうか、その点について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 相手の地主さんとの交渉の中では、我々のいろいろお話ししたメモはきちんとっております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） というと、メモがとってあると。それで、それは双方が確認をされておるということですね。そういうように解釈していいですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 相手方の要求と我々の出す提示については開きがありますので、それぞれ要求された内容とかはメモしておりますけれども、これでいいという確認事項はとっておりません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことが、結局後になってから大きな問題になってきて、せっかく24年の3月に特別委員会をつくったけれども、25年の3月になってから地主との交渉がなかなか困難になったということだと思うんです。この点は極めて市当局の怠慢であると私は言わざるを得ないのであります。

時間がないので次へ進みます。

そこで、今回、市は、用地の取得について初めは交換と、Aさんの土地については交換ということでしたけれども、今回、これが買収ということになったということであります。そうすると、交換ではなくなったということになった場合、Aさんの土地を本年なら本年買い上げる。そして、年度をかえてから、同じ金額で今の産業会館の土地を売却することになるわけです。それに格差が余りにも大きいわけなんです。金額がね。ところが、市の土地を売却するときには、そういうような市の公共の土地を売却する場合には、例えば競売にする、これは今まででもみんなやってきておるはずですよ。競売にしなくてもいい場合、これは公共団体に売り渡すとか、あるいはまたもとの地主さんに売却するとき、こういうことはいいわけですが、民間の人に個人に売却するときには競売にするべきではないかと思うんですが、その点の法的根拠について、どういうように考えておられるのか尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、競売にする場合ですが、これは不要になった土地を一般的に売却する場合に競売にすべきだと思っております。それで、今回の産業会館の土地を相手方に譲ろうという場合におきましては、地方自治法の237条の規定に基づいて、多少減額譲渡

になりますから、そういった中で行うものでありますので、競売とは違うと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ということになりますと、かなりの金額の差が出てくるわけですが、またここで、そういうような市の財産を処分するということで安く処分したら、これはまた監査請求なり訴訟問題が起こる可能性があると思うが、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） ですから、条例に基づいては売却というかお渡しができませんので、減額譲渡は。地方自治法237条の規定に基づいて、議会の議決をいただいた上で売却することでありますので、議会の議決がいただければ売却はできないということになります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 議会の議決ということですが、議会は交換ということであるならば、これはやむを得ずみんな賛成をせざるを得んと思うんですけれども、これだけの格差のある金額ということになったら、これは議会も、これに同意したということになると、地方自治法上ということではあっても、住民から不信を買う可能性は大いにあるわけなんです。そういう点についての考え方というのを一遍よく検討されておく必要があるんじゃないかなと。また、議会もそういう点について、きちっと私たちは考えて、法は法、住民感情は住民感情、こういうものを踏まえてやらなきゃなりませんので、どういう事態が発生するかわからないということも予測をしておいていただかなきゃいかんでしょうと、私はこういうことを進言しておきます。

それから最後に、石田技術コンサルタンツの出してきた金額については一応、私は前から言っておりますのは、これは交渉をするための一つの参考だというように私は考えてきておりましたけれども、これは適正な価格であるということであつたわけです。そうすると、23年度に石田技術コンサルタンツが積算してきたものは5%なんです、消費税が。この前、私が予算のときに尋ねたときには8%で対応ができるということは、この点はどのような見積もり方がしてあるのか、ちょっと尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回の当初予算につきましては、一部、不要になった部分を除外して積算して出しております。それで、実際に買収する場合には、年次補正が当然要りますので、年次補正した中で、再鑑定をした中で買収させていただくということでありますから、現在、当初予算とは若干違って来るだろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） とすると、一番初めの25年の6月に出した補正予算の金額と、今回

の27年の当初予算の金額は同額ですね。ただ、4万円は、今の指摘をされて、ナンバープレートを取り外す金額を減らしただけですが、同じ額で出しながら、片方は5%で、片方は8%に対応できるというのは、どのように解釈したらいいか、私ちょっとわからないので、一遍尋ねておきたいと思います。今後の議会での議決の問題にかかわってくるからです。これは、議会は当初予算を議決していますけれども、恐らく契約議決が今度生じてきた場合には大変な問題になると思いますので、その点について尋ねておきます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 確かに当初については5%で計上しておりますけれども、27年は8%になっております。そういったことも含めて、最終的にはきちんと再鑑定した中でやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がないので簡潔に言いますが、同じ金額なんです。23年に見積もった金額と、それから27年の当初予算も一緒なんです。こちらは5%だと、こちらは8%に対応できると、3%の差があるわけなんです。そうすると、この積算金額は概算というように見ていいのかどうかということなんです。しかし、私がそのことを何回か質問してきたけれども、これは適正な金額であると、正しい金額であるということで、執行可能な予算ということで今まで来たですね。そうすると、今の石田技術コンサルタンツが出したのは、適正だったのか、あるいはこれは概算として判断すべきだったのか、その点は明らかにしておくことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 物件移転補償費の算定につきましては、補償調査積算業務に必要な技術者を有する4者の指名競争入札で、石田コンサルが決定して鑑定をしております。そうした中で、補償業務管理資格を有する者が、愛知県公共事業の執行に伴う損失補償基準の関係法令にのっとって調査・積算したものであり、適正なものだと考えておりますけれども、先ほど言いましたように年次補正が当然必要になってまいりますので、今回の当初予算の中から、当然消費税の3%アップ分、あるいは年次補正でのダウンが当然あるかと思いますが、そういった中で買収をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ということなら、27年度には3%の上積みした予算を組むべきでなかったでしょうか。あくまでもこれが正しいということであるならば、これは非常に矛盾を感じることです。時間がなくなったので終わりますけれども、極めてこの庁舎の用地取得については、非常に問題が次から次と出てくるものであるということです。そういう中で、いつまでもこだわっておるならば、いつまでたってもできん可能性はあるんです。だから、私

は言っておるのは、これが適正であるならば、とことんやればいいですけども、おくれたらいかと。しかも、33年までの合併特例債を使うということであるならば、一遍再検討することが必要ではないかということを私は申し上げていますし、市民の中からそういう指摘もあるということを伝えて、終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に妊娠・出産包括支援事業について質問をいたします。

女性が生き生きと活躍できる社会構築のためには、仕事と家庭の両立支援とともに、女性が持てる力を最大限に発揮できるようにすることが重要です。しかし、妊娠、出産、子育て、介護などにより離職を余儀なくされる女性がいます。働きたい女性が安心して仕事と育児、また介護を両立できるよう、女性がやりがいを持って働き続けられる社会環境を整備する必要があります。女性の活躍を支えるためには、妊娠、出産、子育ての各ステージに応じた継続的な支援が不可欠です。

子ども・子育て支援の新制度の実施とともに、放課後子ども総合プランの推進に加え、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行う母子支援地域拠点の整備、普及が望まれています。妊娠がわかったとき、日本ではまず病院に行きます。その後、母子手帳をもらうために自治体の役所へ、そして母親学級があれば保健所、必要に応じてさまざまな機関に足を運ぶのが普通です。出産後は、今度は小児科や保育園・幼稚園、そして自治体の役所や保健所と、行き先は数カ所に分かれます。もちろん、それぞれの専門家のサービスや支援を受けることは重要ではございますが、例えば子供の持病や家族の事情などによって毎回説明が必要ともなれば、面倒になることもあると思います。

今回、私は、妊娠から子育てまで切れ目なく支援する「ネウボラ」という仕組みを取り入れたフィンランドの支援体制から質問をさせていただきます。

フィンランドでは、どの自治体にもネウボラという子育て支援を行う施設があります。ネウボラとは、フィンランド語で「助言の場」を意味する言葉で、妊娠から出産、そして子供が生まれた後も、基本的には6歳までの間、切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスのことをいいます。

日本では、子育てに対する手厚い支援を行う子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラが、今後、全国各地に整備をされます。15年度には150市町村で、このネウボラがスタートするということでございます。

また、産前・産後の母子への支援策である妊娠・出産包括支援事業、こちらも4月から本格実施をされています。この支援策に沿って、多くの自治体が新年度からの新事業を開始しています。

例えば東京都中野区でございますが、低額で利用できる宿泊型の産後ケアを行ったり、また私たちが視察で行かせていただきました千葉県浦安市や埼玉県和光市にも、昨年10月から支援体制のもと充実を図っているということでございます。

そして、また近くでは三重県名張市、こちらは昨年の夏から、主に高齢者の相談窓口となっていた市内15カ所のまちの保健室の看護師や、また社会福祉士らを子育ての相談にも乗るチャイルドパートナーに任命をし、名張版ネウボラとして利用を促しているなど、各地で自治体独自の工夫を凝らしながらの取り組みが注目されています。

現在、本市においても、妊娠、出産、子育ての段階に応じた支援が行われていますが、さまざまな専門機関が担当しているため、連携上必ずしも行き届いた仕組みではない場合もあると思います。

また、核家族が進む中で、妊娠・出産などの悩みを抱えて孤立を深めてしまいがちな妊産婦も少なくありません。特に産後鬱は重症化しやすく、児童虐待にもつながりやすいと言われます。こうした産後の母親を孤立させないためにも、寄り添う形のきめ細かな支援が重要であると考えます。

そこでお伺いをいたします。このように切れ目のない妊娠から出産、そして産後の支援のために、フィンランドのネウボラから学ぶ我がまちのネウボラの構築への御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、我が市のネウボラの構築への見解はということでございますが、フィンランドの妊娠、出産、子育てまでの支援制度「ネウボラ」は、一人一人を大切にし、血の通った政策を、貧富の差にとらわれず全員に提供するという考えから来ており、我が市も学び、改善するところもたくさんあると思います。

妊娠、出産、育児支援において相談機能が働いているかどうか、切れ目のないきめ細やかな対応というものにつきましては、気軽に話ができる体制が構築できているかといったことが大切なことであるかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、我が市の妊娠期相談体制であったり、また産前・産後のサポート、産後のケアなどについて、我が市はどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 取り組みの御質問でございますが、まず保健センターに妊娠届を提出いただいた妊婦さんやパートナーの方に、保健センターの保健師が中心

になりまして、直接母子手帳を交付しております。このときは妊婦の方と保健師との初対面のときで、困り事等の相談、支援の始まりでございます。若年であったり、鬱病など心の病のある妊婦等ハイリスクの方には、継続的に妊娠中から担当保健師がかかわります。また、必要に応じ、児童課の家庭相談員とともに連携をとりながらかわっております。

出産後の赤ちゃん訪問事業では、市内を地区割りして、全ての出生児に対し保健師が訪問を行っております。この赤ちゃん訪問では、母子の心身の状態や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供を行っております。支援が必要な家庭には、関係機関と連携しながら継続的に支援しております。乳幼児の4カ月、1歳6カ月、3歳の健診、予防接種や離乳食講習会など保健センターに来館した折に母子の健康状態等をお聞きしたり、相談内容によっては助産師や心理士を交えた相談も行っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。

本市も保健師さんを初め、さまざまな分野で献身的に支援、サポートをしていただいていると思いますけれども、これらをワンストップで包括支援するための課題についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ワンストップで支援することが理想ではございます。多種多様な専門知識を備えた人材、専門職をそろえることには限りがございます。しかし、事前に地域担当保健師に電話等で相談内容を伝えていただければ、それに対応できる相談スタッフのいる育児相談、栄養相談、子育て相談、歯科相談、発達・発育・病気等の診察、相談を小児科医が行うすくすくクリニックにつなげていくようにしております。

また、保健師の専門知識の一層の向上や、福祉関係職員等保健師以外の職員に対しても、各種研修の積極的な参加を考えていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、既存のネットワークや施設活用など、拠点の整備についてはどうお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） この点につきましては、今まで同様でありますけど、保健センターが拠点となり、児童相談所、保健所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、保育所、のびのび園、児童課等と連携、ネットワークをつくりながら、支援体制を強化していくことが必要であると思っております。

今後、相談支援の内容も、発達、虐待などといったものに大きく変わっていくことが予想されております。そうした場合の対応として、人的整備、マンパワーとして、保健師、臨床

心理士、看護師等の増員も視野に入れていく必要があると考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。

昔はというか、かつては、お産婆さんがいらっしゃいまして、家まで訪ねてこれまして、妊婦さんに付き添って出産の手助けをしてくれることが多くあったかと思います。また、当時は大家族も多くあったりして、お産婆さんを初め家族や地域社会がお世話をする力も強かったのではないかなと思います。

現在でいう助産師さんですが、全国で約3万5,000人いらっしゃるそうです。その9割以上が病院など医療機関に所属をしていて、家まで訪ねてお世話をしたり相談してくださったりという助産師さんは約2,000人、少子化とはいえ年間約100万人の新生児が誕生することから、とてもこの2,000人の助産師さんでは手が足りない状況だということで報道がなされておりました。

今、核家族が進む中、最近は高齢出産の女性も多く、その場合は当然親御さんの世代も高齢化していて、とても出産の手伝いに来てくれる状況ではないということでございます。里帰り出産ができずに、孤独に耐えながら出産、子育てをする女性も少なくありません。

また、出産後は、体のホルモンのバランスが崩れることもあって精神的に不安定になりがちです。私も子育てをしながら感じたことは、出産のときですけど、私の体験ですけれども、何げない一言が傷ついたりして、反対に今度は温かい言葉が非常に胸にしみたりという、そのまたいらいらが今度は子供に当たってしまって、たたいたりしたこともありました。寝顔を見ながら「ごめんね」と言いながら、そんな子育てをしてきたのをちょっと思い出しまして、精神的に不安定になりがちなのはあるなということを感じます。

産後鬱、児童虐待、ネグレクトなど解消のためにも、妊娠、出産、子育てと切れ目のないサポートを提供するフィンランドのネウボラから学ぶものは大変大きいものと思います。どうか全ての妊婦さんや、その家族をタイムリーに支援していく、そしてそうした場所を提供する、そうしたことを念頭に、弥富版ネウボラの構築を申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございます。子どもの貧困対策についてお尋ねをいたします。

厚生労働省の調査では、2012年の子どもの貧困率は16.3%で、子供の6人に1人が生活困難な環境にあり、全国で貧困の子供は300万人余りとあります。

貧困率というのは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合をいうということで定義されております。ひとり親など大人が1人だけの世帯の貧困率は5割を超えていて、先進国の中で最も高い水準にあると言われております。

親を亡くした子供たちを支援するあしなが育英会が奨学金を受けている高校生にアンケートをしたところ、このような声が寄せられたといいます。「正直、あした食べる御飯に困っている。早く自立できたらいいなあと何度もふさぎこんだ」、あるいは「学校では食わずに我慢している。友達といるとお金がかかるので、いつも1人でのいる」など、貧しさは子供の責任ではないはずなのに、本当に深刻です。

政府は昨年1月、子どもの貧困対策法を成立させ、8月には経済的に厳しい家庭の子供を支援するために必要な施策をまとめた子どもの貧困対策大綱を閣議決定し、貧困の世代間格差を断ち切るという基本方針を掲げ、親世代の学び直しなどを進める方針で、この大綱を受け各都道府県は、貧困対策計画をまとめる努力義務が課せられました。

子どもの貧困を解決するには、税制を初めさまざまな支援策が必要となってきます。このため、福祉や教育、保健など、多くの分野で政策を打ち出すことのできる自治体の役割も大きいものと考えられます。子供たちへの支援は、次の時代を担う大人を育てることでもあり、子供たちが将来に希望を持てるよう手厚い政策を着実に進めて、今、目の前にいる子供たちを救うためには自治体の政策が重要であるかと思います。

そこでお尋ねをいたします。子ども貧困対策法、子どもの貧困対策大綱など、こうした国の動きについて市長にお聞きしたいと思います。子どもの貧困対策についての認識をお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

現在の少子化というような状況の中で、恵まれた子供さんたちが多いかなあというふうに思いがちでございますけれども、今、議員のお話を伺っておりますと、300万人の貧困の子がいるということに対して、正直驚くところがあるわけでございます。

先ほどお話がございました2年ほど前の子ども貧困対策法、あるいは子ども貧困対策大綱という形で、この法の目的は、子供の将来が、その生まれ育った環境において左右されることのないように、また貧困状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するために制度化されたと理解しておるところでございます。

現在では、学校、地域の視点から子どもの貧困対策を考えようという形の中でしっかりとやっけていただいている。あるいはまた、「なくそう子どもの貧困」という形のスローガンのもとに、教育関係者、あるいは福祉の関係者、行政の関係者が情報交換会を行っているところでございます。

また、この法ができた背景ということを私たちは少し考えなきゃいけないだろうと思うわけでございますが、それは1つは生活保護基準の見直しと連動して、いわゆる就学援助が受けられない子供が非常に多くなっているということがあろうかと思っております。生活

保護基準ということが、いろんな扶助費という形の中で見直しをされているわけであります。そういった形に連動した形の中で、その中には子供さんもいるということでございます。

また、子どもの貧困を通して、貧困全体に対して取り組む必要があるということも言われておるわけでございます。学校で子供たちが見せる問題行動、あるいはサインの背景から家庭の状況を理解するために、しっかりと教育関係者も現場の中で見出していかなきゃならないと思うわけでございます。

そして、この子ども貧困対策法、あるいは大綱という形の中においては、地方公共団体の役割がしっかりと明記されております。そうした形の中で我々としては、この理念にのっとり、教育の支援、あるいは生活の支援、あるいは就労の支援というようなことまで、国と協力をしながらやっていかなきゃならないだろうと。具体的な施策ということに対して、これを発信していかなきゃならないだろうと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、弥富市という形の中で、こういった子どもの貧困に対して、いま一度改めて考えていく時期に来ているということも考えておりますので、また議員各位の御協力もお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長より御答弁いただきました。

貧困には負の連鎖がつきまといます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人しても安定した収入を得られる職にはつけずに、親と同じように貧困にあえぐケースが多いとも言われております。生まれ育った環境で将来が左右される事態はあってはならないことでありまして、しかも不十分な食生活の影響で栄養が偏りがちになり、健康面も心配されます。

そこでお伺いをいたします。ひとり親家庭の親の就業支援など、子どもの貧困とかかわる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて市はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの保護者への支援といたしましては、母子家庭等就業支援センター及びハローワーク津島との連携をとり、親の就職等の支援・助言をしております。

具体的には、親のスキルアップのための就業支援講習会、また面接等に必要な知識・対応などを学ぶための就職活動セミナー出前講座、また仕事を始める前の一歩、自分を知って仕事を探すためのキャリアカウンセラー相談、親の資格取得への生活援助、税金、年金保険料の軽減、所得の制限はございますが、母子・父子家庭等の医療費の公費負担、生活困窮者の母と子に対する母子生活支援施設への入所、別れた親からの養育費について指導・相談、J

Rの事業でございますけれども、通勤定期の運賃割引がございます。

また、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な保育サービス支援といたしまして、本年4月から一時保育事業を始めました。また、平成28年度には、ファミリーサポートセンターを活用した医療機関連携型の病児・病後児預かりを実施する計画でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 今、部長から御答弁いただきましたけれども、保護者への就業支援ということで、さまざまな角度から支援、取り組みをなされているということがわかりましたけれども、どうぞ今後も、所得や資産の格差解消に向けた取り組みというか、保護者としっかりと向き合った支援、取り組みをお願いいたします。

それでは、次に貧困による教育格差をなくす活動について。

例えば東京都足立区では、専門の部屋を設けて、出産前から就労までのライフステージごとにきめ細やかな対策を打ち出す中で、例えば授業内容の理解度が不十分な小学生に個別の学習指導を行う「そだち指導員」を小学校に配置されたり、また区立の中学校には、生活面から生徒を支援し、適切な学習環境の構築を助ける生活指導員を置くなどとしております。

また、京都においても、山科区や伏見区では、地域が寄り添い、大学生がボランティアで子供とマンツーマンで行う学習支援も話題となっております。

そこでお尋ねをいたします。4月からの生活困窮者自立支援制度では、子供の学習支援が自治体の任意事業に組み込まれましたが、本市におかれましては、こうした取り組みについてどのようにお考えになられるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されました。この中で任意事業として、生活困窮家庭の子供への学習指導事業や家計相談支援事業等を行うことができることとなっております。

この学習支援事業につきましては、生活困窮世帯の子供だけではなく、生活保護受給家庭の子供も、この事業の対象となります。生活保護世帯や生活困窮世帯では、子供を塾に通わせる金銭的余裕がないというような状況であることは認識しております。現段階では、必須事業である自立相談支援事業を市社会福祉協議会に委託し、4月から実施しているところでございます。

4月からの相談件数でございますが、10件ございました。その中で学習支援に係る相談は、

特にございませんでした。

また、平成27年3月31日現在、生活保護受給世帯で小・中・高校生のいる世帯は23世帯で37人です。このうち、中学3年生は1名で、全日制の公立高校に通っております。

任意事業である学習支援事業につきましては、貧困連鎖の防止に有効な取り組みであると思いますので、今後、先進市や県内の他市の状況を見ながら研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長の最初の御答弁にもございましたように、政府の大綱では、子供の将来が生まれ育った環境で左右されることのないように、貧困対策は極めて重要と強調されております。全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す中で、保護者に対する学び直しであったり、ひとり親家族に対する支援であったり、そして子供たちへの教育など、先進地を倣って検討していただけるようでございますけれども、本市における貧困対策の取り組みとして、今後もさらなる推進をしていただくことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

3点目でございます。ミストシャワーの導入についてお尋ねをいたします。

近年、異常に高い気温が続く状況で注意すべきは熱中症です。熱中症は、室温や気温が高い場所に長時間いることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、目まいやけいれん、頭痛、ひいては生命に危険が及ぶことがあります。

風薫る5月と言われる先月でございます。1年を通して大変過ごしやすい季節でもございますが、ことは既に全国各地において記録的な夏日、また真夏日が続きました。平成25年の9月議会で、私はこの熱中症対策について質問をし、ミストシャワーの導入を要望させていただきました。ミストシャワーは水道水を霧状に噴射し、その気化熱で周辺温度を二、三度下げるものでありまして、体感温度が下がるという効果があります。前回での質問でも申し上げましたが、特に晴天時に地面に近いほど気温が高くなることで、大人が熱いなあと感じているときは、身長の高い幼児は、さらに高温の環境に置かれていることもわかっていきます。

本市は、そうした熱中症予防策の一つとして、昨年、試験的に弥生小学校と桜小学校にミストシャワーを設置させていただきました。

そこでお聞きしたいのですが、この2校におきまして、このミストシャワーの使用結果とその後の状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

またあわせまして、今後、他の小・中学校や公共施設などへの設置予定はございますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） ミストシャワーの導入についてお答えいたします。

平成25年9月議会にて御提案いただきました。市では26年度に、猛暑から児童たちの熱中症を防ぎ、快適な学習環境の維持を目的に、弥生小学校、桜小学校に試験的に導入したところでございます。昇降口に設置し、運動後や第2時限終了後長めの休憩時間など、汗をかいた後に利用しています。身体の体温を下げる効果もあり、先生や児童からも好評を得ているところです。

初期的な熱中症対策としては大いに期待できると思われまますので、27年度においては小学校への設置を進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま課長より御答弁いただきました。

弥生小、そして桜小の先生や児童の皆さんにもミストシャワーは大変好評であるということでございます。そして、ただいまは、27年度は小学校への設置を進めていってくださるということでございます。

熱中症は誰にでも発症する危険性がございますので、予防策の一つとして今後もぜひ、小学校だけとは限らずに、他の中学校、また公共施設にも、できるところから設置をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして質問いたします。

私は、弥富市制10周年記念事業について、まず1点目に質問いたします。

平成18年4月1日に弥富町と十四山村が合併し、弥富市が発足してから来年4月には10周年を迎えることになりました。この間、弥富市は、北部地域を中心に名古屋市ベッドタウンとしての住宅街を形成し、また南部地区においては航空宇宙産業を中心とした工業地帯、そして鍋田埠頭、弥富埠頭を中心とした港湾地域として大いなる変貌を遂げました。

まず、質問に入る前に、この10年間の弥富市の変遷について簡単に述べさせていただきます。

まず人口については、平成27年4月1日現在におきまして4万4,469人で、10年前に比べ2,010人増加しております。地区別に見ますと、増加しているのが桜・日の出学区、1,901人増、弥生学区、715人増であり、減少しているのが白鳥学区、107人減、大藤学区、108人減、栄南学区、369人減、十四山地区、33人の減であります。栄南学区の減少が多いのは、名古屋競馬の関係者が住んでいる駒野地区から、名古屋競馬の衰退とともに離職される方が多くなって、転居に起因するものであります。

次に、教育関係におきましては、まず弥富中学校の鎌島地区への移設、日の出小学校の新設がなされ、保育所関連では新弥生保育所、さらには新白鳥保育所の建設事業が行われまし

た。

また、公園事業につきましては、三ツ又池公園の整備が行われ、芝桜公園として弥富市の三花まつりの中心的な役割を果たすようになりました。

南に目を移しますと、港湾事業では平成24年4月に鍋田埠頭第3バースが供用を開始し、コンテナ取扱量も平成25年度には115万TEUとなり、特別とん譲与税も1億4,000万円をいただくようになりました。

住民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税、入湯税といった市税におきましては、平成18年度に約67億円であったものが、平成25年度には約77億円となり、10億円ほど増加しております。

防災面におきましては、内水災害から市民を守るため、新孫宝排水機場、大神場排水機場、鍋田南部排水機場、松名排水機場等が整備され、それらに至る排水路工約41キロメートルが改修されております。

平成25年3月議会におきまして、私がこの10周年記念事業について質問しましたが、このときは、式典、イベントについては行う考えではあるが、具体的に検討の段階には入っておりません。記念事業といたしましては、冠事業のほかシンボル事業として、これからの弥富市のアピールとなるような事業や市民からの事業アイデアをいただき、誰もが10周年を祝えるような参加型事業のようなものを考えていると答弁されています。

また、服部市長も平成19年2月に市長に就任され弥富市政になって以来、ほとんどが服部市政であります。したがって服部市長も、この10年の思いは特別なものがあると思います。

そこでまず、弥富市制10周年記念事業に対する市長の思い、考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

市制10周年ということで、記念事業についてどう考えているかということでございます。

平成18年4月1日に新市が誕生したわけでございます。ことしが10年目という一つの大きな節目に来たわけでございますが、本当に月日のたつのは早いなということが皆様方も含めての実感ではないかと思っております。

この10年間、新市の一体感という状況の中で、市民・住民の皆様には大変な御努力をいただいたということでございます。そして、それぞれのお立場で私ども行政に対しまして、その発展に対して大きく寄与していただいたことを、この場をかりまして厚く御礼申し上げていきたいと思っております。

10周年ということにつきましては、平成28年度の事業という形の中でやっていくわけでございますけれども、これから先の10年、どうしっかりとしたまちづくりを市民の皆さんと協働の精神でしていくかということに尽きるかなあと思っております。

そうした形の中では、さまざまな市民参加型のイベント、あるいはさまざまな記念事業という形の中でお祝いをさせていただきたいと考えておるところでございます。これは財政的な措置をしていかないと、そのイベント、10周年記念事業もできませんので、具体的には弥富市制10周年記念事業庁内連絡会議を私どもの庁内に設置いたしまして、大木副市長を委員長としてさまざまな事業を考えていきたいと思っておるところでございます。

今、構想として持っているのは、10周年という形の中での記念講演会をしていきたい、そしてまたスポーツ、文化、芸能のイベントを開催していきたい、またNHKさんとのタイアップで共同した番組を構成していきたいとも思っております。

そしてまた、私どもは地場産業として金魚というのがあるわけでございますけれども、奈良郡山、あるいは熊本の長洲町という形の日本の生産地の皆様にも声をかけさせていただきまして、金魚サミットを開催したらどうかなあとも思っておるところでございます。

そしてまた、今、防災・減災を考えていかなきゃならない時期でございますので、国土交通省、愛知県、あるいはさまざまな官庁等との連携の中で、弥富市独自の防災訓練を開催していきたいと思っております。

また、各種団体から、こんなことをやったらどうだということにつきましては、この下期からアイデアをいただきながら、市民参加型のイベント、記念事業にしていければと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、具体的な内容について、提案も交えながら質問させていただきます。

まず事業の実施期間ですが、今、市長から28年度ということでは言われましたので、私は28年4月1日から29年3月31日までの1年間の期間をもってというのが適切だと思いますが、この期間に対してどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

実施期間につきましては、議員からもお話がございましたように、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） この記念事業の趣旨及び目的として、私は本市のよさと魅力を効果的に発信し、市民の皆さんの弥富市への愛着感の高揚を図るとともに、他市からの来場者に対しても、本市への認知度、好感度を高めてもらい定住を推進すること、あるいは交流の地として定着を促進することであると思います。

また、市民の皆様からの提案や参加等の参画を通して市政への関心を高め、市民との協働

による市政を推進する端緒とすることだと思います。

そこでまず、この記念事業の全体像としては、まず1つ目が記念式典、2つ目に市民参加事業、3つ目に弥富市のPR事業、以上の3つを柱として私は考えていくべきだと思いますが、市側の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

全体像といたしましては、先ほど議員もおっしゃられたように、記念式典、それから市民参加事業、PR事業を考えております。記念式典につきましては、10月の健康フェスタ、11月の市定例表彰に合わせた開催を考えておりまして、市民参加事業などにつきましては、キャッチフレーズやロゴマークの募集、図画、作文による未来の弥富などが考えられますが、現在検討中でございます。

弥富市制10周年PRにつきましては、ホームページにおいての特設サイトなど考えられますが、今後検討してまいりたいと考えております。

また、広報紙によりますPRや既存の事業に冠をつけてPRを行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、3つの柱を申し上げたわけですが、この中で市民参加事業について事業の内容の検討につきましては、私は参加事業を、今、答弁がありましたが、文化・歴史、スポーツ、祭り・イベント、環境・自然、産業といったように分類して、各事業において検討すると。

また、記念キャッチフレーズも今募集ということもありましたが、広告啓発活動として、イベントカレンダーなどをつくって全戸配布とか、そういったことも考えられます。あるいは、これは今答弁がありましたが、冠事業を募集するといったように、たくさんことがあります。

私が今思いついているだけでも、弥富市の例えば縦断駅伝大会、あるいはギネスに挑戦するイベント、あるいは弥富市だけのギネス大会、そういったもの、それから市長から今御答弁がありましたが、私はNHKのど自慢大会とか、あるいは今人気があります出張なんでも鑑定団、こういったものを承知、あるいはきんちゃんのリニューアル、そして海から見た弥富市の見学等いろいろありますから、こういったことは市民を交えた10周年記念事業検討委員会、今、大木副市長を中心に、そういった会をつくる予定という回答がございましたので、私もそのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、一応ここで私が思っておる事業について、二、三事例を挙げながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、きんちゃんのリニューアル事業ですね。これは10周年のPR事業として考えておるわけですが、以前私、質問したときには、地域のアイドルユニットAMTを考えておると、つくる直前だったので、今はそちらのほうへ目を向けるので、きんちゃんのリニューアルを考えんというような回答をいただいております。その後、ずっと見ておるんですが、きんちゃんはできて20年ぐらいになると思います。元祖ゆるキャラであります、認知度とか人気度がどうもいまいちと思っております。これは、現状のきんちゃんの縫いぐるみが金魚のイメージになってないんじゃないかなあと私は思っております。現代の若者、子供さんたちでも見ますと、アクションを伴ったキャラクター、こういったものに人気がいつているんですね。ですから、若者の感覚に合ったものにしたらどうかなあと思っております。我々中高年の年代には、弥富といえば金魚というイメージがありますが、若い人たちにとっては、どうも弥富イコール金魚には結びついていないのも、こういったところに原因があるのじゃないのかなあと思っております。

そこで、今行われておりますが、これは中日新聞が主催でやっております。JIMOキャラ総選挙、これについてちょっと説明させていただきます。

きょうの中日新聞の中面にも載っておりましたが、これは中日新聞が主催しております、地元PRのために編み出されたいろんなキャラクターを地元キャラクター、つまり「JIMOキャラ」と命名して、地域の魅力を多くの方に知ってもらい、地域の活性化を目指して、JIMOキャラ総選挙が今行われているところであります。5月15日から6月30日までとなっております、1人1日1回ワンクリックの投票ということになっております。現在は東海3県下で51のキャラクターが参加しております、きんちゃんはエントリーナンバー39番でエントリーしております。

6月11日に、その中間結果の発表がありました。1位が知立市の「ちりゅっぴ」、2万362ポイント。それから、常連といいますか、皆さんよく御存じ、岩倉の「い〜わくん」5位、稲沢市の「いなッピー」10位、こういうことになっております。きんちゃんはいますと28位、真ん中よりちょっと下なんですね。1つ上が、お隣の愛西市の「あいさいさん」27位、それからびっくりするのは25位、弥富より上にお隣の飛島村の「とびしマン」がいるんですね。人口を比較しますと、弥富市の10分の1しか人口がないんです、飛島村。それでも、こういったように弥富市より順位が上に来ているということは、村民へのPRをしっかりしている。それに村民も応えて飛島をPRしようと、そういうあらわれじゃないかなあと私は思っております、市としても、もっとこういったことを市民によくPRして、弥富市を東海地区、あるいは全国に広げてもらいたいなあと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それから2点目、自転車競技大会について少し伺います。

まず、現在、弥富市において、自転車競技に関する大会等、そういったものはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

自転車に関する競技大会の開催についてでございますが、現在では実施をいたしたことはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 実施したことがないということですが、いろいろな面で、今、注目を集めている自転車であります。こういった自転車競技を10周年記念に絡めて、こういった競技を市のほうで考えていただければなあと思います。何も競争するだけが自転車競技じゃありません。いろんなパターン、バリエーションを考えていただいて、自転車競技というものを成り立たせていただきたいなあと思います。富浜ゴルフ場を周回しておりますサイクリングロード、立派なのがありますから、ぜひそういったところも活用して自転車競技を考えていただきたい、こんなふうに思います。

それから、先ほど言いましたがギネスのことですね。弥富市だけのギネス、こういったことも考えられんかなあと。あるいは弥富市は今、南北に長いです。15キロありますので、そういった縦断駅伝、こういったものを企画してはどうかあと思っております。

こういった今私が言ったようなことは、一般市民の方も、今、私の知っているだけでも地域盛り上げ隊、こういったものを立ち上げて、毎月定例会を開いて、この弥富市を盛り上げようということで活動している組織もありますので、そういった方の御意見を受け入れるホームページ上のコーナーですね。今現在では市への提言メールというコーナーがありまして、さまざまな御意見を市のほうへいただいているわけですが、その中でホームページ上のホーム画面にトピックスコーナーといって、いろんな紹介があります。そういったところへでも、こういった受け付けますよと、ただいま地域活性化に関する問題を受け付けておりますので、どうぞ提言メールのほうへ投稿してくださいといったようなPRをしていただければと思っております。

それでは、次の質問に入っていきます。

次は、環境・自然のテーマの中で、1つ私提案したいことがありますので申し上げますが、弥富市の第1次総合計画基本構想の中で、合併3年後の平成21年3月に、弥富市の今後10年のまちづくりの指針として、第1次弥富市総合計画「弥富新時代への針路」が策定され、弥富市の将来像として、新たなまちづくりのキーワードとして、調和、安全、交流、協働の4つのキーワードをもとに6つの政策目標を掲げ、みんなでつくるきらめく弥富を目指し進んできました。現在では、平成21年度から25年度までの5年間の前期基本計画を継承し、26

年度から30年度までの5年間の後期基本計画に基づき、「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現を目指し、まちづくりを推進しているところであります。テーマとして調和、政策目標として快適で安全・安心な弥富の第1次弥富市総合計画基本構想に基づき、10周年記念事業として、仮称ですが弥富の郷土の森づくり計画について申し上げます。

前期基本計画終了後に行いました市民の皆様からのアンケート調査の結果、市の各施策の重要度の中において、生活環境分野において、公園、緑地の整備が評価点3.75と重要度が高くなっております。この森づくりの目的ですが、弥富の郷土の森づくりは、市民、企業、行政のパートナーシップによって新たな樹林地をつくり、森づくりによって次世代に残る緑豊かな環境と暮らしの実現を目指すものでありまして、都市化する弥富の環境づくりに寄与するものであります。

現在、市内での緑の拠点としては、南部地区においては弥富野鳥園、富浜緑地、中部地区においては海南こどもの国、十四山三ツ又池公園がありますが、北部地域には拠点がありません。今後、市街化が進んでいる北部地域に緑の拠点として、後期基本計画の中にあります生涯健康のまちづくり構想の中でウォーキングコースの活用が上げられておりますが、歩いて健康の実践の場として、現在は三ツ又池周辺等におけるウォーキングコースの有効活用及び利用促進が取り上げられております。

このように、健康づくりに役立ち、また防災機能もあわせ持つ新たな公園づくりを目指してはどうかと思いますがどうでしょうか、市側の答弁を求めます。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、弥富市周辺の市街地周辺におきましては、ひので公園や尾張大橋緑地、筏川桜緑地、輪中公園等の緑地のほかは、街区公園や子供の遊び場がほとんどであります。御指摘のような健康づくりと防災機能をあわせ持った緑の拠点となるような公園は今現在ございません。

御提案の森・公園の利用想定形態から、規模は数ヘクタール以上となる地区公園、総合公園をお考えと推測いたしますが、市街地及びその周辺でのこの規模の公園、緑地の確保は非常に難しいと今現在考えております。

市では、三ツ又池公園に隣接する区域で総合運動公園の構想があり、三ツ又池公園のウォーキングコースとあわせて健康づくりに役立つ公園として、また防災にも配慮した施設とする計画を持っているところでございます。

また、市街地周辺の新たなまちづくり検討区域において、事業実施時には、防災、健康づくりに十分配慮した公園を計画していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 弥富には山がありません。緑が少ない土地であります。緑の多いところに行きますと、心が癒やされます。弥富市の北部地域は、今後も住宅がふえていくと思われます。そんな場所には、心が癒やされる森、公園が必要ではないかと思います。森づくりですから、すぐにできるわけではありませんが、市制10周年を機にプランニングを始めることだと思って御提案させていただきました。

土地は当然市が提供しますが、森づくりに関してはスポンサー企業に参加していただき、植樹に関しては市民が参加する。そして、市民、企業、行政のパートナーシップで森づくりを進め、完成したときには健康の拠点、子供から高齢者までさまざまな世代が集い、生き生きと触れ合える交流の場、そして環境学習の場、防災拠点となる場所として目指すべきものであることを申し上げまして、次の質問に入ります。

2点目の質問ですが、2点目は新庁舎建設に向けての現庁舎の安全確保について、こういうタイトルを書きましたが、要は耐震性のある安全な施設のもとで市役所の業務を一日も早く行うべきではないですかという趣旨の質問であります。

新庁舎の建設に当たりましては、隣地を取得として建設する基本構想により、平成25年6月議会にて物件移転補償費に関する補正予算が計上されました。その物件移転補償費に関して住民監査請求がなされ、その予算に対する差しどめ請求訴訟へと発展し、現在係争中でありまして、新庁舎建設事業は1年半全く進んでいません。当初、平成27年3月には結審されるとの予測がありましたが、結審されませんでした。

そこで、この先いつ結審されるのか全くわからない状況になってきましたので、4月に入りまして、この件につき会派内で協議したわけですが、そのとき、私、清流クラブですが、清流クラブ会派会長の小坂井議員より、新庁舎建設の問題とは切り離し、とにかく一日も早く現在の庁舎で行われている業務を安全な場所へ移すべきではないかとの提案がありまして、協議したところであります。私自身も、昨年末に支援者の方から同じ内容のことを指摘されておりました。

とにかく、新庁舎の話が進むにつれ、私も含め、皆さんは庁舎建設のほうばかり目が向いて、一番大事なことである来庁される市民及び、そこで働く職員の安全性が置き去りにされてしまったのではないかと思います。想定される南海トラフ巨大地震が発生しても市役所の業務が安全に遂行されるためには、現庁舎からの移転が必要であります。市民窓口業務が各所に分散され、また市の中心部より離れ、多くの市民の皆様には不便をおかけすることにはなりますが、安全を第一に考えなくてはなりません。現在の庁舎が耐震性に乏しく危険であることは、市、そして議会も十分承知しているわけで、その安全対策をいつまでも講じないものはいかながなものかという結論に達しましたので、この6月議会での一般質問に至ったわけであります。

質問に入ります前に、これまでの経緯について簡単に述べたいと思います。

現庁舎は昭和41年に新築、附属施設は昭和52年に新築、そして昭和60年に本庁舎の増築を行いました。平成8年に本庁舎、平成15年には附属施設等に耐震診断を実施し、耐震改修が必要であることが明確になりました。平成21年、弥富市幹部会において、庁舎の耐震改修方法について、建てかえも含めた検討が必要であることが位置づけられ、これに基づき平成22年に各種団体の代表及び市民からの公募により、弥富市庁舎改築等検討委員会が設置され、さまざまな検討が行われた中で、新庁舎の建設場所については、現庁舎の隣地を取得して建設することが決定されました。

これに基づき、平成24年3月に弥富市新庁舎建設基本構想が示され、議会においても庁舎改築等特別委員会が設置され、新庁舎建設に向けてスタートしました。平成24年11月には、弥富市庁舎建設基本設計案が示され、パブリックコメントを実施し、17名の市民の方から44項目にわたり御意見をいただいたところであります。

その後、6月議会において、新庁舎は隣地を取得して建設するために、その物件移転補償費の補正予算が計上されました。しかし、残念なことに、この物件移転補償費に対して住民監査請求がなされ、さらにはその予算に対する支出の差しどめ請求訴訟が名古屋地方裁判所に提起され、現在まで1年半以上、事業が停滞しているところであります。これがこれまでの経緯であります。

現庁舎では安全性が担保されないとして、平成25年9月議会におきましても横井議員から、職員、そして来庁される市民の方の安全性に関する趣旨の質問が行われております。我々清流クラブでも、一向に進まない庁舎建設に向け、ただ手をこまねいて何もせず、時間だけが過ぎていく現状でいいのか。いろいろ議論した結果、新庁舎建設問題とは切り離して考え、本庁へ来庁される市民、そしてそこで働く職員の皆様の安全性を第一に考え、市民の皆様には不便をおかけすることになりますが、耐震性のある施設を仮庁舎として機能するよう、一日も早く移転準備を整えるべきではないかとの結論に達しました。

弥富市民にとって一番大事なものは何か。この考え方の違いが新庁舎問題の原点ではないのかと思います。我々議員も誰一人として新庁舎の建設に反対しているわけではありません。ただ、目的地にたどり着く方法論で違いが出ているわけであります。先ほど佐藤博議員から庁舎建築に関するさまざまな問題点が指摘されました。御指摘はしっかりとお聞きしておりますが、この件につきましては、議員一人一人が新庁舎建築の意義、目的をしっかりと考え、責任を持って議会において議決してきたところであります。しかしながら、残念なことにただいま係争中となっており、事業がストップしている状態が続いております。

私は最近になって、我々は何か大事なものを忘れてしまったのではないかと感じておりましたところ、6月議会において、議案第36号に一般会計補正予算が計上され、その中に仮庁

舎改築準備に向けての予算として180万円が計上されました。私は、市側も一番大事なものを忘れていなかったんだなあと思い一安心したところであります。概要説明は受けておりますが、その中身、詳細について質問いたしますので、よろしくお願いします。

まず初めに、6月議会に仮庁舎改築準備に向けての補正予算を計上されたわけですが、その理由からお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、いろいろと今までも計画を皆様方と慎重審議をしてきたところでございますが、その建設事業につきましては、本来ならば平成26年度に実施設計をし、27年度にも工事を発注し、仮移転という形の中でのスケジュールを組んでおりましたけれども、先ほど御説明があったように、訴訟問題に発展をし、その予算の差しどめ請求という形で係争中でございます。

そういった形の中で、裁判は裁判としてこれからも続いていくわけでございますが、議員の今の御質問の中にもお話がありましたように、市民の安心・安全、そしてまた私ども職員の安全ということに対してもしっかりと担保していかなきゃならないと思っておるところでございます。議員も御承知のごとく、現在の庁舎の耐震診断の結果ということにつきましては、大変厳しい数値、I s 値0.3という形でございます。これは、防災拠点機能をとして庁舎というものはあるわけでございますので、0.9以上のI s 値がなければならないということにもなっております。そうした形の中で、さまざまな自然災害、とりわけ地震ということに対しては大変心配をしておるわけでございます。東日本大震災というような状況になった場合には、震度6とか震度7弱というようなことも予測されますので、これにつきましては早急に安全を考えるべきだという形の中で思っておるところでございます。

そうした形の中で、本来ならば新庁舎の工事の発注のスケジュールを考慮して仮移転を考えておるところでございますが、先ほども言いましたように、この6月の補正で設計委託料をお願いいたしました。これは、十四山支所と図書館棟に仮庁舎を持っていきたいという形で設計委託料をお願いしたわけでございます。そして、9月の定例議会におきましては、工事費の補正予算をお願いする予定でございます。今、その積算をこれからしていきたいと思っております。そして、具体的な工事を進めていきながら、来年の5月、ゴールデンウィークの後に、仮庁舎を十四山支所と図書館棟に移していきたいと考えておるところでございます。

市民の皆様方には大変御不便をおかけするわけでございますが、今後、十分説明をさせていただき混乱のないようにしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市民、そして職員の安全を考え、速やかにこういった予算を計上したということで、私も賛成でございます。

それでは細部について質問いたします。

総務部、開発部、民生部がこの庁舎にあるわけですが、この仮庁舎への配分というんですか、どの部はどこへ行くというふうな予定ですね、配置について説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御答弁を申し上げます。

課の配置についてでございますが、現在の計画は、図書館棟へは市民の皆様の利用度が高い、環境課は十四山支所を予定しておりますが、民生部、税務課、収納課、会計課を配置し、十四山支所へは、開発部、環境課、学校教育課、秘書企画課、総務課、危機管理課、財政課、議会事務局、監査委員事務局を配置する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の配置をお聞きしますと、日ごろ1階といいますか、住民の方が、お年寄りの方が一番利用される課につきましては図書館棟ということで、大して距離的には御迷惑はかけないというような配置になっていると思いますが、十四山のほうへ行く課もございまして、そういった十四山支所へ行かれる方の交通のアクセス、足のほうはどういったことを考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 十四山支所へのアクセスにつきましてお答えを申し上げます。

市民の皆様の利用頻度が高い民生部を、先ほども申しましたが図書館棟に配置することから、シャトルバスの運行及びきんちゃんバスの運行の見直しなどは現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今のところは考えてないということですが、現状でそのようになった時点では、そのような対応をとっていくべきだと思いますのでお願いいたします。

そして、今、市長からお話の中にございましたが、一番の問題は市民の皆様への周知であります。市役所へ行きました。あれっ、私の必要な課がどこへ行っちゃったかわからないと、こんなようなことではだめでありますので、事前の周知徹底をしっかりとお願いしたいと思います。

そして、移設には時間がかかりますので、移設の時期、先ほど市長からも御答弁がござい

ましたが、そういった長期間のところでやられるということで、ゴールデンウィーク明けにやられるということですが、市役所業務にとにかく支障を来さないようなことでお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけど、移設後の現庁舎の処置ですね。ここから皆さん、みんなの施設が、中がなくなります。その後のこの庁舎というのは、どのように考えてみえますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 仮移転後の現庁舎の処分につきましては、現状のままといたしまして、新庁舎建設工事において解体する考えでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 新庁舎建設後の解体ということでございますが、どうせ新庁舎はつくらなければなりませんので、どこでつくるか、それは別問題として、この庁舎は壊すということになります。そうすれば、今、海南病院の駐車場の問題もいろいろあるわけです。そういったことも勘案しますと、壊しちゃって更地にして、駐車場にして、海南病院の駐車場の補填というんですか、そういったことにしてもいいかなあと私は思っておりますので、述べておきます。

東日本大震災から4年が経過しましたが、いまだその余震と見られる地震が終息しません。また、全国各地において火山活動が活発になってきている昨今、南海トラフ巨大地震を想定し、弥富市民の生命・財産を守る防災・減災の司令塔であります新庁舎の建設は喫緊の課題であります。我々議員も新庁舎の建設を誰一人として反対するものではなく、全員が早期建設を望んでいるわけであります。そのため議会も、一日も早い建設に向けて、諸問題を一つ一つ手順を踏み、議員間で議論し、議決して進めてきました。膠着している現状から、建設場所についても再検討してはどうかという話も出ておりますが、この点につきましても、今まで順次手順を踏み議論し、現在地での建設を決定したわけであり、今さら時計の針を戻すようなことになれば、本市における防災・減災の対応が後手に回るばかりであり、私としては時計の針を戻すべきではないと考えます。

先日も鍋田自治会で防災訓練が行われ、私も参加いたしました。鍋田干拓地区では伊勢湾台風の時、弥富市内で亡くなられた方の約3分の1に当たります133名のとうい命が失われております。弥富市内において海に一番近いところに位置しておりまして、水からの恐怖は一番持っている地域だと思います。そのため、以前から自主的に毎年いろいろな避難訓練を行っております。日常会話の中でも、津波・高潮からの避難所を地区内に早く建設してほしいと、そういうお話をよくされておりますし、発災後の避難所、そして水、食料の確保について大変不安がってみえました。

このような訓練場所での皆さんからの切なる要望を耳にしますと、皆さんの不安をなくす

ためにも、一日も早く防災・減災の司令塔である新庁舎の建設を進めなければならないと思いました。

ただ、建設に当たっては、新庁舎の規模につきましては建設コスト等を考慮し、また将来世代への負担も考え、身の丈に合った適正な庁舎建設ができるよう、今後大いに議論することが大事であることを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員から配付資料の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願いします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

私は、通告に基づきまして、まず最初に介護給付の切り下げから市民を守ることについて、市長及び担当部課長にお尋ねいたします。

まず最初に、国は今回の介護報酬の切り下げで利用者負担が軽減されるというふうの説明してまいりましたが、実際に私どもがこの間、多くの人たちからお聞きした内容は、利用者の方も、事業者の方も、早くから3K職場と言われておりました介護労働者の皆さんも、大変苦しめられている実情が浮き彫りになっております。

まず、この4月からの介護報酬の切り下げは、一番大きかったのは、要支援1・2の皆さんのデイサービスの利用に対する給付が20%切り下げられました。また、既に3分の1が赤字になっていると言われております特別養護老人ホームが6%、グループホームなども大幅に切り下げが行われております。

そうした中で、市内でもデイサービスの切り下げに対応して、食事代だとか、アメニティ一料金だとか、生活用品代金などの名目で、報酬が切り下げられた皆さんに対して利用料の上乗せが行われている例が少なくないことが報告されております。県下では、特別養護老人ホームで人手不足が解消できず、本来、9時前には退勤するはずの夜勤明けの方でも12時までの勤務がされたり、介護労働者がなかなか補充できないことから、事務職員が食事介護を行っているところも少なくないということが報告されております。

グループホームでは、全国展開をしております大手の事業者の中に、事業継続が困難になるとの利用で、減額分1カ月1万4,400円を管理費として利用者負担とするとの通知が出さ

れているところも報告されております。

こうした中で、弥富市の利用者の皆さん、事業者の皆さん、また介護の現場で働いている皆さんが大変苦勞されている実情について、4月からの切り下げでございますので、もう既に2カ月半が経過しておりますが、この現状について市はどのように把握しておられるか、御報告いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まず、前段で少し弥富市の現状につきましてお話をさせていただきたいわけでございますけれども、今、超高齢化社会に対して、日本では医療・介護といった社会保障の問題が大変厳しい状態にあることは議員も御承知のとおりでございます。国の制度全体の新しい改革というようなことについても、真剣に考えていただきたいと思いますと思っているわけでございます。

先ほど、そういった形の中で介護報酬が引き下げられたということで、平均では2.2%ぐらいでございますけれども、特別養護老人ホーム、あるいはグループホーム等においては6%から8%というような状況でございます。そういったような状況の中においては、その金額が約1,500万円ぐらいの1事業所の介護報酬の切り下げだろうと言われておるわけでございます。事業所にとっても、大変厳しい状況があるわけでございます。

そうした形の中において、一方では介護の認定を受ける人が年々多くなってきているわけでございます。私どものまちにおきましては、要支援1・2、そして要介護1から5の段階におきまして、ことし、第6期の介護事業計画を定めたところでございますが、平成27年の予測といたしましては1,730人、そして平成28年が1,830人、そして平成29年が2,000人という形の中で、こちらのほうも8%ぐらいの増加を予測しておるわけでございます。そのうち65歳以上の第1号被保険者の構成が97%ございまして、65歳以上の人たちの約15%が介護認定を受けるというような状況で、市としても大変厳しくなっておるわけでございます。

当然、その保険給付額があるわけでございますけれども、27年度は22億の予定をしております。そして、28年度は23億8,000万円、そして29年度は25億8,000万円という形の中で、これも8%の伸びを予測しているわけでございます。

そして、市の財政負担が、御承知のように公費12.5%ということで、市としては給付額の負担をしていかなきゃならないということでございます。その額は、平成27年度が2億7,500万、そして28年度、来年度が2億9,800万、そして平成29年度が3億2,200万という形の中で、保険給付額の市の負担分でございます。そうした形の中で、大変厳しい現状が市町村にあるということも御理解いただきたいと思いますところでございます。

そういうような状況の中で、この介護報酬のそれぞれの切り下げが大きく影響してくるということでございますけれども、今、私どもの弥富市内にある輪中の郷、あるいは長寿の里

という形の中で、介護報酬以降、職員の給与等につきましてはどうなっていますかと、処遇改善はされてきていますかというお尋ねをさせていただきました。これは、そういうような形で4月から計画が入っておるわけですが、処遇改善につきましては、事業計画書を県のほうに提出し、それから一定国から交付金がおりてくるといような仕組みになっているということで、まだ2カ月ちょっとしかたっていないので、具体的な職員に対する給与加算というのはされてないというような状況だそうでございます。こういうような状況があっても、介護を受ける方において介護サービスが低下にならないように、各事業所をお願いをしたところでございます。そういうような状況の中で、極めて厳しい状況が今現状としてはあるということでございます。

そして、また介護職員の場合でございますけれども、この介護職員の皆様方においても、よく一般質問を受けるわけでございますけれども、理想と現実が大変厳しいという形のもので、採用される率も高いわけでございますけれども、離職の率も非常に高いというのが現実でございます。理想的には自分のやりたい仕事、あるいは職種であると思ってみえる、あるいは自分の能力が生かしていけるんだという形で就職されるわけでございますけれども、一方、現実的には、その職場に入りますと、職場の人間関係に悩まれるとか、あるいは収入が少ないという形の中で不満に思われるという形の中で、大変離職率も高いわけでございます。給与加算というようなことを中心に、こういった介護に携わる人たちの処遇改善ということが一日も早く望まれるところであろうと思っております。

いずれにいたしましても、介護報酬の減額というのが、利用者、あるいは事業所、そして介護職員という形の中で、それぞれが負担増にならないように、市としてもしっかりとお願いをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

一方では、先ほども言いましたように、医療・介護というところにつきましては大変厳しい環境になってきている。特に医療のほうにおきましても、国民健康保険の一部改正というような状況の中で、従来から市町村単位で運営しておりました国保につきましても、いよいよ平成30年から都道府県単位に移行していくという形の中で、今、その準備が進められておるわけでございます。こういうような状況の中において、我々としても介護のあり方ということにつきまして抜本的に、社会保障・税一体改革の中においても考え直していかないと、新しい改革案を出していかないと、これはもう市町村も大変だということがはっきりしているわけでございます。

そうした形の中で、被保険者である40歳以上の方の御負担も大きくなるわけでございますが、国の責任ということに対して強く要望をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 市長も大変な状態だという認識をしているというお話でしたが、実際に、特に輪中の郷なんかは、もともと旧弥富町時代に住民に呼びかけて出資をしていただいて、それを元手にして事業所が開設された。そして、その当時の借入金については、利息も含めて全額弥富町、そして弥富市が引き継いで償還をしたという経緯もありまして、当初は非常に恵まれた環境でありまして、花見の時期には職員の皆さんが入居者を車椅子に乗せて花見に連れ出したり、近くの喫茶店に連れていくというようなことができたが、その後のさまざまな介護報酬の切り下げや制度の切り下げの中で、今では全くそんなことは夢のまた夢、系統的に続けているのは市長が出席される夏祭りだけという状態になっておりまして、本当に中の人たちから笑い声がなくなって、笑顔がなくなっていくというようなことが心配をされております。いろんな市の、あるいは市の周りで介護にかかわっている皆さんにお聞きしましても、当時の状態に比べると、働く人たちも、入居者も、事業所も大変な状態になっていて、何としても市や皆さんの御尽力をいただいて、こういう状態を改善するための力を尽くしてほしいという声がいろんな人から聞かれます。

特に、それでも、私も何人かの働いている人や事業所にかかわっている方からお話を聞いたんですが、まだこういうところに来られる人は幸せだと。はっきり言って、費用の負担ができないとか、家族内のいろんな事情で、なかなかそういう公的な介護支援、サービスを受けられない人が少なくない。中には、ある事業所では、3カ月一度も風呂に入ったことのない人を引き受けたことがあるが、体を洗うシャボンの泡が全然立たないというような状態で大変苦労しながら、しかしそうやって来ていただいた人を温かく迎えたいということで私たちは一生懸命働いてきましたとか、そんな話もされておまして、実際に現場に携わっている人たちが苦労されていること。

同時に、今、市長もおっしゃられましたが、介護現場で人間関係がぎくしゃくしたり、あるいは利用者に対して、決して好ましいことでない対応がされることもしばしばで、そういう状態に耐えられなくなって退職していくと。結局、必要な人手がきちんと補充されない。あるいは、大変きつい労働の割には報酬が少ない。こういうことの中で、働いている人が安心して働けるという土台がなければ、当然大変な仕事ですから、利用者に対して余裕を持って接することができない。だから、今、申し上げましたような人員配置の状態が深刻な事態になっているということを御理解いただいて、一日も早くこの打開のために力を尽くしていただきたいということを求めて、次の質問に入っていきます。

この間、特に要支援1・2が、場合によって要介護1・2まで含めて市町村事業に移していくという国の方向もありまして、こういう事態の中でも弥富の介護は後退させないということを述べられ、それに対して受け入れていく計画も、それなりの検討がされておりまして、必要な人には専門的な介護も受けられるような対応をしていくという方向での計画や検討が

進められていると聞いておりますが、具体的な対策や対応は、いつ公表され実施に移されるのか。また、全体的な方向性について今どのようにお考えになっているか、お示しいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の介護保険制度の改正におきまして、要支援１・２の方が利用されている訪問介護サービス、あるいは通所介護サービスということが、保険給付から市町村が実施するという形での介護予防、あるいは日常生活支援総合事業に移行することになりました。この総合事業につきましては、平成29年４月までに、しっかりとその事業計画を立てよという形のものがあつたわけでございまして、29年４月までの猶予期間があるわけでございまして、市としましては平成28年度、来年度から実施できるように、今、この総合事業の中身につきまして準備を進めておるところでございまして、この事業内容につきましては、平成27年度年内には皆様方にお示しをすることができるのではないかとあつた形で、今、準備を進めさせていただいております。

そういうふうな状態の中において、基本は専門的なサービスを引き続き事業者から受けていただくということにつきましては、従来どおりやっていかなきゃいかんだろうと思っております。そういった形の中で、要支援者に対してはしっかりと介護サービスということを引き続き実施していきたいと思っております。

また、その他生活支援サービスにおきましても、日常生活の負担の軽減からさまざまな制度を継続していきたいと思っております。例えば給食サービスであるとか、あるいは寝具乾燥消毒サービスであるとか、緊急通報システム、あるいはタクシー料金の助成といったようなものにつきましても日常生活の負担の軽減という形の中で制度として継続し、また予算措置をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○５番（三宮十五郎君） 27年の確定申告ですね、ことしの春の確定申告から、従来の弥富の介護を受けている人たちに対して、障害者控除や特別障害者控除を受けることのできる条件がありますというような案内を出して、そして申請に応じて認定書を発行するという以前のやり方から、私どもも自治体キャラバンの人たちと一緒に市に要望をしてまいりましたが、そういう面倒な手続を省いて、今、弥富市がやっております介護認定者の皆さんで、特別障害者（１・２級）の重度の障害者手帳を持っている人は必要ないわけですから、そうでない人たちに対して市の基準で認定をして交付するというほうがよりベターだし、職員の皆さんの手間も省ける。皆さんが、必要な人が漏れなく認定書がもらえるというふうに改めてほしいということを要望しておりましたが、26年度からそれが実施をされまして、ことしの３月の確定申告に対して、弥富市が従来の特別障害者（１・２級）の手帳を持っているとか、あ

るいは住居地の特例で、実際にはここに入っている人も弥富市の住民でない人たちを除いた人たちに発給したのは、今回から要支援の人を、今まで対象にしてなかったのを対象にしたことと、あわせて、従来は通知を出して申請が来たものに対して基本的に出して500弱であったものが、今回は900人に認定書が送付された。そして、その内訳は、特別障害者（1・2級）の手帳をもっていない人に対して、268名の特別障がい者に相当するという認定書が発給され、632人には普通障がいの手帳が発給されたというふうになっております。

ここで、今、配付をしていただきました資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

4枚ですね、A4でとじたものを皆様のお手元にお配りしていると思いますが、これは実は全国生活と健康を守る連合会が、所得の低い人たちの国のいろんな制度、年金だとか、介護保険だとか、障がい者施策だとか、さまざまな社会保障制度を実際に、非常に複雑になっておりますので、よく理解をして、運動に、そういう改善のために利用できるようにということで、大体1年置きぐらいに、この「暮らしに役立つ制度のあらまし」という本を発行しております。秋田県なんかは、これの中で出された問題を参考にしながら、県下の社会保障制度の改善にも活用しているという大変権威のある、市民の側、国民の側に立った解説書ですが、これの一部をコピーしたものでございます。

そこで、今申し上げましたように、弥富市も介護認定をされた人については、基本的に障がい者というふうに税金のほうでは認めて対応していただくようになったわけですが、今配付しました資料の1ページの左側の一番頭のところに、この法律は2012年の6月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略して総合支援法と言っておりますが、ここで成立をして、3年間にわたってそこで決めた内容で障がい者施策を進めていく。そして、さらにまだ不十分なところについては、3年後に検討を先送りしていると言っておりますが、1ページめくっていただきまして、左側に地域支援生活事業の内容ということで、市町村地域生活支援事業で必須事業に10個の事業が定められております。

9番目に移動支援事業というのがございまして、ここは1つは個別支援、マンツーマンで行う支援、2つ目はグループ支援、複数の障がい者の同時支援や同一目的地・同一イベントなどへの複数同時参加の支援、3つ目が車両移送型、福祉バスなどの巡回による送迎や、公共施設、駅などへの経路を決めて運行、各行事への随時運行などの支援とありまして、これは市町村の障がい者等の、障がい者に固定してないんですが、要するに移動ができない人たちに対して市町村が実施する必須事業として定められているということが、この解説書の中に載っております。

そこで、今、市長も、今までやってきた事業を今後続けていく、これは一般会計を続けていくということだと思っておりますが、こういう立場でしっかりと、現実に関護を負っている人たちがどういう状態かということは、一番最後をちょっと見ていただきたいと思います。

左側に要支援状態と要介護状態のランクという、要支援から要介護5までの7ランクの一覧表があります。一番軽いと言われております要支援につきましては、生活機能の一部がやや低下しており、介護予防サービスを利用することにより改善が見込まれる。これは要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態ということで、こういうことを基準にしまして、訪問看護だとか、それからデイサービス、こうした支援が一定の条件を決めてやられているわけではありますが、要支援1、要支援2は、非常に今まで軽いというようなことを言っていて、今回、20%切り下げたんですが、この要支援1というのは、実際にはこういう言い方ですが、じゃあ現実の判定はどういうことがされているかということで、実際に判定にもかかわっている方からお話を聞きますと、家庭内で壁伝えだったり手すりをつけて、それを使ってトイレまで行って後始末ぐらい自分でできる。誰かに調理をしてもらった料理を自分で食べることができる。そして、これができて、介護認定のための調査員が訪問してきたときに、玄関まで見送りに出られるなら、その人は自立だと。これが要支援1と自立を決める境だと言うんですよね。ひとり暮らしのお年寄りの方なんかは、特に高齢の方は、せっかく来ていただいたからということで、本当にはうような形で玄関まで見送りをすると、もう自立だという判定の報告がされると。そんなことしなくてもいいんだけど、やっぱりそういうことをしてしまうということを、判定にかかわった人自身がそう言っているような状態なんです。買い物にも行けない、自分で調理することもできない人を自立で介護の必要ないというのが、今の要支援1の基準なんです。

これを考えたら、身体障害者手帳の判断が、例えば手の場合ですと、4本の指が事実上使えない、あるいはなくなった、この状態で身体障がい3級で医療費無料になったり、あるいはタクシーのチケットも48枚出るわけです。ところが、相当多数の人が重度障がいに相当しておるとか、それから今言ったように要支援1でもはるかに重い状態、他人の介護がなければ生活できないというような状態が要支援1ですよ。

これを弥富市の場合は、タクシーチケットは、身体障がいの3級以上に相当する人は年間48枚。そして、こちらの高齢者タクシーですね、介護認定されている人については24枚で、24枚ということは、往復使えば1カ月に1回しか使えないんですね。これは改善する必要があるということを私これまでも繰り返し申し上げてきたんですが、いやいやそんなに使われてない。使われてないというよりも、なかなかその状態では使えないし、最近改善をされたんですが、ちょっと以前までは通院に限るという、それも規制がついていたでしょう。だから、実際の状態で、さっき言いましたこの法律の趣旨ですね。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、総合支援法という考え方の立場に立てば、私はそういう人たちがきちんと、むしろ今の3級よりも重いような状態の人たちが救済されないというのは、制度が違うと言われるんですが、行政の立場からいうと、これは同じようにする。

しかし、同じようにしたって、それで事が解決するわけじゃないんですよ。例えば十四山の東部地域だとか、鍋田のほうの人たちについていうと、そのタクシー券を仮に2枚使ったって、実際に2倍、3倍、あるいは場合によっては4倍、5倍の負担がなければ病院にも来られない。したがって、この先、読み上げました必須事業の中で言われていることは、マンツーマンの支援も当然必要と。要するに、医者に行けたり、それから買い物ができたり、こういうことができなければ生きていけないわけですから、そういう支援をすることが身体障がい者の皆さんや、それからこういう介護を受けている人たちが、生きていく上で欠かせない必須条件だということで制度そのものがつくられているんですが、残念ながらそうした議論が十分されずに、あるいはそういう理解が、十分内容が一致しない状態のままで進んできたんです。

介護保険制度なんかというような格好で、こんなに大がかりな判定の仕組みができて、そこで判定されて、しかも実際に身体障がいの3級の人よりはるかに重い介護の状況が存在しておるといような人たちに対しては、本来は国や県の制度として、そういう支援を行っていくというふうにするのが一番ベターなんです。愛知県の場合は、3級以上の身体障がい者の皆様についていうと、これはそっちのほうで障がい者並みの支援は、医療費の無料も受けられると。

ただ現実には、今のこの状態でいいますと、この前も福祉課でお尋ねしたんですが、例えばこれほど大きい社会問題になっている認知症なんかがあって、認知症で介護を受けている、しかもかなり重い人たちが結構おりますよね。ところが、精神障害者福祉手帳を持っている人は、65歳以上の人が1万五、六百人おる中で、わずか50人だというね。ほとんど昔からの精神病や、そういうもので入院しておったり、そういう人たちが持っておるだけ、今、介護認定を受けて、重度の人で、しかもそれが認知症が主な原因だという人も、ほとんどその手帳を持っていない。

じゃあ、この手帳は弥富ではどういう人が発給できるかとお尋ねしたら、海南病院の精神科と高齢科、それからもう1つは、診療所の皆さんでいうと、笹医院と十四山のすずきこどもクリニックですか、ここの4つだけだということですよ。とてもそうすると、そういう判定をしてもらうということだって物理的に不可能でありますので、私は医療だとか、それからタクシーチケットだとか、こういうものについては少なくとも一日も早く、この3級以上の身体障がい者に行われているサービスを、先に弥富市は精神障がいの2級以上の手帳を持っている人には医療費無料制度を提供していただいて、65歳以上の人は50人しか持っていない、私もそのうちの何人かにお目にかかりましたが、歯医者に行くことができ、こんなうれしいことはないといって喜んでいただいています。今、こんな介護を受けている人たちが、身障の3級よりもはるかに重い状態で他人に頼らなければ生活できないような状態にな

っていることを考えたら、できたらみなし制度にして、弥富でも可能な限り早く実施に踏み切っていただくとか。

さらに、身体障害者手帳が取れる人たちは、取れば県の制度に移行していくわけですから、だから一日も早くそういうものにしていくということを含めて御検討いただくとか、それからタクシーチケットの今の24枚だったり48枚で、とても対応できない人たちが現実において、しかもそういうことへの支援が市町村の必須事業だということを法律で定められているという状況を考えましたら、一度このこと自身、皆さん自身もしっかり検討していただいて、弥富市としてどうすべきかということになるべく早期に御判断いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども言いましたように、さまざまな生活支援サービスということにつきましても、従来やってきたことについては踏襲していきたいとか継続していきたいと思っておるわけでございますけれども、タクシーチケットの場合、今、議員も御理解をいただいているように、私たちが発行すべきタクシーチケットの2分の1しか利用されていないというこの実態を我々は担当からも聞いているんですけど、もう一度、どうしてなんだという形のものについて、せっかく我々は一つの生活支援という形の中で御利用いただきたいわけでございますけれども、それを利用されてないということは、何らかのところで我々の制度そのものについても落ち度があるかもしれません。

そうした形の中で、よく検討を加えて、こういった助成制度を実のあるものにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひ、今の身障の3級の人に比べるとはるかに重い状態の人たちが処遇されるようにすることと、それから通院だとか、そういうことについていうと、本当に御苦労してみえますので、そういうことが、先ほどのほかの議員の質問の中にありましたように、弥富市が南北に長い、だから中心市街地の周辺の人、今の48枚だと、それなりの利用ができますが、それだって、48だって、往復使えば月に2回ですよ、それ自身が。自転車に乗れたり、1キロ、2キロ歩ける人はほとんど使わない。使うのは結局、そういうことができない人たちということになりますので、ぜひしっかり御検討いただきたいと思います。

さらに、配食サービスと食事券の改善についてもお尋ねしたいと思います。

配食サービスにつきましては、御本人が今300円ですか、市がたしか360円だか80円を負担されて、毎日、基本的にお昼が配食されると。ある程度生活にも余力があって、そしてしっかりしておる人は、大体1食でとても食べ切れる量じゃないから、ちゃんとお昼に来てお昼に食べて、そして食べられないものは残して、夕方ちょっとほかのものを足して2食にして

使っておるから非常に助かりますと言うんですね。ところが、だんだんそういうことができないような人たち、それから御本人たちにとって、ふだんの自分が食べているものと似ている食事というかな、そういうものとの兼ね合いもありまして、例えば菜々耕房で、十四山のJAで売られておりますお弁当なんか530円出ているんかな。配食もやっているんですが、そちらのほうが自分に口に合うとか、それからもう1つは、300円の負担がちょっと耐えられないし、それは食べ切れんもんでもったいないとか、そういうことで、できたらそういう一定の内容を満たしたもので、当然、配食をやっている菜々耕房に出している人たちだと、弥富全市どこでも配達というのはちょっとできないんじゃないかと私は見ているんですが、しかし結構多くの方が利用しておりまして、ここの配食サービスに対しても市の補助金を出していただくことはできんかということ、ぜひ一度議会で取り上げてほしいという要望が何人もの方からありますので、こういう問題について御検討いただきたいということと、もう1つは食事券ですよ。

これは、もともとは福祉センターの中でだけ使えるものとして始まったんですが、月に5枚ですか、1,000円分、年間で1万2,000円分ということですが、今の状態では福祉センターに来るのに、75歳以上の人は無料ですが、それ以外の人につきましては往復400円かかるとか、あるいは障がい者の方でも往復200円かかるとかで、それだけお金をかけて出ていったら、せつかくいただいたものということで、それと乗り継ぎやいろんなことがあってなかなか来られないということもあるんですが、今、市は老人クラブにお願いしたり、いろんな人たちの力をかりながら、そういうひとり暮らしの人たちだとか条件の悪い人たちを少しでもカバーしていくということで力を尽くしておるんですが、前にも私申し上げたことがあるんですが、シルバーカーと言われる手押し車を押して行けるような範囲に、そんなに大きくない、お年寄り夫婦がやっておるような小さい喫茶店は幾つもありますよね。そこは結構そういう人たちのたまり場になっていて、だけど実際に経済的な理由から、そういうところへ行くのもなかなかままならんということがありますので、せつかくの食事券が出されるなら、そういうものが近所で使えて、しかもそこは憩いの場所として使えるということになると、今の枠を広げることができるんですよ。

そういう人たちにとっては、月に1回喫茶店に行くとか、週に1回喫茶店に行くなんていうのは物すごい楽しみにしていますね、そこで人に会える、おしゃべりができる。そういうことを考えますと、私は、今、町なかにありますそういうたまり場を、今の状態だと、いずれ近いうちに、そういうものも多分なくなっていくような流れがありますよね。当然今のそういうところの料金なんかでは、少々お客がふえたところで、多分、中の調理器具が壊れたら、とても建てかえる力はありませんよね。そういう人たちがまだ元気で御商売をやっている間に、近所のお年寄りが集まって話ができる、そして社会とつながれる、ないところでは

できんですが、今の残って続けていただいているところでは、そういう人たちが社会参加できる。いつでも行けるわけですからね、決められた日にちじゃなくて、営業しておる日は。

そういうものとして、今、地域にあるそういう民力を活用するということも含めて、大体、シルバーカーを押して行ける範囲というに限られてきますよね。そこにあるものが活用できれば、私は市の支援の幅というか、ひとり暮らしの人たちや、そういう高齢者の人たちの社会参加を支える大きな土台となると思いますので、この面についての改善も、もう一度改めて、今の介護認定の状態がさっき申し上げましたような状態ということを考えますと、その前の人たちも含めて、一定の社会参加をしていく、そういう人たちを励ましていく施策の一つとして御検討いただけると、これはかなり力を発揮するものになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） いろいろな御提案、ありがとうございます。

一つ一つのことに、今即答できるものではございませんけれども、個々に多少お答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、配食サービスの関係で菜々耕房の話でございますけれども、これも値段的に、今、市のとっているところと違う価格になっております。その辺のところは合わせなきゃいけないのかどうかという問題と、それから本人負担についての現在の300円ですね、これを維持していくかどうかということといったようなことについても、またこれは検討する必要があると思いますので、一つの検討材料とさせていただきたいと思います。

それからもう1つ、近くの喫茶店等に集まる機会を非常に楽しみにしていच्छるということで、そういうところに対しても福祉センターで使えるチケットを使えるようにしたらどうかというお話だと思いますけれども、現在、市としては、先ほど議員も言われましたように、ふれあいサロンという事業を進めているところでございます。その中で、ふれあいサロンですと、いわゆるコミュニケーションの場と、それから専門的なスタッフを持った中で、より一層効果的な活動ができるのかなあとは思っております。このふれあいサロンのほうに全て移るということではございませんけれども、例えば、これは私の私案でございますけれども、そういった中心的に皆さんが集まれるような場所を使つてのふれあいサロンを行うといったような考え方も一つとしてあるかと思ひます。そういったことも含めながら、今後どのような形で進めていくかというのを検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 善意でいろんな人の力をかりてやるということはいいことだと思うんですよ。ただ、こういう公的な格好で食事を提供するということになる、今の食品衛生法

の関係で、検便したり、あるいは調理をどうするかという問題が出てきますので、余り安易に考えないほうがいいと思います。それよりも、それはそれで、例えば食事を事業所からとるとかいろんな方法があるからいいと思うんですが、自分が行きたいときに行ける場所というのは、こういう方たちにとっては物すごく大事なものですよね。一度そういうことも含めてしっかり御検討いただきたいということを要望して、次の質問に移っていきたいと思います。

今のひとり暮らし、あるいは年寄りだけの世帯の数からいったら、少々で集められるようなものじゃなくて、ある今の民力もみんな使っていくということと、それからそういう人たちが手押し車を押して時間も気にせずに行ける場所にあるところというのは、そういう人たちにとっては物すごくありがたいところなんですよね。そういう人たちの実際の状態も配慮して、対応をお考えいただきたいと思います。

次に、国・県の制度としての改善と、市長もおっしゃられていますが、一番の問題は財源ですよね。ここが税と社会保障の一体改革ということで、消費税が使えるというふうに市長はお考えかもしれませんが、今、国が行っていることは、そうではなくて、社会保障の一体改革というのは、自然増で高齢者がふえてくる分だとか、それからもう1つは医学の進歩によって新しい医療技術ができて医療費がふえていくとか、こういうものを削っていくと。ふやさないと。これは小泉内閣のときに、自然増の2,000億円までいかない削減を決め、ストップしたことが、医療崩壊の大きい原因になったわけですが、大体今言っておることを全部やると、5,000億から6,000億ぐらい削るということになるんですよね。そういう介護や医療の関係の予算を。

だから、一体改革というのは、よくするんじゃないくて、国のほうは削るという方向で考えているから、今の要支援1・2も20%カットして市町村に移すと。予算で縛りをかければ、それ以上のことはできないというふうに考えると。ところが、弥富市は、必要な専門的介護は受けられるような手だてをとっていききたいと、今、市長がお話になられたんですが。

今、国民が考えていることと政府が考えていることというのは、今の安保法制の問題でもそうなんです、憲法の解釈を内閣の判断で変えてやっていくということを平気で、どれだけ矛盾を追及されても言っていく人たちですから、国民の暮らしがどんなにすまじい状態になっておっても、市町村が、あるいは今、知事会は国民健康保険の改善のために1兆円出してくれと言っていますよね。ところが、何千億でとどめて、それ以上出さんようにして、市町村も負担をしないようにというのが国の意向ですよ。

だから全然、今、国民が困っていることに、市町村長や県知事の皆さんが考えているような、正面からそこに応えていくということでないところが、改革と書けばいいことだというふうに皆さん思われているんですが、そうじゃないことを見ていただいて、実際に現場の人

や国民の暮らしが毎日できる、そしてさっきも佐藤さんの質問の中でも、人口がふえることが国力が伸びることだという。ところが、今の形だと、どんどん年寄り早く死んでいけ、若い人たちはどんどん派遣労働者にして子供なんか産んでもいい。口では少子・高齢化と言っていますが、大体、結婚できるような給料を払わない仕組みが若者の半分ですから、今。この状態をそのままにしておいて、幾ら地方創生だ何だ言ったって、ここでは事態は解決しないということもひとつ御考慮に入れて、ここは住民に密着した知事会や、市長会や、町村長会が、きちんと物を言っていただくということが物すごく大事になっておると思いますが、その辺では、根本的なことでございますので、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮さんの御意見だろうと私としては理解をさせていただくわけですが、この超高齢化社会、あるいは少子化というような問題につきましては、国を挙げて真剣に考えていこうという形は政府のほうも持っているわけでございますので、余りにも一方的な決めつけ方はいかがなものかとも思うわけでございます。

そういう状況の中において、我々は介護という形に対しましては、この第6期の介護事業計画を策定させていただきました。そして、向こう3年間の保険料という形の中で、40歳以上の被保険者に対して50%、そしてあとの半分の財源の公費は、国が25、そして県が12.5、市町村が12.5という形の中で、公費の財源負担が50%というような状況になっておるわけでございます。そうした形の中で、県とか市の負担というのが25%あるわけでございますけれども、これが大変厳しくなっているというようなことにつきましては全く同感でございまして、我々はこの財源に対しては、安定的な財源確保のために国のほうに要望していかなきゃならないということを思っております。国の25%の内訳財源をもっと構成的には広く大きくすべきだと思っておりますのでございます。

そうした形の中で被保険者の財源負担ということにつきまして、次の第7期の介護事業計画の中では明確に定めるべきであろうと思っております。今後も、まずは尾張9市の市長会等において、この介護事業計画に対するさまざまな課題があるわけでございますので、我々としては財源の安定的なために、いろんな意見を出していきたいと思っております。

前にも那須議員の御質問で、私たちは一般会計から介護保険料という形の中で財源を、いわゆる健康保険と医療のように繰り入れることができないもんですから、非常に一般会計の中での負担が大きくなってくると同時に、これ以上のことについてはなかなか市町村の負担もできないだろうと思っておりますので、国のほうに安定的な財源を求めていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど配付させていただきました資料の3枚目をちょっとごらんい

ただきたいんですが、これは京都市の独自の障がい者施策の利用者負担の減免制度なんですね。京都市がやっている制度です。障がい者に対する施策につきましては、全国で自立支援法の1割負担は憲法違反だということで裁判が行われまして、そして多くの原告が勝利をして、結局、国との間で和解がされて、要するに障がい者が重い人がたくさん負担しなきゃいかんようなことはやらないと。それから、所得は本人の所得によって負担を決めるということを確認したんですが、それが今ほごになって、結構ここにあるように、国の制度というのは市民税が課税になると負担が高くなる仕組みになっています。ところが、京都市は独自に、市民税の所得割が3万だとか、16万だとか、あるいは39万だとか、いろいろ事業によって細かい区分を決めて、皆さんの負担が下がるようにしていますよね。

それから、例えば特別養護老人ホームなどに対しましても、東京都などは、東京都の施策として上乗せ、要するに介護労働者を確保するための支援もしっかりしておりますし、それから建設費補助金も、例えば愛知県の場合は、共産党の議員が県議会におるときには、随分以前、12年以上前のことだったんですが、年間40億円を超える、42億円近い特別養護老人ホームの建設費補助金を出していましたが、現在は年間10億円をちょっと超えるところで、これほど入れないという人がふえまくっておるのに、そうやって削るとか、国民健康保険の値上げを抑えるための県の独自負担も、最高時には28億あったのが、今はゼロになっていますよね。

こういう中で、前にも市長が頑張っていたいて、県の市長会の意見書としてやっていただいて、平成20年の4月以降、新たに重度の障がいになった人たちに対して、県の手当がカットされたものを復活してほしいと要望していただいたんですが、これも市長会が挙げてお願いしても、まだ県はいまだに。愛知県は、県の財政力は東京都に並んで全国トップなんですよね。結局、65歳以上のお年寄りの数1人当たりに対して、特別養護老人ホーム建設なんかの補助金は、愛知県は最低なんです、人口1人当たりでいうと。こういう状態というのは極めて異常ですよね。

東京都にしたって、あるいはかなりの県が、そういう県としての上乗せ支援をしていることが、今、国がどんどん削ってきておる中で、まだ一息つける大きいあれになっているんです。今度、こんな形でまた削られていくことが目に見えておりますので、ぜひこれは65歳以上に新たになった人の手当の復活だとか、精神障がい者の福祉手帳は療育手帳と同等の支援が行えるように。もともと同じように支援をしようと言っておるのが、後から来たこともあって、ほかの制度とあわせて支援の基準を変えるというようなこともされてないだとか、そういうことがありますので、ぜひ国に対して制度をきちんとしたものに、国の責任でやっていただくこととあわせて、愛知県のほうも、私も今回、やっと2人の議員を県議会に送ることができましたので、そこを通してしっかりと県のほうに直接物を言っていきますが、

大体多分、以前私が調べたときには、1人当たりの予算だと、愛知県の予算と弥富市の予算が同じぐらいだったから、今もそうめちゃくちゃ変わっておらんと思いますよね。そのうちの一定部分が、福祉や、暮らしや、教育にきちんと使える、しかも全国最低というようなレベルじゃない状態で使うことで、かなり今後、恐らくどの市町村も苦労していくことになると思いますが、そこを国にお願いするだけじゃなくて、県も頑張っていていただくようにぜひお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 県のさまざまな給付が最低であるというようなことを三宮さんはおっしゃるわけですが、さまざまな事業の中で県も福祉に対して頑張っていていっていると思っております。しかしながら、さまざまな形でバランスある成長を遂げていかなきゃならないと。税財源の配分というのは非常に難しいというところもあるかと思っております。

しかし、介護につきましては、先ほども申し上げましたように、我々の負担も県の負担も同じなわけですが、まずは国に新しい財源をしっかりと定めてもらうという形で、先ほどから私は社会保障・税一体改革という話をしておるわけですが、やはりこの国の25%の構成比を変えない限り、県も「はいわかりました」というようなことはなかなか、「うん」と言えないだろうと思っております。

そうした形の中で、あるべき財源の内訳に対する公費の支出をどうしていくかということが新しい大きな課題だろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間がありませんので最後にさせていただきますが、結局、いろいろ確かに言っていますが、例えばトヨタ自動車なんか、史上最高の利益を上げていても、5年間、多分6年目もだと思んですが、法人所得税は、国にも払ってないし、市町村にも払ってないですね。だから、愛知県の多くの市町が、この間、財政力指数が1.8だとか1.6ぐらいあったのが、1.1だとか、場合によっては、豊田市なんかは今、1を切っていますよね。そういう状態になっているのは、史上最高の利益を上げておったって税金を払わんでもいいような仕組みで大企業が優遇されて、そして元気な愛知と言われているんですが、県民の暮らしに回す予算は、義務教育費についても児童1人当たりでいうと全国最低なんですね。こういう状態が、なんか県の特別な事情のように思われておりますが、県民の暮らし、市町村民の暮らしをきちんとすることが、県の力を大きくするもう1つのことであって、愛知県、日本中で2番というような財政力があって、都道府県で最低のことが幾つもあるような状態というのは、一日も早く改善していただくことを強く要望しまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時40分 休憩

午後 3 時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9 番（横井昌明君） 私は通告に従って、防災関連の 3 項目の質問をいたします。

1 項目めは、南海トラフ地震の対応についての質問でございます。

昨年、愛知県は、南海トラフで起こり得る最大規模の地震の被害状況を発表しました。それによると、愛知県内で約 2 万9,000人が死亡し、建物約24万棟が倒壊するなどの被害想定であります。また、同時に建物の耐震化や津波避難ビルの有効活用など減災対策が進めば、死者は 4 割以下の 1 万1,000人、建物も 4 割以下の10万棟まで抑えられるとしています。

愛知県で示された被害想定は、過去に国が2012年に公表した南海トラフ地震の最大想定モデルを反映しています。それは、マグニチュード9クラスの巨大地震で、愛知県沿岸部を中心に32市町村が震度7の揺れに見舞われ、渥美半島の外海に面する田原市で最大21メートルの津波が発生すると想定されています。津波によって浸水する面積は、愛知県全体で3万7,000ヘクタールであります。これに伴い、浸水や津波による死者も1万3,000人という厳しい数字であります。これは、防波堤やコンクリート構造物が地震で全て倒壊または沈下して越流し、盛り土の堤防は全て4分の1の高さまで沈み込むと想定されているものです。

愛知県では、伊勢湾台風によって西部地区の木曽川沿いを中心に大規模な浸水被害が出ており、一旦水につかるとなかなか引かない地形であることが影響しています。今回のモデルは1,000年に1度あるかないかの規模で、経済被害などは推定していません。

愛知県は、より頻度の高い東海・東南海・南海地震の連動クラスの地震を過去地震最大モデルとし、実際の防災対策の軸としております。南海トラフ地震のケースで、愛知県の経済被害は約14兆円であります。また、地震発生直後に約375万世帯が停電し、電力の復旧には1週間かかる等のライフラインの被害が想定されています。瓦れきなどの災害廃棄物は、東日本大震災で東北3県から発生した量に匹敵する約2,000万トンが発生すると見込まれている被害予測であります。

次に、我々が住んでいる地域の状況を説明します。

我々が住んでいる弥富市は濃尾平野にあり、この平野はほとんどが海拔ゼロメートル以下であります。この平野は、大きな河川、木曽川、長良川、揖斐川が運んできた土砂が堆積してきた沖積土であります。濃尾平野のゼロメートル地帯の面積は274平方キロで、海部地方、津島市、名古屋市西部、海津市、桑名市等であります。私は、南海トラフ地震が発生し

たと想定し、いろいろなシナリオをつくってみました。南海トラフ地震、マグニチュード9が起きたと想定します。この地方は6から7の地震であります。

河川堤は、地震の大きな揺れに見舞われると地盤が液状化し、河川堤が沈み込むように決壊する。堤防の機能がなくなれば、あっという間に水があふれ、市街地の住宅に流れ込み、また浸水します。

避難所等の公共施設については、公共用建物は耐震診断がされ、特に避難所等の学校建物はI s 値が0.7以上に補強され、公民館等は耐震診断ではI s 値が0.6以上となっております。公共用建物の中で市役所のみが耐震性がないと報告されております。

ここに使われているI s 値とは、建物の構造耐震指標であります。I s 値が0.6以上であれば、地震等の振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が低いと言われております。

地震の発生につきましては、この時期につきましては、静岡県を中心とした東海地方で3年前に起きた東日本大震災に匹敵する規模の東海・東南海・南海地震は、あすに起こっても不思議ではない状況にあるとも言われております。

では、南海トラフ地震が発生したと仮定し、質問いたします。

愛知県が発表しました南海トラフ地震では、最大想定モデルで弥富市は震度6強から7であります。先ほど平野議員から庁舎移転の質問がありました点について、多少重複するかもわかりませんが、なるべく重複を避けて質問いたしたいと思います。

建物の耐震性については、法律に基づき耐震構造指標がI s 値で表示してあります。市役所の庁舎（昭和41年建築）については、目標耐震性能値は0.9以上が求められております。しかし、弥富市役所はI s 値が0.9を大きく下回り、倒壊の危険性が高いとされている0.3を下回っているところ、0.21というところもあります。I s 値が0.3未満の場合、震度6から7の地震の振動及び衝撃に対しては、倒壊または崩壊する危険性が高いと言われております。

私は、南海トラフ地震で弥富市役所は倒壊または崩壊する危険性が高いと思います。そのような庁舎で地震が月曜日から金曜日の昼間に発生したと想定すると、大変なことになります。市民及び弥富市の職員に大きな犠牲者が出ると思います。私は、今の行政訴訟がどの程度進展しているかわかりませんが、新しい庁舎ができるには相当時間がかかると思います。南海トラフ地震対策のために市役所を仮庁舎、これは十四山支所、社会教育センター等に今すぐでも移すべきであると思いますが、市長にお尋ねしたいと思います。

新庁舎を今の場所へ建てるか、ほかの場所になるか、どちらにしても仮庁舎への移転は時期が早いか遅いかの決断であると思いますので早急に実施すべきであると思いますが、どうでしょうか。

私の庁舎移転の一般質問が偶然一致しました。これは6月1日全員協議会で、執行部側よりお話がございました。庁舎移転の説明がありました件については、私は大賛成であります。

再度市長より移転の時期や移転場所を報告してくださるよう、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

御質問の仮庁舎への移転につきましては、先ほど平野議員の御質問に対して答弁させていただきました。時期は平成28年5月のゴールデンウィーク明けに移転の調整をしていきたいと思っております。それにつきましては、この6月補正で移転の設計料を認めていただき、そして9月におきましては移転の工事費という形の中でお願いをしていく所存でございます。

また、横井議員からも早期の仮移転ということにつきまして御賛同をいただきましたことに、この場をかりまして感謝申し上げたいと思っておるところでございます。

さまざまな形で仮庁舎の移転期間が、仮に4年、5年と長期にわたる場合、仮庁舎ではなく庁舎移転というような状況として、地方自治法の第4条第3項の規定による出席議員の3分の2以上の同意が必要になるのではないかとこの御質問でございますが……。

○9番（横井昌明君） これからしようと思った。

○市長（服部彰文君） ごめんなさい。じゃあ後ほど御答弁させていただきますけれども、そういった形の中で平成28年のゴールデンウィークの明けに移転をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、市長からお答えになりましたけれども、ちょっと質問させていただきます。

私が前々回の一般質問で、合併推進債の期限と用地買収、庁舎移転等の年限を質問した時期の回答は4年から5年ということで、用地買収、建築にかかるということでありました。それだけ長い期間であれば、仮庁舎ではなく、庁舎移転であると思われます。庁舎移転の場合は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意が必要であると思われます。私は、現在の庁舎の現状から判断すれば、大多数の方々の賛同が得られると思います。では、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員、大変失礼いたしました。少し先走りまして。

そういうような形の中で、仮移転にかかわる御質問として、仮庁舎の移転期間が長期になった場合に、仮庁舎ではなくて庁舎移転という形の中では、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意が必要となるのではないかとこの御質問でございますけれども、これにつきましては愛知県に照会をかけました結果、現在の位置に戻るとの前提で新庁舎の建設工事の発注が未確定でありながら仮庁舎移転し、仮移転期間が4年、5年と長期にわたる可能性がある場合であっても、条例の改正は必要ないと回答をいただい

おります。条例の改正を行わないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、次に移らせていただきます。

南海トラフ地震が発生した場合に、河川堤は液状化により沈下する可能性が高いと思います。地震と同時に河川の水が浸水する可能性があると思定されます。私の家から周囲を眺めると、8割から9割以上が2階建て住宅であります。また、この弥富地域の住宅は、ほとんどが2階建てであると思います。また、浸水の際には自宅の2階に避難される方も多いと思います。しかし、自分の家は海拔どのぐらいの位置にあるのかわかりません。

海拔表示について主な市町村を上げてみますと、三河地域では、豊橋、西尾等の海岸市町村、東海市、知多市等の知多地域、三重県であれば、四日市、桑名等の沿岸地域及び近隣の木曽岬町があります。例えば豊橋市の例では、東北の震災後、自宅の標高を知りたいという要望が市民から多くあったそうです。豊橋市は、事前の備えにもなるということで、一気に685本の電柱に標高を設置しました。

過去にいろいろな議員から標高設置の質問、要望がありましたが、その回答として、標高を設置した場合、地域の住民が不安になる。また、同報無線に海拔表示があるとの回答でありました。

私は、弥富市民の方々は、この海部地方が海拔ゼロメートル以下の地域であることは誰でも知っていると思います。海拔を知ることにより、豊橋市のように事前の備えにもなると思います。また、市民は自宅がどのぐらいの標高にあるかを知る権利があると思いますので、ぜひとも電柱等に海拔表示設置を実施してほしいがどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 横井議員の御質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震は弥富市に与える影響は極めて大きく、発生する地震の強い揺れや地盤の液状化により、河川、海岸堤防が影響を受け、建物被害、人的被害が極めて厳しいことは大変重く受けとめているところであります。

海拔表示をすべきであるかどうかとの御質問でございますが、弥富市は海拔ゼロメートル以下の地域でありますので、大変危惧されております。また、日ごろから標高を確認していただくことは大変重要なことと思っております。標高の表示につきましては、3月議会において小坂井議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、同報無線90基、避難所35カ所に海拔表示をしております。また、緊急時避難マップには標高分布として表示してありますので、御自宅の標高の確認をお願いいたします。また、携帯電話のGPS機能により手軽に標高の確認ができることから、自助の範囲での御確認をぜひともお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市民の方々も、標高設置されることにより、自分の家がどのぐらいの位置にあるかということもわかり、安心されると思いますので、いろいろ今答弁がございましたけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

次に、家が不安で避難所に避難しました。避難所（小・中学校）のライフライン、電気についてお尋ねしたいと思います。

災害（台風・地震・浸水等）が発生した場合、地域住民は最初に避難施設として行動するのは小・中学校であります。災害時に市民の避難所となる学校体育館等の屋根に太陽光パネルを設置し、非常時には発電した電気を活用する。通常時には、売電または非常用電源装置に貯留する。災害時は必ずと言っていいほど停電が発生し、復旧には数日かかります。非常用のディーゼル発電機が各学校避難所に設けられていることも承知しております。しかし、その非常用発電機は1階に設置されているので、浸水したときに水没すると思います。多分、災害用には使えないと思います。太陽光発電をすることで、避難所の最低限の照明や通信機器の電源の確保ができると思います。ぜひとも太陽光発電を各学校避難所に設置してほしいと思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 避難所にライフライン、太陽光発電を行うべきであるがどうかとの御質問でございます。

避難所における電源の確保は、議員御指摘のように大変重要な項目の一つであります。弥富市の避難所（小・中学校）には非常用発電機を配備しておりますが、浸水を考慮して2階以上に保管するようにしております。

議員御提案の避難所である小・中学校に太陽光発電装置の設置をとのことでありますが、太陽光発電システムは、日の出小学校、弥生保育所、白鳥保育所に設置がされております。しかしながら、災害を考慮した施設になっておりません。

また、全小・中学校、保育所に設置することは、多額の費用が必要となることから、今後、施設の改修を実施する時期に検討してまいりたいと考えております。

なお、発電機以外の多様な電源確保は大切でありますので、今年度、移動可能なリチウムイオン蓄電池の導入を計画しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が言われましたリチウム電池ですか、これはどれだけでもつんですか。ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） リチウムイオン蓄電池の件でございますが、一応、ポータブル的なものでございまして、24時間は動くというようなことで今伺っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） それで、今言われたディーゼル発電機と両方併用すると、大体1週間ぐらいもつということですね。そういう意味ですね。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） この蓄電池につきましては、緊急用に一時的に使うというような想定をしております。また、ある程度長期的に使うということであればポータブル発電機、今申しましたような発電機を使って電源を確保するというようなことを考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） いろいろ考えてみえますので、照明は避難所にはぜひとも必要なものでございます。ですので、どういう方法であれ、しっかり必要なことの設置をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

災害対策基本法の一部が平成25年6月に改正されましたが、その中の避難行動要支援者名簿、これは法律の第49条10項から13項で作成しなければならないと規定しております。そこで問題となることは、個人情報との関連であります。その支援者名簿の作成の際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、必要な情報を目的外に利用することができるとなっております。事前には避難行動要支援者の同意を得て、消防署、自主防災組織にあらかじめ情報を提供することが可能であります。また、災害発生時、または発生するおそれがある場合は、本人の同意なしに支援関係者に提供することができると規定しております。

南海トラフ地震のように大きな災害が発生した場合、自主防災組織が中心となって地域を支えなくてはなりません。地域ごとに要支援者がいるか把握していなければ、援助活動のしようがありません。この名簿作成について、現在どのようになっているのか、また今後どのように利用されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 避難行動要支援者名簿がどのように運用をされるのかとの御質問でございます。

避難行動要支援者名簿の作成、活用につきましては、議員御説明のとおり、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を災害から保護するために、地域の支援者との間で情報を共有して素早い支援が実施できるように定められたものであります。

名簿の整備につきましては、今年度、障害者手帳をお持ちの方全てに、災害時要援護者登録制度の案内をさせていただき、御本人や御家族の意思を確認した上で、登録者の増加を図ってまいりたいと考えております。

このように、現在作成しております要支援者名簿を区長、自主防災会、民生委員などの皆様の御協力を得て、さらなる名簿の整備を実施してまいりたいと考えております。

また、災害対策基本法の一部改正を受けまして、弥富市防災計画において避難行動要支援者対策として掲載しております。その中で、名簿情報の保管の徹底や複製の制限などの情報管理の徹底を図り、避難支援者関係者へ情報漏えい防止の措置を求めるなどを規定しておりますので、今後、個人情報保護に十分配慮して、関係者の御理解をいただき、連携をとりながら避難行動要支援者対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今の総務部長の話によりますと、まだ名簿はできておらんのですね。まだ未完成ですね。そういう意味ですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 名簿はできておりますが、まだ整理が済んでおりません状態でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 地震もいつ来るかわかりませんので、早急に整備をしていただくようお願いします。

南海トラフ地震が発生した場合については、行政もいろいろと防災の対応を計画し、実施してみえますが、私なりにいろいろと気づいたことを述べさせていただきました。今後も防災対応をしっかりとお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

次に、弥富市地域防災計画についてお尋ねします。

弥富市の地域防災計画は、風水害、原子力等の災害、大規模地震及び危険物災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものであります。私は、この中の弥富市地域防災計画の弥富地域に災害が発生した及びする非常配備（第3次非常配備）についてお尋ねしたいと思います。

第3次非常配備について、風水害の場合は、台風、集中豪雨により市の全域にわたり風水害が発生すると予測される場合、また全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合において本部長が非常配備の指令をしたとき。もう1つは、甚大な被害が発生したときでございます。

また、地震の場合、第3次非常配備は、本市もしくは近隣市町村で震度5強以上の地震が

発生したとき。本市もしくは近隣市町村において重大な災害が発生したとき。津波警報が発令されたとき。

風水害の場合も、地震の場合も、このようなケースでは全職員が参集することになっております。この全職員参集となっておりますが、地震の場合の全職員、括弧して「自主参集」となっておりますが、どういうことが説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

第3非常配備についての中で、地震の場合の全職員自主参集となっているがについてでございますが、地震時における第3非常配備は、議員御指摘のとおり、全職員自主参集としております。地震に関する非常配備基準におきましては、本市もしくは近隣市町村において震度5強以上の地震が発生したときや地震による重大な被害が発生したときとしており、突然の地震発生により電話などによる連絡が途絶する場合が予想されるため、自主参集としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が言いました電話等途絶という話でございますが、最終的には全職員が集まってくるという意味ですね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 第3非常配備につきましては、正職員は全て参集ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、全職員とはということで、これは保育所の保育士さんや学校・保育所の用務員さんまで含まれているのか。また、参集するにはどこへ参集するのか、お尋ねしたいと思います。

市役所の職員は、ほとんどが防災本部の任務になっております。学校を初め数十カ所の避難所を開設した場合、職員の配置についてどのようになされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

全職員とは、保育士、用務員も含まれるのかという御質問でございますが、弥富市地域防災計画の弥富市災害対策本部組織図におきまして、保育所は児童課の中に含まれておりますので、正職員の保育士も非常配備の全職員に含まれると考えております。

また、どこへ参集するのかにつきましては、第3非常配備につきましては、市役所職員は非常配備表に基づき、主任以上の職員は本部配備要員と避難所担当職員に割り当てをしてお

ります。避難所担当職員以外は市役所に参集としております。

また、保育市は勤務先の保育所としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、もう1つ、学校の用務員さん、保育所の用務員さんの話もしたんですが、それも各課に属するということでいいですね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

正職員の方につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次へ移ります。

私は過去、弥富市職員でありましたので、平成19年5月につくられました災害時職員行動マニュアルを持っております。職員行動マニュアルは、災害が発生したとき、また災害の発生のおそれがあるときに、災害に対しどのように行動したらよいかということのマニュアルを熟読して行動しておりました。災害行動の聖書みたいなものであります。

しかし、現在の地域防災計画と災害行動マニュアルは多少ずれがあります。例えば、先ほどもちょっと話がありましたように、地震の第3次非常配備にしても、マニュアルのほうが震度6以上、防災計画では震度5強となっております。弥富市防災計画にしても、市職員のマニュアルにしても、最近出された愛知県の南海トラフ地震の報告書を参考にし、計画を修正すべきところは改めて出版する必要があると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 災害時職員行動マニュアルが平成19年につくられており、新たに作り直すべきであるがどうかとの御質問でございます。

弥富市防災計画は、愛知県の防災計画の改正に伴い改正をしておりますので、議員御指摘のとおり、災害時職員行動マニュアルにつきましても適正に修正して配付をしております。

また、新人職員につきましては、修正したマニュアルで研修会を実施しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） こんな厚い本ではなかなか読んでおれませんので、本当に概略がきちんと書いてあります。ですので、あれがあると職員も大変助かると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

今後も災害に対する準備が大切でありますので、関係団体の協力のもと防災に対処する必要があります。

では、次に移ります。

次に、公共施設の老朽化対策、天井落下防止についてでございます。

平成26年と27年で学校施設の体育館の天井落下防止のための工事が施工されています。最近、中日新聞の記事で、「大治西小学校の体育館で吹きつけ材の一部が落下しました。この体育館は、東日本大震災で落下が相次いだつり天井にかわって、昨年の6月から8月に吹きつけ材が施されました。落下したのは発泡スチロールのような材質で、3平方メートルほど落下しました。それは、防音や断熱効果があるとされる断熱材であります」ということでございます。

弥富市の天井落下防止の対策工事も、同じ材質を使って工事をしていると思いますが、弥富市の学校は大丈夫でしょうか。早急に点検を実施すべきであるが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の体育館のつり天井撤去に伴い施工しました天井への吹きつけ材の落下防止についてお答えいたします。

まず、大治町の大治西小学校の体育館で5月18日から19日にかけて、天井の吹きつけ材の一部が2度にわたり落下した件について、町では第三者委員会を設けて原因を調べる予定とされているようです。市としましては、その調査結果を踏まえ、必要であれば対策を講じるようにしたいと考えております。

なお、落下の原因として考えられることでございますが、直接・間接的に衝撃を与えた。雨漏りにより粘着性が損なわれた。結露防止のため、屋根材にペフというスポンジ状のものが張ってあるわけですが、それを撤去せずに、そのまま吹きつけ材を施した。また、同等の製品を使用しても、施工業者の未熟さもあるということでもあります。

以上のことから、体育館利用時には天井に衝撃を与えることのないよう学校関係者に通知することや、市の発注時には、雨漏りについては工事施工前に確認して対応策を講じることと、ペフは撤去するよう設計し、発注しております。よって、本市の場合、差し当たって吹きつけ材の落下の可能性は極めて低いと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、教育部長から思っておりますというより、実際にきちっと点検すべきであると思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、ほかの公共施設については、平成25年7月に建築基準法の施行令の一部の改正がありました。それは大規模空間、6メートル以上の高さにある200平米以上のつり天井の落下防止対策の基準が定められたということです。学校以外で弥富市の避難所として天井落下防止に該当する主な公共施設は、総合社会教育センター、南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、十四山スポーツセンター、総合福祉センター、農村環境改善センター、

市民ホール等が避難所で該当します。公共施設で建築基準法の施行令の改正があったので、ほかの公共施設も含め、避難所、体育館等の天井落下の危険性があるところについては、いつまでに、どのように工事をすべきであるか、お尋ねしたいと思います。

このことは施設利用者の人命にかかわることでもありますので、早急に工事を実施すべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 社会教育センターを初めとする社会教育関係施設の天井でございますが、工事の方法につきましては補強という手段もあります。しかしながら、経費のことや文科省の指導を考慮しますと、やはり撤去が適当と思われます。

時期についてでございますが、緊急性は十分に認識しておりますけれども、市としまして公共施設全体の利用状況や老朽化の状況、財政見通しの分析などを踏まえた公共施設等総合管理計画を今年度に策定し、それを踏まえまして個別施設計画を検討の上、長寿命化を図る手段を含めて決定して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 25年7月に建築基準法の施行令の改正で天井落下防止の基準が定められており、市民の安全にかかわることであるので早急に実施すべきであると思います。

先ほどの回答で財政上の見解ということがございましたが、地方自治体の預金と言うべき基金の状況は、弥富市全体で32億6,000万あります。そのうち、このような施設の安全対策に使ってもいいというようなものにつきましては、財政調整基金、公共施設整備基金等が合計で約25億1,000万あります。これは基金です。これは、平成27年3月現在でございます。そのほかにも、26年度決算につきましても相当の繰り越しが出ると思います。このような基金等は、市民の安全のための施設安全対策に利用すべきであります。早急な安全対策をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 先ほどの1つ目の御質問の中で、避難行動要支援者名簿がまだ整備されていないのかとの御質問でございました。修正答弁をさせていただきます。

名簿につきましては整備をしてありますが、さらに障害者手帳をお持ちの方などの確認をし、内容の充実を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、22日の月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

平成27年 6 月22日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 12番 | 山 口 敏 子 | 13番 | 小坂井 実 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                |        |        |         |
|----------------|--------|--------|---------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 村瀬 修   | 農政課長   | 安井 耕史   |
| 商工観光課長         | 羽飼 和彦  | 土木課長   | 山田 宏淑   |
| 都市計画課長         | 大野 勝貴  | 下水道課長  | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長         | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄   |
| 図書館長           | 山田 淳   |        |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記     | 伊藤 国幸 |    |       |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私は、議員になって3年ともう半分が過ぎるところになりますけれども、2日目にこうして一般質問をやるのは初めてとなりますので、しかも最初ということで、若干緊張はしておりますけれども、精いっぱいやらせていただきたいと思います。

今回は、前回の3月議会に引き続いて災害対策、特に一番弥富が今災害の中で弱点とされている破堤、水害に対しての質問とさせていただきます。

2月に県のシミュレーションが出されて、そしてまた今年度の初め、4月、弥富市のガイドラインが配られました。これは3月議会で配ると言われていたものが配られました。県のシミュレーションを見てみると、津波までの時間ということで想定されております。グラフになって避難する人数がということで、おおむね平均40分から80分という形で避難するシミュレーションに基づいた結果だと認識しております。

ところが、弥富市は周りを大きな川で囲まれた地形にあり、しかも海拔ゼロメートル以下がほとんどの地域。さらには大部分が埋立地ということでありまして、液状化も高い確率で起こると予想されています。よって、津波の被害そのものよりも地震そのもののエネルギーで堤防が壊れたり、または液状化によって堤防が沈下して破堤ということになる。堤防の破壊による浸水被害が、要するに津波よりも先に起こり得る可能性が大にあるということでもあります。

そこで避難を考えてみると、本当に40分から80分のような悠長な時間でいいのかということだと思うんですね。そして皆さん、浸水被害というのは、川遊びとかを思い浮かべるとイメージしやすいんですけども、例えば30センチ、これぐらいの水が足元に来た時点で、

もう走ることができないような状況になるということです。要するに、もう30センチついただけでも簡単には避難ができないというような状況になると思います。

私は30代ですけども、私のようなまだまだな方はまだしも、御高齢の方や何かけがをしていらっしゃる方がいたら、もう本当にそんなふうに水が入ってきたら逃げられない状況にあるということでございます。だからこそもっとスピーディーな対応が求められると思っておりますけれども、そのあたりについて市の見解をお答えいただきたいと。

あと、現在市が避難想定を行っていると思いますけれども、場合によっては違うと思うんですけれども、この避難時間を現在はおおよそ何分の計画で見込んでその計画を立てているかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） おはようございます。

それでは、那須議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、30センチの浸水でも避難が困難になるというようなところから答弁のほうをさせていただきます。

南海トラフ地震を想定した地震シミュレーションにおいては、地震により海岸、河川堤防が沈下し、すぐ浸水が始まるとしております。議員御指摘のとおり、30センチの浸水の中を徒歩で避難することは極めて困難であると考えております。伊勢湾台風の浸水による被害を大きくした原因の一つとして、浸水時に屋外に出て水に流されたことは皆さん御存じのとおりだと思っております。このような場合、直ちに高い安全な場所に避難していただく、このようなことをお願いしたいと思っております。

また、避難想定時間は何分見込んでいるかという点につきましては、昨年5月に愛知県より発表されました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果におきまして、強い揺れや地盤の液状化により、河川、海岸堤防が被害を受けることにより、直ちに浸水が始まるとしております。このようなことから、発災におきましてはすぐ安全な場所へ避難をしていただく。場合によりましては、自宅の2階というようなこともあり得ますが、すぐに避難をしていただくようお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、最初のほうでは直ちに高い安全なところに避難していただくと。

この高い安全なところがないから困っていると、市民の皆さんが大変不安に思っているところありますので、やはりそのところをどう補填していくかを、やっぱりしっかりと捉えていかなければならないと思っております。

そして、避難時間のほうも県のシミュレーションに基づいてということでございますけれども、やっぱり県のシミュレーションでは、私は先ほど申し上げたとおり不十分だと思っ

おります。なので、弥富市独自でもっとスピーディーな対応を考えていかなければならないんじゃないかということで質問させていただいております。だからこそ、今津波ということではなく、破堤を想定した防災・減災の災害計画をどう検討していくか、これが一番重要となってくるところだと思いますので、そのあたりについての市の見解をもう一度お願いします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 津波ではなく、今、地震による堤防の破堤が心配されるということで、災害計画を検討すべきじゃないかというようなことでございますが、弥富市は海拔ゼロメートル地帯でございますので、台風や高潮などによる浸水につきましては過去から想定をしているところでございます。愛知県が弥富市をモデル地区として実施しました津波避難シミュレーションにおきましても、地震により河川、海岸堤防が被害を受けることにより、直ちに浸水が始まるとしておりますので、その結果を一助といたしまして、浸水に対してさらなる防災・減災対策を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） なかなかその先にはまだ進んでいないということでございますので、繰り返しの質問をしても仕方がありませんので先に進めますけれども、やはり、この弥富市自体で本当に怖いのは液状化による堤防の決壊じゃないかと私は思うわけでございます。

津波の到達時間だけで考えれば87分ということで、ああ87分もあるんだと、1時間半ぐらいかけてゆっくり避難すればいいのかなあと思いがちですが、ただ堤防が決壊すれば、その近くの人、もう5分、10分という短時間の中で避難しなきゃいけないということを踏まえて考えてほしいということでございます。

ましてやこんな川に囲まれた地域、埋立地で液状化が心配される、どこが切れてもおかしくない状況にあるわけでございます。ともすれば、同時に3本の川が決壊するということも考え得る状況になっておるんです。本当に難しいとは思いますが、こうした堤防の決壊を前提とした避難計画を立てていかなければ、いざというときに役に立たないと私は思っております。だからこそ、県のシミュレーションが出て、そこからじゃあ市としてどうするんだということを考えたときに、本当に真摯に向き合っていていただきたいと思います。思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

追加答弁というような形をさせていただくわけでございますが、我々としては過去からさまざまな地震を体験してきました。明治の濃尾地震、そして昭和19年、そして21年、そうい

った形の中で大きな地震を経験しておるわけでございますけれども、幸いにしても伊勢湾台風は昭和34年という形の中で、これは高潮による浸水があったわけでございますけれども、それ以後、大きな災害もなく過ごさせていただいておることに対しては大変いいわけでございますけれども、やはり、堤防が破堤する、あるいは海岸が破堤するというような状況において、昭和34年の伊勢湾台風の時代と今の環境では相当変わってきておることが言えるわけでございます。

皆様方の住宅に対する設備の状況といたしましては、南部におきましても、また北部におきましても、ほとんど2階建ての住宅というような形の中で一定の高さを皆さんが持たれるようになってまいりました。

また、その当時の自治会のさまざまな防災・減災に対する取り組みも今のようではないという状況の中で、共助の精神を相当培ってきているという状況もあるわけです。

また、公助としては、これは私たちの役割として、国とか県という形の中で一緒になって海岸、あるいは河川という状況においてはさらに強化をしていくという状況でございます。堤防が破堤をするという状況につきましては震度6前後の経験を今までもしておりますけれども、南部におきましては相当厳しい状況はあろうかと思えます。これは、木曽岬町におきましては、伊勢湾台風のときにはずたずたに切れたわけでございますので、そういうことはあろうかなと思っておりますけれども、今、旧弥富町、今の弥富市という状況の中においては相当強化をしてきているというようなことでございます。今、木曽岬町さんも一番心配しておるのは堤防の破堤という形で、液状化現象、そして複合災害ということに対して、我々と一緒になってこれから国・県に要望していきたいと思っておりますので、御理解もいただきたいと思えます。

とりあえずは高いところへ逃げていただくということが一番現状としてはベターな方向であるということ言えると思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 大きな浸水被害といえば伊勢湾台風。私自身はまだ生まれていないときに起こったわけでございますけれども、その当時の方からお話を聞かしても、当時は確かに2階建ての住宅というのはそんなになかったと思うんですけど、田んぼに田舟というものがあって、その舟を利用できたということも伺っております。ただ、じゃあ現在どうなっているかという、そういった田舟なんか私は余り見たことがないんですけど、そういった状況もあるということをしつかりと踏まえていただきたい。さらに当時の伊勢湾台風の時代から地盤そのものが大きいところではもう1メートルとか、下手したらもっとさらに沈下しているとも言われておりますので、そういった部分もしつかりと見ていかなきゃならないんじゃないかと。本当にそこから沈下したものであれば、さらにそこに水が押し寄せて

くる。しかも、今度はその後に津波が押し寄せてくるわけですから、水量としてももっとふえていく、そういう状況になっていますので、そこまでやっぱり真剣に考えていていただきたいと思っております。

そして、今よく公共施設に外階段をつけて、高いところをとということで、屋上避難ということに取り組んでおります。これ自体は、本当に弥富市自体、高いところが余りないものですから、大変助かると思うんですけども、ただ肝心なのは、私はその後の対応も考えなきゃいけないんじゃないかと思っております。前回は質問させていただいたんですが、余りかみ合っていないということなので、今回しっかりと通知をさせていただいて、それに見合った回答をいただきたいと思っておりますけれども、室外で要するに屋上しか高さが今ゆとりがないというところ。高さ的にもう1階や2階では浸水してしまうところに取り残されて、屋上にしか避難ができない場合、外階段を今たくさんつけられていますけれども、例えば保育所などにもつけられております。白鳥のように1階部分の高さが5メートルもあるような、本当に浸水を考えられた保育所は別としても、そうではない保育所等に外階段をつけたりしておりますよね。そうすると、屋上の部分にしか避難する場所がないという状況になりかねないということでございます。そういった場合、救助まで何日過ごすかということを考えなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、市としてそういった屋上しかない部分で、もし避難された場合、ここで何日過ごすということを考えながら今外階段をつけていらっしゃるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

津波・高潮緊急時避難場所につきましては、弥富市内及び周辺には高台がないため、地震による津波や台風による高潮の来襲が差し迫っている場合に、緊急的、一時的に避難可能な高い建物に避難していただくように取り組んでおるところでございます。

例えば、学校の屋上などに避難した場合、救助までには3階などに移動していただき、避難することができます。2階建ての屋上という場合につきましても、逆に近くのそういう避難場所に移動していただくとか、そういうことで考えておりますが、避難所の装備には限りがございますので、自助による御準備をお願いしたいと思っております。

なお、津波・高潮緊急時避難場所における長期的な滞在というのは考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 3月議会で、私が質問させていただいております、ここに3月議会の記録の広報なんですけれども、それによると要するに浸水被害が完全に復旧するまでには最大で12日を見込んでおるとのことと、あと自衛隊が救助に来るのは1日から3日で開始

されるということでございます。今、長時間は見込んでおりませんと言っておりますけれども、例えばこの近くでいうと桜保育所などに避難した場合、屋上ということで避難されるかもしれないんですけども、仮に冬場で屋外となった場合、人の命がどれだけ耐えられるか、ここをやっぱりしっかりと考えていかないと私はいかんと思っております。救助自体は自衛隊が1日から3日の間で開始されるということでございますけれども、本当に例えば水の中を歩いてきたような、もしくはちょっと逃げおくれで、水にちょっとでもつかってしまったとなった場合、体が急速に冷えていきますよね、特に冬場であれば。そうなった場合、もう1日夜過ごすだけでもかなり危険な状況になるんじゃないかと私は思うんですね。だから、そういった場合、どうしたらいいのかということを考えていかなければならないと思っております。

そこで1つの提案として、今度は屋上しかないところの避難の場合、室内に避難できる場所に移動できる手段を確保していく。例えば船などを装備しておいて移動できる。または屋外でも幾日か救助を待てる手段を持っておく。先ほど自主避難で、自分で持ってきてくださいということでございましたけど、例えば毛布とかアルミシートとかを考えられるかもしれませんが、まさかストーブは避難のときに持ってくる人はおらんと思うので、ただ、毛布自体も人が抱えて避難できる、そんなことが本当に想定できますか。私はそんな避難ってあり得ないんじゃないかなと実際には思っております。そういった部分を本当に具体的に考えていけば見えてくるわけなんです。だから、そういった机上だけの皆さんにお願いすると、自主避難だと言われますけど、その限度を考えて、市として対応していただきたいと思っております。

もちろん、個人で準備することができるものはあると思うんです。ただ、それを前提とした考え方や市の対応であったらば、それは本当に市民の命を守る責任を果たしているんですかと。私は、それは市の怠慢だと思っております。だからこそ、しっかりとこういったケースに向き合っていただきたいということを言いたいんですけども、市の考え方をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私は、伊勢湾台風のときは小学校6年生の子供でございました。あの恐ろしさは今も忘れることができないわけでございますけれども、やはり水位が高くなってくるという形において屋根裏に避難をし、そして一定の時間が経過した後には、それぞれの輸送手段という形の中で地域の皆様に助けをいただいて、お寺という高いところに移動したわけでございます。

そういうような状況というのは、我々は小さいときから覚えておるわけでございますけれども、やはり多くの人たちの力添えによって、次の手段としては安全なところへ避難をして

いく施策を市としてはしっかりと対応していきたいと思っております。そうした形の中においては、さまざまな行政機関という形の中で日ごろから連携をとっておくことが非常に大事だろうと思っておるわけでございます。

そしてまた、私たちは東日本大震災から教訓として学んだのは、一時的に避難をする場所に対して何を持っていくか、避難をするときに何を持っていくか。これが今私たちは自助という状況の中で、やはりしっかりと日ごろから考えていただかなきゃならない、そういうことだろうと思っております。自分が必要とする薬であるとか、あるいは自分が必要とするさまざまなものということに対しては、日ごろからこの災害に対して備えていただきたい。そしてまた、必要な3日分の、例えば食料であるとか、あるいは水であるとか、そんなようなことについても御用意をいただければ幸いかなあと思っております。だから、何も行動しないということが前提の中で避難というのはあり得ない、今は。そういうことを強く、やはり自助、共助という形、そして我々がやらなきゃならないということに対してしっかりと対応していくということが市民の皆さんに対する安心・安全だろうと思っております。

そういった形の中でさまざまなケースがありますけれども、今はそういうことを自主防災組織であるとか、あるいは自助の努力という形の中で、日ごろから備えていただきたいということを私としては常日ごろからお話をさせていただいておるところです。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん、何もしないでということで、私たちも考えていないと思うんですけども、ただ、個人でできるものはやはり限界があると。もちろん市で全てを用意しろと言っているわけではありませんけれども、例えば食料を3日分、それはあったらいいですよ。あったらいいですけども、現実的には食料3日分を持って逃げるという人が、あの震災のパニックの中でどれだけいるか。やっぱり市として冷静に考えていかなきゃいけないと私は思っているんです。避難した市民が全員自分の食料を3日分持ってきてくれれば、こんなすばらしいことはないんですよ。ただ、そういう状況じゃないからこそ、やっぱり市としてもある程度の備えが必要だと言っているわけでございます。

そして、市長自身も水が引くまで屋根裏で過ごして救助を待っていたということでございますけれども、伊勢湾台風のときにはたくさんの田舟ということで、舟があったということを知っております。ところが、先ほども言ったとおり今は舟もないという状況になりますので、やっぱりそうした舟の用意も必要じゃないかと思っております。

そういうのを逐一言っていても仕方ないというか、そちらは市のほうでしっかりと検討していただければいいんですけども、ただ、災害が起こったならば、もしくは堤防が決壊したならば、避難するならばというような具体的なケースを可能な限り予想して、そしてシミュレーション、机上のシミュレーションじゃなくて、実際どういうふうに避難するんだろ

うと。災害が起こって、堤防が壊れて、避難して、何を持ってというところで、ケースを可能な限り想像してシミュレーションして、それに対応するにはどうしたらいいかを、今こそ本当に真剣に考えて、市としても取り組んでいくべきだと私は思っております。だから、もちろん自助も必要です。ただ、自助をなさいと言うばかりじゃなくて、市としてもしっかりと対応、避難所をつくっておるがやと言われるかもしれませんが、それだけじゃないと私は思うんです。そうしたしっかりと具体的なケースに合わせたシミュレーションをもって、本当に市民の命を守るという立場に立って、今後検討して、それにしっかりと向き合って対応していただきたいと申し上げておりますので、市長、答弁ありましたら。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから私も答弁させていただいております。公助の役割は非常に大きいという形の中で、さまざまな過去の教訓を生かしていかなきゃならないということを申し上げておるわけでございます。公助としては食料も準備いたします。あるいは暖房の設備も用意します。さまざまな形で、今そういった形の中で備蓄できるものは備蓄をしていく。そういう形の中で、あつてはなりませんけれども、そういうような状況においては、それを我々としては避難所のほうへ配付し、安心をしていただくような対応はしていきたい。しかし、我々が学んだのは自助、共助なんですよ、今回。自助として何をさせていただかなきゃならないかということをいま一度しっかりと考えていただきたい。3日分の用意をというふうには、一つの私のたとえですけども、今は軽量で非常にカロリーのある食事というのはいっぱいあるわけですよ。そういうような状況のものをふだんから備えていただく。あるいは水についても3日分の水については自分たちで備えていこうという気持ちを持っていただく。そして、脱出できるような状態の中で、家の中の家具の転倒防止であるとか、さまざまな状況について安全策を講じていただく。これがやはり基本的には重要だろうと思っております。

そして、地域の皆様の自主防災会等も踏まえて、お力添えをいただいて、速やかに避難をしていただくというようなことについて、繰り返し繰り返し訓練をしていくことが、やはり災害に強い地域住民の力になってくるだろうと思っておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私も誤解しているつもりはございませんけれども、ただ、実際そうして仮に準備してあっても、完全に持ち出せる状況ではないということまで想定しながら計画を立ててほしいということでございます。先ほど、市長も言われていましたけれども、確かに建物が3階以上あれば、そこに備蓄することも可能だし、いろんな準備もすることが可能です。ところが、屋外を考えたら、それはかなり困難だと思っております。だから、そう

いった場合どうするかということもしっかりと考えた上でやっていただきたい。だって、今外階段をどんどんつけておりますけど、それはやっぱり近場に避難できる場所がほしいからあれをつけているわけでございますよね。ということは、地震が起こればそこに避難していくわけになるんです。避難したはいいいけれども、じゃあ一晩待つて救助が来ないよとなった場合、どうするのかということもしっかりと考えていっていただきたいと申し上げておるわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから何回も申し上げておりますように、我々が過去の災害から学んだものを地域の皆さん、住民の皆様にもやはり努力をしていただきたいということ。いわゆる自助の精神ということを大事にさせていただきたい。何もそういった形の中で避難をしていただいて、寒い夜空に対して、あるいは暑いあれに対して放っておくというような行政がどこにありますか。そういう状況の中においたら、速やかにいろんな人の力をかりて、もちろん住民の皆様、地域の皆様のお力をかりて安心できるような状況をつくり出していくのが、我々市民、住民の考えじゃないですか。それはしっかり持っていただきたい。それをまた普及させていただきたいということを強くお願いしておきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） もちろん、市長の思いもわかりますし、市の対応としてもわかります。それは、私としても見捨てるようなことの対応をしているとはもちろん思っておりません。ただ、計画としてまだ表に出てきていないし、今後でいいものですから、しっかりと具体的な計画を立てて、もしそういった計画が立てられたら、ぜひとも議会や市民の皆さんに公表して、安心いただけるような市を一刻も早くつくり出すことが私は肝心だと思っております。

先に進めますけれども、先日配られたこの弥富市の防災ガイドブックがございます。ここには、第１次開設、第２次開設の避難所と、第３次も括弧で書いてありますけれども、津波・高潮対応の避難所と書いてあります。この第１次、第２次開設と、また津波・高潮対応の避難所とどういう使い分けをしていったらいいか。役割の違いを市民に理解しやすいように説明をしていただきたいと思っております。例えば、このちょっと書いてあるものによりますと、第２次開設避難所を見ると、弥富市において震度５弱以上の地震が発生した場合、または避難指示・勧告等の発令時に開設しますと書いてあります。要するに震度５以上の地震が起こったら、ここに逃げてくださいよというメッセージにもとれるわけでございますけれども、こういった場合、じゃあ２次開設所に逃げればいいのか、もしくは津波・高潮緊急避難場所に逃げればいいのか。どっちに逃げていいかわからないなということが出てくると思うんです。そういった部分において、わかりやすいように説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 御答弁申し上げます。

今回、弥富市防災ガイドブックの避難所の一覧表を載せさせていただきました。指定避難所につきましては、長期的な避難が可能な場所、また津波・高潮緊急避難場所につきましては、緊急時、先ほども申しましたように津波とか高潮、これらが予想される場合、緊急的、一時的にまず避難をしていただくというような使い分けをしているところでございまして、この避難場所の開設につきましては、まず台風などにおいて自主避難される方がある場合、1次開設避難所を設置させていただいております。この1次開設避難所につきましては、各学区1カ所を設定しております。また、2次開設避難所につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、避難勧告・避難指示などが発令する場合、開設いたしまして、市内に29カ所設置しております。津波・高潮緊急時避難場所につきましては、先ほど申しましたように、地震による津波や台風による高潮の襲来が迫っている場合に緊急的、一時的に避難可能な高い場所として指定しているものでございます。したがって震度5以上の地震で津波が予想される場合、この場合につきましては高い場所やこの津波・高潮緊急避難場所、こちらのほうへ避難をしていただきますようお願いしたいと思います。

また、津波・高潮緊急避難場所につきましては、公共施設の屋上にフェンスなどを設置することにより高所の避難場所の整備を今進めているところでございます。今年度は、弥生小学校の屋上、白鳥保育所の屋上の整備を実施しております。完成後はこの緊急時避難場所として御活用していただくというようなことで考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 弥富市は、先ほど申し上げたとおり、地震が起こったらすぐさま決壊ということを想定しながら、やっぱり考えていかなければならないと思います。そうすると、先ほど言われるように、浸水被害が想定されない地震の場合は、この2次開設所に避難できるけれども、津波が想定されたら高潮対応のということでございますけれども、実際は地震が起こったらすぐ高潮を考えなきゃいけないので、そういった意味において、この高潮の避難場所をやはり今後どんどんとふやしていただきたいと。今、2次開設避難所が例えば外階段なり、屋上にフェンスなりを装備すれば、この高潮避難所に移行していくということでございましたが、そういった手配をぜひとも急いでつくっていただきたいと思っております。

こうして今マップがこのガイドブックの中にございますよね。多分ここだと見えないんですけれども、私の家から考えますと、私の家は五斗山の国道1号線沿いぐらいにあるんですけれども、そうしますと一番近い避難所といえば、2次開設所でいえば十四山保育所と、津波・高潮対応でいえばこのスペリア佐古木、もしくはロゼリアということになってきます。ただ、十四山なもんですから、海翔高校に逃げる、もしくは十四山中学校に逃げるのかとい

うと、いろいろと考えてしまうわけでございますけれども、そういった意味においても、市民一人一人が私はどこに逃げたらいいんだということを自覚する必要があると思うんです。だからこそ、市としてやっぱり今後計画としてお願いしていきたいのは、実際にもちろん地震が起こったときにどこにいるかというのはわからないものですから、それはそれとしてあるんですけれども、実際に市民がもし仮に全市民が家にいるという前提に立って、じゃあ避難する場所はどこなのかということを明確にした避難計画を私は作成していく必要があるんじゃないかと思っております。このあたりについては、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 今の御質問の答弁の前に、大変申しわけございません。先ほどの今整備を実施している場所につきまして、弥生小学校の屋上、白鳥保育所の屋上と御返答をさせていただきましたが、白鳥保育ではなく十四山保育所でございますので、まず訂正をさせていただきたいと思えます。お願いをいたします。

御質問ですが、実際に避難しなければならない場所の避難計画を検討すべきというような御質問でございますが、愛知県が弥富市をモデル地区として実施しました南海トラフ巨大地震を想定した避難シミュレーションにおきましても、避難場所に入り切れずに次の避難場所に移るなどのケースが紹介されておりました。今後は、避難する場所を視野に入れて、より詳細な避難計画、このようなものを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今後はそういった詳細な計画を立てていくということで安心させていただきました。早急に市民が安心できるように、私はどこに逃げたらいいんだということで、ぜひつくっていただきたいと思いますと思っております。

そこで、1つ提案と申しますか、ありますけれども、例えば3階以上のマンションに住んでいれば、もちろん耐震が済んでいるところ、そういった方は、避難所に行くよりも自宅にいたほうが安全と、要するに避難しなくてもいいというケースが出てくると思えます。また、そういった高いマンションの1、2階に住んでおる方でも、そのマンションの3階、4階に上がっていけばいいというケースもあると思えます。なので、弥富市の人口約4万4,500人の中で、実際移動して避難しなければならない人数を把握して、この避難すべき場所を想定した形で避難計画を詳細にぜひともつくっていただきたいと思いますと思っておるんです。全員が逃げるとすることで、全員が避難所に想定すると入りきらないだろうし、移動するロスも出てくると思うんです。ところがそういったマンションがあるものですから、自宅が使えるならもちろん自宅のほうがいいわけでございますので、そういったことを3月議会のときには把握していないという答弁でございましたけれども、その人数を把握すれば、市としても避難計

画が立てやすいし、市民としても安心できると思いますので、そういった意味において、しっかりと人数を把握していくべきだと私は考えております。

そして、それができてくると、先ほど申し上げたとおり、私がどこに逃げていいんだと、自治体単位でも確定してくれば、避難訓練もやりやすいわけですね。自治体ぐるみで、じゃあ一緒にここに逃げますよということで、その場所に実際移動したり、じゃあ、持ち物を避難訓練のときは自主避難の例えば食料なり何か必要なものであり、そういった分も持ってきてくださいよというような避難訓練ができてくると思うんです。だから、そういった意味においても、早急にこれをつくっていただきたいと思います。と思っています。

金曜日に横井議員からも質問がありました。私はホームページで見つけたんですが、災害時要配慮者登録ということで見つけました。その登録者を聞こうと思ったんですけど、金曜日の横井議員の話であると、避難行動要支援名簿ということで、ちょっと名称が違っていましたけれども、この登録者自体は、今障がいの手帳を持ってみえる方に全部こうした登録をお願いしておるということで、市としてはまだ準備段階というか、まだふえていくということで、人数は上げられておりませんでしたが、今現在、こうしたホームページなどによる登録というのは、どれぐらいあったんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

現在の避難行動要支援者名簿登録者でございますが、手挙げ方式の確認でございますが、高齢者のひとり暮らしとか、体の移動がなかなか難しいという方につきましては202名の登録をいただいております。障がいをお持ちの方につきましては22名登録をいただいております。ところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、202名ということでございましたので、今障がいの手帳を持っている方に全部お願いしているということで、これがどんどんとふえていくことになると思います。

そこで、横井議員もおっしゃってございましたけれども、情報を共有して自治会や自主防災会などに協力を呼びかけて、こうした方を救助していくということで進めていくといいかなと私も思いました。

あともう1点、まだまだ市民の皆さんの中にはこの防災や災害対策のアイデアをたくさん持っている方もいらっしゃるし、またはたくさん困っていること、不安になっていることがあると思います。そこで、私はそういったことも踏まえて全市的に防災アンケートなどをして調査したらどうかなと思っています。そうして、市民からたくさんの意見を集めたり、市民からたくさん不安の声を聞いて、それに対して市として真摯に向き合っていくことが私

としては必要だと思っております。平成22年に意識調査ということで行っておりますけれども、もう1回こうして新たに行うことによって、市民としてもやっぱり災害に対しての意識も強くなってくると。そういったことができて初めて市と市民が一体となった災害に強いまちづくりの形成ができてくると考えますが、市としてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

災害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助、これのそれぞれが災害対応能力を高め連携することが大切でございます。特に、災害時に円滑かつ迅速に避難支援などを実施するためには、平時から住民同士の顔が見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めておくことが必要不可欠と思います。市といたしましては、アンケートのかわりとして、防災ボランティア団体の会合や自主防災会の会合などの折に意見交換をすることにより、市との連携を強化して、一人一人の防災意識の向上を支援することにより、弥富市総合計画の施策項目の消防防災の充実、これを強く推進したまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、防災ボランティアや自主防災会などの会合によって交流を深めて対応をしていくということでございましたが、それだとやっぱり出てくるリーダーの方とその周辺ぐらいの方にしか意識がなかなか浸透しづらいんじゃないかと思っておるので、ぜひとも私としては全市的にこうしたアンケートをして、市民一人一人が防災に対して真剣に考えていく、向き合っていくということで、できる機会をぜひとも市として提供をして、またそうすることによって、その中の要望を中のかなえていくことによって、本当に市と市民が手を取り合った災害に強いまちづくりが形成されていくと思いますので、今考えていないということでございましたが、今後の検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく3点について質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

す。

まず最初に、防犯灯のＬＥＤ照明導入について質問したいと思います。

ＣＯ₂排出量の削減のために、世界各国で白熱電球を廃止する動きが広がっております。日本でも経済産業省が2012年までに白熱電球の製造・販売を中止し、原則として電球型蛍光灯ランプなどへの切りかえの実現を目指す方針を打ち出しました。この政府の方針を受けて、それまで白熱電球を製造していた企業からは一般白熱電球の生産終了または終了予定が発表され、2012年までに多くの企業において生産が終了となりました。そしてこの間、電球型蛍光灯ランプや電球型ＬＥＤランプなどの省エネランプへの切りかえ、普及が加速しています。特に2011年以降は、省エネ志向の高まりとともに、電球型ＬＥＤランプが急速に普及してきています。白熱灯に比べ大幅な省エネが可能となるＬＥＤ照明は、次世代照明の最有力候補です。省エネによる環境への配慮はもちろん、コスト面でも白熱灯にまさる効果が期待できます。

住宅用照明を仮に年間2,000時間、10年間使用した場合、電気料金を仮に1キロワット時で27円と設定し、10年間の電気代を比較すると、白熱灯ダウンライトでは大体2万9,180円、ＬＥＤダウンライトでは2,920円となり、10年間のランプメンテナンスを比較すると、白熱灯ダウンライトでは、ランプ寿命が2,000時間で9回交換すると仮定して3,300円、ＬＥＤダウンライトでは交換不要のためゼロ円です。10年間のトータルコストを比較すると、10年間で2万8,710円の差となり、コスト面でもいかにＬＥＤがまさっているのかがわかります。ＬＥＤは、照明用光源としての寿命はいろんな組立材料やパッケージ材料の劣化などにも影響されますが、通常のＬＥＤ光源としては数万時間の寿命であります。それでも白熱電球の数十倍、蛍光灯ランプやＨＩＤランプの数倍の寿命があり、適切な放熱対策が施されたＬＥＤ光源は、既存の光源よりはるかに長寿命であります。ＬＥＤの寿命は約4万時間、それに対して白熱ランプは約1,000時間から2,000時間であり、蛍光灯ランプでも約6,000時間から1万2,000時間あります。照明工業会によりますと、器具交換の目安としては、大体1日10時間点灯して年間3,000時間点灯した場合で8年から10年であるとなっております。一般的な寿命としての4万時間は、点灯確認には少々時間がかかるため、加速試験にて寿命を科学的に予測したものだそうです。実際には、外の装置、そして光源との寿命を大体一致するのが4万時間だということです。

従来光源との比較からしても、実際ＬＥＤの特徴として、1つ目に紫外線放射、赤外線放射をほとんど含まないために、照射物への負荷が少なく、具体的に言えば、例えば絵画、衣料品の光源としては色があせにくい、そのほかに食料品や化粧品の光源としては熱を持ちにくいことによって、商品の劣化が進みにくい特徴があります。2つ目として、ＬＥＤは虫を誘う波長をカットしてあるため、虫が寄りにくい効果もあります。3つ目として、低温で発

光効率が低下しないため、実際に既存光源に比べて周囲温度に対する相対光束の変化が少ない特徴があります。つまり、この特徴によって、寒冷地向けの照明、街路灯、防犯灯に向いていると言えます。実際にほかにも冷蔵庫とか冷凍庫内の照明にも向いています。そのほかにも4つ目として、環境にも有害な物質を含まない、既存の蛍光灯においては、水銀などが使用されております。実際、LEDがそれを含んでいないということです。難しい言葉でいうと、RoHS規制有害物質を含まないということらしいです。5つ目として、衝撃や振動に強いことが上げられます。既存光源は、構造的にいずれもガラス管が用いられており、振動や衝撃に弱いという欠点があるのに対して、LEDパッケージとしては、ガラス管を全く使わないため、振動や衝撃に強いという特徴があります。6つ目として、着色、調光、点滅が容易である。つまり時間がかかりにくいということです。このような特徴があることを考えても、LEDの特徴として既存の白熱灯や蛍光灯に比べて相当なすぐれた点が多いと思います。

そこで質問させていただきます。

本年度から取り組まれている防犯灯のLED照明導入についての進捗状況について、御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 武田議員の御質問にお答えをいたします。

防犯灯のLED照明導入の進捗状況についてでございますが、LED防犯灯の長所につきましては、議員御説明のとおり、近年のLED技術の進展や低価格に伴い、使用電力の節減等を目的に事業用や家庭用のLED照明の導入が急速に進んでおります。また、現在、弥富市では約400灯がLEDにかわっております。近隣の市町につきましては、日進市、岩倉市、半田市が全灯LED防犯灯に取りかえをしております。

事業の進捗状況でございますが、区長、区長補助員さん宛てに防犯灯LED化事業についての御案内をしております、あわせて電気料の支払い状況の確認作業を実施しているところでございます。また、この事業につきましては、環境省の低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業の補助を受けて実施する計画でございます。この補助事業が今月11日に事業採択されましたので、7月に発注の手続きを行い、防犯灯の調査、この調査期間については約3カ月を見込んでおりますが、調査を行い、その後取りかえ工事を実施して、来年2月末完了予定で計画をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際のところ、LED防犯灯というのは相当のメンテナンスというのが必要になってくると思われるんですけれども、今後、実際これだけの有利な点が多い防犯灯ですので、ぜひと

も一刻も早い普及を市内全域で進めていただきたいなと思います。

それ以外にちょっと1点だけ質問したいことがありますので、よろしくお願いします。

これは、事前通告してないもんで申しわけありませんけれども、実際南部地域、そして多分東部地域も同様だと思うんですけれども、住宅から離れた水田地帯の通学路になっている地域。その地域というのは、ほとんど民家が少ないために実際通学路として使われていても非常に防犯灯が少ない地域があります。その中で、防犯灯が少ない中で、なぜ防犯灯が少ないのか、通学路として指定されている中でなっているのか。ぜひとも防犯灯をつけてほしいという要望があります、地元から。その中でつけにくいところの1つが水田があるということで、水田に対する防犯灯という街路灯の光源に対して稲の生育がおくれるというような特徴があると言われています。その辺で、LEDについてそういうのを軽減する効果はないかというのは、私が調べてもどうしても出てこないんですけれども、そういうのはないでしょうか。もしそういうことがあるようでしたら、そういう地域でますます防犯灯をつけやすいと思いますし、できるんだったらそういうことがあることが期待されるんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） LED防犯灯の照明による農作物への影響についての御質問でございます。

夜間照明における水稻などの生育に及ぼす影響は、終夜照明が点灯している状況では避けられないものがございます。しかしながら、LED防犯灯は、従来の蛍光灯と比べ、後方への照射範囲が小さくなっていることや、LED防犯灯に遮光ルーバを取りつけることができると聞いておりますので、これにより農作物への影響が改善されると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、私も稲をつくっていますけれども、稲が街路灯、防犯灯からある程度光を外に発して、その範囲内のところだけ、確かに1週間から10日以上生育がおくれています。実際、稲刈りをするときに、まだその辺のところだけ青いということがあるんですよね。先ほどの御説明ですと、その生育が少しは緩和されるということでした。ぜひともそれだけのいい条件があれば、なおさら早目にLEDを普及していただきたいなと思います。

ただ、それから遮光ルーバという話があったんですけれども、これについて1つ、ある地元の方からこういう御意見がありました。現在、敷設されているナトリウム灯なんですけれども、遮光ルーバを全体につけたために、真下しか明るくないということ。そのために、せっかくの街路灯としての効果が少し落ちているんじゃないかという話を伺ったことがあります。

す。その辺についても、今後ともぜひとも考慮していただけないかなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それから、街路灯というのは、これから先、今までもそうなんですけれども、実際の機能として大体気温が低くて直射日光も照らされない夜間のみが点灯することを想定した設定になっていると思います。そのＬＥＤ街路灯だけでなく、実際の蛍光灯街路灯でも同様で、大体取扱説明書には設計時の試験日以外で日中の点灯はしないよう注意が記載されているのが普通だそうです。もし、真夏の昼間でも点灯するような状態になっていれば、街路灯の内部は設定の想定を超えた高温になり、長時間その状態のままであれば、内部の回路部品が急速に劣化するおそれがあるとあります。特にＬＥＤは高温に敏感な半導体なので、蛍光灯よりも受ける影響が大きいとされています。ＬＥＤの寿命は動作温度に関係するので、周囲温度が高ければ高いほど寿命が低下すると言われております。ＬＥＤが長寿命であるといっても、使用環境が悪ければ特徴が生かされないということです。実際、このようなふぐあいを起こさないためにも、ＬＥＤ街路灯にとって定期的な点検とメンテナンスは欠かせないとあります。

特に、ＬＥＤであれ、これは蛍光灯でも同様だと思われるんですが、土ぼこりや排気ガス、そしてクモの巣、虫の死骸、鳥のふんなどの汚れは、絶対生じてきます。実際こういう汚れはどうしても光を減衰させて、照明の効果を劣化させるおそれがあります。その辺でもＬＥＤの高効率という特徴を生かすためにも、メンテナンスをどうしていくのか、今後どうされるのか、それについて御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） ＬＥＤ防犯灯のメンテナンスについての御質問でございますが、今回のＬＥＤ防犯灯導入事業におきましては、ＬＥＤの使用に一定の技術基準を設けておりまして、屋外での長期使用に耐え得る構造としております。なお、夜間点灯していないとか、昼間点灯しているなどの故障につきましては、早期に対応してまいりますので、市役所までお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○１６番（武田正樹君） せっかくのいろんな長所を持っているＬＥＤ照明ですので、ぜひとも今後ともつけていただいた後についても、メンテナンスについて、市として責任を持って導入について行っていただきたいなと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

〔「追加答弁」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し御質問にないかもしれませんが、追加答弁させていただきます

ます。

LEDの街路灯の設置につきましては、今年度中にやっていきたいということで、今所管のほうから報告したところでございます。この事業につきましては、弥富市全灯、約5,000灯のいわゆる街路灯を変更していくということで、大変大きな事業になっております。総事業費といたしましても1億円ほどかかる予定でございます。そして、先ほど補助事業という形の中で採択をいただいたわけでございますけれども、2,000万ほどの補助をしていただけるといふ形の中で一気にやろうという形で、まちの防犯上の問題というものを少しでもクリアしていきたいということが本旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

新たな設置につきましては、またいろいろと区長さん等にもお聞きしていかなきゃならないとは思いますが、とりあえず今は既存のものをしっかりと全灯を変更していくということに全力を傾注していきたいと思っております。また、防犯上危険なところであるとか、あるいはそういったところにつきましては御意見を聞きながら今後に生かしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長から今年度にぜひともやっていただくということで、ありがたいお言葉をいただきました。ありがとうございます。私が一番心配するのは、設定していただいてそれだけの効果があるということで、10年間もほとんど交換しなくてもいいという条件が、これが10年間たつと相当職員の方もかわってみえますし、いろんな面である程度継続で引き継ぎみたいな形で職員の方もやっていただきたいなと思うんですよね。結局は交換ということが一番、メンテナンスが10年間もの長い期間となってくると、多分これは忘れられちゃうところが結構多いんじゃないかなと思っているんですよね。実際のところ、その辺を考慮していただいて、今後10年間の間のメンテナンスをぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問といたしまして、市内幹線道路、中央幹線と新政成弥富線（六條工区）の整備状況について質問したいと思います。

第1次弥富市総合計画後期基本計画によりますと、市の方針として交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市の発展可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、道路網の計画的な整備の充実を図るとあります。また、道路としては便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、日々の交流を促進する重要な基盤であるという認識のもとで、交通量の増加や車両の大型化、そして人の高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網、道路環境の整備が必要であるとあります。課題としては、市としても広域交流基盤の強化のために伊勢湾岸自動車道へのアクセスの一層の向上、南北方向の道

路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備、そして安全、環境、景観に配慮した人に優しい道づくりが上げられております。その中で、市として重要な幹線道路である中央幹線、そして新政成弥富線（六條工区）についてお伺いしたいと思います。現在までの整備状況と今後の方針について御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、中央幹線道路の整備状況と今後の方針について、答弁させていただきたいと思っております。

中央幹線道路は、日の出橋から南は伊勢湾岸自動車道の側道までの市内を南北に結ぶ総延長約7キロメートルの都市内幹線道路として整備を進めています。現在までの進捗状況につきましては、平成26年度末で68%となっております。寛延以南につきましては、平成20年度から平成24年度までに国道23号三好交差点の南に位置します県道境政成新田蟹江線からのびのび園までの延長約1.5キロメートルにつきまして整備しておるところでございます。平成25年度からは鍋田地内の延長約800メートルにつきまして整備を進めていまして、そのうち今年度につきましては約90メートルを整備する予定となっております。

今後の方針につきましては、近年、新名神高速道路開通後、国道23号へ連絡する大型車の増加や、市北部への物流輸送による交通量の増加により、まずは優先的に国道23号から伊勢湾岸自動車道の側道までの区間約3キロについて、国の財政支援を受けながら継続的に順次整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、新政成弥富線（六條工区）の整備状況と今後の方針について、答弁申し上げます。

事業施行者となります愛知県海部建設事務所に確認しましたところ、平成26年度末までの進捗率につきましては、用地取得面積ベースとなりますけれども87%という進捗率となっております。今後の整備予定でございますけれども、平成27年度、今年度につきましては、ボックスカルバート、1カ所ですけれども、断面としましては高さが2メートル、幅が8メートルという大きなボックスを1カ所施工する予定となっております。工事期間としましてはことし9月から来年、28年3月までを予定しております。あと用地買収1件を予定しておるところでございます。また、平成28年度の工事予定としましては、道路改良工事と交差点改良工事、あと農水管のつけかえ、あとボックスカルバートということで、内空面はちょっと小さいボックスですけれども、それを予定しておるところでございます。それと残り用地買収1件ということで、以上ようになっております。

今後の方針につきましては、広域幹線道路の機能を補完する市の東西を結ぶ都市内幹線道路となる一般県道新政成弥富線について、早期完了が図れるよう引き続き関係機関への整備

促進を要望してまいりたいので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございました。

実際、私は通ってみえる方からお伺いしたんですけれども、結構この両線ともそうなんですけれども、例えば中央幹線についても寛延以南について、急激に狭くなって、事故が多く起きやすいと伺っています。そして、特に管内で結構通学路が多いということで、通学路として使うには道が狭いために不便を感じておるとい話を伺っております。どうかぜひとも一刻も早い完成をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと同時に通学路として、特に中央幹線では寛延地内に入る直前までは、実際自転車と歩行者用道の整備が相当進まれていると思っております。実際、私も通らせていただいているときに、中学生が通学路として使っている中で、この自転車歩行者道をたくさんの生徒が通っていきます。この広い自転車歩行者道のために、相当安全だなあとつくづく感じるんですけれども、実際2列縦隊で行くというのは余りよくないことかもしれませんが、自転車通学路としては、相当広い歩行者道ができているために、その広いところを安全に通っていけるということで、大変便利がいいなと感じております。

次に、通学路と同時に自転車歩行者道の整備状況について、実際中央幹線ではある程度寛延に入る直前まではできていると思うんですが、それ以後の自転車歩行者道の整備、例えばこれは新政成弥富線についてもそういうことが可能なかどうか。そういうことについても御説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、現在の自転車歩行者道の整備状況ということで、御説明させていただきたいと思います。

県が整備する幹線道路、先ほども議員が言われましたように、名古屋十四山線といいますか、一般県道の境政成新田蟹江線等、あるいはその六條工区につきましても歩道の整備がされるということでございます。あと残りとしまして名古屋第3環状線、弥富名古屋線につきまして、まだ歩道整備もされるということでございます。市が整備する中央幹線につきましても歩道の整備、それと都市計画道路穂波通線につきましても歩道整備をしていくということで、歩行者、自転車などの安全対策として、そういった歩道設置を進めていく予定であります。

今後も道路整備を計画的に進めるということで、歩行者、自転車の安全確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 子供たちの通学路としてばかりではなくて、最近拝見するのは、高

齢者の方が朝の散歩に結構この道路の自転車歩行者道を使ってみえるんです。見せていただいていると、結構そこところは安全に、やっぱり狭い道じゃなくて広い道で、ある程度安全な歩行者道があるということは、非常に大事だなあとつくづく感じました。今後も南部地域でもそうですし、北でもそうだと思うんですけれども、安心して朝の散歩ができる、そういう形のことができるということは非常に大事だなと思っております。ぜひとも今後ともそういう整備を一刻も早く進めていただきたいなと思っております。

最後に、今後の道路網の整備について、もし市長の考えがございましたらお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員にお答え申し上げます。

今後の道路網の整備でございますが、まず間違いなく道路網の整備はまちづくりの基本中の基本だろうと考えておるところでございます。その整備におきましては、交通体系が明確になり、そしてまた市民住民の安心・安全ということが確保できるということにつながっていくと思っておるわけでございます。

市といたしましては、3つの区分というか、3つのジャンルというような考え方のもとに今後整備をしていきたいと思っております。

1つは、狭隘道路の整備でございます。市内におきましてはまだまだ道路幅の非常に狭い道路がたくさんございます。緊急車両、あるいはその他そういったように急に使うような車両に対して確保できていない幅員の道路があるわけでございます。こういった形の中においては、地権者の御協力をいただきながら計画的に進めておるところでございます。

もう1つは、先ほど武田議員もお話がございましたように、高齢者・子供といわれる交通弱者を守っていくという形の中で、車歩道分離型の道路ということを整備していかなきゃならんだろうと思っております。幅員としては12メートル前後になるのかなあというふうに思っておりますけれども、そういった形の中での市道の新たなあり方というようなことについて考えていきたいと思っております。

もう1つの区分は、県道であるとか、あるいは市道の中央幹線のように、生活道路であると同時に経済的、あるいは災害的に極めて重要な路線に今後なると思っておりますので、そういったことにおきましては、ただ単に市だけではなくて、国・県の補助をいただきながらしっかりと進めていこうと思っております。それぞれの道路の区分ということに対しては、財政は大変厳しい状況ではありますが、それぞれの目的は持ちながら、しっかりと道路網の整備をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 3点について、今後ともぜひとも一刻も早い整備をよろしく願い

したいなあと思っております。特に交通弱者と言われる子供たち、そして高齢者の方、これからますます子供たちは減りますが、高齢者はふえてきます。ぜひともその人たちのためにも、安心して安全な道路の整備をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に行きたいと思います。

3点目として、金魚の養殖に対しての市の応援をお願いしたいということで質問させていただきます。

弥富市の特産品の一つである金魚の養殖についてお伺いします。最近、金魚の養殖、内水面養殖漁業の減少に歯どめがかからず、厳しい状況にあると伺いました。後期基本計画においても、弥富市においては、古くから水郷地帯としての特性を生かし、金魚の養殖が盛んに行われ、日本一の生産高を誇るとともに、流通拠点としても我が国有数の市場を形成しております。しかし、内水面養殖漁業においても担い手の減少や高齢化、後継者不足が進み、厳しい状況にあります。

そこでお伺いします。今現在のこの金魚の養殖、漁業の現状と課題についてどう把握して見えるのかお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

金魚養殖業の現状と課題についてどう把握しているかということでございますけれども、最初に組合数についてでございますけれども、平成26年11月30日現在でございますけれども、組合数は103人、10年前となります平成16年11月30日現在が、組合数が171人ということで、68人減少しているという状況でございます。後継者につきましては、現状ではまだ決まっていないという生産者がほとんどでございます。組合数の減少理由につきましては、根本的には需要が大きく減少しているということが考えられるんじゃないかと。例えば、以前に比べてまして金魚の飼育を家庭でしないとか、飼っていないという方が多いということも一つの原因じゃないかなということ。それと、さらに東日本大震災による需要の減少によりまして、マーケットも小さくなってきているということも考えられるんじゃないかということでございます。需要と供給は相互に影響を受けるために、その結果としまして、生産量も減少しています。

生産者の場合は、組合員の役員さんによりますと、金魚養殖業は決して楽なものではないと、こういったことが理由じゃないかということで、働く環境というのは厳しい状況となっているようです。かつてサラリーマンから金魚養殖業についた方のお話では、当時は務めるより魅力的な売り上げがあり、父親が亡くなったことをきっかけに就業したということも聞いております。就業の理由というのはいろいろあると思いますけれども、共通して言えることは、今後についてはかつてのような売り上げが期待できないことから、利益も低いと思わ

れ、それが結果として後継者不足となっているというようなことでございます。

また、施設の老朽化ということで、養魚水田も新しい池を求めないと、農業でいう連作障がいのような満足のいく生産ができないという問題を抱えているということもあるようでございます。後継者不足についての他県の事例ではございますけれども、奈良県の大和郡山市でも同じような状況ということで聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 171軒あったのが103名に減少、68軒の減少ということですが、相当な減少数だと思いますし、せっかく日本一の弥富の金魚をさらに減少させるということは非常に寂しいことになると思います。

実際、後継者がいないということは、私も専業農家ですし、農業でもそれはあります。実際のところ、それで新しい工夫として、何か市としての対策ができないかなあと思うんですけれども、これは一つの提案なんですけれども、例えば先ほど部長から話が出ましたけれども、定年されてからやっていただく、こういうのもこれから必要ではないかなあと思うんです。それも例えば跡取りではなくても、やる気のある方、そういう方にやっていただくというのは、これからの後継者不足の対策として、これは金魚だけじゃなくて農業についても同様だと思っております。そういうことも必要ではないかなと思います。

先日、ある金魚養殖をやってみえる方とお話しする機会がありました。その中で、先ほど部長のほうでマーケットが減少して、ちょっと魅力的な売り上げがなくなっているという話だったんですけれども、その方に伺った中で言ってみえたのは、確かに昔に比べれば売り上げは減ったんですけれども、でも別にまあまあ売り上げはありますという話だった。ということは、例えばこれは後継者として、若い人にやっていただくのは理想ですけれども、ある程度定年された方、そういう方にもこれから先やっていただくとしていくことも大事じゃないかなあと思います。これ以上減少すると、日本一の弥富の金魚がなくなってしまって、できるならばこれが日本一じゃなくなるのも寂しいことになると思いますので、ぜひとも今度弥富として、市としていろんな対策を講じていただけないかなあと思っておりますけれども、こういう考え方ということで、ぜひとも市として新しい考えは持ってみえないか、ちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 御答弁申し上げます。

新しい考え方ということでございますけれども、市におきましては後継者不足に対応するための地方創生として、国からの交付金である地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、金魚養殖業後継者育成事業準備委託料を予算化しまして、本年度弥富市金魚養殖業後継者育成対策協議会を立ち上げました。6月4日に第1回の会議を開催したところ

でございます。この協議会の中で、後継者育成への意向を確認しながら、何ができるか、どういったことがやれるかなどの金魚養殖業発展のための調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） いろんな対策方法はあると思います。以前にＪＲ高島屋で展示をされたということもありますし、セントレアでも展示をされていたということがあります。私も見せていただいたんですけども、実際、子供たちが寄って、結構人気があるんです。実際金魚自体のことを今の子供たちがそれだけ触れ合う機会が少ないのか、それとも飼うのをためらってみえるのか、その辺のところは確かにあると思いますけれども、ああいう展示もこれから必要ではないかなと思っておりますので、今後ともああいう展示の機会がありましたら、ぜひともふやしていただいて、弥富市だけじゃなくて、やっぱり広い地域である程度金魚のＰＲをしていただきたいなあと思っております。ぜひともそれをお願いいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず最初に、一日保育、一時保育の現状についてお尋ねしたいと思います。

3月の広報「やとみ」で、平成27年度から一時保育を行うと記載されていまして。これを見落とした市民の方もお見えになると思いますので、ちょっとここで読み上げたいと思います。一時保育とは、保護者の就労、就学、職業訓練などの理由により一時的に家庭での保育が困難となった児童を一時的に保育所で保育する制度です。利用対象者としては、保護者の仕事や就学の都合により一時的に保育が必要となる場合、保護者や家族の疾病や入院、冠婚葬祭などにより保育が必要となる場合、保護者の心理的・肉体的な育児疲れ解消などの理由による場合、対象児童としては市内在住の満8カ月から就学前までの児童、実施場所は白鳥保育所です。利用時間は1カ月に14日以内。保育時間は平日は午前8時から4時まで、土曜日は午後8時から正午まで。利用料としては、1時間当たり3歳児未満は400円、3歳以上は200円ですね。申込方法は、利用予定月の前月1日から利用日の5日前までの受け付けとありました。

新しく白鳥保育所が建てられたことで、この4月から始められました。一時保育が行えることはさらに弥富市の子育てが充実されると思います。そこで質問をしたいのですが、この4月から始まったこの一時保育、どのくらいの問い合わせ、また申し込みがあったのか教えてください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 一時保育の御質問にお答えをさせていただきます。

一時保育事業につきましては、議員のおっしゃるとおり白鳥保育所で本年４月から実施をしております。御質問の利用実績につきましては、４月は７人で７日間、５月は１９人で９日間の利用がございました。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○３番（鈴木みどり君） 現在、弥富市の３歳未満の乳幼児は何人いますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 本市の３歳未満児の人口の御質問でございますけれども、３月３１日現在では１,１２４人おります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○３番（鈴木みどり君） なぜ３歳未満児の乳幼児の数をお聞きしたかといいますと、３歳以上になれば保育園や幼稚園に年少で入るお子さんも多くなりますが、３歳以下となりますと、まだ１日中お母さんと一緒に過ごすことが多い子が多いと思うんです。

つい最近のことなんですが、白鳥保育所にお孫さんの送り迎えをしている人に一時保育、一日保育ができたよということをお話ししたら、そんなのがあることを知らなかったと言われたんですね。これはまだまだ市民の方に周知されていないのだなと思いました。ファミリーサポートができたときは、協力会員の募集もあって、いろいろリーフレットやポスターなどをよく見かけたのですが、現在でも協力会員、募集会員のポスターを見かけます。一日保育の案内は、そういうポスターやチラシを見たことがないんですが、どのように案内されたのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 周知についての御質問をいただきました。

一時保育についての市民の皆様への御案内は、広報３月号、４月号とホームページで行っておりますが、まだまだ利用実績が少ない現状でございます。広報紙への再度の掲載、ホームページの内容充実とともに、案内パンフレットを作成し、制度の周知を図ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○３番（鈴木みどり君） なかなか広報やホームページだけではわかりにくいと思うんですね。児童館や子育て支援センター、市役所、保護者・子供が集まる場所に案内チラシなどがあればもっと知っていただけるのではないかなあと思うわけです。

先日も白鳥の児童クラブに行って、ちょっと一日保育の案内か何かがあるのかなと思って見てきたんですが、一日保育に関することは一切なくて、それではなかなか知ることができないなと思いました。

今はまだ利用者が少ないようですが、子育て中のお母さんにとっては、一日保育を理解していただけるようになれば、もっともって利用者さんもふえてくると思います。まだ始まっ

たばかりではありますけれども、1日の預かり人数は上限何人まで受け入れることができますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 定員についての御質問でございますが、定員は5人でございます。ベテランの保育士がお子様をお預かりいたしますので、安心して皆様に御利用いただきたいと思いますっております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私は初め1日5人が上限とお聞きしたときに、3歳児未満の子供が1,124人いるという中で1日5人というのはとても少ないと思ったんです。だけど、よくよく考えてみますと、週1回の利用としてみれば1週間で土曜日も入れると30人は受け入れることができるんだなあと思いました。そう考えてみますと、10日に1回の利用者と、これから先たくさんふえた場合、5人でも十分かなと思いました。

利用時間が平日朝8時から4時までとなっていますけれども、利用料が1時間当たりで決められていますけれども、何時間ぐらいの利用が多いでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 利用時間の御質問でございますけれども、比較的多くの方は3時間から4時間を利用されております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 例えば、8時から12時の利用と12時から4時までの利用が仮にあった場合、もし保護者の方が契約時間までに来られなくなった場合、そしてその次の時間帯の利用者が来られた場合、今定員が5人と言われましたが、定員数がオーバーしてしまうのではないかと。そんなケースもこれから出てくるかもしれませんが、利用者のコーディネートというかシフトというのはどのようにしていますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） コーディネートの御質問でございますけれども、現在のところ定員5人を超える利用はございませんが、定員を超える申し込みがある場合、例えば6人目以降の受け入れの方がお見えになった場合でございますけれども、前者5人の申込時間の利用終了予定時間の30分後から次の方の一時保育の受け入れ時間といたします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 利用期間が1カ月に14日以内ということですが、これは平均週3回以上利用できるということになりますが、利用料を見ますと、3歳未満児は1時間当たり400円、3歳児以上になりますと1時間当たり200円ということですが、利用目的では、今まで一日保育、一時保育の役割もファミリーサポートのほうがやっていたと思いますけれども、

ファミリーサポートセンターのほうを利用されますと、利用時間は1時間当たり700円になります。一時保育では3歳以上になると1時間当たり200円ですが、ここで500円もの差ができてしまいますが、利用者にこの格差があることに何か問い合わせとかはありましたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） ファミリーサポートセンターと私どもの一時保育の利用料の差の御質問をいただきました。

現在のところ、利用料の格差についての問い合わせはございません。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 幸いこの弥富市では待機児童はいません。保育園、幼稚園にまだ行っていないお子さんが見えるお母さんはたくさんお見えになると思います。そんなお母さんたちが大いに利用していただきたいこの一日一時保育なんです。育児にちょっと疲れたとき、自分の時間を持ちたいとき、気持ちに余裕を持ちたい、そんな子育てができる子供を本当に安心して預ける場所があるということは、とても大きな子育ての励みになると思います。まずはこの一時保育をもっともっとPRしていただいて、子育てお母さんたちに御理解いただいて、たくさんの方が利用者がふえることを願ひまして、そこら辺のところは行政のほうもしっかりとPRしていただきたいということで、この質問に対しては終わりたいと思います。

続いてですが、市制10周年記念事業についてお伺いしたいと思います。

今回、私は来年度予定されている市制10周年記念事業についてお尋ねをしますが、同じ項目で先日平野議員からも質問がありました。重複するところは省いて質問しますが、どうしても提案という点については続きのようになってしまいますので御了承ください。

平野議員は市制10周年記念事業を大きく捉えて質問をされていましたが、私は企画の一部として質問をしていきたいと思います。

弥富市は御存じのように東西9キロ、南北15キロと、細長い形をしています。そして、南の一番先のほうは海に面しているわけですが、そして市の木は何だろうと思って調べてみたら、市の木は桜だったんですね。花は金魚草。しかし、今は金魚草というよりも芝桜のほうが有名になってきています。先日も弥富の花は芝桜だよと言われて、いや金魚草だよと言ったら、ああそうかと言われました。三ツ又池公園の芝桜が本当に皆さんに、市外の方にも有名になってきたんだなと感じたのと同時に、金魚草が余り知られていないなあとも感じました。弥富インターをおりたところに、「ようこそ金魚と芝桜のまちへ」と書いてありますので、芝桜かなと思うのも無理はないかなあと思います。

6月18日の中日新聞尾張版に合併5年がたったのを機にあま市の花とか木の選定について書かれていました。大きく取り出されていたんですが、弥富市についても旧弥富町として市

の花は金魚草、市の木として桜と書かれていました。この市の花とか木は簡単に換えられるものなのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

市の花と市の木でございますけれども、実はこれにつきましては、ちょっと広報のほうをさかのぼって見たんですけれども、年はちょっと忘れたんですけれども、町民の募集で決められたようでございまして、特に条例で決まっているということではございませんので、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 弥富市も合併10周年を機にもう一度見直してはどうかと、これは個人的な意見ですので、また機会があれば市民の方にも聞いてみるといいかなと思います。

記念事業として市もいろいろお考えになっていることは先日の平野議員からの質問の中でよくわかりました。また、議員のさまざまな事業の提案にもなるほどいろんなことがあるんだと思いながら聞いていました。そんな中で、私が前から考えていた提案をしたいと思います。

弥富市民として、自分の住んでいるまちを改めて知っていただくのもいいのではないかと考えました。そこで、市のほうでバスを用意していただいて、1日コースで市民の皆さんに弥富市の見学をしてもらうという企画をしてみてはどうかと思うのです。記念事業の期間は来年4月1日から29年3月31日までとのことでしたので、1回には無理かもしれませんが、地区ごとに分けてでも、そういう企画ができればいいなと思います。

具体的になってしまうんですけれども、参加者にはお弁当を持参してもらい、家族でも友人でも、そして1人でも弥富市民なら誰でも参加してもらえるよう、そして、行き先といいますと、ふだん余り行くことのないところにスポットを当ててみるのもいいのではないかなあと、おもしろいのではないのかなあとと思います。例えば、鍋田にできた丸紅のメガソーラーの見学や、例えば金魚市場の見学とか、富浜緑地とか八穂のクリーンセンターなど、そしてI K E Aや川崎重工などの工場見学もできるといいかなあとと思います。意外と知らないところがあると思うのですが、このI K E Aや川崎重工の工場見学は可能なのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

具体的にI K E Aにつきましては、物流倉庫でございまして、車両の出入りも多く、見学の施設もないため、一般の見学はちょっとできないということでございました。川崎重工につきましては、なかなか飛行機の胴体とつくっておるということで、こちらにつきましても

見学の施設もございませんので、一般の見学につきましては受け入れができないということ
をちょっと伺っておりますので、外から見る分につきましては結構かと思うんですけども、
実際の中の見学というのは具体的にはちょっと難しいと伺っております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 残念です。

もう1つは、名古屋港管理組合にお願いして、船に乗って弥富市を海から見るのもおもしろ
いかなと思います。名古屋港のホームページを見ますと、港体験ツアーについての案内が
書かれていましたが、これについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。

名古屋港管理組合といたしましては、先ほど議員がおっしゃられるように港体験ツアーと
いうのを月に1回のペースで実施しておるということでございます。私どもだけのための弥
富市単独としての一般利用はちょっと難しいということでございますので、ぜひとも港体験
ツアーのほうを議会のほうでも宣伝いただければということで、そちらのほうをどしどし利
用していただきたいということで伺っておます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） これも残念ですけども、予約できるものじゃないということなの
で、仕方がないです。

それでしたら、巨大大型船が停泊する名古屋港の見学、弥富第3埠頭ですね、鍋田。あそ
この見学もいいと思うんです。市として、このような企画をどのように考えていらっしゃる
ますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 議員から市内の見学をという企画でございま
すが、私どもといたしましては、来る市制10周年記念事業の一つといたしまして、市のバスを
利用した市内見学ツアーを企画してまいりたいと考えております。その中で、先ほどの企業
の見学につきましても、実施できるところ、できないところもあろうかと思っております。そ
れは実施に当たりまして調整してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 弥富市はとにかく南北に細長い地形ですので、北のほうに住む人は
弥富の南がどんどこなのか、またそこになかなか行くことはできません。また、逆に南
に住んでいる人は、それこそ服部邸が重要文化財になっているのも知ってはいても、なか
なに行く機会はないと思うんですね。有名人を呼んでの講演会もいいのですが、これはどこに
でもよくあるパターンです。今回、私は一つの例として、弥富市内見学を提案しました。先

ほど前向きに考えてくださるとのことですので、よかったなと思っています。どのように10周年記念事業を進めていくのかは、課題はいろいろあるかと思いますが、ある意味市民の皆さんの楽しみでもあるところですので、記念イベントなどで市民の方に楽しんでもらえる市民参加型の企画をぜひお願いしたいと思います。

ところで、これはまたちょっと余談のほうに入っていくんですが、来年は弥富のマスコットキャラクター「きんちゃん」が20年ということで、人間なら20歳、成人式を迎える年になるんですね。市制10周年ときんちゃん誕生20年が同じ節目を同じときに迎えることも何かの縁かもしれません。きんちゃんの成人式も組み入れたイベントも入れて、弥富市のお祝いがみんなでできるようになればいいなと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長に答弁いただきます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、市民の皆様には弥富市内を知っていただくという企画をということでございますが、大変いいお話をいただいたわけでございますけれども、これは10周年のみならず、通年の中でもやっていかなきゃならないだろうと思っております。今、いろんな形で福寿会の皆様方には市内のさまざまなところについて、見たいからという形で御案内をさせていただき、そしてまたそういったガイドさんもつけながら御説明をさせていただいておる経緯もございますので、10周年は10周年としてしっかりやっていきたいと思っております。

きんちゃんの誕生日が平成8年10月3日、いわゆる弥富という形で鈴木議員がおっしゃるように来年が20歳、成人式でございます。成人式を機会にきんちゃんをかえるということは、これはまたちょっと別の考え方もあるかなあと思っておりますので、きんちゃんそのものをどのような形で残しながら形を変えていくかというのは、一つの再検討の中にあるだろうというふうに思っております。いずれにいたしましても御意見として承ります。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私は、きんちゃんが好きです、とてもかわいいです。きんちゃん愛好家ですので、きんちゃんをなくすとかリニューアルは、私は余り考えてはいませんので、このままでよろしく願います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○１８番（大原 功君） では、質問させていただきます。

１つ目の固定資産税について聞きますけれども、私鉄の線路内の敷地は誰のものですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問にお答えをいたします。

線路が通っておる敷地のところの所有者につきましては、それぞれ法務局等で登記がしてある所有者、弥富でいいますと、名鉄、近鉄、ＪＲ、それぞれの登記のしてある所有者となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） そうすると、固定資産税についての優遇措置というのが一部あるのか、あるいは全面的に公共的ということで税金が免除されておるのか、この辺のところを聞きます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 固定資産税の優遇措置の御質問でございますが、私鉄のそれぞれ弥富市にあります３社につきましては、固定資産税はそれぞれ土地、家屋、それから償却資産につきまして固定資産税を課税させていただいておりますので、免除とかということはございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） この間のときは、総務省が税金を払っておるというふうに一般質問の書類には書いてあるんだけど、この辺と、それから私は聞いていなかったんだけど、車両の償却資産の計算をして言われておるんだけど、ここのところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） それぞれ私鉄の車両についての固定資産税の償却部分でございますが、これにつきましては総務大臣配分ということで、車両が県をまたいで走っておりますので、名鉄の場合は愛知県内ということになりますし、それから岐阜県とかを走っておりますので、それぞれ県をまたいでということになりますから、総務大臣配分といたしまして、国から金額の通知がございます。この通知のあった金額をそれぞれ私鉄３社のほうに課税をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） 前には総務部長も退職しちゃったで聞けなかったんだけど、前のときは今のそういう話じゃなかったね。鉄道法の何だということで、一部免除をしたとかいう話で、なぜ、そうしたら総務省から振り込まれるとかと。先回は総務省から振り込みますというこ

とを言っているから、私鉄へ本人のもんだ、当然そこが会社が振り込むのがそうだけれども、先回は総務省が振り込んでくれるという話でしてあるんだけど、そうすると、この間の前回の一般質問とは何か変わっておるような気がするんだけど、この辺のところはどうですか。会議録には書いてあるんだね、これ。ここにあるんだけど、書いてあるんだ。この辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 3月のときに固定資産税の償却部分につきましても御説明をさせていただきます。

償却部分につきましては、先ほども申しましたように、県をまたいで車両のほうは通行しておりますので、これにつきましては償却部分につきましては、先ほども申しましたように総務大臣配分ということで、国から私どもに金額の通知がありますので、この通知をされた金額を各鉄道事業者に固定資産税として課税をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、総務省から振り込まれるということになると、面積はわかるでしょう。面積があつて初めて税金って払うんだな。面積がない限り、今の料金の該当にはしないわけだな、そうでしょう。一般でもそうですけれども、我々でも、市長なんかでも全部そうだけど、所得があるものは憲法30条によって納税の義務というのがあるね。その中であるんだから、当然その中の私鉄の持ち物であれば、面積というのがどのくらいあつて幾らということがあればいいんですけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

固定資産税の中には、土地と家屋と償却部分がございます。土地と建物につきましては、弥富市内にある土地と建物についてのみ弥富市が鉄道事業者に課税をさせていただくということでございます。償却部分については、先ほども申しましたように県をまたぐので、総務大臣配分といたしまして、総務大臣が弥富市における鉄道事業者の金額はこれだけですよということで通知が来ますから、そのいただいた通知の金額を鉄道事業者に課税をさせていただくということでございまして、国から各鉄道事業者に通知をするのではなくて、弥富市に通知が来ますから、そのいただいた通知の金額を固定資産税として鉄道事業者に課税をさせていただいておるということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それはよくわかるんだな。そうじゃなくて、総務省から来れば、当然弥富市も、こっだけ来たからこっだけ課税しなさいというふうじゃないと思うんだ。物事

があるわけね、そうでしょう。そうすると、物事があるから、その中で鉄道部分について、私は前にも聞いたけれども、鉄道以外のことは別に関係ないよね。鉄道の線路の中にある部分についてどういうふうだと。弥富市内だから、善太橋ぐらいまでが弥富だから、尾張大橋から。こんだけの分のものを近鉄だったら近鉄がどうだということを聞いておるわけだね。だから、それだけの面積が大体わかると思うんだけど、おおむねでいいです。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 固定資産税の土地と建物については、それぞれ面積はあります。建物のものもあります。それぞれ面積に応じて評価額とか課税標準が決まっていますので、その面積に応じて課税はさせていただいておるわけですけど、議員がおっしゃられるように鉄道の敷地、線路が通っておるその下の土地についても鉄軌道という地目で税金は課税はさせていただいております。ただ、面積等は個人情報になりますから、お知らせすることはできないので、まことに申しわけございませんけど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何遍も聞くようだけれども、物もあるから、物の部分だけね。そうしたら鉄道の敷地内は課税をいただいておりますというんですけれども、そうすると弥富駅前の土地の価格と同じようなふうで、市街化の場合は課税をしておるのか、ちょっと離れてくると、車新田のあの辺だと調整区域だね。この分はどうですか。どこで割り当てるの。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

固定資産税の価格につきましては、地方税法第388条第1項に定める固定資産評価基準というものがございます。線路敷きや停車場、建物、プラットホーム、積みおろし場などの運送の用に供する部分と、これに延接する土地の部分と、それから運送用以外の土地につきまして、それをあわせた状態で固定資産の土地の部分は課税をさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、課税がされるといいんだけど、日本の企業なんかでも今外国の鉄道会社を買収したりしておるわけね。私はそういうことをきちっと聞いていかないと、前にあった弥富高校なんかは、弥富町が前に上げたんだわね、ただで。その競売をどんどんして、今は持ち主が誰かわからんぐらいわっておるわけね。だから、そういうことがあると困るので、やっぱり課税をいただくのはきちっとして、近鉄なら近鉄のものでいいですね。だったらいいんですけれども、そこに曖昧な約款というのが最近出てきて、必ず明記をしなきゃいかん、文書化しなきゃだめだよというふうになっておるわけね。そうすると、今度は4月1日からは今の近鉄のホールディングという会社になったわけね。そうす

ると、近畿日本鉄道は子会社になるわけね。グループ会社と子会社というのは全部ホールディングがいわゆる上納みたいなので、全部利益はそこへ一旦入るわけだ。鉄道事業でするならば、今私が言う鉄道部分に総務省が払うというなれば、ある一定の税金の免除があると思うんだ、公共性であってね。そうなってくると、鉄道部分のところのものに対しては、全く市民の方にしては、我々は税金をこうやって駅の近くで払っておるのに、これだけのものは何で事業をしておるのに、何でいただかないのかということがこれからどんどん出てくるわけ。

それともう1つは、市長なんかは全国の市長会にも出てみえると思うけれども、今国のほうでは大型車の、仮称ですけど破損税というのが今持ち上がっておるわけ。市長なんかは知ってみえる。こういうことになってくると、私鉄がどんどん運送業をやっていつてしまえば、片方で税金をまけて、片方で当たり前の税金を払っておったら、事業者はやっていけなくなっちゃう。こういうこともあるわけね。だから、宣伝もやっているいろんなことをやっておるわけ。だから、その中の事業が、例えば社会福祉法人とか、それから宗教法人とか、こういう特殊な法人に対しては、そのものだけしかお金を使っちゃいけないよということになっておるわけね。そこで、その中で少しでもまけておれば、値引きをしておれば、土地改良でもそうだし商工会でもそうですね。それ以外の金は使っちゃいかんのだ。うちも老人ホームというのを持っていますけれども、ここの中金はここの中だけのもので使いなさいと、それが福祉にあれば福祉だけの、それ以外のことはだめですよ。例えば株を買ったり、土地で投資したりということはだめですよということになっているわけね。だから、前に市長にも言われたようにあるわけ。だから、この辺のところをやっぱりきちんとしないとだめということ。

それはそれでいいとして、先回の全協の中で、市側のほうでホームの転倒防止について先回もそんなのを聞いたら、市の報告では10万人以下のところについては、転倒防止をつけないと説明をもらいましたから、先回のときに近鉄なんかでも鶴橋なんかはどうですかと聞いて聞いたら、聞いてからもう2週間ぐらいたちますから、どのくらい調べられましたかなあと思って。人数だけ、利用者。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 鶴橋駅につきましては、近鉄の大阪区内ということで、近鉄の利用者数ということで一覧はあるんですけど、今ちょっと手持ちがございませんので、また御報告させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、全協で言われて、議員の方もみんな聞かれたと思うけれども、10万人以下については転倒防止をつけないというふうでありましたけれども、私が

調べたところでは、平成24年11月13日の時点の調べたときには、鶴橋は1日当たり15万3,080人、これだけの方がいるわけね。あれからだから大体3割ぐらいふえて、20万人ぐらい。当時は弥富市になったときには、1万1,374人というふうであったわけね。だから、この間も市長も御存じだと思ってくれるけども、テレビで鶴橋の駅のところから若い青年が突き落とされて、電車が急にとまって命だけは助かりました。本当なら、その報告時点では、恐らく近鉄の四日市だと思ってくれるけども、恐らく助役が説明されたと思うんだけど、そうなってくると、ヘッドに当たる人なんかはやっぱきちっとした説明をしないと、こういう問題が出てくるわけね、なぜここはついていないかということ。これはもう一遍近鉄へ行っていただけですか。どうします、これ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げますけれども、ホームの転落防止というか、そういったものにつきまして、過去2回ほど私どもとしては、この弥富駅そのものも管理としては四日市に当たりますので、四日市のほうへお邪魔して、何とか乗降客の皆さんの安全を考えていただきたいということで御要望を申し上げました。そういったような状況の中においては、これは10万人を超えるところにつきましては優先的にこれからは考えていかなきゃならないということでございまして、私どもの駅につけないということではなくて、優先順位としてはそういう現状であることを御理解いただきたいということでございました。

また、車両の形態においても、ドアの位置だとか、そういった形の中で、なかなかホームのところに転落防止をつけること自体が非常に難しいということで、電車を利用する方々のより一層の安全策を考えていただきたいという形で要望してまいったわけでございますけれども、今後につきましても、我々としては、大原議員おっしゃるように安全というものを常に最優先に考えてほしいということについては再度要望してまいりたいと、このように思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうふうで市側は行ってくれるということでいいんですけども、先ほど総務部長がプラットホームを言われましたけれども、このプラットホームは備品であるのか製造物であるのか、どちらなんですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

プラットホームにつきましては、建築物の判断をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 建築物ということは、いわゆる製造物ということでもいいんですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

プラットホームが製造物かどうかということでございますが、まことに申しわけございません。ここに回答を持っておりませんので、後ほど調べてまたお返事をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは私の私見という形で申し上げますけれども、プラットホームというのは駅全体を構成するやはり建造物の一部であろうと思っておりますので、製造物ということになりますと、それが一つのもので、その目的を達する場合があるわけでございますけれども、そういうものとは違うという意味合いで解釈しております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それを市長はどういうふうにとられるかわかりませんが、製造物となると、前にも言いましたね、民法の適用の中では明治29年に今の第89条の規定の中です。また、製造物責任というのが平成6年7月1日から第85条というのでなっていて、生命・財産、あるいはそういうのを破壊してはならないという、その責任をとりなさいということになるのが製造物であります。市長の言われるのはどうか、部長は法律的によく知ってみえるから、部長のほうが正しいんだろと思うけれども、部長、もう一遍どうぞ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

先ほどのプラットホームの件でございますが、建造物かどうかというお話でございますけれども、これにつきましては先ほども申しましたように、回答をここに持っておりませんので、確認をさせていただきまして、後ほど御回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それから、今の転倒防止ですけれども、今、全国ではいわゆる高齢者は約4,000万人、それから障がい者788万人、認知症466万人というふうになって、弥富市の中でも該当する人が多く見えると思います。やっぱり、きょうも新聞に出ていましたけれども、踏切の中に突然入っていったり、あるいは高速道路エリアからバスで旅行のときに歩いてどこかへ行っちゃったということでニュースでありました。今は他のところですけども、弥富でもそういうことはあり得るわけね。市長は、これから高齢者を大事にしなあかん、あるいは高齢者がおるから弥富市が発展しておるということで言われて、金婚式のときでもそういう話を私は聞きましたけれども、そのくらい市長がやっぱり高齢者を、子育てでも必要ですけれども、やっぱりそういうものをしていただいておりますということであるので、こういうのも含めてやっていただきたい。

それから、もう1つあるんですけども、特急なんかがどんどん通るという危険性があるというのは、私は志摩サミットが今度来て、三重県の場合は約600億円という経済効果があるという話でありますから、弥富市の駅のホームは特急が増発されるだけで、危険度は物すごくあるわけね。今、大体見るとあれだけの面積の中で1万人とか1万5,000人があのホームに来るということは全国で見ても一番危険な場所と市長は思いませんか、これ。どうですか、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） どの鉄道の駅に限らず、これは近鉄ということでお尋ねでございますけれども、私としては、さまざまな方が御利用をなさるわけですね。先ほど大原さんがおっしゃったように、障がいのある方、あるいは介護を受けなきゃならない方、さまざまな方が御利用される。そういったことに対しては、やはり優しい駅でなければならない。安心して安全な駅でなければならないというふうには強く思っております。そうした形の中で、私たち行政といたしましても、例えばエレベーターをつけることにおいて利活用がしやすいとか、そういったことについては今までもやってきたわけでございます。そういった形の中において、安心して安全で利用させていただけるということにつきましては、鉄道事業者ともこれからいろいろと話をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それから市長、この間も全協でお話があったんですけども、弥富は名古屋から弥富までの距離が短か過ぎるから特急がとまらないという話だった。私は、桑名から四日市までの距離はどのくらいあるという話を聞きましたところ、桑名から四日市までの距離は13キロ200メートル、それから名古屋から弥富までが16キロ100メートル。そうすると、市側が今さっき言ったように、四日市からの説明と大きく離れておるわけね。弥富はとまれるわけだ。愛知県の中で近鉄が、三重県も大阪もあるんですけども、愛知県だけに特急がとまらんだけなんですね、そうでしょう。本当なら特急をとめていただきたいと。そうすると、さっき言ったように、志摩なんかにこれからサミットとなれば、多くの特急、あるいは急行が増発される。急行はとまるでいいんですけども、特に悪いのは、西のほうから弥富のほうへ来るときは、木曽川から弥富の駅までには落差が20メートルぐらいあるはずやでね。これだけの沿線で20メートルある落差のところはありますか。もしわかったら、誰か。わからなきゃいいですけど。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは理解しておりませんので、一度また鉄道業者のほうに確認をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は特急がそれだけの落差で走ってくるということは、百二、三十キロの勢いで走ってくるわけ。先ほど言ったように認知症が中に入られることもあるかも知らん。弥富市にもお祭りのときに亡くなった方、あるいは住民の中には弟さんが亡くなった方もあります。このくらい市街化の中を100キロ以上で走るところは、まず高速道路以外ではないはずですね。市長も道路管理者ですから、30キロのところでもカーブミラーをつけたり、ガードレールをつけたり、いろんなことをやっていただいておりますけれども、これだけの落差で走ってするから、私はできたら、今言ったキロ数からいうなら、桑名から四日市の場合に13キロ200メートル、名古屋から弥富までが16キロ100メートルあるんですから、3キロ近くは違いますね。3キロ違うというと、ここから長島。桑名から弥富が4キロ200メートル、それから弥富からだともっと少ない。弥富からだとも3.3キロぐらいしかない。

それともう1つは、なぜ弥富と長島に特急がとまるかということね。これは、なばなの里をやって、この開催中については特急がとまるわけ。たった3キロのところにとまるんですよ、特急が。弥富なんか16キロもあるところを何でとまらんのか。それは、自分のところの会社の子会社、なばなでも長島温泉でもグループ会社になっておるでね、たしか。そうやからバスが三重交通のバスとか、こういうのが優先で名鉄バスは走らせんというふうで走っておるわけね。そういうのがあるわけね。それは、自分のところの会社の利益のための利便性であるわけね。

弥富市も、この間も佐藤議員か、いろんな方が言われて、そのときの答弁の中では車新田を市街化にするというふうのビジョンをやっていただいておりますけれども、こうなってくると、利便性があるのがやっぱり駅。駅を整備すれば、自然に市街化はふえて、市長のところのほうへ行くのも、それは行くことを思うと、やっぱり北のほうから行かな、南から行こうと思うとやっぱり20分ぐらいかかるんだ。だけど、それが整備されれば10分ぐらいで行けるはずだね。このくらいになると、防災に対しても何に対しても、利便性があって、さすが服部市長だと、先ほど見せたように9年前にはそのくらいのビジョンを出してやっていただいております。市民の利益のためということでやっていただいております。それで市長が今9年目になって、いわゆるハイブリット。ハイブリットというのは多目的であって、雑種というふうにかね。だから、今は市長はあらゆることでやっていただいております。だから、市民も4万5,000ぐらいがこれから7万人、8万人になるというふうにするためには、やっぱり特急をとめていただきたい。これは市長から強く言ってほしい。

それともう1つは、本当をいうなら、税金のことはさっき言いましたけれども、シルバー料金にならんだろうか。弥富市も多いんですから、公共性のある鉄道であれば、やっぱりシルバー料金というの、これから新たなステップになると思いますけれども、この辺のところは市長、高齢者が多いですから、そして障がい者の方もようけ見えるから、こういうのも

含めてやっていただきたいなあと思っています。

駅前整備については、これから官民一体になってやるPPPというふうで連携したり、あるいは民間の資金を利用しながらするPFI、こういうのをやっていただくということをしていくことがやっぱり大事なことであって、ネガティブでおれば、企業、あるいは議員にも弱みを見せておったら弥富市の皆さんは安心して暮らせんと。だから、堂々たる9年の実績ということで頑張っていたきたいということで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

公共投資は、社会福祉のため、公共性がある、利益は出していけない、効率を上げてはいけない、サービスの向上ができない、投資をふやす、借金がふえるというような悪循環になっているような気がします。一方、民間設備投資は、企業が採算の立場から自己の責任において投資するものです。投資した設備をもとにして生み出された商品やサービスが消費者にその価値を認められた結果、利益を生み出し、その利益をもとに設備償却と人が雇用でき、次の設備投資に備えることができれば民間企業は継続的に存続できます。特にまちづくりや地方創生の施策においてこのような民間設備投資計画の手法を取り入れてみてはどうでしょうか。もし、成長する事業を創出し続ける施策があれば立ち上げに投じた資金も1回だけの金額で終わらず、毎年雇用と利益を生み出し、さらにその地域を活性化させる再投資が地域内で自然と行われることになります。そうしていくうちに地域内経済を取り込んで回り続けるエンジンになります。すると、地域内経済だけでなく地域外経済も好影響を及ぼし、発展していく可能性があります。

では、これから質問の大まかな内容について説明します。

前半のテーマである小規模企業振興を伴う地方創生では、日本の社会は高度成長の右肩上がりの時代ではなく、少子・高齢の縮小社会時代に入りました。メガバンクは労働力不足、購買力減少、社会保障の現役世代の負担増、企業の信用の減退、企業減少などの困難を抱えていくことを早くから予言し、合併、吸収による再三のリストラ、改革を繰り返し、それに従い事務処理効率化とITシステムの統合を果たしました。近日では、ATM以外に利用者が銀行へ出向かずに送金、決済、残高照会などをインターネットで取り扱えるようになっていきます。また、メガバンクは従来の本業の融資業務や投資を経済成長著しい海外で展開し、国内においては事業継承、相続税対策、保険業務コンサルなどに重点を置いた営業方針へと転換し、利益と真正面から向き合い、存亡をかけ努力し続けてきました。

一方、先進市町の模倣や参考を基本とした本市行政職員、地域事業志向型企业が多い本市商工会の職員の人材だけでは、今のイノベーションを求められる時代、すなわち今までのも

の、仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出して、社会的に大きな変化を起こしながら少子・高齢による社会困難を乗り越えなければならない時代に対応できにくくなっていることを理解していただきたいのです。

例えば、北海道では、住民サービスの向上と自治体業務の効率化、地域経済の活性化を目的とし、自治体と地域企業の仲立ちとして共同アウトソーシングの取り組みを通じ、電子自治体の実現を目指し、法的な公平性と信頼性、民間の経営手法と技術力をあわせ持った第三セクターとして株式会社HARPが設立されています。

同じように地元金融企業や既存自治体向けシステム会社などと本市並びに周辺地域自治体との間で住民サービスの向上と自治体業務の効率化を目的とし、自治体クラウド事業の供用ができれば、IT技術者を育てる環境が整い、地方創生の頭脳集団となることでしょう。

次に、地域経済の活性化を目的とし、地域の医療、介護、教育、防災などの情報を集積し、地域内の各企業や自治体の設備、資本、人材、ノウハウの有効利用を図り、いずれ業務の自動化、ロボット化などの近未来産業育成へとつながることを皆様に理解していただくため、質問を構成いたしました。

後半のテーマである近未来産業育成と環境配慮型都市づくりでは、未来の社会と思われた水素社会、スマートシティ環境配慮型都市とは、電力を太陽光や風力、潮流、火力、燃料電池などで発電した電力を大型蓄電池や電気自動車に蓄えたり、その電力で水素を生成し、貯蔵し、必要時に再び発電したりし、必要なときに家庭やオフィスビルに供給する仕組みを整えた都市のことを呼びます。次世代電力系スマートメーターを使って電力需給や天候に応じて消費電力を効率よく管理し、消費電力を2割程度減らし、逆浸透膜（RO膜）などの水処理の技術や、雨水や泥水を飲み水に変え、水電力の効率的利用と同時に地産地消し、災害時における電気、水の自立性が確保できる特徴があります。既に実用段階に入っております。

我々は、災害時では、市民を避難させることは重要だが、広範囲な甚大災害では避難をさせるのは重要だが、数カ月にもわたり上下水、電気などの現インフラが復旧しなくても、市民に電気、水を供給できる仕組み、災害拠点病院や本庁が機能不全に陥っても災害を免れたほかの自治体や病院でそれらの機能を肩がわりし、業務継続できる仕組みを真剣に考えなければならないのではないのですか。

次に、製造業界ではプログラブルロジックコントローラ、工場などで自動制御に使われる装置による生産工程の自動化を行い、インターネットなどの通信ネットワークを介して工場内外の物やサービスを連携すること、IOT（インターネット・オブ・シングス）で今までにない新しいビジネスモデルを構築し、近未来産業の育成を図る第4次産業革命が起きています。例えば、医療分野では、ひとり暮らしの高齢者が自宅で倒れたとき、センサーで情報を最寄りの消防署に送られて、救急車が出動し、病院に搬送するシステムの構築などが想

定されます。

次に、航空機や高級車の主要材料や、橋梁などコンクリート構造物の補強材料として注目を浴びる軽量で強度にすぐれた炭素繊維、次期炭素繊維として期待される、より製造コストが6分の1で済む木材繊維（セルロースナノファイバー）、切れにくさは鋼鉄の20倍の蚕が吐き出すクモの糸などの素材革命が起きています。結果、皆様方の想像以上のスピードで進化し続けているそれらの革命からさまざまな社会問題が解決へと導かれます。地方創生を進めるためには、高度な技術、ノウハウのあるパートナーコア企業が必要になることを皆様方に理解していただくため質問を構成しました。そして、これらのことは政府が積極的に推進していることもお忘れなく。

では、小規模企業振興を伴う地方創生について質問を行います。

従来から自治体の地域活性化分野の業務といえば、施設開発にコンサルタントを入れ、商品開発もコンサルタントに頼み、委員会の事務局もコンサルタントが取り仕切られると、コンサルタントと呼ばれる人や会社は何でもかんでも外注されてきました。現在、地方創生に関しては、政府の基本計画であるまち・ひと・しごと総合戦略があり、それに基づいて全国の都道府県や市町村のもとで具体的な政策の策定が進められています。この戦略策定に自治体の多額の予算が投入されており、自治体からの怒濤の外注にコンサルタントの手が足りないという話をよく聞きます。そもそも国や自治体の地域活性化については、全国各地で入札が行われています。驚くことですが、落札が終わってから落札に成功したコンサルタントがヒアリングに行って、別の成功地域から方法を教わっています。それ自体がかなりおかしい話です。地域で事業ができる才能がある人なら、そもそも自分で仕掛けます。案件を自作してからヒアリングなどには行きません。つまり、こうした名ばかりのコンサルタントに任せただけで建前だけの計画になると思われます。しかも自治体はヒアリングに来るコンサルタントの多くには相当額のコンサルタント料を支払いますが、構想であるから採算を真正面から向き合わなければならない実行部隊はなく、なおさら予算の配分もないだろう。どうやって地域を発展するのかよくわからないため、質問します。本市は、地方創生総合戦略をどのように立案し、進めていくのか。また、ほかの市町村とさほど変わらない企画をし、策定から委員会の事務局の仕事までコンサルタントに全て任せてしまった弥富市総合計画と地域独自性が要求される地方創生戦略とどのように整合性を図るのか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

総合戦略策定についての基本的な考えといたしましては、国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や、政策5原則等をもとに、本市における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すこととして総合戦略を

策定してまいります。政策企画実行に当たっての基本方針といたしましては、先ほどの政策5原則といたしまして、従来の施策、縦割りとか全国一律、ばらまき、表面的、短期的の検証を踏まえ、政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づき施策を展開してまいります。またPDCAを採用いたしまして、短期・中期的に具体的な数値目標を設定いたしまして、政策効果を客観的に指標により検証し、必要な改善を行ってまいります。計画期間につきましては、27年度から平成31年度までの5年間としております。

この総合戦略につきましては、深刻な人口減少時代だからこそ、国民、住民の希望の実現に全力を注ぐことを重要な位置づけといたしております。地方創生は日本の創生であり、地方と都市圏、東京圏がそれぞれの強みを生かし日本全体を引っ張っていく姿の実現でございます。

策定に当たりまして、佐藤議員のときにも御説明いたしましたが、本市につきましては弥富市総合戦略推進本部、本部長市長を初め、各部長から成るものを立ち上げております。また、意見・検証を伺う弥富市総合戦略推進会議15名を予定しており、市民の方、産業界の方、行政の方、金融機関等をただいま選任中でございます。

また、弥富市総合計画との整合性についてでございますが、総合計画等と地方版総合戦略の関係として御説明を申し上げます。

総合計画は市の最上位の計画に位置づけられ、地方版総合戦略は人口減少の克服、地方創生を目的としており、総合計画につきましては我々地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる施策の範囲は全てが同じではございません。このことから、国の総合戦略策定手引にも、地方版総合戦略につきましては総合計画とは別で策定していただくということからも、私どもも別に策定していくこととなっております。総合計画の一部が地方版総合戦略となるような体系と考えております。

今後、総合計画を新たに策定、現在が平成30年度まででございますが、31年度から総合計画を新たに作成する場合におきまして、その中に人口減少を克服、地方創生という目的を明確にうたった場合や、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定するなどした場合は、地方版総合戦略として内容を備えるものとしてきたときには、総合計画と総合戦略を1つのものと策定することもあると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 格好いい言葉を並べても、事業は見た目ではなくプロセスである。目に見えない仕組みが大切なはずです。コンサルに任せた時点で失敗する3つの理由がありますので、御紹介します。

1つ目、需給の不一致。必要なのは客観的助言ではなく、主体的な実行。そもそも地域を活性化させるのに必要なのは、客観的な助言ではなく主体的に問題解決のために知恵を出し

実行することです。幾ら正しい助言をしたとしても、それを実行できるチームがなければ何の役にも立ちません。つまり、主体的ではない人間が横から客観的なスタンスで助言をしたところで、それを全く地域での取り組みで役に立つどころか、むしろ実行の邪魔になることさえあります。地域での事業には、客観的分析ではなく、主観に基づく決断と実行が重要なのです。地域が再生に必要としていることと、コンサルタントにできることの需給が不一致なのです。

2 目、主体性の不在。自治体の基本姿勢は他力本願。計画や事業をコンサルタントに任せてしまう地元側にも問題があります。何か詳しい人に任せればわからない問題が一気に解決する、もしくは面倒なことが整理されて前に進むと勘違いをしている人がいます。そのような他力本願な姿勢こそが地域衰退の問題の一因とも言えます。地元側の数名の小さなチームでもいいから自分たちで事業を立ち上げるために資金を出し合い、必要な実行を行い、さまざまな壁を越える覚悟を決めなければ、どんなに優秀なコンサルタントを雇っても何もできません。

3 目、責任が不明確。税金だから結果三流でも誰も困らない。コンサルタントは計画や業務遂行を担っているものの、任された範囲で業務をやっても、その結果に責任をとれる立場にはありません。普通なら結果が出ない場合、民間会社なら最悪の場合倒産です。しかし、コンサルタントへ依頼する財源が税金であることが多いため、誰も責任を問わないのです。むしろ制度に従い、地元によく来てくれて、融通がきく便利なコンサルタントがよくて、成果を出す出さないは二の次になってしまったりするのです。

右肩上がりの時代なら、事前に計画を立てやすく、計画どおりいかなくても、結局拡大する経済と財政のおかげで事後的に問題は解決されてきました。役所が主導して基本計画を立て、しっかりルールに沿って乱開発を制限しながら土地整備する、それさえすれば民間がビルを建てたり、店を開いたり、工場を建設したりしたわけです。一言で言えば供給に需要が従う時代でした。しかし、縮小する社会においてはこれが逆転しています。需要がそもそも先細るために、単に供給を真面目にルールに沿って行ったとしても、需要と一致しません。恐ろしいのは、初期の計画で失敗すると、後に需要はますます細るので、ほぼ再生不能になってしまうのです。だからこそ、最初に需要の確保を行い、その実需に沿って実行する事業の規模を最適化するという従来とは全く別のプロセスが計画論の基本になります。こうした需給逆転は地方における社会構造の前提を大きく変えています。このような前提に立ち、計画のあり方を見直していく必要があるのです。

次の質問に入ります。

政府は、地方創生の一環として、地域に密着した企業や新規事業の立ち上げを後押しする産官学の支援体制をつくる予定です。日本商工会議所、全国地方銀行協会、全国知事会など

の代表が集まる会議を総務省などで開き、国内総生産を年2兆円程度底上げすることを目標に掲げています。基本原則小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展などの経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、もしくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、地域の産業構造が変化する中で顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業などを通じた個人の能力の発揮、自律的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者初め、自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協業を推進することによるその事業の持続的な発展が図られることを主として、2014年3月7日に小規模企業振興基本法第3条が閣議決定されました。それに基づき、本市はどのように小規模企業振興の持続的発展を図るのか、具体的に説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 御答弁申し上げます。

中小企業の中でも9割を占める小規模事業者は地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、その活力を発揮させることは必要不可欠でございます。しかしながら、人口減少、高齢化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。小規模企業振興基本法は、小規模企業の進行に関する施策について総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものでございます。本市におきましては、経営の改善や後継者の育成、事業の拡大等を促進するため、商工会との連携を強化するとともに、各種融資、支援制度の周知と活用を促し、経営体制の強化を促進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 小規模企業振興に重要な役割を担う弥富市商工会はどのような問題を抱えていますか。また、本市は本市商工会をどのように支援し、また地方創生を進める上でどのように連携を図るのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

商工会は、小規模企業の弱体化や後継者不足による会員の減少等の厳しい状態にあります。本市では、商工会に対し地域振興事業、小規模事業費指導費の補助を行い支援しているところでございます。また、地方創生を進める上でプレミアム商品券発行事業においては、発行を初めとして中心的な役割を果たしていただいております。しかしながら商工会の抱える問題については、当事者である商工会の中においてさらなる討論を重ねていただくことが必要

じゃないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今の話を総合すると、参加企業が廃業を考え、減少し続けているのに、本市商工会は参加企業をふやそうとしていますが、現状、組織の持続、継続が目的なのか、参加企業の成長や発展が目的なのか、どちらですか。

また、人件費については商工会幹部ではなく、県と市が責任を持つべきものではないですか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 先ほども答弁しましたように、商工会の中で抱える問題等におきましては、討論等をしていただきまして、方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 言葉で言うのはいいけど、実際にどの程度理解しているかわからないもんだから説明しますが、事業継続が難しくなり、どうして廃業される企業が多いのか、本当に理解していますか。私は事業主なので説明しますが、後継者不足で中小企業の減少が進む日本経済は徐々に縮小していますが、追い打ちをかけるように日本企業の総数も減り始めています。帝国データバンクの調査によりますと、売上高100億未満の中堅中小企業39万7,000社のうち、会社を引き継ぐ後継者のいない会社が約67%に当たる26万5,000社にも達しているようです。経済産業省によりますと、我が国の企業数は大企業1万2,000社、中小企業53万6,000社、小規模企業366万5,000社です。このうち帝国データバンクが対象としたのは、主に従業員数も設備も一人前の企業と言われる売り上げが10億円規模の中小企業に当たると考えられます。この規模でさえ後継者がいないということは、小規模企業ではなおさら後継者がいないと思ったほうがよさそうです。なぜこんなに会社の後継者がいないのか、その原因を考えたことがありますか。

まだ経営者が若く、後継問題のない会社も相当数あるはずですが。そこを除きますと、やはり長引くデフレ経済により会社の業績が年々悪化していたこともあり、中小企業を引き継いでも将来性がないと思われています。また、最近の環境の変化に60代半ばに差しかかる団塊世代の経営者が引退する社員が多いのに、その後の対応をほとんど考えずに来たこともあり、追い詰められ廃業を考える人がふえています。

そして、中小企業が抱える借金はその大半を社長が個人補償することで借りていることです。後継者になりますと、この個人補償を引き継ぐ必要があります。会社によりましては数千万円から数億円も借金している会社があります。その会社が破綻すると、税金を払って会社に補填せなあかんのですわ。わかりますか。経費にならないの。会社が破綻すると補償していると全部税金を払って補償するんですよ。後継社長になる人が親族でも従業員の中にも

いないわけです。多分、企業の借金を経営者が個人補償させられる制度を採用している国は日本を除いて海外には余りない制度と思われます。我が国は銀行に対して貸し手責任を問うことなく、借り手の責任ばかり問う国です。過剰に銀行が優遇されていますから、リスクばかり負わされる起業をする人がふえません。

そんなことで、我が国の企業数は年々減っていくと思われます。したがって、地域事業志向型の多い本市商工会、弥富市は今後さらに対象企業は減少するようになり、現状の業務を続けたいなら、事業縮小も検討して、身の丈に合った運営を考えるべきではないでしょうか。あるいは、広域事業志向型の地元金融業界、会計税理士事務所、大手商社、大手医療事業所と協業をし、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人、組織、社会を構築するべきではないでしょうか。岐路に立たされているのではないかと思います。したがって、問題点を解析し、解決へと導くことを考えれば、後継者問題を解決するために、市内企業の存続のため、MアンドA、仲介サービスなどを地銀と商工会に担ってもらうことを検討したらどうでしょうか。

次の質問に入ります。

換金に手間がかかり偽造しやすいため、輸送や保管の整備などにコストがかかるはずの紙媒体を使ったプレミアム商品券を販売しようとしています。換金を行う役割の銀行へ行ってください。昔のように大量のお札を数えている光景は見受けられません。にせ札のチェックや札の計数は機械に頼っており、恐らく地元の金融機関は通常業務に支障を来すほど負荷がかかるでしょう。

近年、毎年140万件も起こるサービス業が店頭で急増している万引きなどの窃盗犯罪は1日当たり10億円以上、損失被害総額年間4,000億円にも上り、その被害の大きさや凶悪化、組織化、国際化が進む中で、新聞報道などで盛んに取り上げられ、小売サービス業の経営問題から青少年の健全育成、地域の治安維持までを含んだ大きな社会問題となっており、一刻も早い社会的な対応が求められています。

このような犯罪が多い世の中において、マルチ言語対応のDTPなどの印刷技術革新によりコストが下がり、国内でも国外でも短期間に大量に偽造ができるようになっています。また、カラーコピー機にはにせ札防止機能はあるが、プレミアム商品券の偽造防止機能がないため、簡単に複製できてしまいます。

このような状況の中で本市はどのような偽造防止策や安全対策を講じていますか。また、もし問題が発覚し、犯罪に巻き込まれてしまったら、どのような責任をとるのか、説明してください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

商品券は、専門の業者による偽造防止対策を施した印刷を行っているところでございます。現在の技術を駆使して安全対策を施していて、安心して使用していただける商品券ではないかと考えております。また、商品券取扱店に対しても、説明会において偽造防止印刷による不正の見分け方の説明を行っているところでございます。これらの方法により不正な事件は起こらないと確信しておりますが、にもかかわらず偽造事件等が起きたのであれば、刑事告発など司法を初めとした関係機関の協力を得ながら対応することになると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 印刷コストが222万7,500円の商品券が末端価格で1億5,600万にもなり、685倍の価値になるが、偽造されることを考慮されなかったのですか。違っているなら意見を述べてください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） そういった偽造ということにつきまして、あつてはならないことですけれども、ないことのためにも偽造防止対策ということで印刷技術をもって印刷のほうは行っているということでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それは不可能なんですよ、よろしいですか。だから、もしそういう問題が起きたら責任はとるんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きんちゃん商品券につきましては、7月1日10時から弥富市の社教センター、そして十四山のほうで販売をさせていただくわけですが、私はまだこの商品券につきまして実物を見たわけではございませんけれども、商工会の担当からお聞きしているのは、この商品券に関しては偽造防止という形の中で、ここで申し上げるわけにいかないわけですが、3カ所も4カ所もそういう偽造防止をしているという形でございます。安全策を常に講じているわけですが、それに対して事故が起きた場合ということにつきましての御質問でございますが、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。そういうことはないだろうということは思っておりますけれども、万が一そういうようなことになりましたら、刑事告発をしながら原因究明をしていくという形でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 3,113万3,000円もの税金を投じてばらまきと言われないうちに、プレミアム商品券事業はその後地域経済がどのように好循環していくのか、考えているなら説明ください。わからなかったらよろしいですよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨今の日本経済は急速なピッチで改正がなされておるわけでございます。そんなような形の中において、景気の好循環ということが生み出されておるわけでございますけれども、景気の循環がよくなった、いわゆる景気がよくなったということについては、2つの指標があるわけでございます。1つは民間企業の設備投資、これが盛んに行われること。そしてもう1つは、いわゆる消費の拡大がされるということでございます。消費の拡大につきましては、昨年の4月、消費税の増税という形の中で5%から8%に改正され、いま一つ、住民の皆さんの財布のひもはかたいという形でございます。そうした形の中において、国の一つの経済の好循環ということを生み出していきたいという形の中で消費の拡大を進めるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ちょっとピントが外れておるみたいやけど、3,113万円の税金について話をしているんですが、まあいいでしょう。

例えば今回、プレミアム商品券事業を通じて利用者がリピーターとなって製品やサービスを何度も購入する率が高くなれば、確実に売り上げと利益が向上するというロイヤルマーケティングについて商工会の職員が学ぶ機会があったはずです。これを専門にしている株式会社ロイヤルマーケティングという会社がありますが御存じでしょうか。ポンタカードを運営している会社です。ちなみに企業方針は、生活者側、商流、物流側の中に点在していた情報を有機的に結びつけて流通全体を迎えながら最適な流れをつくる。そこから生活者側、商流、物流側の双方にとって最大価値を生み出す活動を実践しながら、さらなる流通全体の効率化実現を目指していくマーケティングソリューション事業であります。ポンタカード以外にもほかのカードでも同様なサービスが可能であり、顧客情報と顧客の消費動向を管理し、それを解析し、販売促進につなげるものです。紙のプレミアム商品券の発行を決めてから、恐らくそのロイヤルマーケティングを理解している地域金融機関、スーパー、コンビニに活躍される方に相談したのではないのでしょうか。恐らくそうだと思いますが、これらの企業に協力を依頼すれば、域内のプレカード、クレジットカードにある期間限定でプレミアム商品券をプレミアム共通ポイントカードとして利用できるようにできます。このように使えば、使用期間終了後も各社販売促進に使えるようになるし、地域での運用方法も各社間で協業を考えていかれるのではないのでしょうか。

先進市町を御紹介しましょう。

プレミアム商品券の発行で広島県や沖縄県石垣市など、少なくとも10自治体が電子マネーの導入を始めています。独自の電子マネーを持つイオングループは導入を支援しています。電子マネーは紙の商品券より運営費を抑え、利用者や場所、購入商品を分析しやすいメリットがあります。沖縄県石垣市はこの夏、総額2億4,000万円の商品券を電子マネーで発行し

ます。購入額に上乗せする割合は20%で、地域振興型の電子マネーカード、石垣島ゆいまーるWAONを使えます。導入は、イオン子会社のフェリカポケットマーケティングが支援します。既に地域で約2万5,000枚の同カードを普及しており、利用者はカードに電子マネーの商品券を記録するだけで即座に使える。買い物額の0.1%を環境保全などの寄附に回す仕組みもあります。電子マネー導入で消費者の利便性が高まるほか、小売店も利用者の購買行動を把握しやすくなります。地元経済団体は発行の手間が少なく、環境保全といった複数の効果も期待できると話されています。地域ごとに寄附内容を設定した電子マネー、御当地WAONのカードは全国約100地域で発行されています。今回のプレミアム商品券では、盛岡市や千葉県銚子市などもWAONを活用する予定です。広島県は、総額で約40億円のプレミアム商品券を電子マネーで発行します。上乗せ利率は25%で、5万円の商品券を購入すれば6万2,500円分を使えます。電子マネーの発行事業者は公募で5月中に決め、同県商工労働局は電子マネーの決済端末を導入した地域の小売店は今後も継続して購買データを活用できると期待しています。

地域経済を活性化するのに3,113万3,000円もの歳費を費やし、新庁舎改築に伴う仮庁舎移転費、概算で1億1,900万もの歳費を費やすくらいなら、地震による本庁の倒壊に早期に備えることと同時に地域活性化を考えるなら、仮庁舎を十四山支所ではなく、市内専門店の多いウィングプラザパディーのテナントとして移転させることも考えてみてはどうでしょうか。恐らく集客力の向上、家賃収入増が見込めるため、移転費の削減につながる交渉ができるのではないのでしょうか。十四山支所より、駅、買い物をする場、病院に近いウィングプラザパディーのほうが大多数の弥富市民にとって利便性があるはずです。このような施策こそ市民と協働のまちづくりだと思います。

次の質問に入ります。

国や自治体が税、社会保障、災害対策の情報を効率よく管理するための社会保障と税の共通番号とはどのようなものか。また、政府はマイナンバー以外の分野でもITの活用を広めるための法整備を進めていますが、本市は人材育成既存システムとの互換性、安全性など、今後どのように対応していくのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 川瀬議員の御質問にお答えをいたします。

国や地方自治体が社会保障の税の情報を効率よく管理するための社会保障と税の共通番号（マイナンバー）とはどのようなものかについてでございますが、マイナンバーは住民票を有する全ての方に1人1つの番号、こちらは12桁になっておりますが、を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。マイナンバーは、行政を効

率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となるものでございます。現在のスケジュールでございますが、10月5日から市民の方に個人番号の通知を始め、来年1月からは希望者の方に個人番号カードを配付するように準備を進めているところでございます。

次に、また政府はマイナンバー以外の分野でもITの活用を広げるための法整備を進めていますが、本市は人材育成既存システムとの互換性、安全性等、今後どのように対応していくのかでございますが、現在マイナンバーの利用範囲の拡充として、預貯金口座へのマイナンバーの付番、医療費等分野における利用範囲の拡充などがマイナンバー法の改正として国会で審議されております。さらに、議員御指摘のマイナンバー以外の分野でのIT、情報技術の活用範囲を広げていくことが、国の産業競争力会議において政府の方針として決定したところでございます。本市といたしましては、関係法令、国のガイドライン等を遵守しながら今後対応してまいります、特に特定個人情報の安全管理の観点から、本市の情報セキュリティ対策を取りまとめたセキュリティに関する基本方針の徹底を図ってまいります。

また、国は特に医療分野について2020年までの5カ年を集中取り組み期間とするなど、今後急速にIT、情報技術の活用範囲を広げていくことが予想されます。そうした中で自治体としても情報技術に関する実践的な人材育成が急務であると考えておりますので、研修等を含めた人材育成を今まで以上に積極的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 世の中、そんなに甘くないんですが、ちょっと説明します。

マイナンバー制度のリスクについて説明します。

今回の年金機構の情報流出では、具体的な被害は出ていないようですが、昨年起きたベネッセコーポレーションでの情報流出とは問題が本質的に異なります。ベネッセの場合、契約社員による物理的な情報の持ち出しでしたが、今回は相手を特定してインターネットから情報システムに侵入し、ファイルを盗み取るという立派なサイバー攻撃でありました。これまで一般的サイバー攻撃は分散型サービス妨害と呼ばれるものでしたが、複数のパソコンやコンピューターに事前にウイルスを忍ばせ、遠隔操作ができるようにした上で、ある日特定の相手に一斉に大量の情報を送り続けてサーバが利用できなくなったという手口です。一方、最近急増しているのは、標的型攻撃といって相手を特定して情報を盗み出すという形のサイバー攻撃です。例えば、仕事上の連絡を装ったメールを相手に送り、そこから外部のサーバにおびき寄せてウイルスを忍び込ませ、後で情報を盗み出すという高度な手口です。年金機構の場合も職員が誤って偽メールを開いたことから問題が発生しました。

実は、こうした標的型攻撃がふえているのは日本に限ったことではありません。米国でもことし2月アンセムという国内第2位の医療保険会社が外部から不正アクセスを受け、

8,000万人もの顧客情報が流出するという事件が起こりました。また、今月に入り米政府も連邦職員約400万人の個人情報が出た可能性があると発表しました。昨年末にはソニーの米子会社の情報が盗み取られるという事件があったことは記憶に新しいことです。

サイバー攻撃に対する防御策や情報共有の仕組みはこれからどんどん出てきますが、実際に情報が流出した場合の損害は企業や個人にははかり知れないものがあります。というのも、一度外部に流出した情報は完全には消せないからです。最近では、日本でもさまざまな装置や機械などがインターネットにつながるインターネット・オブ・シングスという技術や、インターネットで金融サービスを変革しようというフィンテックなどに大きな関心が集まっています。しかし、インターネットに依存し、便利になればなるほど、セキュリティ問題も重くのしかかってきます。

リスクについてそうなんですが、次は利用について質問をします。

自治体クラウドは近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムにかかわる経費の削減や住民サービスの向上などを図るものとあり、また東日本大震災の経験も踏まえて、堅牢なデータセンターを活用することで行政情報を保全し、災害、事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、総務省は自治体クラウドの推進をしていますが、弥富市総合計画を策定する際、自治体クラウドの利用で業務がどのように変わるかを検討して策定しておりましたか。弥富市後期総合計画を策定するより自治体クラウドの利用方法を、さっきも説明したんですが、それを考えて策定されておりますかという質問です。イエスかノーかで答えてもらえますか。

〔発言する者あり〕

○2番（川瀬知之君） いいです、時間がないから。

自治体クラウドが実現できれば、甚大災害で一時本庁が機能不全に陥っても個人情報が消滅することなく、避難地域でも災害が免れたとほかの自治体でも速やかに本庁の機能を回復することが可能になります。

今、住民票の写しなどの証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスが広がっております。ことしに入って東京都港区や大阪市などが導入、全国で100自治体に達しました。社会保障と税の共通番号制度の開始に伴うシステム更新にあわせて始める例が多く、2016年度中には全体の約2割に当たる300自治体を超える見通しです。早朝や深夜、休日にも利用できるため、住民の利便性が大きく改善しそうです。本市の新庁舎の仕様からすると、将来の本庁の窓口業務の利用者がどの程度減るか、恐らく考えていなかったと思われます。

このように、国のマイナンバーの導入計画によれば、電子自治体、自治体クラウドが早急に進み、本市本庁への市民の利用頻度は大幅に減ると考えられます。平成25年度当時、建築

費概算44億4,000万の新庁舎の仕様を大幅に縮小する選択もできたのではないのでしょうか。

答えてもらえれば答えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

まことに申しわけございませんけど、その回答が今ございませんので、また調べてお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 先ほど説明されたんですが、国のマイナンバーの導入スケジュールを説明されておりますよね。その意味がわかっておれば、どうなるかわかるはずですよ。自分で説明しましたよね。例えば、2015年10月、市町村がマイナンバーを通知、2016年行政が税、社会保障、災害のための3分野で個人情報管理、企業が源泉徴収票に記載し、国などに提出、2017年から行政手続で住民票などの添付書類を不要にし、ネットで税金や年金の記録を閲覧、納税や納付も引越しの手続の一元化をする。これで窓口業務は大分減るんですよ。2017年ですよ。2018年、預金口座にマイナンバーを任意に登録、カルテ等医療情報への利用が検討。これからどんどん利用されるんですよ。そうすると、自治体が電子化されたら恐らく庁舎が50年の計と言われるけど、相当の窓口利用度が減ると思うし、どんどん機能が違うものになっていかなだめだと言っているんじゃないよ、違うものになっていくということ。介護から社会情勢が少子・高齢になって、ほかにたくさん仕事がふえるものから、そちらの業務はできるだけ機械化をして、介護とか業務が複雑になったものに人材を登用していかないと、どんどん効率化してそれに登用していかないといかんから言っているんで、別に庁舎が必要ないとは言っていないです。よろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） マイナンバー制度につきましては、先ほど担当が答弁したとおりでございます。いよいよ来年1月1日から施行という形になっていくわけですが、これはあくまでも希望者のみという形の中で、その手続をしていくわけですが、確かに行政の効率化ということにつきましては、このマイナンバー制度の一番大きな骨子であろうとは思っております。しかし、我々行政というのは、効率化することだけが全ての目的ではないということです。やはりきちっとカウンター越しに市民の皆様と向き合って市民の皆様のお考えを聞いて、その回答策に対して協議をしていく。さまざまな形の中でカウンター業務があるわけですが、

また、さまざまな形で御相談いただける問題につきましても、これはこれとしてやっていかなきゃならないということで、行政の効率化は確かに進めていかなきゃならない。そういった形の中で無駄というものを省いていけるものは省いていかなきゃならないということは

言うまでもありません。しかし、今回改めて新たに導入される制度でございますので、我々としても十分熟知して、これが業務の効率化につなげていきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 効率を上げるということじゃなくてワンストップ化という1人でいろんなことが対応、人員がです。少子高齢で人員が減っていくし、行政のサービスがどんどんふえるんですよね、これから。

それと、やっぱり庁舎じゃなくて、別に窓口が駅にあったり、病院にあたりしてもできるようなシステムに変わっていくものですから、そういうところでやっぱり市民の近くで説明できたほうが一番よろしいかと思うんです。だから、庁舎の機能じゃなくて、分散型のこともよく考えて、駅にあたり、病院にあたり、学校にあたり、コミュニティーセンターにあたり、今の本庁の窓口がそこでできるようになったら、それで利便性がよくなるもんだから、そういうのはマイナンバー制を通じて電子クラウド化をするというのはそういう理由であって、別にリストラをするということではないと思うんです。だから、すぐ情報がつかめれば説明がしやすいもんだから、そのほうが市民にとっては利便性があるようになるよということです。例えば、旅行に行ってもよくわかると思うんです。旅行に行けば、ハワイに行こうがアメリカに行こうが、すぐその場で調べてもらって説明できるでしょう。そういうことが自治体でもできるようになれば、より回答が早くなるし、そのために機械化をすることであって、人間の仕事をなくすということじゃなくて、いろんな情報を利用してすぐ回答ができるようにするのが業務の効率化だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、いわゆる業務の改善、あるいは効率化ということにつきましては、このマイナンバー制度というものが導入された。これは、先進国の中でも最も日本が遅い段階での導入でございます。かなり制度がされたもの、今までの各国の成功例、あるいは失敗例というものが生かされたマイナンバー制度になろうと思っておりますので、これはかなり密度が高く、また住民の皆さんも使い勝手のいいような形になってくると思っております。そうした形の中で我々としても住民にしっかりと説明できるような状況にしていかなきゃならないと思っております。

もう1つは、心の通った行政が必要であるということを私は言いたいわけです。窓口において、市民の皆様、あるいは住民の皆様の声を聞いて、その問題の解決策というのは、フェース・ツー・フェースなんですね。そういったようなことが大事であるということを申し上げておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） フェース・ツー・フェースは大事だと、同じようにすぐ回答ができるような設備がある。あと、銀行が進んでいるから本当はマイナンバーは銀行に合わせたほうが、国の施策じゃなくて、銀行側のシステムに合わせたほうが問題は早く解決するんだと思います。それを言いたかったんですが、ちょっと時間がなくなりましたので、次の機会にします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして大きくは2点、環境と防災につきまして、数項目にわたり質問をさせていただきます。

6月は環境月間であります。市の取り組みについてお伺いをしてまいります。

公害の原点と言われる水俣病が公式に確認をされてから、本年5月1日で59年目を迎えました。メチル水銀を原因とする水俣病は根本的な治療法がなく、いまだに多くの患者が健康被害に苦しみ続けておられます。強い毒性を持つ水銀は、一度環境に排出をされてしまうと循環をしながら残留し、生物の体内に蓄積をします。日本では水銀の使用、排出量は減ってはおりますが、まだ年間8トン程度が製品に使用されております。世界的に見れば、新興国を中心に依然さまざまな用途に水銀が使われており、各地で環境汚染が懸念をされている状況であります。悲惨な水銀禍を二度と起こさないためには、水銀の拡散を防ぎ、できる限り使わない脱水銀の取り組みを進めなければなりません。

今国会には、2020年までに水銀の使用や輸出入を原則禁止にする、2013年に採択をされました水銀に関する水俣条約の批准に向けて、水銀対策を厳格化する法案が提出されており、5月26日全会一致で可決をされました。法案は、国による水銀汚染防止計画のほか、水銀含有製品の製造禁止などが盛り込まれており、条約の発効後に施行をされます。

また、法案は、市町村に水銀使用製品を回収する努力義務を課します。蛍光灯や電池、体温計など水銀使用製品を適切に回収すれば、環境汚染のリスクを減らせるからであります。

ただ、環境省によりますと、水銀使用製品の分別回収を行っている自治体は約7割にとどまっており、回収方法も自治体によって異なっております。水銀を使った蛍光灯の回収・運搬中に破損をし、排出をしてしまうケースも珍しくありません。法案は可決をされま

したが、法律が施行されるまでの間、自治体は専用の回収ボックスの設置など、安全で効率的な回収ができないか、地域の事情に応じた工夫を検討すべきであります。

水俣病が発生をした熊本県では、水銀フリー対策の一環として、今年度、体温計などの回収キャンペーンを県内全域で展開したり、市町村の担当職員や事業者向けの勉強会を開催する予定だそうです。弥富市を初め、他の自治体も参考になる取り組みであります。製品によっては、水銀を使っているかどうか消費者が判断できないものも少なくありません。製造業者には、分別回収が円滑にできるよう、わかりやすく表示する努力を求めたいところであります。

最初の質問であります。弥富市として、水銀使用製品の認識、現在の分別状況について、まず伺いをしてみたいです。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お願いします。

現在、水銀が使用されている主な製品といたしましては、蛍光灯、ボタン電池、体温計などがございます。

その分別収集につきましては、乾電池等の場合ですと、電気店などで専用の回収箱や市役所を初めとした電池を販売している店舗などで回収しております。

また、蛍光灯などにつきましては、不燃ごみでの回収を行っているのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ということは、水銀というカテゴリーで別に回収をしているわけじゃないということですね。

市としては、水銀使用製品というものを一切分別というか、回収をしていないという認識でよかったですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 先ほど言いました乾電池等でございますけれども、これは現段階においては水銀を使用していないということになってございますけれども、以前においては水銀を使用しておりました。そういった古い電池等もございますので、乾電池に関しましては分けて回収しているといったような現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 先ほどの部長の答弁ですと、乾電池とかいうのは電気店であるとか、そういう個別の回収のほうに回して、市としては別に水銀というものを固定して、この日に集めるという回収はしていないという質問の意味だったんですけど。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、それに特化した形の回収はして

おりません。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） そうしたら、次の質問はどういう処理をしているのかという質問なんですけれども、回収していないということでは答えが出ませんので飛ばさせていただきます。私たちの生活環境には、まだまだ水銀使用製品が多く存在をしております。先ほど民生部長からお伝えがあった昔懐かしい体温計、昔でいう血圧計、計測関係は水銀をたくさん使っていると。今、ここにもあります蛍光灯、先ほど部長からありましたボタン電池ですね。あと、白熱球なんかも使われているというふうにお聞きをしております。

環境汚染、健康被害を起こさないためにも、今後市民に周知の徹底を図り、指定場所に回収箱を設置したり、市内外の関係業者にも回収におきましては協力を要請すべきと考えますが、市の認識をまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、水銀に関しましては、これから積極的にそれに特化したような形の回収を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できましたら、水銀というのは先ほども言いましたように、以前までは分別回収を行っている自治体でも埋め立てをしていたとお聞きしております。この水銀というものは本当に厄介なものでして、一遍世に出てしまうと、水に溶けたり、火で燃えたり、気化をしたり、いろんな形を変えて自然界で循環をしてしまうんですね。結局、最終的に生物の体内に蓄積をしていく。そこで、DNAであるとか、精神的なところで人間に弊害を及ぼす、それが水俣病であったと。また、世界でも、それが今かなりの問題になっておりますので、まず水銀というものが今後使われなくなるんですけれども、まだまだ御家庭にたくさんあると。

これは、私、リサーチというほどでもないんですけれども、御近所の方100人近くに体温計ありますかということをお聞きしますと、昔の水銀の体温計はおありになるところがたくさんございます。使っているからいいんだけれども、この後、やっぱり水銀というのをなくしていこうということが今回法案でも成立をいたしましたので、御自宅にあって、何かの時点で紛失してしまった場合に、やっぱり自然環境であるとか、そういうところにも影響すると。

新潟のほうでかなり積極的に取り組んでいらっしゃるしまして、体温計19本で1つのごみ処理環境施設の水銀含有量の危険値というのが飛び越えちゃうというぐらい含有量が多いわけですね。ですので、安全に回収をする意味でも周知の徹底をしていただいて、先ほど部長もおっしゃっていましたが、個別の回収なのか、体温計なら持ってこられるじゃないですか。

ありとあらゆるところでの個別の回収をして、自然環境の中で循環をしないように、その循環をとめる施策を市として打っていただきたい、そのように思います。環境の問題は、これで終わります。

続きまして、自主防災組織の結成と育成支援、地区防災計画の推進について、数項目にわたって質問をしてみたいです。

防災に関係することです。危機管理といいますと、本来バイアスといいますか、想定であったり、過去の記録であったり、それにとらわれない、いわゆる偏見と固定観念との戦いであるという見解で質問をしてみたいです。答弁のほうもその辺でよろしく願いいたします。

本年も全国で、世界でさまざまな自然災害が起こっております。弥富市が平穏なのは、決して当たり前ではなく偶然に起こっていないだけであると、改めて高い危機管理意識を持って市の防災減災対策、体制を整えていかなければなりません。

防災への取り組みで大切なのは、言わずと知れた自助・共助・公助の連携・連動であります。事前の取り組みで、これが十分に機能をしてこそ、結果、減災、早期復興につなげていくことができます。

事故や火災などの人為的災害で例えていいますと、交通事故などは、ドライバーは交通ルールを守り、大丈夫だろうを廃し、かもしれないと意識を高め、事故を起こさないように気をつけるでしょう。これは自助に当たります。また、交通社会では、お互いルールを守り、思いやりや譲り合いといったマナーを心がけ、交通モラルの向上を意識されているのではないのでしょうか。これは共助に当たります。そして、日常的に安全で円滑な交通ができるようインフラの整備がなされ、さらに安全を維持するため共有し、遵守すべき法規の制定などが公助に当たります。

また、火災でいえば、個人では火事を起こさないよう火のもとには気を配り、その扱いには慎重になります。これが自助に当たります。また、そこには御近所同士で迷惑をかけてはいけないと、もしもの対策を考えていたり、消火訓練等は共助に当たります。このように、日常生活の中で常に意識をしていくことで、災害被害を防ぐことができるのだと思います。

自然災害におきましても、事前防災の取り組みは日常の生活文化にまでしみ渡らせ、当たり前となってこそ、結果、減災に結びつけていくことができます。

私たちは、火事の怖さや交通事故の悲惨さはよく知っています。自然災害においても、同じことが言えます。その怖さを正しく、可能な限り深く知ることから、いかに備えるかを考えていかなければなりません。弥富市に起こり得る災害を知り、その怖さを偏見なく、正しく深く認識することが、みずからの命をいかに守るか、自分が死なないためにはどうするかという自助の意識啓発につながってまいります。それは同時に家族を守るためであり、また

災害時、災害後を深く想定することで、ふだんからの職場、近所、友人、知人、地域と人とのかかわり、支え合いの大切さを確認することができます。

そんなことはわかっている、当然じゃないかと思われる方は多いと思います。しかし、現在の設立状況、運営の現状を冷静に見直してみますと、組織の維持、訓練などの行事運営、マニュアルの作成など、形ばかりが先行してはいないでしょうか。今回は、この部分に視点を置きまして考えてまいりたいと思います。

まずは、現在の自主防災組織の設立状況について、お伺いをしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 現在の自主防災組織の設立状況についてお答えをさせていただきます。

災害に対して、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助、それぞれが災害対応能力を高め、連携することが大切であると考えております。

東日本大震災などを契機に、防災面を初めとして地域のコミュニティの重要性が改めて高まっており、我がまちは我が手で守るという共助が地域社会における防災力を強くすることにつながり、地域における自主防災組織の取り組みが大切であると考えております。

御質問の自主防災組織の設立状況についてでございますが、昨年度は56団体でございました。本年度、1団体加入していただきまして57団体、結成率約80%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 72地区中57団体と、1つふえたと。これはいいことですが、この設立された防災組織が生きた防災組織となることを信じております。

続けて質問させていただきます。

自分の命は自分で守る、自分たちの命は自分たちで守る、私たちの地域は私たちで守る、自主防災組織はその守るための一つの手段であり、減災につなげるための行動であります。問題は何から守るのか、この何とは弥富市に起こり得る災害であり、それによって想定をされる被害、さまざまな現象であります。これを可能な限り深く知ること、またその知識を地域の皆さんで共有をすることで、防災組織の自主的な設立につなげていけるのではないのでしょうか。

まず、地震に絞って考えてみますと、日常生活が送れなくなる災害規模では、家屋の倒壊に対して、耐震改修、家具などの転倒防止対策、ガラスなどの飛散防止対策など、発災時に命を守る対策は個人として万全か。電気、水道、ガスなど生活インフラが断たれた際の対策、交通インフラ対策、飲料水、食料などの備蓄対策、けがなどの応急救命対策、情報伝達収集など、発災直後から復旧にかかるまでの対策も考えておかねばなりません。

弥富市に起こり得る地震には、南海トラフ巨大地震を初め、長島、桑名には大きな活断層があり、直下型地震も想定をしておかなければなりません。6,434名のとうい命が奪われた阪神・淡路大震災では、その85%に当たる5,483名の方は家屋の倒壊や家財道具の転倒による圧死、外傷性ショック、直後の火災でお亡くなりになっておられます。この事実をしつかりと教訓として受けとめるならば、まず取り組まなければならないのは家屋の耐震補強であり、家具などの転倒防止、ガラスの飛散防止対策であります。地震の怖さを正しく知れば、取り組むべき課題が明確になってまいります。

自主防災組織の設立を推進していくならば、怖さを知る自助の啓発こそその基盤となり、土台を整えることになるのではないのでしょうか。

このことから、以前にもお聞きをいたしました、再度現状を確認する意味でお伺いをいたします。

現在、弥富市では、民間住宅の無料耐震診断、また耐震改修費の補助事業を行っておりますが、その対象、これは倒壊の可能性のある戸数、耐震診断の受け付け件数、改修補助の受け付け件数についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、無料耐震診断の対象となる戸数でございますが、平成27年1月1日現在で約3,300戸でございます。

なお、耐震改修補助の対象は、耐震診断の結果の判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅となります。

続きまして、耐震診断の受け付け件数でございますが、耐震診断の受け付け件数は、制度が開始されました平成14年度から平成26年度末までの累計で357件でございます。

続きまして、耐震改修補助の受け付け件数でございますが、これは平成15年度から平成26年度末までの累計で23件となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、対象となる戸数が3,300に対して、耐震診断の無料耐震診断の受け付けは357と、それがさらに実際の改修補助・改修に至った件数が23件ということですね、1割です。

では、その対象となる家屋の周知、これはどういうふうにしたのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

チラシ等を作成いたしまして、全戸配付等をさせていただいております。

また、昨年度は旧基準でつくられている団地等のあるところを狙った形で集中的にポステ

ィングなどをさせていただいています。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○１０番（堀岡敏喜君） 診断の必要があるかどうかというのは、家屋台帳を見ればわかるわけですね。

耐震診断を受けたにもかかわらず、その改修へと至らなかった理由は何なのか、これはどうしていらっしゃるんですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 御相談に窓口にお見えになりましてお話をさせていただきますと、やはり耐震改修にかかる費用が結構高額になると。

例えば、90万円ですとか120万円の補助が出るわけなんですけど、持ち出し分がかなり大きくなってしまって、改修に伴いほかの部分もリフォームしたいわと。そうなってくるとますます金額が乗せてきて、結果的にちょっとという形でちゅうちょされておる、そんな状況になっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○１０番（堀岡敏喜君） それでは、このことも含めて次の質問も先にしておきます。

次に、家具転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策の現状、今後の周知について伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、家具転倒防止対策、ガラスの飛散対策等についてお答えをさせていただきます。

愛知県の被害想定におきましても、減災効果として重要であるとして、建物の耐震化、家具の転倒・落下防止対策、発災後すぐ避難開始を上げております。

また、家具の固定につきましては、自助による対策を行っていただくことが災害の被害を最小限に抑えるということになると考えております。

なお、高齢者の方々等が安心して生活できる環境をつくる目的といたしまして、災害時における家具転倒防止補助を実施しているところでございます。

ガラスの飛散防止につきましても、減災効果として重要でございますので、各御家庭での対応をぜひともお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○１０番（堀岡敏喜君） お願いしたいのは、先ほどの3,300戸の対象でありながら、診断を受けたのが357、1割ですよ。さらに、改修まで至ったのが23件で、先ほどの御答弁では費用の問題であるとか、これは実際に弥富のやつは半分出るんですよ。でも、上限は120万ということですので、それぐらいはお金がかかってしまうので、どうしても費用の問題も

もちろん出てくるんでしょうけれども、じゃあ、できなかったところはそれで放っておくのかというところだと思うんです。これは、後で災害時要援護者という部分でまた質問させていただくんですが、大事なことは、災害時要援護者というのは、何も高齢者であったり、障がいを持っている方だけではなくて、今言いました地震の怖さ、またあらゆる防災に対する知識に対して持っていらっしゃらないという方というのは、発災時直後に要援護者になってしまうんですよね。これをいかに防ぐかというのは、事前の取り組みでできるんじゃないか。

ですので、先ほどの家具転倒防止対策も行っていらっしゃると思いますけど、弥富市内の戸数が、せめて自分の生活をしている中心の部屋といいますか、エリアの中はしっかりできているのかという意識調査、先ほど那須さんがアンケートというのもおっしゃっていましたが、そういうものも通して、まずは意識調査をしていただくことが自助啓発につながっていくのではないかと。

耐震改修の問題に関しては、どうしても費用がないというものに関して助成となると大変な金額になるのでとても言いませんけれども、家具の置き方一つで危険を回避できるという方法もございますよね。そういったところでしっかり対応していく、防災弱者をつくらないということが同時に大事なんじゃないかなと思います。詳しくは、また災害時要援護者の部分で質問をしてまいりますので、次に進めさせていただきます。

市民に周知をしていく行政の立場、本気度を伝えていくためには、つらい質問でございますが、まず行政職員を初め公共の施設における安全対策を徹底しておくことが重要です。市庁舎を初め保育所、小・中学校、その他全ての公共施設において、書棚や家具などの転倒防止対策の状況について、また全職員の取り組みは徹底をされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

公共施設における家具転倒防止などの対策につきまして、書棚、家具など、転倒防止対策の現状といたしましては、各施設の床、または壁、天井の状況もございまして、家具固定はなかなかできておりませんが、ロッカーから物が出ないようにロープで縛ったり、書棚の上に物を置かないようにしたり、場所によっては突っ張り棒を使用するなり、各施設の状況に応じてそれぞれ対応しているところでございます。

しかしながら、根本的な対策になっていないというのが現状でございますので、今後、職員全体で防災意識を持って、家具等の転倒防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、来年度、保育所から、できましたら予算化をさせていただきまして、家具等の転倒

防止対策に取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これは本当に大事なことでして、災害直後の防災体制というのは市職員でとっていらっしゃると思いますけれども、今の公共施設の家具固定なんていうのは、役所へ行きますと大丈夫なのかなと思うわけですよ、実際のところが。

今回、6月、もう避難訓練はされたんですかね。シェイクアウトはこれからですよ。

〔「30日」の声あり〕

○10番（堀岡敏喜君） 30日ですよ。

シェイクアウトする前に、物が崩れるという怖さもありますけど、本当にそういうときに、地震があって、いろんな家具が置いてあります。これが阪神・淡路大震災では凶器になったわけなんで、この辺の教訓を本当に生かしていくというのであれば、まず行政から見本を示していくということは大事だと思いますし、また余計なお世話かもしれませんが、職員の皆様の御自宅で、実際にそういうことが行われているのかどうかというのも徹底しておくべきことじゃないですかね。一遍やりますと、例えば、知人のおうちへ行っても気になるんですよ。僕はちゃんとやっていますよ、テレビもちゃんとやっています。だから、知らぬ家へ行ったとき、地震があったら倒れてくると違うかと、本当に書棚とか水だとか、ありますよね、皿とか入っている。もう何のあれもしていないとなると、ここにおりたくないのぢょっと違う部屋にすうっと行くとか、そういうことにもなってきます。これは本当に意識をしてやっていかれると、自然と言葉として出てくると思うんです。そこまでしないと、本当に弥富市民の皆さんが地震という、最初の初動の揺れのときに多くの犠牲者が出てしまうんじゃないか。やっぱり周知をしていく必要があるんじゃないかなと、そのように思います。徹底をして、市長を中心に徹底をしてよろしく願いいたします。

続いて、確認をしてまいります。

弥富市に起こり得る地震災害で、もう1つ対策を講じなければならないのは、地震による津波への対策です。地震発生から津波到達には時間ラグがあるものの、パニック冷めやまぬまま、少しでも高所への避難を開始しなければなりません。

現在、市が民間の建物も含め指定した津波・高潮一時避難場所の収容人数の総数についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 津波・高潮一時避難場所についてお答えをさせていただきます。

弥富市内及び周辺には高台がないため、地震による津波や台風による高潮の襲来が差し迫

った場合に、緊急的、一時的に避難可能な高い建物を津波・高潮緊急時避難場所として、現在42カ所指定しているところでございます。

収容人員といたしましては、1人当たり1平方メートルでございますが、4万7,300人、約106%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これはホームページにも公開をされていまして、今1平米という話で4万7,300人でして、市民全員がそこに避難するという必要もないこともあるんですけど、大事なことは、ここが各地域によって皆さんが御存じかどうかということですよ。原稿どおりに進んでいきますけど、これは風水害にも言えることですが、一時避難場所に関しては、建物の規模により収容できる人数も差があり、誰がどこへ、この地域はあの場所へと、地域またはコミュニティ単位でシミュレーションを繰り返し、おおよそ決めておかなければ混乱に陥るんじゃないかと。そのためにも自主防災組織の設立というのは急がなければならない、そのように思います。

次に、弥富市に起こり得る風水害について考えてみます。

市民全員が知っておかなければならないこととして、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であり、1滴の水も蒸発をしない限り、自然の力では海に流れ出ないということであります。確認をしてまいります、では、冠水浸水の危険が起こる雨量はどのくらいなのか、市内に流れる河川で、弥富市で降らなくても、上流域で注意をしなければならない地域の雨量は、また冠水した状態から排水にかかる時間をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 浸水の危険が起こる雨量、または上流での降雨量、排水にかかる時間はという御質問でございます。

県営たん水防除事業で整備されました市内の基幹的な排水機場につきましては、国が定めた排水基準に基づき、20年に1回の確率で発生する3日間連続雨量336ミリ、これはピーク時で時間当たり54ミリでございますが、これを計画基準降雨として、こうした降雨に対しても、農地や農用施設、または公共施設等にたん水被害が発生しないようポンプの排水能力が決定されておるところでございます。

冠水・浸水の危険が起こる降雨量につきましては、地域の農地や宅地の面積割合や排水路の整備状況によっても異なっておりますので一概にお答えはできませんが、計画基準降雨量を超えるような大雨が降った場合には、冠水等が発生する危険がございます。

なお、市内の排水機場では、大雨が予想される場合にはあらかじめ予備排水を行い、排水路の水位を下げておくなどして冠水等の被害を未然に防止する、このような対策をしておるところでございます。

また、上流域で注意しなければならない地域の雨量につきましては、これも何ミリというようなことは申し上げられませんが、孫宝排水機場の流域には愛西市も含まれておりますので、愛西市での雨の降り方を注意する必要があると考えております。

さらに、日光川流域全体で見ますと、日光川の上流部や中流部、ここで集中豪雨があり、日光川の河川水位が一定以上上昇しますと、河川堤防の決壊を防ぐために孫宝排水機場について排水規制、これはこの流域市町全てでございしますが、排水規制がかかるものと考えられますので、状況によっては日光川流域全体での雨の降り方にも注意する必要があるとは思っております。

しかし、今までにこの制度が誕生してから排水規制がかかったことはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 大切なことは、最近、本当に集中豪雨というのがありますよね、台風でもそうですけど、弥富市に住まれている方が今の話を知っているかということですよ。地震といたらまだわかりますけれども、伊勢湾台風で55年前にここは大きな被害があったんだということは一つの記録としては御存じかもしれませんが、それがどういったものなのか、どういった形でなるのか、堤防の決壊とかもありますけれども、現実いろんな地域で、今も九州のほうでも梅雨前線の影響で大きな被害が出ていますよね。こういったことが伝えられているにもかかわらず、そういうことを自分のところの地域も海拔ゼロメートル以下であって、やっぱり一定以上の雨が降れば、もちろん排水が追いつかなくなって冠水するおそれがあるということは知っておかなきゃならないですし、そうなった場合どうするかということは、やっぱり事前に考えておいて当たり前ですよ。ここがやっぱり防災意識を啓発する意味で、過去の災害があったおかげでいろんな雨に対してというか、災害に対して設備が整っているというのは、もちろんそれはそれですけども、あくまでも災害に備えるのが防災ですので、その限界値というのをうのみにしないで、これ以上降ったらちょっと危険だなというぐらいのことは市民に周知をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

お聞きをした以外にも、災害被害により命に及ばないまでも、電気の供給がとまるなど、生活インフラに影響が出る場合も十分に考えられます。弥富も集合住宅がふえまして、今から20年ぐらい前に僕も経験したんですけど、電気が1区画とまりまして、集合住宅ですと、電気がとまりますと水道も排水もしなくなっちゃうんですよ、もうトイレも流せない。明かりぐらいはろうそくをつければ済むんですけども、水がない、あれもないということで、今もそういう台風が来たりなんかしたら、今も僕は集合住宅に住んでいますので、必ずお風呂に水を満タンにためるとか、そういう習慣をつけています。これも大事なことだと思います。

実際、電気が半日来なくても、人間はやっぱ不自由を感じるんじゃないですか。特に夏場なんて、冷蔵庫のものは腐っちゃいますからね。弥富市民の一人お一人が、自身に降りかかるおそれのある被害、困難が現実味があればあるほど、自助への意識が高まり、共助の必要性を感じられるのではないのでしょうか。要は、情報の精度と出し方だと思います。

平成26年度版の防災白書で内閣府が平成25年に実施をした防災の取り組みに関する意識調査によりますと、自助・共助・公助それぞれの中で共助が重要だとする回答が最も多く、共助の要素の中でも、人・組織が全体の48.1%と最も必要だと考えられております。

また、公助の要素のうち情報が37.1%と、必要だと回答した割合が全体の2番目に高くなっており、公助による情報の発信、防災活動の活性化に特に必要だとされております。

続いての質問ですが、弥富市における自主防災組織の設立や育成支援の現状と認識、今後の対応について、また3月議会で防災に関する最新の情報、弥富市における災害記録資料を初め、先ほど述べていただいたものとかでもそうですけど、ビデオや書籍、HUG、DIG、LODEなどの防災ツールを必要に応じて貸し出しをする、仮称ですが、弥富市防災ライブラリーの提案をいたしました。検討課題とするとの御答弁でありました。設立、育成支援のためにもできることから始めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

まず最初に、弥富市における自主防災組織の設立や育成支援等の現状と認識、今後の対応でございますが、自主防災会の設立に関しましては、出前講座や地域の説明会などを実施し、啓発に努めているところでございます。

活動の支援といたしまして、防災訓練などの活動費や資材購入費の補助をさせていただいております。これにつきましては、積極的に活用をさせていただいているところでございます。また、今年度も防災リーダー養成講座の実施を計画しており、地域防災力の底上げを図ってまいりたいと考えております。市民一人一人が災害に関する知識を身につけることにより、災害の未然防止や災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめることや、自主防災組織を通して地域を守る自衛意識の向上は防災の基本でございます。防災知識の普及・啓発に今後とも積極的に取り組んでいかなければいけないと考えておるところでございます。

もう1点、防災ライブラリーの設置につきまして御答弁をさせていただきます。

議員御提案の防災ライブラリーではございませんが、防災関連の資料などを収集する防災書籍棚、このようなものを考えて、まずは防災関係の資料収集から始めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 名前はどうかっていいんですよ。先ほども言いましたけれども、自

主防災組織を立ち上げる上で、今、危機管理課長がおっしゃったまま、そのままでやっぱりお一人お一人が本当に弥富に住んでおられて、別に弥富に住んでいなくても地震は起こるわけですね。地域地域で特性があると、そこで起こった場合の怖さというのをしっかり知っていただいて、1人じゃできない、家族も守らなきゃいけない、家族のつながりというのは学校もあるし、職場もあるし、地域もあると、そういう中で自主防災組織が設立せずにはおれんような、おどしといたらあれですけども、本当に切実につくってくださいとお願いしたらだめだと思うんです。設立するか、そうしたら補助があるよと。また、支援もしていくよという一つの追い打ちをかける意味で、やっぱりつくらなきゃならないという今の現状があるわけですから、そこを徹底してやっていただきたいなと思います。

よくハードのインフラ、堤防であるとか防潮堤であるとか、そういうハードのインフラに関してはお金はかけます。

だけど、そういう事前防災の取り組みに関しては、そんなにお金がかかるもんじゃないじゃないですか。だけど、これに取り組んでいると取り組んでいないのとでは、国の想定、県の想定でも被害想定というのは大きく変わるわけでありまして、具体的にどこにという部分はきょうは述べませんけれども、いずれにしましても、今、書棚をつくっていただける、それは市民のほうから見せてくださいとはなかなか来ないかもしれません。ですから、当初は一つの運び屋というか、事務局的な立場でしっかり地域に浸透するように周知をしていただきたいと、そのように思います。

もう1つ提案なんですけれども、今、割とホームページ上では防災に関するいろんなデータというのはありますけれども、特に弥富というのは、集中豪雨だとか台風というものに関してやっぱり気をつけていかなきゃならないというんであれば、ホームページに特に梅雨前線が来ているとか、東海地方で300ミリから400ミリの雨が予想されているとか、気象庁から発表があるときは、特設のリンクをつくって、そこに例えば、今言った河川の状況、県ですと県の水防事務所のホームページがあります。木曾川とか長良川というんであれば、国交省の川の水位というのが随時発表されているページがありますよね。そういうところとか、アメダスであるとか、集中で降るとか、そういったところをしっかりと見られるような一つのページをつくっておくというのもまた大事なことじゃないかなと、そのように思います。

次に、事前災害時における要援護者への対応、対策についてであります。

災害時要援護者といいますのは、災害時に単独で避難行動が困難な方や、コミュニケーションが難しい方、例えば高齢者の方、障がいのある方、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人の方々、そして先ほども言いましたけれども、防災意識に疎い、疎いという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、なかなか真剣に取り組めない方というのが災害時要援護者になり得るだろうと。

また、私たちは、ここにおる誰もがいずれは年をとり、要援護者となります。決して他人事ではないということを知らなければなりません。実際、災害時での要援護者の対応は、地域の民生委員さん、児童委員さん、これは弥富の場合は同じですけれども、福祉委員さんが安否確認と避難支援に当たるとされておりますが、担当されている件数も多く、担当委員さん御自身が被災される場合も考えられることから、現実的には無理があります。そのためにも、地域の自主的な防災活動の充実が欠かせないのであります。困ったときはお互いさまを合い言葉に、互助・共助の精神が広がれば、高齢社会を迎えるに当たって、市が構築を急ぐ地域包括ケアシステムの支え合う地域づくりの一端を担うこともできます。障がい福祉を深く知ることによって相互理解が深まり、自立への一助となることも期待ができます。また、そういった地域環境が子供たちに思いやりの心を育む機会ともなり得ます。

人間関係の希薄化が進む現代社会で、本来、人と人とのつき合い方を呼び起こし、強く温かなコミュニティがつけられることが期待できます。現実には、日々日常から地域では、さまざまな環境下で生活を送られておられます。そのさまざまな環境を知り、日ごろから相互的に理解をし、尊重し合い、支え合う中で、災害時でも結果として被害を最小限に食い止め、減災につなげていくことができると思います。

総務省は先月12日、災害による避難する際に支援が必要な高齢者や障がい者ら災害時要援護者の名簿を、防災活動に積極的なマンションなどの管理組合にも提供するように全市町村に通知をいたしました。その命の名簿を受け取るには、住まれた地域に生きた防災組織があることが条件となります。そういう防災組織を構築するためには、福祉関連部局との連携が欠かせなくなっています。

例えば、介護予防と認知症への理解、地域での見守りなど、地域で支える認知症サポーター養成講座や障がい福祉ボランティア養成講座などを通し、要援護者の方のすることを知ることには大変有効であります。

また、このことへの取り組みは、過去の大災害において大きな問題となった避難所生活における高齢者や障がいのある方、女性などへの配慮のあり方など、災害後の避難所運営におきまして、要援護者となった方々への対応にも役立ちます。

以上のことから、弥富市における災害時要援護者への対応と認識、今後の対策について伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

御高齢の方や障がいをお持ちの方などの災害時要援護者の方を災害から保護するためには、地域の支援者との間で情報を共有して、素早い支援が実施できるようにする必要があります。このようなことを踏まえ、避難行動、要支援者名簿情報の保管や管理など、個人情報保

護に十分配慮いたしまして、地域の自主防災会の皆様方と連絡をとりながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちょっと寂しい答弁だったなと思ったんですが、現実、弥富市における災害時要援護者という方々はどのくらい把握をされているのか、お聞きしていいですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） なかなかどの範囲を捉えるかというのは難しいところがございます、個々の数字を言わせていただきます。

ただ、その数字の中には重複する方もいらっしゃいますので、その点は御理解願いたいと思います。

まず、介護対象になってみえる方につきましては1,647人、障害者手帳の受給者につきましては1,939人、それからいわゆる妊婦さんの数でございますが、これはちょっとはつきりしておりませんが、出生から考えますと約300人程度ではないかと推測しております。

また、外国人の方につきましては、言葉のできるできないというところもございますけれども、1,239名、それから未就学児につきましては2,360名、それから65歳以上の独居の方ですと1,550人のような形になっております。

また、今申し上げた数字とダブりますけど、75歳以上の方が4,647人、80歳以上の方が2,614人という形になっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今ざっとお聞きして、ダブっているといいますけど、1万人ぐらいいらっしゃるわけですね。

先ほども言いました防災に疎い、なかなか取り組めない方、先ほどバイアスという話をしましたけれども、やっぱり記録とか、今いろんなテレビで報道がありますけれども、人間って残念ながら経験したもの、見たものでないと想定は図れないらしいです。目の前に見たこともないような、今まで感じたこともないような、経験したことのないような災害がばんと広がったときに思考が停止をしてしまうんです。行動が急にできないということがありました。これは、実際に東日本大震災でいろんな動画がありまして、津波が来ているのに走れないんですね。精神的に追い込まれてしまうとそうなるちゃう。そういう方々も、いわゆる災害後には災害時要援護者となってしまう。

先ほど言いました防災弱者の対応もそうですけれども、障がいと一口に言っても、耳の聞こえない方、目の見えない方、肢体に障がいのある方、精神障がいの方、寝たきりで傷病の方、いろいろいらっしゃるわけですよ。こういう方々が地域にそれぞれ大体1万人と考えたら、72地区あるうちでどれだけ、その構成は違うにしてもいらっしゃるのか。その方々は災

害時要援護者名簿に登録していれば助かるのか、どうですか、助かりませんよね。

実際に、やっぱり地域で支え合いというものをしていかなきゃならないんですけれども、名簿があったから、あの人はその人の担当ねみたいな形でやっていたって、いざ日常からのコミュニケーションがとれていない中で、それができないわけないと思うんです。ですからこそ、自主防災組織の立ち上げは急がなければならないんですけれども、できたのであれば、本当に時間がかかるんだけれども、一つ一つ携わっていくことで地域の一つのコミュニティの偏っていたものが氷解していくということにもつながっていくと思いますし、とにかく自主防災組織が立ち上がる一番の前段である個人の自助意識というものの啓発に思い切り力を入れていただいてお願いしたいなと思います。

最後に、このことも含めまして、地区防災計画の推進について伺ってまいります。

災害時、御自分の命が守れたのなら、御家族は当然として、次に向こう三軒両隣、班または組と御自身の地域を互助・共助で対応していくわけですが、事前の防災訓練から要援護者対策、安否確認、避難支援、避難所運営などコミュニティとの連携も含めて、住まわれる地域での計画が当然不可欠となってまいります。

阪神・淡路大震災で建物の下敷きになるなどして自力脱出困難者は、実際にほんと下敷きになった方は11万人ぐらいいらっしゃいます。動けなくなった方が3万5,000人、このうち77%は家族、近隣住民によって助け出されたそうです。自衛隊、消防、警察などの防災関係機関による生存者救出は、たった19%でしかありません。具体的な防災計画は行政の指示や警報がおくれても、危機を自主的に回避することができます。自主防災活動の目指すべき一つの形として、弥富市としても概要を作成し、推進をしていくべきと考えますが、市の対応を伺います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

市民一人一人が災害に関する知識を身につけることにより、災害の未然防止や災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめることや、自主防災組織を通して地域を守る自衛意識の向上は防災の基本でございます。防災知識の普及啓発に今後とも積極的に取り組んでいかなければならないとは考えております。大規模な災害が発生した場合に、特に大切なことは、みずから考えて行動をとることや、助け合いの気持ちを持つことでございます。それらは特別なことではなく、日常的に育まれる自己判断や思いやりの気持ちだと考えております。

このようなことから、日々の生活や社会活動において、防災・減災の視点を取り入れた地震に強い安全なまちを目指して、地元自主防災会の皆様方とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） そのとおりなんですけど、災害回顧録というのがありまして、特に行政で、今、危機管理課長、まさに防災のことについて携わっていらっしゃるんですけども、特に東北3県で大きな被害が出ましたけれども、そこで生き残られた防災担当の方がおっしゃっていたわけですよ。29年間のうちの東北での大きな地震が来るということは予測されていたんですよ、実は。それについて、さまざまな取り組みをされていたにもかかわらず被害が出てしまった。その後に生き残ってその方が言われた、また3県でさまざま防災関係に携わられた方が同じことを言われます。まさかきょうだったとは思わなかった。もう1つは、ここまでとは思わなかった。やっぱり、いわゆる想定というものが一つの取り組みへのふたになってしまっている。

被害想定もそうなんですけど、固定観念であるとか偏見であるとかいうものは取っ払って取り組むことで、先ほども言いました防災だけじゃなくて、日ごろのコミュニティに生かしていける自主防災の組織だと思いますので、そういった意味で、何遍も言いますけれども、まずは自助の啓発から始めていただく形で共助の形につなげていっていただきたいなと思います。

私は、これまでも防災・減災の取り組みについて、いかに日常、生活文化にまで落とし込めるかという観点で質問を行ってまいりました。ハード面での防災のインフラの充実はもちろん大切ですし、国・県とも連携をして進めていっていただきたいと思います。

しかし、これには時間とお金がかかってしまうんです。ハード面の効力を最大限に生かすのは、これまでの災害記録を見ましても、減災のかなめである、これも市長がよくどこでもお話をされている、やはり人の意識と行動だと思います。災害時要援護者対策とはいいますが、日常からの相互理解と支え合いが当たり前になり、地区防災計画が各自治会や各コミュニティで構築をされれば、その中に当たり前のように含まれるようになります。そして、防災というカテゴリーを超えて日常化していけば、地域行事などもそれを補完するための行事となり、形骸化することなくなります。

また、さらに風化の進むお祭りなどの伝統行事も本当の意味で、住民同士の年に一度のねぎらいの場、交流の場となっていくのではないのでしょうか。

地方創生の取り組みで、産業基盤の強化拡大、雇用の確保、都市基盤の強化、さらなる福祉の向上と安定によって、市民がこのまちに住んでよかったと誰もが言えるまちづくりを目指していく中で、安心・安全こそはその大切な基盤となるのではないのでしょうか。防災は弥富市民の共通の課題であり、災害に対してだけでなく日常から支え合い、助け合い、近隣でちょうどいい関係を心がけていくことは、もしものときでも結果的として減災につながり、災害に強い都市、互助・共助のまちとして弥富市の魅力の一つに十分なり得ます。

自主防災組織の設立とその育成支援には、形や結果にとらわれず、その必要性の啓発をす

るために、また住民お一人お一人に必要性を実感していただくために、ソフト面での公助として市の防災計画の裏づけとなる情報を、わかりやすく詳細な情報を提供し続けていただきたいと思います。

そして、必然的に自主防災組織が設立、また既存の組織が活性化をされれば、防災だけでなく、希薄化しつつある自治会への帰属意識も高まることが期待できると思います。

最後に、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

堀岡議員、さすが防災に対する資格を持っていただいておりますという形の中で、各ジャンルからいろいろと御質問をいただくわけでございます。私たちといたしましても、まだまだできていないという形に対して、大変恥ずかしい思いもするところでございます。

来年は、ほかの方の質問にも答弁をさせていただいておりますけれども、合併して10年という形で10周年記念事業、その中に私は防災の訓練、防災訓練を組み入れていきたいという話をさせていただいております。来年になりますと、東日本大震災から5年が経過する。ある意味では、この災害というのは自然に風化してくるということがよく言われることでございます。我々の市町というのは大変厳しい環境にあるわけでございますので、市民全体的に防災訓練をすることにおいて、いま一度災害に対してどう向き合っていくかということにつきまして、防災訓練を一助にしていきたいと思っております。

また、私は来月、7月16日、17日、仙台の郊外の七ヶ浜へお邪魔することになっております。復興復旧がどのようにされてきたか、あるいは我々としてはさまざまな形で行政支援もさせていただいておりますが、現状はどうなっているか。そしてまた、今現状として、その地域の皆さんが、また災害に対してどう向き合ってみえるか、こんなようなことを勉強してまいりたいと思っております。そんなことが、これからの災害に強い弥富市という形の中で生かしていければと思っております。

いずれにしても、大変厳しい環境にあるということ、そして向こう二十数年間の中では、70%以上の確率で南海トラフ巨大地震の発生ということが危惧されておるわけでございます。備えあればということの中で、しっかりとやっていきたい。それは議員の皆様、そして市民の皆様と一緒にやっていくことが大きな力を発揮することだろうと思っておりますので、今後とも御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長が力強い決意を述べられて、本当に弥富市の魅力にしていかなきゃならない。そのためにも、一番の窓口であります危機管理課を中心に、先ほど民生部長もお答えになっていただきましたけれども、縦割りを廃して、だって、地域においては縦割

りは関係ないですからね。ここが1つ、自治会が困ったときに、あそこへ行ってくれ、ここへ行ってくれと言われると困っちゃうんですよ。ここはやっぱり危機管理課が一つの窓口となって、あらゆる介護、福祉に関しても、通り越した一つの取り組みをやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと。

うちの知っている自治会の組でこういう取り組みをされています。ある方が組長になられてから、組の中で十何世帯ありますよね、年に1回必ず食事会をされるんだそうです。長会じゃなくてね。その組は、何かあったらすぐ全員が出てくるというんです、世帯で誰かが。だから、そういう取り組みができるまでの地域の互助、共助といいますか、御近所づき合いができることが一つの理想じゃないかな、そのように思います。

ですので、これから自主防災組織を立ち上げるに当たって、ますます力を入れていただく中で、余り自治体主導では僕はいけないと思います。自治体はあくまでも支援をしていく形がいいと思いますし、それを補完していく事務局として縦横無尽に動いていただくことを大いに期待をしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

あらかじめ通告をしましてまいります項目について、質問を申し上げたいと思います。

まず、第1点目ですが、6月18日に国会で通りました国民の選挙権行使、18歳に引き下げになりました。私は、まず18歳になったことについては賛成をすることですけれども、しかしながら、今、私どもの国政なり、地方自治への政治不信というのは非常に多いのではないかと思うわけです。とりわけて若い若年層と言われるような20歳代の方々、40%を切っているし、地方政治でも40%に行かない、それぞれ選挙が行われている。こんな状況からすると、政治不信に対して、今、我がまちはどうなのかということをまず冒頭申し上げておきたい。そのことは、選挙に対する取り組み方、政治的課題、防災なり、安全問題なり、そしてまちおこしなりの課題について、今、お互いに議論をこの6月議会でも議論をしています。

しかし、住民からの選挙への関心はどうなのかと。今、私は選挙に対して市民の皆さん方が、個人の意見をどう投票されているのか。私は、今までのことは申し上げたくないし、今改めてこの18歳に選挙権が与えられたことによって、今もう一度お互いに確認をしていくべ

きではないか。そのことは、例えば選挙の方法ですが、有権者の中で投票行動になるときに、選挙に対する、弥富市も選管として、また行政としても、前回の選挙でも、市長が当選をされた、無投票でしたが。

しかしながら、やはり行政としての職員はそれぞれの立場を通して、補助団体の職員は選挙行動の中で、いわゆる注意喚起、地位利用という問題についてきっちりお互いが認識をすべきだということもされていました。

そんな状況の中で、今、私どももそれぞれ地位利用という部分を考えたときに、これは選挙法の中で地位利用をした選挙はだめだということになっていますね。そのことを十分、どう理解ができるか、市民へ徹底するべき一つは課題があるのではないのかと。

2つ目には、けさの新聞、政治利用の疑問の問題で、公民館利用などがあるわけですね。補助団体等。こういう部分についても、やはり先進地なり、さらには私どもの地域としてたどすべきものなり、今後の方向性をしっかりと見定めていくことがまず大切ではないのかなと。そのことの中で、市民との行政との議会との信頼関係を結ぶことについて、冒頭ですけれども、この18歳の質問の中の前段で、考え方について市側の考えをお伺いしたいと思っていますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

今回、公職選挙法の改正によって、18歳以上の方に選挙権が与えられるということになったわけでございます。これは、先ほど伊藤議員もおっしゃるように、私も大賛成でございます。そうした形の中で、選挙権を得られた人に対しては、積極的に政治に参加していただいて、自分の意思をその1票に託していただきたいと思っております。

また、権利と同時に責任も発生してくるだろうということも思っております。そうした形の中で、来年の参議院選挙から適用されると伺っておりますけれども、この若い人たちが選挙権を持つということに対して、やはり日本の政治に携わっている政党であるとか、あるいは政治家の責任がより一層強いものになってくると思うわけです。そうした形の中では、この18歳以上、いわゆる少年と言われるところの18歳、19歳というところに対して、政党、あるいは政治家がどのような形でその考え方を明確にしていくか、あるいは政治家の理念、あるいは政策というものを具体的にしていくかということは大変重大な責任だろうと思っております。そうした形の中で、若い人たちのとうい1票を大切をお願いしていきたいわけでございます。

それから、各種の公選法の選挙行動だとか、そういった行政人としての行動につきまして、総務課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 立松総務課長。

○総務課長（立松則明君） 市は、公明な選挙をという御質問について御答弁させていただきます。

公明な選挙について、選挙管理委員会としましては、区長・区長補助員の方が後援会の会員になったり、後援会に出席すること自体は公職選挙法で禁止されていませんが、区長・区長補助員の方は非常勤の特別職の職員に当たりますので、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、先ほどもお話が出ました「その地位を利用して選挙運動をすることができない」となっております。一般の方から見た場合に、区長さんが何々と言っているとかというふうに捉えられるおそれがありますので、市としましては、非常勤の特別職に当たる区長・区長補助員などの皆様に、市議会議員選挙の行われる前年の12月ごろに、地位利用による選挙運動等の禁止についての文書をもって注意喚起させていただいております。

選挙管理委員会としましては、今後も公明な選挙の執行に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、市長と総務課長からお話がありました。

私は、先ほど公民館の関係も少し申し上げました。それと同時に、補助団体、土地改良等々、いわゆる地位利用の問題について、今私は御回答をいただこうとは思っていません。地位利用ということについての選挙管理委員会なり、市民への議論を深めていただく、そのことの中で公明正大な、いわゆる選挙活動と同時に有権者の選択肢を正しくしていただくことを求めて、次の18歳の学校教育とのかかわり合いについて、若年層の教育関係です。

特に、新聞紙上よく言われているように選挙はありがたいと、政治へ参加ができるということと、また選挙へ参加ができるけれども、どうするかということがわからないという声があります。市の議会ですから、私どもが直接関係するのは小・中学校ですね。高校は2校ございます。高校の中には18歳の人が見えたり、いろんな形もあらうと思っています。

しかし、基本的に、教育のあり方の中に、中立性という部分と、また政治の関心の課題があるかと思っています。

私、3日ほど前に国会議員のある人と、ある若い18歳前後の方々と話を持った場がございます。言われることは、国会議員が話をするときは政策立案と実現の方向性を説明される。私の立場は、国会なり、県なり、省令なり、市条例の中における有効的活用と同時に市民の意見を反映していく市議会の役割が私どもであるというようなお話を申し上げました。その中で、市長、主権者がいかに行政面として市民の立場に立って、また公平に行政を運営されるかと、こんな話を少し申し上げたことがございます。

そうすると、これは失礼な話ですけども、その若い層の18歳、19歳の人たちは全くそのところがわからんわけですね。わからんから私が申し上げているんじゃないんです。たま

たまこういう機会があったから、私たちはやっぱり地方の議会って一体何をやるのか、国会の議論をやるわけじゃないし、またそうでもないし、また市の繁栄のためにどうあるのか。市長の施策に対して、私どもがどう位置づけしながら市長と行政運営に当たるか。こんなことも感じたことがあります。ですから、教育の中においても、それぞれの立場があろうかと思っていますが、弥富市としても選挙という行動の中から、自主的に行われる若い選挙有権者が生まれること。

もう1つは、先ほど冒頭に申し上げましたように、地域の家族が、そして私たちが今しっかりと選挙に対する心構えをする、この2つではないかと思っています。

とりわけて何か質問らしい質問じゃないかもしれませんが、少し今後の弥富市としての教育関係について、考え方がございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） それでは、小・中学校での政治・憲法に関する教育について、御答弁申し上げます。

学習指導要領により、小学校では6学年の社会科で、中学校では社会科の公民的分野の中で行われており、児童・生徒の発達段階を考慮しつつ学習しております。政治に関する体験的な学習としましては、中学3年生を対象として、就学時から選挙の大切さを知ってもらうことを目的として、愛知県選挙管理委員会主催の選挙出前トーク、修学旅行での国会議事堂見学、中学2年生を対象として被爆の実相等の事実を学び、生命のとうとさと一人一人の人間の尊厳を理解させるために、平和推進事業として広島研修を実施しています。

政治に関する関心学習としましては、小・中学生は教科の中で調べ学習、新聞の切り抜きであるとか、インターネットによる情報検索を行っております。選挙の意義、目的やその重要性について子供たちの意識を高めるためには、家庭教育や親の役割の重要性から、投票所に子供を連れていくことについて、その普及促進を図ったり、親子が参加して学べる出前講座の開催などを行うことも有効と思われます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今御答弁いただいて、私も弥富市として平和の広島の訪問だとか、国会議事堂の見学というのは、やはりそれぞれの位置づけはされたと思っています。やっぱりそういうことと同時に、これからさらなる公職選挙法6条を深く進めていただきたいと思います。

次に、2点目に農業問題、中間管理機構という制度について質問を申し上げたいと思います。

なぜ私が今回中間管理機構について質問をするかということなのですが、弥富市は農業施策は重要な課題で、さらなる政府も言われているように、成長産業をとというような状況の中

で、本当に平成18年、19年から21年、26年、27年、30年までの農業施策は、農民に全くといっていいほど理解がしにくいんじゃないかなあという気が私はしているわけです。

ここで市側の答弁を求めようと思ったんですが、これは時間の都合がありますので私のほうから申し上げたいと思います。

実は、中間管理機構、5月でしたか、新聞紙上で集約をされました、約3%だと。考えてみると、国の施策が100%提案をされて3%ですよ。皆さん、学校の試験って30点をとると赤点だと言われたんですよ、赤点。これはもう常識的な問題じゃないですか。そうしたら、たった3%ということは、国民の施策が浸透しない、これは何でしょうか、どうしてなんでしょう。この疑問は、私だけではないと思っています。

それはなぜかという、平成19年でしたか、休耕田の扱い、廃止をしようと言っていましたよね。これも一遍お伺いをせないかんだ。廃止する理由は、市町村で政府が出しているいわゆる割り当て生産の達成ができれば廃止をしようと言ったんですね。そうすると、弥富市の場合、休耕田100%達成しておるんじゃないですか。達成をしているが、していない人に対しては、いわゆる農業としての資格条件なり、米価の扱いなり、できていない。割り当てを受けて、それを実行しておる人だけができるという今日、19年に休耕田を廃止するといった制度の活用が今どうなっているのかということ。

もう1つは、中間管理機構という名のもとに3%しかできていない政府の集約、平成26年、去年の12月ですけれども、この中に、制度は地域を指定する、その地域はどこなのか、特定区とは何なのかとかいう形があるわけですね。その特定区の中で、とりわけて1年間申請をした人が管理機構からできないという、ただ却下をする。そんなところへ誰が申請をするかということですね。

例えば、前回も私、申し上げました。4畝、5畝の田んぼの人が全て管理をお願いしたら、11万の金が必要でした。1畝に1俵の米で5俵とれる。5俵とれて8,000円で4万円、払う金は委託したら11万。これは現実なんです。こんな政策が中間管理機構が出されてきた中で、それはその地域において、例えば、そういう細かい田んぼの地域はどうするのか。

例えば、道路のつけかえをしてでも、大きくしながら委託、預かることのできる田んぼにしなければ1対1の議論にはならないわけです。そうすると、その施策に対する議論はどうあったのか。議長はそこに座ってみえるけれども、農業委員長もおやりになってみえました。これらは、いわゆる委託と受ける側との権利義務もあわせてそういう状況が今、本当に弥富市の場合あるんじゃないかと。一定の地域では集約をされていますね。こういうことを考えたときに、私は今の農業施策に対して、もうちょっとお互いに向き合うべきであると同時に、県なり国に向かってきちっと言っていける、言っていただく立場をつくっていただくことが望ましいんじゃないかと。

このパンフレット、市長は御存じですか。

これは、私はこのパンフレットを見たときに、私は正直な話、今は自分で田植えから脱穀から玄米までやります。

しかし、小さな田んぼを持っている人たちは、私は、ああ、いいことが生まれたなあと、機械を借りると、借りる40%の補助金があるんだと。

だけど、この裏を見てみたら、野菜を3町歩つくらな、畑だけで、野菜だけで3町歩つくれと言うんです、そういう人にその機械を貸すという国の施策なんです。これは弥富市で、これに適合する3町歩の野菜の人はまずないわね。武田さんも、そんなことはないよな。

いや、本当なんだ。3町歩も野菜をつくっておらな、そういう施策があるんですよ。こんな農業施策が北海道なり東北ではそれはある程度、私北海道も東北もお邪魔しました。耕地面積、今整備をされてやっています。

だけど、酪農家が潰れていっておりますね。そんな状況の中の政策が今ある。あるんですよ、これは現実なんだよ。だから、私がきょう申し上げたいのは、この貴重な時間の中でお話をさせていただくのは、農業の今あるべき姿をどう議論をしていくかということの中で、弥富市としても、私は土地改良問題、排水機の問題、相当含んでここで何回か議論をさせていただきました。その状況の中で、本当に一つ一つ取り上げて議論がされてきているのかどうか。

もう1つは、してもらっておると思う。それはなぜかといいますと、先ほどある議員からも排水問題の能力だとか水の管理についての質問がありました。私は一定の50ミリほど降ったり、市がいわゆる水の対策として前もって水路管理などをしていただいております。議会報告を受けて聞いていますから、努力をしていただいております。

しかし、私はある土地改良の人に言いました、事務局に。うちの近くの問題です。火事が起きた、いわゆる火災があった。そのときに、柵板が破損をして、水路にふたをしている。邪魔をしている。なぜ土地改良さん、これをお願いできんのかと、こう言いました。そうしたら、それは地区から話がなければ、土地改良として事務局として直せませんという話でした。やはり行政の一体感の中にそういう補助団体があるということ、そういうことだけで私は申し上げたいという気はありませんが、もっと本当に真剣になって農業問題、取り組み方を考えていただく時期ではないのか。このことが中間管理機構という制度とともに私は申し上げたいことです。それはなぜかといいますと、このように私どものまちの中に、いわゆる過疎化に近くなっていく農業問題だとするなら、例えば、チャレンジハウスなどをつくりながら、市がそういう援助をしながら、農業の子供さんの育成場所、希望の持てる場所、そういうところも一つの施策ではないのかということ。

もう1つは、例えば、農家の地権者と耕作者の関係からすれば、ここで質問になるわけで

すけれども、米をつくる生産手段って何と何なのか一回聞かせてもらえませんか。これは通告してありますので、生産手段です。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 済みません、お答えします。

生産手段、農業手段という形になるかと思うんですけれども、少子・高齢化等の影響もありまして、担い手への農地の集積が進んでおる状況でございます。農地の耕作におきましても、自作や部分作業委託から全面委託へということで移行している状況にあります。耕作に関する水や管理につきましても、耕作者である担い手が責任を持って従事していただいているということでございますけれども、全面委託していたとしても、やはり農地の所有者の方におきましても、やはり農地や地域の共有部分の水路等に関しては管理責任もあるのではないかなということで考えております。

市としまして、やはり利用集積などを全面委託しているということで、だんだん今後ふえていくということもありますけれども、やはり農地の所有者におきましても、やはりそういった農業を守っていくというか、農業を進めていくということであれば、それなりの考えを持っていただきたいということで思っております。

市もそういった形で、補助金等も今後も支出という形で応援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し中間管理機構のことも含めてお話をさせていただきますけれども、今、3%の集約率ということに対しては、これは愛知県の数字ですよね、伊藤さん。

○17番（伊藤正信君） 国です。

○市長（服部彰文君） 国全体ではそんなふうになっていません。

愛知県は、非常にこの辺のところがおくれているんですよ。

例えば、北海道とか秋田県だとか、そういったような一大生産地に関しては、この集約が物すごく進んでいることも事実でございます。愛知県においては3%という形で私も理解をしているところでございますけれども、これはいわゆる地主さんが機構を通じて自分の土地を維持管理していつてくれるオペレーターというか、そういったようなことに対して東海農政局、あるいはJAが基本的な説明会を開催しておるわけでございますけれども、やっぱり説明不足のところ非常に大きいだろうと思っております。

それともう1つは、今までの利用権設定というのが、自分と地権者と、いわゆる利用権設定されているオペレーターとの距離感が全然ないんですよ。だから、任せられるわけですが、今後この機構を介していく場合においては、誰が維持管理をしてくれるんだと、自分の土地を、そういうようなことが見えないんですよ。そういったことに対する心配が地

主さんのほうにあるということが大きな要因としてあるだろうと思っております。

いずれにいたしましても、今、弥富市は1,650ヘクタールありますけれども、50%から55%の集約率です。これを80%まで上げていくということが、この中間管理機構からの数字でもあるわけですが、少し厳しいというのが実態です。これは相当東海農政局、あるいはＪＡがしっかりと地域の中で地主さんに説明をしていくと同時に、どのように地主さんの考え方を酌んでいくか、これがないと、この手段という方法はなかなか浸透していかないだろうと思っておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長説明をいただいたけれども、私が申し上げたいのは、本当にちよっときつい施策の実行力、能力、その段階です。

ただ、言えることは、例えば、本当に機械も入らない小さなところはどうしていくかというのは、農業委員会なり、または行政として、その転用・転作、それぞれの状況というのはやっぱりそういう議論を重ねて、このあり方が正しく弥富市の農家に伝わるのかと、これが一つ議論を深めていただく機会を持ってもらいたい。ただＪＡ、東海農政局の問題もあるでしょう。しかし、行政としての農家の効率性と育成、そのことの中で今どうなのかということを経営面として、市の職員も大変だと思いますけれども、専門的な、この近くでいえば南濃町が集約をされた耕地で何十町歩もやっているんですよね。それにはどうあったのかというようなこともあるわけですから、そういう見学、場所、そういう中で、市の行政指導面として専門的に考え方の中で整理をしていただく方向性が私は大切ではないのかなと。検討委員会などを持ってやっていただきたいということ。

もう1つは、水の管理です。だから、生産手段を求めたのは水は言われました。旦那さんが東京において、奥さんが農地を持っている、委託をしていると。水の管理は奥さんが走って歩かないかんのですよ。そうすると、今の弁では回らないから、新しく改造してやらなきゃいかんと。それはそれなんですけれども、現実には耕作を委託しておるにもかかわらず、水もそこがやらないかんという今の状況を、あるところの地域では耕作者だけで管理をしましょうという、弥富市の中にあるんですよね、聞きますと。だから、そういう事例をお互いに認識しながら、ここに農業手段として農家の耕作者と、いわゆる地権者との関係をもう分離しながら、地域における農地管理という問題もいかにあるべきか。先ほど開発部長がおっしゃいましたが、私はそういうことを一つ一ついいか悪いかの議論をしながら進めていただくことによって、この中間管理機構なり、この農業制度のあり方が変わっていくのではないかと。

そしてもう1つは、農家を引き継げるチャレンジハウスなどを考えながら、農業を守る活動の支援をしていただくことも一つの課題じゃないかということをお願いして、この課題に

については終わりますが、そういうことで早く土地改良問題、そして水なり管理の問題も整理をしていただきたいなという御指導をいただきたいという意見でございます。

3点目になりますけれども、これは簡単な問題で、民生部長に申し上げておきましたが、市民の方から、3日連休があると福祉施設の利用がちょっとという意見が結構あるんですわ。それで、市としてもやはり経費等の問題もあろうかと思う、勤務対応の問題があろうかと思う。

しかしながら、例えば、要望されるのは、今、公衆浴場がなくなっちゃったんだね、お風呂が本当に。だとすると、風呂を利用させていただきたいというのが狙いだろうと言ってみえる意味はそうだと思う。だから、そんなことを通して、やはり3日間も連続休暇があるようなことがあれば、何らかそういう事柄的に、项目的に検討をしていただきたい。

利用ができる、だから利用者の立場に立った施設と、管理に立った施設との議論を深めて、それにどう対応していただけるのか少し御回答いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問に対してお答えさせていただきます。

総合福祉センター、いこいの里、十四山福祉センターの現状でございますけれども、議員御指摘のとおり、2日を超える休館日につきましては年に15日ぐらいございます。

総合福祉センターにつきましては、休館日ではありますが、日曜日についてはお風呂やカラオケはございませんけれども、その他施設、あと卓球室を除く施設を午前9時から午後5時まで利用していただいております。

現段階で、利用者の皆さんから休館日についての御要望や御意見をいただいておりますが、御質問の点につきましては検討する必要があると考えております。

運営する人員の確保や機械器具などの故障等の対応の問題、またそこに来ていただくためのコミュニティバスの運行等、他の部局との調整が必要になる部分もございます。拡大の規模等、また実施方法を検討させていただいて、28年度試行について調整してまいりますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 御答弁いただいたんですけど、方法論というのは私はあると思うんですよね。3日の中に1日を、例えば、1週間の中の真ん中を、逆に言えば、そういうときだけ休みを入れて、そこを休暇にして1日、2日の連続にしまえば、職員の割り当てはできる。変則勤務になるけれども、そうでしょう。

だから、失礼な言い方だけど、そういう部分などを含みながら御検討を願いながら、市民の利用する立場も考慮して検討していただくことですので、よろしくお願いを申し上げます。

さらに、4点目としては、学校の問題として、今、全国的に学校の先生方の4万人の削減だとか見直しだとか、いわゆる学校環境における環境整備として、これはまた国のほうから、地方創生の中でも言われている項目の中に統廃合とか活性化の問題があるわけですが、弥富市も、どんな形でこの教育の場の検討がされているのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小・中学校の適正規模について、市がどのように検討しているかということですが、25年7月に弥富市の小・中学校適正規模検討委員会を設置しまして、市内の小・中学校の児童数や現状、今後の推移、学校施設等についての現状、それから学校の標準適正規模について検討しているところであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 適正化について議論をされている、文科省が出している1月27日の、いわゆる方向性というのも私も一応全部読ませていただきました。そんな状況の中で、検討していますと言われればそれだけのことで、ただ、今、適正規模というのは切磋琢磨する教育の場所づくりというのは、やはりいわゆる学級数の最低の問題。また、逆にそれだけにとらわれてはいけないという情報もあるわけですが、そんなことを通し、学校のあり方も、時には、例えば、地域外への通学も国は認めたんですよ。そして、特色ある学校、けさのNHKもやっていましたね。

例えば、英語の専門的な教育をすることによって、地域外から児童が来ると。そして、学級をつくることも一つの学校のあり方だと、あり方だということです。そういうふうに私も、廃校でなくして、やはり私も弥富市が活性化するための検討を今簡単に申されましたけれども、検討委員会がこの1月27日に出されたそれぞれの状況を認識して、検討委員会をさらに深めて、また議会に御報告いただくことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

同士でもあります政風会の三浦議員、鈴木議員から頑張れとの声をいただきましたので、最後ではございますが、大きな声でしっかり頑張って質問していきたいと思います。

防災についてであります。水害についてであります。

きのう、きょうと二、三人の議員の方も質問されていましたが、水害についてであります。きょう、きのうと防災ガイドブックというのをを使って質問されていた議員さんも見えましたが、この災害ガイドブックにも水害という項目があって、ちょうどここですね、風水害という部分ですね。これを参考にちょっとやっていきたいと思います。

これからの時期がそうですが、梅雨時期や台風時期には風水害が起こりやすくなります。

近年における水害としまして、日本周辺では毎年数多くの台風が発生し、全国各地に台風や強風による被害をもたらしています。ここ数年は記録的な集中豪雨に見舞われるということが多いため、短時間に多量の雨水が河川や下水道に集まり、大きな河川が氾濫しなくても、マンホール等からあふれ出した水による浸水被害が全国各地で頻繁に発生するようになっております。

氾濫というのは、ちょうどここに書いてあるんですけども、2種類ですが、川から水があふれることを外水氾濫といい、降った雨がくぼ地にたまったり、水路やマンホールからあふれることを内水氾濫といいます。そして、もっと起きてほしくないのが地震による防波堤、堤防の沈下・決壊であります。いずれの水害も、海拔ゼロメートル地帯が大きく広がっている本市では、一度氾濫してしまうと何日も水が引かずに、浸水した状態が何日間も続くことだと思います。

浸水した状況下で命を守るため、人命救助、物資輸送等に役立つものとしてボート、救命胴衣があります。本市の資機材保有状況を見てみますと、折り畳み式アルミボート20艇、ゴムボート2艇、救命胴衣157着となっております。これをもとに質問していきます。

まずはボートについてですが、市民の多くの方から、水害時に多くの市民を避難・移動する保有数であるのか、子供たちのことを思い、全ての保育所、学校に配備してあるのか、配備してはどうかとの声があります。このことだけ見ますと、アルミボート、ゴムボートを合わせて22艇ではとても満足いく数ではないと思いますが、果たして水害時に有効に安全に使用ができるのか。そして、今よりも多くのボートを配備した場合、全てを使いこなせるのか。使用目的によっては、また置き場所、コスト等を考えた場合に、今以上多く保有しなくてもいいのではないかと思うところでもあります。当然、置き場所もあり、コストを考えなければ1家に1台配備してほしいんですが、ほかの資機材、食料、毛布、飲料水、発電機等々、全体のバランスも考慮しなくてははいけません。

そこで、防災のエキスパートでもある危機管理課を持つ市側はどのような災害、当然水害ではありますが、どういう使用目的を想定してボートを保有しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 早川議員の御質問にお答えをいたします。

折り畳み式アルミボート、ゴムボートは、どんな災害を想定して保有しているのかについてでございます。

弥富市は、木曽川下流部のデルタ地帯にあり、遠浅の海や干潟を堤防で仕切り、排水して開拓を行ったことから、海拔ゼロメートル地帯が広がっております。

昭和34年の伊勢湾台風の折には、海岸や河川の堤防が決壊して浸水による甚大な被害を受け、このときに船は人命救助、移動手段の確保や物資の輸送に威力を発揮しました。

現在、当市におきましては、この教訓をもとに移動手段の確保、物資の輸送や情報伝達手段などに役立てるために、折り畳み式アルミボート、ゴムボートを保有しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） さきにも述べましたが、子供たちのことを思うと、全ての学びやに配置をしてほしいとの声があります。保有状況を見ますと、保有状況が表になっておるんですが、白鳥小学校、大藤小学校、栄南小学校の3校には配備されておりますが、それ以外の保育所、小・中学校には配備がされておられません。これはこういった理由があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 保有している学校と保有していない学校があるが、なぜかとの御質問でございますが、ボートにつきましては、各コミュニティ単位で配備をしております、小学校に配備されているコミュニティもあれば、総合福祉センターや防災倉庫などに配備しているコミュニティもございます。

しかしながら、同じ場所に複数台配備されている場所がありますので、配備場所の見直しを進めているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 小学校じゃなくて、各コミュニティ単位でということですね。そう解釈いたします。

最初の質問で、使用目的の答弁で、移動手段の確保、物資の輸送、情報伝達手段とありました。多くの方の移動、多くの避難者への物資の輸送を考えた場合に、22艇で十分であるとは思えません。現状の保有数で十分であると言えるのでしょうか。冒頭、必要以上配備するのは全体のバランスを考慮しなければと言いましたが、市民の思いは必要以上でも配備してほしいとの思いであります。今後、現状の保有数でいくのか、1艇でも多くの配備を計画しておるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 保有数は足りているのかとの御質問でございますが、保有数につきましては、弥富市におきましては、組み立て式アルミボート20艇、ゴムボート2艇を所有しておりますが、先ほど申しましたように、浸水した場所にけがをした人や急病の方の移動の手段や応急的な物資の搬送、情報伝達手段に活用することを考えておりますので、最小限の保有数となっております。

また、避難所の多数の方の移動につきましては、他の機関、自衛隊等でございますが、その応援をいただいての移動、搬送に頼らざるを得ないと考えております。

しかしながら、避難所にボートが配備されていないとの御意見も承っておりますので、今年度から1次開設避難所にゴムボートを順次配備する計画であります。

また、地区で災害用ボートを購入されるということであれば、自主防災組織補助金を活用して購入を御検討いただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 今年度から、1次開設避難所にゴムボートを順次配備する計画でありますとあるんですが、ちょっとこれは通告していなかったんですけれども、1次避難所に順次配備する計画って、津波・高潮避難所のほうに配備したほうがいいと思うんですよね。1次開設避難所を見ますと、多分6番の十四山スポーツセンターって津波・高潮緊急時避難場所とかになっていないじゃないですか。これは何で1次開設避難所にボートという考えかなと思って。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

まず、ボートの配備につきましては、1次開設避難所が緊急時津波・高潮避難施設になっていないということでございますけれども、弥富市におきましては津波も当然心配でございますけれども、低地ということもございまして、浸水等の被害も考えられるというようなこととなりますので、まずは1次避難所に配備をしていきたいと、そのようなことで考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） それと、ゴムボートを順次配備すると言っていますが、これは浸水した状況下で、いろんなくぎの刺さった木とか、また水没して見えない障害物とかでひっかいてということを考えると、ゴムボートでいいのかなということなんですが。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） ゴムボートは障がい物により破れてしまうというおそれがあると思われるが、ゴムボートを配備するのかという御質問でございます。

災害用ゴムボートは、一般的に不織布等の繊維にゴムを張り合わせた複合素材を使用しておりまして、破れにくい素材となっております。耐摩耗性、耐候性、耐薬品性の特性を有しております。

また、ゴムボートを使用する場合、物資や人などを乗せて救助者が引っ張っての使用を考えておりまして、障がい物の多い場所での使用は少ないものと考えております。

しかしながら、軽くて耐衝撃性がありますFRP製の災害用ボートもありますので、導入に当たっては検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 次に、ボートのことはこれで終わって、浸水時に命を守るものとして救命胴衣についてであります。

浸水時に最も怖いのは溺れてしまうことであります。それを防ぐ最も有効な手段が救命胴衣の着用であります。泳げない人でも浮き続けられていますし、泳ぎが得意な人でも永遠に泳ぎ続け、浮き続けるのは無理なことではありますが、救命胴衣を着用しておれば浮き続けられます。浸水時には必ず身につけていたいと思う救命胴衣ですが、先ほどの資機材保有状況を見ますと、市内全体で157着。学校だけで見ますと、白鳥小学校32着、大藤小学校32着、栄南小学校32着となっておりますが、32着ってどういう数字かなと思って、生徒数分でもないし、ひょっとしたら先生分かなと錯覚してしまう数ではありますが、一体この救命胴衣というのはどんな目的を持って保有しておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 救命胴衣の保有数が白鳥、大藤、栄南の各小学校に32着ずつとなっているが、どのような災害を想定して保有しているかとの御質問でございます。

この救命胴衣、ライフジャケットにつきましては、ボートが配備してある場所にボート用の装備品として配備しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ボート用の法定備品みたいなことですね。要は定員数の分のということですね。ということは、小学校には生徒が着るやつはないということでもいいですね。わかりました。

事前の調査で、救命胴衣を保有している保育所と保有していない保育所がありますが、これはどうしてでしょうか。最も着用しなければいけない、着用させてあげたい保育園児に未配備の保育所があるのはおかしいのではないかと思います、これも理由があるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 救命胴衣の配備につきましては、平成24年度から海岸に近い南部地域から計画的に救命胴衣の配備を進めておりまして、現時点では弥生保育所、西部保育所、白鳥保育所を除く6園の配備が終了しております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 6園の配備が終了していますということで、あと3つが配備をしていないということなんですが、配備してあるという保育所ですが、全ての園児の分があるのかどうかということと、当然、年度途中での入園児の分も見越してあるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 園児数の増減と救命胴衣の配備数につきましては、

配備済みの保育園におきましては、園児数の過不足が生じないように各保育所間で調整し、配備をし、また年度途中の増減につきましても、保育所間で移動しながら配備を進めておりますので、不足が生じることはございません。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 3つがまだ未配備となっていますが、これは速やかに配備をしていたきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 救命胴衣未配備の3つの保育所の配備計画につきましては、今年度は弥生保育所、西部保育所に配備をいたしまして、白鳥保育所は平成28年度に配備する計画で進めております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 白鳥だけ28年度って、別に一緒に整備したらいけないということですか、何で白鳥が28年度なんですか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 計画的な配備に努めておりますけれども、白鳥保育所につきましては、市内の保育所では唯一津波・高潮緊急時避難広場を屋上に備えておりまして、園舎のベランダから屋外階段を使いまして屋上に速やかに避難できるようになっております。

また、白鳥保育所の避難広場につきましては、周囲に高さ1.6メートルのフェンスを設置しておりまして、屋上の高さは、道路面からは8.7メートル、海拔ではプラス6.6メートルございまして、安全性にも配慮をしております。さらなる安全のために救命胴衣の必要性は認識しておりますので、平成28年度の配備を計画しております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） そういうことですね。

でも、これは津波・高潮緊急避難場所を見ると、南部保育所が避難場所になっていますよね。何でここに配備してあって白鳥がないのかというのは非常に疑問に思いますが、28年度と言っていますので、できることなら今年度一斉に配備していただきたいことを要望いたしておきます。

津波・高潮緊急時避難所を屋上に兼ね備えているから28年度でもいいですよと言いましたが、じゃあ、逆に言えば、津波・高潮緊急時避難場所になっていなければ配備をしてくれるという解釈でいいのでしょうかね。これは小学校をずっと見ていきますと、十四山の西部小学校と東部小学校が津波・高潮緊急時避難場所になっていないですよね。ということは、十四山西部小学校に配備を計画しておるのかどうか、ちょっとお伺いいたしますが。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

おっしゃる十四山西部、東部小学校は、外階段もなく2階建てで、津波・高潮緊急時避難場所にはなっておりません。

近くの避難場所としては、西部小学校は海翔高校、東部小学校は十四山支所があり、それぞれ避難訓練も実施しているところですが、両小学校への救命胴衣の配備については、28年度に配備できるよう進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これは、28年度に全校生徒分でいいんですかね。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） それぞれの児童数分だけ配備したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 安心ですね。津波・高潮緊急時避難場所になっていないですからね、ぜひとも配備をしていただきたいと思います。

次は、防災とは関係ありませんが、ちょっと学校教育という関係で、西部小学校の校舎、体育館の雨漏りについてですが、校舎、廊下の雨漏りにより、廊下で足を滑らせ転んでけがをしてしまう可能性もあり、雨漏りにより廊下壁の塗装が腐食しており、衛生面でも問題があるのではないのでしょうか。体育館についても雨漏りをしていると聞いておりますが、これは対応していただけるのかどうかということを市民の方から言われています。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） おっしゃるのは、西部小学校の校舎と体育館の件だと思いますが、十四山西部小学校は校舎が昭和47年建築、体育館は昭和53年建築であり、校舎が43年経過、体育館は37年経過しております。校舎、体育館ともに老朽化しており、雨漏りが、風が強く雨が吹きつける悪天候のときに発生する状況は認識しております。

学校施設においては、26年度、27年度は児童生徒などの安全に万全を期す観点から、屋内運動場非構造部材の耐震化工事、いわゆるつり天井の撤去でございますけれども、それを主に進めているところですが、十四山西部小学校の雨漏り箇所については、早速修繕に取りかからせていただきます。

なお、体育館側についてでございますが、ほかに修繕もあることが学校から出されてきておりますので、体育館は側面の上のほうからの雨漏りということもあり、今回の校舎側より危険性の度合いは少ないと思われますので、その後の対応になろうかと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これは、次にちょっと通告しておりませんが、二日、三日ぐらい前に相談があったんですが、東部小学校でも雨が漏るのか知らないですけども、廊下が水浸しになっておったと聞いておりますが、状況を知っておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 東部小の件に関しては把握しておりませんので、調査して確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） はい、わかりました。調査していただきたいと思います。

次は、図書館の雑誌スポンサー制度についてであります。

雑誌スポンサー制度とは、企業・団体などが図書館の雑誌購読料を負担するかわりに、雑誌のハードカバーに広告の掲載ができる制度であります。購入経費を削減するとともに、地元企業の身近な社会貢献の一つとして事業者のイメージアップにもつながります。

愛知県下の状況を見ますと、54市町村のうち、現時点で制度を導入しておるのは16の市町村でございます。また、今後導入を検討しておるという市町村は8の市町村でもあります。本市でも導入してはどうか。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えします。

初めに、議員の御承知のところでございますが、雑誌スポンサー制度とはどんな制度であるかを御説明申し上げます。

図書館に備えてあります各種雑誌等に対し、事業主の方に1年間のスポンサーになっていただき、雑誌そのものを御提供いただくものではなく、雑誌の年間購入代金を御負担いただくというものでございます。

ただし、そのかわりに、私どもが作成しました雑誌のリストから、事業主の方にスポンサーになりたい雑誌を選択していただき、その雑誌の最新号のカバーの表の一部にスポンサーの名前、御提供いただいた旨を明示し、裏面にはそのスポンサーの広告を全面に広告ができるといった制度でございます。

今、手元にイメージ的に持ってまいりましたけれども、こういった雑誌があるとしみますと、最新号はこういうカバーをつけております。こういうカバーのこちら側に、どこどこ会社、団体、店舗から御提供いただきましたという文面、こちらの裏側には自分のところで作成していただいた広告を入れます。それをこの雑誌に挟むことによって、図書館の書架のところに、これを読まれた住民の方、訪れた方は広告を見ていただくということで、制度的にはスポンサーとなっていたいただいた事業主の方の宣伝活動の促進を図るとともに、図書館の活動を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図るという趣旨のものでございます。

先ほど議員のお話の中にもありましたように、現在、愛知県内の公立図書館は全てで69館ございます。愛知県立図書館1館、名古屋市図書館が21館ございますので、純粋な市町村立の図書館としましては47図書館がございます。その47の図書館のうち、今のところ平成27年度までに導入されているところは、尾張部で12館、三河部で4館、合計16館の図書館が今のところ導入しております。

また、平成28年度に導入を計画されている図書館は、先ほど議員がおっしゃられたとおり6館でございます。検討しているところも2館あるということで、合計8館。先ほどの16館と合わせますと全てで24館ということになりますので、47館中24館、約51%、半分以上ということで、平成20年度から始まりましたこの雑誌スポンサー制度は拡大しつつあるのかなと思っています。

予算の削減及び効率的な運用等のメリットがあり、図書館サービスの向上を図ることができることから、今後、当市の図書館においても、平成28年度から制度の導入をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 導入するということですが、ぜひとも導入して、多くのスポンサーについていただきたいと思いますと思っておりますが、導入しても実績のない市町村があります。どこかというのは言わないほうがいいんですが、平成24年度から開始していまだに全くないという町村もございますし、多いところだと54冊ぐらいスポンサーがついているというところもありますし、近隣で言いますと、あま市なんかだと雑誌数13冊で、金額でいいますとおおよそ11万ぐらいとなっております。どうせ導入するんでしたら、多くの企業にスポンサーになっていただきたいと思いますと考えておりますが、宣伝、周知方法というのは、今考えておる範囲内でいいですが、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） 今後の導入に関して、先進図書館等をいろいろと調査させていただいたわけなんですけれども、私どもが今考えているのは、やはり弥富市のホームページ、弥富市の広報、あとは直接企業への訪問、あと団体への呼びかけという形で、やはり導入する限りにはそれだけの実績があるということは図書館にとってもとてもうれしいことであります。というところから、導入に関して積極的にやりたいなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） しっかりと営業していただけると信じて、次の質問に移らせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 一般質問を続けていただきますので、本日の会議時間を延長しますの

でよろしく願いいたします。

早川議員。

○6番（早川公二君） 次は、通学路の安全確保であります。

昨年9月議会でも質問しました。少し前の話ではありますが、平成24年5月30日に、同年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が突入する事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生しました。このような事故が起きてはいけない、未然に防がなければいけないとの強い思い、強い願いを込めて再度質問させていただきます。

市内全ての通学路を確認しなければいけないところですが、自分の住んでいる十四山地区、十四山西部小学校全ての通学路を車を使い、足を使い調査してきました。実際に歩くことにより、また児童が登下校中に車で通ることによってさまざまな危険箇所があることがわかりました。みずから歩くことによって、ここの通学路は少しでも車道に出たら大変危険だな、ここの交差点は必ず右を見て、左を見て、何度も確認しながら横断しないと危ないなあと思う箇所。そしてまた、車を使つての調査では、ここはスピードが出やすいから子供たちがきちんと一列になって歩いていけばよいが、急に縦列して歩いた際に車はよけ切れるのだろうか。その際、対向車が来てすれ違うときに非常に危険だなあ等々、多くの危険箇所が点在しており、このままではいつか事故が起きてしまうのではと恐ろしさを感じてしまいました。速やかに対策をしてほしいとの思いで地図に危険箇所、そして私なりの対策方法を記して市側に提出いたしました。

それがこれです。ちょっと見えにくいんですけども、全て行ってマーキングしてお渡ししました。その後、対策箇所としての図面をいただきましたが、私の願う対処方法とは少し違うものでありました。交差点の「とまれ」が消えかかっていると蟹江警察署に提出とある、それだけでした。これがそれです。これがその地図で、僕が行ったところと同じ箇所あるんですが、全て「とまれ」が消えかかっている、蟹江警察署へ提出済みということでありました。確かに交差点も危険箇所でありますから、そこはそこできちんと対策をしていただきたい。さきにも述べましたように、ここはスピードが出やすいからとか、対向車が来てすれ違うときに非常に危険だなあと思うところがあると地図にも記して、口頭でも説明をさせていただきましたが、その部分は、さっきのこれですが、その部分には記してありません。ここで言う私なりの対策方法としましては、路側帯のカラー舗装であります。なぜなのかといいますと、路肩のカラー舗装化を行うことにより、視認性を高め、車両の運転手には路側帯を走らないことや、速度の減速、地域の方々には通学路であることへの再認識を図り、安全で安心な通学環境を整えることができると私は思っているからであります。

それなのに、なぜ対策してくれないのか。私のカラー舗装に対する認識が違うのか疑問に思ってしまう。市内で何カ所か施工してあるのに、どうして私が記したところはやって

いただけないのかと疑問に思うところであります。市側の考える路側帯のカラー舗装の目的をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 答弁申し上げます。

議員も先ほど述べられましたけれども、路肩のカラー舗装化ということでございますけれども、歩行者を路肩へ誘導し、車道内へのはみ出しを防ぐとともに、路肩は歩行者が通行するところであるということをドライバーへ視覚に訴えることで、歩行者と自動車との分離を図ること、それによって事故を防止するという目的がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 考え、認識は一緒ということですね。

私が見たところ、十四山西部小学校、東部小学校には、路側帯のカラー舗装が施工されているところはないですね。見落としがあるかもしれませんので確認という意味で、十四山学区には施工されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市では、平成21年度から路肩のカラー舗装化を実施しているところでございますけれども、十四山地区での施工実績は今現在ありません。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） それは何ですか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 路肩のカラー舗装の今までの施工箇所の考え方でございますけれども、人口集中地区、D I D地区と言っておりますけれども、そのエリア内とか通学児童が30人以上の通学路及び歩道が未整備で、駅周辺において通勤・通学者の利用が多いところなど、そういった要件に該当するような場所について順次整備を進めてきたところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 30人以上とのことですが、これは西部小学校で通学児童が30人以上の路線は学校の本当に近所で、いろんな地区の児童が合流してからの路線しかないんですね。

私が調査して非常に危険な箇所、対策してほしい箇所は、通学児童が30人に満たない道路しかないんですよ。そういったところは施工ができないということですかね、これは。子供たちがいつも危険にさらされていても、いつ事故が起きてもおかしくないような通学路の状態でもいいのでしょうか。通学路における交通安全を確実に確保することが重要であることから、30人に満たない通学路でも路側帯のカラー舗装が必要ではと思いますが、市側の考えを再度お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

市では、やはり議員が言われましたように、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関、PTA、教育委員会、道路管理者、警察等と連携しまして緊急合同点検を各学校実施しております。必要な対策内容につきましても、関係機関でもそのときに協議しております。引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、今年度、弥富市通学路交通安全プログラムというのを教育委員会を中心としまして策定し、通学路の安全性の向上を図っていく予定をしております。

路肩のカラー舗装が安全確保のために有効な手段であることは認識しておりますので、地区要望においても、小学校周辺の安全対策ということで通学路のカラー舗装化を望む声が多く最近は出てきております。危険な通学路におきましては、路肩のカラー舗装に限定せず、カラー化で対応できない箇所につきましては、それ以外の安全対策ということで区画線やカーブミラー、看板等の設置などによって改善できるよう通学路の安全確保を進めたいと今現在考えているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 路肩のカラー舗装に限定せず、カラー化で対応できない箇所については、カーブミラー、看板等によって改善できるように通学路の安全確保に努めたいと考えておりますとの答弁でございますが、カラー舗装以外の対策で効果があるのか非常に疑問であります。今後どのような対策をとっていくのか注視しながら、引き続き通学路の見回りを行っていきたいと思います。

そして、先ほどの答弁で、弥富市通学路交通安全プログラムを策定しとありましたが、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 通学路安全プログラムについて、一部答弁重複するところがございますが、お答えいたします。

これは、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携をして合同点検を実施し、対策の必要箇所を把握してきましたが、この合同点検後においても、各地域において定期的な点検の実施や対策の改善、充実等の取り組みを継続して推進することが必要であることから、着実かつ効果的に実施するために、通学路の交通安全の確保に取り組むための方針を定めるものであります。このプログラムは、仮称でございますが、通学路安全推進会議の設置や合同点検の体制、実施方法などを定めていく予定でございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 以前にも委員会か本会議でちょっと言ったと思うんですが、通学路の危険箇所の吸い上げというのをPTAだとか教育委員会、道路管理者、警察ですという考えでいいですか、しかいないというか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 今申し上げた通学路安全推進会議でございますけれども、構成員といたしましては、教育委員会が中心となり道路管理者、警察などの方の構成員で考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 警察の方とか道路管理者とか教育委員会、いいですが、実際その通学路を歩かないと、車で児童が通る際に通らないと気づかないところというのが結構あって、最初に言いましたけれども、僕が実際歩いて、車で通ることによって見えたところがあって、これは24年度の、この図面って緊急合同点検の際の図面ということですよ。これ以外にも、十四山西部、東部もそうですが、これ以外にも危険な箇所ってかなりあるんですよ。そういった意味で、このプログラムをするのはいいんですが、人選をする際に通学路をいつも通る人ですね、スクールガードの人に協力を要請するとか、もう少し吸い上げ、抽出という部分を重要視していただいて、しっかりと危険箇所の吸い上げをやっていただきますことを要望いたします、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時12分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実



平成27年 6 月23日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                 |         |           |         |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長   | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長          | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原己喜雄  |
| 学校教育課長          | 水 谷 みどり | 生涯学習課長    | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長         | 山 田 淳   |           |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                       |
| 日程第 2 | 議案第32号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 3 | 議案第33号 弥富市税条例等の一部改正について          |
| 日程第 4 | 議案第34号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について    |
| 日程第 5 | 議案第35号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第36号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）  |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

昨日、大原議員が行いました一般質問に対しまして、追加答弁の申し出がありました。

これを認め発言を許可しますので、これより答弁をさせます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

昨日の大原議員の一般質問につきまして、追加答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

鉄道事業者が所有する土地の価格ということで御質問をいただいております。

価格につきましては、地方税法第388条第1項に定める固定資産評価基準によって、線路敷きや停車場建物、プラットホーム、積みおろし場などの運送の用に供する部分については、沿接する土地の地目、宅地とか田んぼとか畑とか雑種地とかいろいろございますが、その地目の価格の3分の1に相当する価格によって求め、運送の用以外の用に供する部分につきましては、付近の土地の価格に比準して当該土地の利用状況や形状などを考慮して価格を求め、これらを合算して価格を求めています。

また、プラットホームにつきまして、建築物か、製造物かとの御質問でございましたが、プラットホームにつきましては、建築物にて課税を行っております。以上でございます。まことに申しわけございませんでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第32号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第33号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第4 議案第34号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について

日程第5 議案第35号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第6 議案第36号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第32号から日程第6、議案第36号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。おはようございます。

補正の関係で、新庁舎建設事業で180万と書かれています。この180万は設計の内容だと思えますけれども、これ分類をしますと負担・補助金交付金で、海部地方消防指令センターの空調設備工事負担金が80万含まれていますよね。これは事業揭示のかがみだけが180万ということで、設計委託は100万なんですか。こういう書き方が正しいのかな。まず説明を求めたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず80万ですけれども、これ全員協議会でお話をさせていただきました消防指令センターが使っております屋外の空調設備を、支所の3階にあります議場の空調設備がいかれておりまして、せっかく動いております指令センターの空調設備を私どもに譲っていただくと。そういったときに、私どものもうだめになった機械を撤去していただく工事の半額をうちが負担するといったもので80万でございます。

それと、あと100万につきましては、いわゆる仮移転のための設計業務の委託料でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そういう数字は事柄的には説明になるんだけど、新庁舎建設事業の項目で180万ということになっているね、これ。これを見るとそうでしょう。だから、僕は一番肝心なことは、新庁舎にかかわって設計をして仮事務所ということは、きのうも平野議員とか横井議員、佐藤博議員からもいろんな形で庁舎問題の議論が出ています。庁舎にかかわる災害等を含みながら、今私も必要だということを理解はします。

しかし、一番肝心なことは、今の状況の中が率直に言って、弥富市の将来の中で一体どうなのかと。今まで庁舎検討委員会の中で言われてきた総合的なことは、商工会議所会館の耐震問題なり、資料館の問題なり、それぞれ総合的に弥富市全体の庁舎のあり方の中に新庁舎があるわけですね。そういう状況が、私どもは一括したそれぞれの対応の中に、新庁舎に求めてきた議論経過が議員はあったと思うんです。しかしながら、その状況の中で少し確度的ないろんな形の中で報告こそされている、これは現状なんです。しかし、本当に庁舎について、例えば仮事務所をしていくときにも桜小学校も入っていました、考え方の中に仮の庁舎が。それで、今回は消防署とこの空調との結合性の中で、例えば十四山としてどうしても対応せざるを得ないということであるのは基本じゃないのかなあと。だから仮に、早期にやはり解決を望んで、新庁舎がそれぞれ効率的に市民に愛される庁舎を建てていくということになれば、もう少し抜本的にそういう方向性を市民にも知っていただかないと、少し曖昧さが

残るのではないかということは、今もなお新庁舎に対する考え方の中で昨日の議会議論も出ていました。ここに庁舎の位置づけをするための議決案件、3分の2の議会議員の承認だとか、都市計画法に基づく中での今までの決断、そういう部分が、市民への説明責任が少しないような気がして私はなりません。

そういう状況の中で、この新庁舎という名のもとに当然職員、市民の安全を守るための仮の事務所ということについては必要ですけど、だとするなら先の見える総合的な仮の事務所のあり方を、議論を私どもがすべきではないのかなということを思っていますので、まずは今申し上げました市民との説明責任のあり方と、どう今後対応していくのか、早急にそれぞれの状況を裁判といえどもやっていただく。あわせて総合的に将来の総合計画の中で、弥富市の発展のために今まで私はただ市長の説明を、例えば資料館の関係、商工会議所の扱いの問題、いついつまでではないけれども、その期待をしながら、議会議員として市民に総合的に、私どもは口には出せないが、発展のためにという形で思ってきた議員ですので、本当に早期解決と同時に、そういう仮庁舎の今後のあり方という部分について、ちょっと御説明がいただけたらと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず補正を組んだ事業名でありますけれども、新庁舎の事業に関連して仮移転ということがございますので、その項目の中で組ませていただいております。それで、今回仮庁舎として図書館棟と十四山支所に移転をしたいというのは、ここは大変耐震的ではないということでそういった方向で考えておるわけでありましてけれども、先ほど桜小とかそういった話もございましたが、桜小については倉庫として使いたいという思いがございまして桜小が出ております。

それで、今回補正の中では仮庁舎のいろんな配置だとか、工事に関しての幾らかかるかということについての設計をまずさせていただきます。そういった中で、仮庁舎の工事費だとか、あるいは移転費、レイアウト費、そういったものの積算をまずしていただいて、最終的には9月議会にそういった工事費等も含めて補正を上げさせていただこうと思っております。

そういった時点の中で仮庁舎の移転については、当然住民の方に出前講座等開いて説明をしていきたいと思っておりますし、現在の新庁舎について、どういう状況にあるかということもきちんと説明していこうと思っております。そんなふうに進めさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

伊藤議員から貴重な御意見をいただくわけでございます。

今回補正として、仮庁舎の移転という形の中で設計委託料という形でお願いいたします。

これにつきましては何回も言っておりますように、十四山支所棟と図書館棟において庁舎を移転させ、そして執務をしていくという形でございます。この理由につきましては、基本的には今現在訴訟という問題で係争中でございますけれども、この11回口頭弁論という形のことを、平成25年10月から繰り返しやってきているわけでございますけれども、まだ具体的にはいつという形のところについては御判断をいただいてないのがきょう現在でございます。

その間、私どもといたしましては、昨今の日本内外におけるさまざまな災害ということがあるわけでございます。この庁舎が耐震性がないことは、もう議員御承知のごとくでございます。0.3という形の中でのI s値、こういった状況の中においては、仮にそういう災害が起きた場合にはとても耐えられる庁舎ではないという形の中で、早期にやはりこの業務のあり方ということについて考えるべきだろうと思っております。そうした形の中で裁判を裁判としてこれは真摯に受けとめ、これからも我々としては、顧問弁護士を一つの窓口として係争するわけでございますけれども、市民、そして私ども職員の安全性ということを最優先に考えていかなきゃならない時期になってきたということを強く思うわけでございます。

そうした形の中において、これを来年のゴールデンウィークの後に仮庁舎という形の中で移設していきたいと。このことにつきましては一般質問でも御答弁させていただきましたけれども、しっかりと市民に説明をしていかないと混乱を生じるということを思っております。それと同時に、この説明の中においては、当然裁判の係争中の問題についても説明をしていかなきゃならないと思っております。そうした形の中で、これから機会を捉えて私自身、そしてまた出前講座というような状況の中で、今回の庁舎の仮移転ということに対しては住民の皆様にも説明していきたいと思っております。そういう形の中で、今後のスケジュールの中で説明をしてまいりますので、どうぞよろしく御理解くださいませ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長と副市長から答弁いただきました。

私は、やはり行政っていつも、また議会もそうですけれども、説明責任をきちっと順序よくして、市民の皆さんに御理解をいただきながら、安心する行政運営の中で市が今対応されていると、していくという決意をしていただくことが望ましいと思っています。とりわけ出前講座等いろいろありますけれども、より細かく、集まっていだけない部分もあるかもしれないかもしれませんが、できる限り皆さんにその機会をつくって御説明をいただくことと同時に、今9月での補正等を含んでの内容がございましたので、その段階をもって私も期待しておりますので、私からの質問と発言についてはこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

私のほうは、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正についてでございます。

この改正の趣旨は、基本的には2割軽減、5割軽減をされる枠がふえるということと、その分課税上限額に達している方で、範囲を超える方についてはその上限額もふえるということでございます。そこで幾つか質問させていただきます。

私自身、別に軽減枠がふえることというのは望ましいことでございますけれども、まずはこの軽減枠がふえることによって、この軽減が受けられる方がどれぐらいいらっしゃるのか、また現在上限額に達成していて、この改正によって逆に増税されてしまう方はどれだけいるのかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

まず軽減がふえる方でございますけれども、これは26年度の数字で試算しておりますので、現実的にこの数字になるかどうかということではございません。

区分的に基礎課税分、後期高齢者支援金分、ともに50世帯、100人、介護給付金分で20世帯、30人程度の増加になると考えております。

また、上限の方でございますけれども、何人ふえるかということではなくて、全体的に何人いるかという形でお答えさせていただきたいと思うんですけれども、区分別に申し上げますと、基礎課税分については180世帯、580人、後期高齢者支援金分で180世帯、600人、介護納付金分で45世帯、80人程度ということで考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、軽減される方より上限額のふえる方のほうが多いなという感じはしましたけれども、私たち今回の軽減枠がふえて、負担の大変な方が軽くなるということについては、本当に今暮らしが大変な中で大変よいことだとは思っております。その一方で、そんなに多くない方が、さらなる負担がふえていくということになっています。

それであれば、私自身は国保全体の引き下げを考えるべきだと思っております。国保会計については、以前私たちも何度か質問させて、また討論させていただいておりますけれども、この間、特に最近の2年間と、さらに今年度の予算でいえば、大幅に市独自の繰入金を減らしています。それなのに国保税自体は、平成23年度に値上げしたままということで現在まで来ています。こうした繰入金を減らすなら、やっぱり国保税自体の引き下げを行うべきと考えておりますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず先ほどの答弁させていただいた内容で、ちょっと食い違っているところがありましたので確認させていただきます。

まず、上限額を超える方の増加分でございますけれども、先ほどはトータルの数で言わせ

ていただきましたので、増加分ですと基礎課税分が6世帯、16人、支援金分が27世帯の87人、介護分が19世帯の39人という形になっておりますので、この方のほうがふえているということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今の御質問の件でございますけれども、過去にも3月議会におきましても、この問題については御質問いただいた覚えがございます。そのときの回答でございますけれども、平成30年から広域的な制度に変わるということが見込まれております。その状況を見据えながら、保険料について検討していくということの御答弁をさせております。その考え方については現在も変わっておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もともと市からの独自の繰入金というものの自体が、大体2億円規模で推移していたんですね。例えば平成20年度は1億7,000万、平成21年度は2億1,000万、これ値上げ前ですね。値上げ前にもおよそ2億円規模で予算を繰り入れていました。値上げをしたときは、もちろん2億円、24年度も2億円と、その翌年のね。それを入れていたんですけれども、ここ2年間は、25年度でいえば予算は2億とか、26年度も1億7,000万としていたものを、結果として1億円しか入れてないという状況でありました。

そして、今年度に至っては当初から、はなから1億という、2億から比べれば半額に減らしてきたわけでございます。そういった状況の中で、やっぱり23年度に値上げしておるわけでございますので、市の独自の負担金だけ減らして、こうした市民の国保税の負担、値上げ増分はそのままといったら、やっぱり市民は納得できないと思うんです。今30年度に変わるもんですから、それを見越してと言っておりましたけど、その間だけでもやっぱり私はこの値上げ幅は少しでも軽減していく必要があると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今回の条例の改正の部分でございますけど、これは地方税法の施行令の一部改正に伴って行うものでございまして、今言われました市の考え方というものを反映したものということではございませんので、その点は御理解願ひしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） この議案自体は確かにそれはそうかもしれませんが、それだったら市でも国保税自体の全体を引き下げることができるんじゃないかと申し上げておるわけでございますので、そのあたりをやっぱりしっかりと検討していただきたいと思っております。

それであとは、もう一方では医療費の件でいえば、平成13年度までは老人保健がございましたよね。そこだと70歳以降はその老人保健で行われていたわけなんですけど、ところが、そ

れから14年度からだんだん年齢が引き上げられて、19年度まで老人保健が続いたかもしれませんが、20年度になって老人保健が後期高齢者医療制度ということになって、これが要するに結局75歳以上になったわけなんです。そうすると、今まで老人保健で受けられていた70歳から74歳までの層が、国保の負担になってきたわけという経過があるんですね。そうすることによってこの差で比べると、1人当たりの市の国保税の全体の負担額でいえば、当初老人保健の時代は16万円台だったものが、この後期高齢が始まって、要は75歳までが国保になったときには26万円になっておるわけです。だから、ここで一気に10万円ふえておるわけですね。国保税自体でいえば、皆さんの負担が老人保健の時代は8万1,800円ほどだったのが、この後期高齢が始まって9万5,400円と。要するに、70から74の層がふえたことによって医療費の増加が見込まれて、現在こういう状況になっておるんですね。この老人保健が始まってからさらに医療費が伸び続けている原因としては、やっぱり少子・高齢化がどんどん加速していきまして、平成22年度でいえば70から74歳の層が14.9%、約15%台だったものが、平成26年の、要は現在にいけば19.8%、約20%になっておるわけなんです。だからこの人口がふえておるわけなものですから、これは医療費がふえるものですから、当然皆さんの国保の負担がふえていくということになってきて、全体としてどんどん上がっているというのは避けられない状況だと思っております。

ただ、これを市民または国民全体で負担していくとなれば、今はどんどんと年金が下がり続けておると。しかも、非正規雇用が当たり前のような社会になっているような状態では、負担するほうも限界に来ておるわけですね。だからやっぱりここは、しっかりと国が面倒を見ていく。または、財政力が豊かな割にこうした福祉予算には全く使っていない愛知県が、ちゃんと福祉予算を確保して国保軽減に努めることを市として求めていく対応が必要だと思っています。

愛知県なんかは、国保値下げのために補助金を出しておったわけなんです、昔。共産党のいないこの12年間にどんどんそれが下げられて、12年以上前は最大28億円を入れておったわけですね、県が。ところが、いつの間にか12年間ではこれがゼロになっておるわけですよ。28億円も減らされておるわけですね。愛知県は経済力が日本全国でいえばトップクラスにもかかわらず、こうした予算を削っていくことが、やっぱり一番の皆さんの負担を締めつけておる大きな原因となっておるわけでございますので、やっぱり市としてはこの辺しっかりと注目しながら、やっぱり愛知県にも出せと。または、国にも出してということをしかりと求めていく対応が、これは市民を守る観点においても大事なことだと思いますが、そのあたりについては市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

国保運営が大変厳しいということは今に始まったことじゃなくて、この高齢化社会の到来のもとに大変な状況になっていることは御承知のとおりでございます。

今回、国保の制度の改正という形の中で、平成30年を一つの区切りとして、市町村からいわゆる都道府県単位にこの運営を移管していこうということでございます。もう市町村では、もう財政が大変厳しい状況の中ではもう見られないんですね。そういった形の中で、もう少し大きい都道府県という形の単位でやっていこうということでございます。これから詳細について詰められるわけでございますけれども、問題は、それぞれの個人の国保税がどうなっていくかということだと思っております。そうした形の中で、私たちは今一般会計から法定外の繰り入れという形で、国保運営がうまくいくように今までは2億とか、1億5,000万とか、1億という形の中で繰り入れさせていただきました。もしこれが、平成30年度からの国保改正において、市町村の繰り入れをしなくてもいいというような状況をつくり出していたきたい、そういう状況の中のもとにおいて、その次に私たちは市民、住民の皆様の国保税をどうしていくかということが考えられると思っております。そういう状況の中があと2年ほどの中で起きてくる。その間は、国の税一体改革という状況の中で繰り入れをしていくと、補助金を出していくということになっておりますので、この辺の国からのいわゆる交付金というか、保険給付という形の中における国の役割を果たしていかれと思っております。そういう状況の中で、私たちは注視していきたいと思っております。

大変厳しい国保運営でございますけれども、あと数年そういうような状況が続くかもしれませんけれども、我々としては国保運営がスムーズにいくようにやっていきたい。例えば基金は1億繰入金として出しておりますけれども、基金も持っております。これがもしうまく国保運営が運営できなければ、こういったようなことを基金としての持っている金を繰り入れていくというようなことも考えていかなきゃならないだろうとは思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 問題点は、23年度に値上げしたままで市だけが減らしておると、ここを言いたいわけでございますので、その点はしっかりと今考えていく必要があるのと、また30年度には、県が一体化すると言っておりますけれども、今の愛知県の状態だったら、要するにこの国保に対する繰り入れをどんどん減らして28億円からゼロにしてきたこの愛知県が、一体化したからじゃあ大きな軽減を図りますというふうになるとは、今状況としてはなかなか考えにくいものですから、そこはやっぱり市長が先頭となって、愛知県にしっかりと要請していただきたい部分でありますので、そういったところをしっかりとつかんでいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨日から、三宮議員からは、愛知県が教育費については最低限である

とか、あるいは国保については、きょうは繰り入れをしていないとかという形でおっしゃるわけでございますけれども、先日の新聞等にも出ておりました、大村知事、一言言いたいぞというようなことも出ておりました。そういうような状況の中において、本当に私もその具体的な金額まではわかりませんが、決してそうではないということも言えると思っています。例えば愛知県が教育に対して、あるいは国保という医療に対してどれぐらいの形で努力してみえるかということは、いろんなことの中であると思っています。そういった形の中で、最終的には教育、人をつくる、あるいは医療、その高齢化社会に対してしっかりと向き合っていくということは、我々市町村も、都道府県も、そして国も同じ考え方を持っておるわけです。

ただ、大変厳しい状況にあるわけだから、少しはやはりそういう形の中では負担をしていただかなきゃならないというようなことの中で運営をせざるを得ない。そしてまた、健康ということに対しては健康予防をしっかりとやっていただく、これがやっぱり我々市民、住民の努めじゃないでしょうか。そういった形の中で、負担をする者は負担をし、健康予防をしっかりとしていくというようなことについても、一方では考えていかなきゃならないと思っています。

また、いろんなことにつきましては、都道府県あるいは国のほうに、我々としては要望事項ということについてはしっかりと要望していきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 愛知県の大村さんが幾らどんなきれいなことを言おうが、結果、国保の補助金はゼロにしてきたと、これが事実でありますし、その一方で、大企業には大きな減税をしておる。要するに、今まではその土地購入費を10億円規模だったものを、これ10倍にふやして100億円にしておるわけですね、1回1社当たりの減税額を。そういったことにお金を使って、こうした福祉に回していないというのが愛知県の現状でありますので、どんなことを言っても、それがクリアされない限りは、私としては言いわけにしかすぎないと思っていますので、その点は市長もだまされることなく、しっかりと愛知県には要望していただきたいと思っています。

あともう一方、今要するにみんな大変な状況だと言っておりますが、よく今最近では地域経済と言っておりますよね。それは、やっぱりこの1社に限定してトリクルダウン的な発想じゃあ破綻してきたということが、もう歴史が証明しているわけでございますよね。そうではなくて、物が売れなきゃ産業も経済も活性するわけがないんですから、こうした市民の負担を減らすことによって、懐を暖めることによって購買意欲を増加させて、本当の意味での地域活性化というものを目指していくのが本来の趣旨だと思っています。

よく共産党は、福祉福祉で経済のことは考えておらんじゃないかといっているんです

けれども、そうじゃなくて、その発想が違うだけで、その方法が違うだけで、経済のことも物すごく考えています。それはとても理にかなった経済の基本ですよ。買う人の懐を暖めずにして物が売れるわけがないんですから、これどんな経済学者だってそういうことで言うておるわけでございますので、ぜひとも市民の懐を暖めて、あわせて地域活性の寄与にもつながるような形で精いっぱい努力を求めたいと思っております。その件について、市長もどっしりと構えて愛知県に要望する、または国にも要望していく、そういう姿勢をぜひとも求めたいと思いますがいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 何回も繰り返しの答弁になりますけれども、我々は健康ということについては、人それぞれがやっぱり考えていかなきゃならない、やっぱり自己責任というようなことが言えると思っております。そうした形の中で、これは生身の体ですので、病院にかかったりいろんな治療を受けなきゃならないわけでございますけれども、それが高齢化社会という形の中で、絶対的な大きなボリュームになってきたわけですね。そういうような状況の中において、この国保運営をどうしていくかということについては、それぞれの立場で考えていただかなきゃいかんと思っております。

我々としては、例えば都道府県という形の中でも、もうちょっとうるさいことをしてほしいということは、いろんな形で今までも要望してまいりました。そういった形の中で、あとこの2年、3年という形の状況の中で、この国保改正という状況がどういう形になっていくかということをしつかりと注視しながら、また御意見もいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市民が健康を維持するためには、その最大限努力をもちろんしていく必要もあると思いますし、むしろ最近は結構健康ブームですから結構している方も見えますね。そうした中で医療費が上がっていくのは、さっき申し上げたとおり70から74までの層がふえてきておるということになっておりますので、それはいたし方ないことだと思うんです。だからこそしっかりと、やっぱり県や国が、もしくは市が先頭となって国民の負担を減らしていくと、市民の負担を減らしてくと、こういう立場に立たなければ、本当に大変な時代ですから、これを乗り切らなきゃいけないものですから、そういったところをしっかりと腹に据えていて県や国に要望してほしいということでございますので、この辺はぜひとも理解しながら、お願い申し上げながら私の質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

私は、補正予算に関連して、市長初め市の担当者の方にお尋ねをいたしますが、補正予算の8ページの下の方に、衛生費で、2項清掃費、3目のし尿処理費が、補正前の116万

9,000円から1,368万5,000円に増額をされておりますが、これにつきましては3月議会の厚生常任委員会で、那須議員が大幅に減額されておることについて指摘をし、この審議の中で他の議員の人たちの指摘もございまして、市長のほうから復活させるということで、し尿浄化槽の当初予算では、改修の浄化槽についてのみ補助金を出す、新築については出さないという前提で大幅に減額してきたものを復活されたことで、このこと自身については、私は非常にいいことです。ですから反対はするものではありませんが、ただちょっと初めに前提として確認をしたいんですが、もともとこの制度は国と県の国庫支出金補助金があって、また一定割合を市が負担をするという仕組みになっていたと思うんですが、結局当初予算で、国や県と調整してこなかったために国・県負担金は出ないのか、それともまだそういう作業の途中ですから国・県負担分については計上をせずに一般財源にしているのか、まずその点について最初にお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員の御指摘のとおり、今回の補正予算については、国・県のものについては計上しておりません。今、県、国と調整しておりまして申請しております。その中でどんな金額になるかわかりませんが、それがある程度確定した段階で補正予算のほうに上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それでちょっと安心してたんですが、当初で組まなかったらもらえないということになるとかなりの割合の負担がありますので、ぜひ十分協議をしていただいて、本来いただける分は確保するように要望、そのことについては申し上げておきます。

あと、本題に入らせていただきますが、このし尿浄化槽に対する補助金というのは、下水道事業と補完し合う関係になっておりまして、特に合併浄化槽の性能がよくなったこともありまして、もう1つは、下水道事業そのものが国と地方の大変な借金と将来の財政負担の原因になっているということもありまして、前の市長も、市長自身の考え方としては下水道で処理をするほうがよりベターだというお考えを述べられておりましたが、国もここに来て全部下水道でやるということについては、非常に大変だということもありますし、全国的に見ましても、かなりの都道府県で大規模に合併浄化槽のほうに移行しているというような、要するに人口密度の低い地域はそういう方向に進んでいるということもありまして、今後の下水道事業を100%それで進めるという方向には多分じゃなくて、アクションプランもつくるとか、いろんなことが今協議をされているわけでありまして、今大体流域下水道がどんなに少なく見積もっても120万前後、県と市町村の両方の負担で1人当たりかかっておるんですが、合併浄化槽の場合には恐らく1戸当たりで5人槽、7人槽でも今市価は100万円はかか

らない状況になっておりまして、非常に経済的にいうと効果的な仕組みですよ。そういうこともありまして、今後の下水道事業、補完する事業としての位置づけをしていただいて、さらに市長も前にもおっしゃられたんですが、できたら全域を下水道でということですが、それができなければやっぱり下水道に対応できないところは合併浄化槽で、国や県、あるいは市の負担、一定の負担もして、公平に整備をしていくという上でも非常に大事な事業でありますので、そういう位置づけでやはりこの問題については考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず最初に、この場をかりましておわびをするわけでございますが、今回衛生費として補正予算を1,251万組ませていただきました。これは、3月議会におきまして当初予算の中に反映されていなかったということに対して、市民の皆様に変な周知が不徹底であったということに対しておわびをするわけでございます。こういった形の中で補助金というか、補助制度を継続するという形の中で御理解をいただきたいと思っております。

そうした形の中で、今肅々とこの公共下水道事業を進めてきているわけでございますが、そういった状況の中において、新たにいわゆるアクションプランというか、向こう10年の整備計画について、しっかりとこの平成27年で計画を策定しなさいというような状況になってまいりました。我々としては、この公共下水道事業がまだまだ着手してからそんなに歴史がないわけでございますので、国土交通省等が言う、もう公共下水道事業につきましてももう終盤になってきたということについては、大きな反感を持って反対をしているわけでございます。こんな10年やそこらの状況の中でできるわけがないと、そういった形の中で投資ができないということも含めて整備ができないという形で、10年のいわゆる規制に向けての取り決めということについては、本当に厳しく思っているところでございます。例えば都道府県に対しても、これは私たち市町村がアクションプランをつくるということに対して、前提として都道府県に対して国のほうは将来の人口減少、あるいは都市構造の変化ということをよく見きわめて最適な汚水処理形成をしなさいという形で、国のほうから通達が出ているわけです。そういうことを酌んで、我々はアクションプランをということでございます。

そうした形の中で、先ほども言いましたようにこの10年間でという形になるわけでございますけれども、我々は一度市民の皆様にアンケートをとってお話を伺いたいと思っております。何とかこの10年の中においては、市街化区域の中ではまずはやっていきたいという前提を持ちながら、調整区域に対して市民の皆様の一度声を聞くということが、私としては必要だろうと思っております。そういうことをアクションプランの中にも入れて、一定の方向を見出していききたいと思っておるところでございます。

大変な予算を必要とする公共下水道事業でございます。そういった形の中で、基本的は将

来の環境ということについては、この公共下水道事業にまさる環境整備はないと思っておりますけれども、我々としてはそういう10年規制というか、10年に向けての整備計画ということとを国の3省、国土交通省、農林省、そして環境省という形の中で言ってきたおもんですから、これはこれとして受けとめていかなきゃならないだろうと思って、具体的なアクションプランを今年度中に作成していきたいと思っております。その間、合併浄化槽につきましては、このアクションプランとの連動性があるわけでございますけれども、基本的には補助金を出していかなきゃならないだろうとは思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 結局、この弥富で下水道の要求が強まったのは、少なくとも伊勢湾台風より大分後ですね。要するに、高度成長で私たちも地方から出てきたわけですが、たくさんの人がここに住むように、人口が急増する中で、自然の浄化力と、それから人が生活することによって出す生活排水のバランスが、自然の浄化能力を大幅に超えたことが、要するに農業用排水路を利用させていただいていたんですが、それが開渠の下水路みたいな状態になって、非常に夏になると、あるいは梅雨どきになると悪臭がすると、トイレの中におるようなにおいがするというので、何とかしてほしいというのがやっぱり下水道に対する市民の皆さんの、住民の皆さんの要求だったと思うんです。

ところが、今市長も言われましたが、非常に高いのと、結局全部これは国が借金、もともと補助金は借金してやるわけで、今みたいな借金を、本当に先進国で考えられないような借金をしているということもありまして、やっぱり解決しようと思ったら、こういうような事業についてもきちんと見直しせざるを得ないということが背景にあるわけですね。

そして、ましてや人口は大幅に減っていくと。ここに今私、弥富市のことしの3月末、4月1日現在の人口ピラミッドのちょっと拡大をしてきましたら、ピラミッドというよりも柱というような感じが今弥富の人口の動態なんですね。ちょっとこんなふうになっている、ピラミッドじゃなくて、ちょっと少し今の団塊の世代と、それからその後の40歳から四十六、七歳までの人たちが少し多くなって、上から雨がじかにかからんぐらいの状態になっていて、実は私もこれ見てびっくりしたんですが、80歳の人と日本人だけでいうと、要するに3月31日現在、4月1日現在で、ゼロ歳の子供の数は80歳の満年齢の人と全く人数一緒なんですね。そういう状況に今なっています。

そして、弥富の場合ですと、市長は就任されたのは平成19年2月からの任期だったと思うんですが、平成18年に、19年4月から子供の医療費を中学校卒業まで無料にするというのは、飛島に続いて弥富が愛知県では多分2番目だったと私は理解しているんですが、3番目ですか。結局、これはこの地域では突出していたということもありまして、平島の区画整理が終わった中で、相当の保留地を売らなきゃいかんということもありまして、3年か4年近くに

わたって、その物件の広告に中学校卒業まで医療費の無料ということが刷り込まれて、海部地域だけじゃなくて名古屋の西部だとか、隣のこの長島だとかそういうところまで、ずうっと広告が出されたことが、実はその後の弥富の人口の増加というより子供の増加、人口はそんなに目立っていなかったんですが、よそがどんどん子供が減っている中で弥富はふえてきたんですね。24年度までは何とかそういう傾向が続いたんですが、平島の区画整理でつくられたところがなくなったこともありまして、その後はやっぱりそんなによそと比べると際立った変化はないんですが、そのときの貯金があるからやっぱり多少は差がある。やっぱりそういう弥富の特殊な条件もありまして、ある程度一時的に子供の減少はとまったんですが、その後はよそとそんなに変わらないような、こういう変化が起こっておりまして、ここは本当に将来のことを考えた事業計画や財政計画をしっかりと立てないと、今市長自身もおっしゃられたように、将来の人口減少も見ながらきちんとした計画を立てていくということが本当に求められておりますので、その一環として位置づけたアクションプランをつくっていただきたいということは、市長も重々御承知でございますので要望しておきます。

それともう1つ、この件について確認をしておきたいんですが、実は弥富だけじゃなくてよそもある程度下水道が整備されてきたとかそういうこともあったり、あるいは財政困難を理由にいたしまして補助金を大幅に縮小するとか、そういう動きは弥富ばかりじゃなくて出ているんですね。ところが、せっかく国や県が、一方で下水道についてはそういうことも言っておりますが、もう一方で特に人口のそんなに集中していない地域で、効果的な方法として合併浄化槽については、恐らく今後も下水道を縮小するならこれは当然その対案としてやっていくと思いますし、もう1つは、今はもう合併浄化槽をつくらなければうちが建たない、そういう時代になっていますよね。ところが、弥富でも最近私ずうっと見ていまして、注文住宅なんかの計画で売り出しておるところが、8軒だとか9軒だとかというような形で、割方駅の近いところで売り出しておりますも、3年以上経過しても3軒ぐらいしか売れないというようなところがあちこち出てきておりまして、やっぱり働く人たちの収入が非常に落ち込んでおるといことだとか、年功序列制の賃金体系がなくなって、特に民間の人たちの将来不安が解消できないということもあったりして、やっぱり新たに住宅を建てるということであると、相当今大変な時代になってきていますよね。そういう中で、仮によそがそういうのをやめたとしても、やっぱり駅に近くて、そして子育て支援やそういうことを期待してつくる人たちのことを考えますと、この補助制度が市も合わせると数十万円になりますよね。補助制度があることは、やっぱり弥富に住んでいただく人にとってはかなりのプレミアになりますので大事にさせていただいて、そういう人たちが弥富に来ていただく上でも呼び水にさせていただくということも位置づけた上で、この施策は大事にさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

先ほどからこの平成27年度の整備計画をきちっと定めるアクションプランという形をよく言っておりますけれども、こういったことについてしっかりと定めながら合併浄化槽に対する補助金をどうしていくかということについては、両方を考えていかなきゃならないだろうと思っております。

また、国のほうにおきましても財政の健全化、あるいはプライマリーバランスの黒字化ということが叫ばれて歳出の削減が急速に行われておるわけでございますけれども、そうした形の中において、公共下水を私たちが当初新年度に予定した国からの補助金というのは満額おりてきません、もう現状として。70%、80%ということで、当初予定した工事の区分というのは、縮小せざるを得ないというような状況がここ何年か続いておるわけでございます。

しかし、我々としては向こう10年しっかりと、国のほうの補助額が2分の1ですから非常に大きな補助額でございます。そうしたことをしっかりとこれからもお願いをし、進められるところはしっかり進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もう少し質問させていただきますが、実は金曜日の質問の中で、私が本当に今国のほうが国民の暮らしや市町村の将来を考えた施策をしていないと、やっぱりそこを直していただく以外に、本当にまちや国の再生はないというようなお話をしましたら、市長は、三宮議員の意見として聞いておきますという御返事だったんですが、実はそんなに国はひどいことをやってないという意味だと私は理解をしたんですが、実は、22日に安倍総理を議長といたします経済財政諮問会議と産業競争力会議が相次いで開かれました。経済財政運営の基本方針、骨太の方針と言われております日本再興戦略の素案が示されましたが、この中で、これまでの3年間で自然増分、高齢化やそういうことに伴う費用負担を1兆5,000億円に抑制してきた、これをさらに2018年度まで継続していくというふうにしております。大体自然増、今後の3年間で2兆4,000億から3兆円ほど見込まれるため、仮に1兆5,000億円に抑えたとすると9,000億円から1兆5,000億円規模の削減が必要ということになります。これは、今のさっき弥富の例も申し上げましたし、那須議員が国保のときもお話をしましたが、本当に高齢化に伴う費用負担というのは大変なもので、ところがもう一方で、非正規雇用によって健康保険だとか、年金の掛金だとか、そういうものはどんどん痩せ細っていますね。社会保障の土台が壊されていく。それから働く人たちの収入は、この2年間に限っても実質賃金は減り続けているというのは、少しふえたみたいなことを言っておったんですが、それは確定値じゃなくて、つい先日確定値が発表されましたが、やっぱり下がっておったということが確認をされているということだとか、それからその派遣法の解約案が国

会で決められました。結局、年功序列賃金が壊されて、そしてさらに派遣などによる非正規雇用が蔓延したことが働く人たち、とりわけ若い世代の人たちの生活力や収入を激減させて、結婚することも子供を育てることもできない世代がふえ続けている中で、今のこういう深刻な事態が生まれているのに、さらにそれを促進する法律を強行していく、労働界全部反対していますよね。今月3日、連合の中央委員会を開きまして、連合としても反対していく。だから一番大きいナショナルセンターは連合ですね。以前から連労連というもう1つナショナルセンターは、これはもう絶対将来大変なことになるということで反対し続けておりましたが、恐らくヨーロッパで労働組合が反対したらそれは絶対に通らんとするんですが、日本ではナショナルセンター2つが一緒になって、これはもう取り返しのつかないことになるからやめてほしいと言っても、問答無用で押し切っていくとか、同時にもう一方で、予算で高齢化に伴う自然増について削っていくと。だから先日もそうです、介護についても私の金曜日の質問でも申し上げましたように、要支援の人たちの給付費を2割削るとかということをやって、なおかつ今度はその事業は市町村に回していくということが今行われてきておりますが、本当にまちを守る、それから国の将来を守る、とりわけ若い人たちが安心して暮らせる国とまちをつくるということを考えたときに、同時にそれはもう差し迫ったそういう高齢やそういう障がいを抱えた人たちを支えるということと表裏一体ですが、ここを本当にやろうと思ったら、やっぱり私はこうした本当に国のあり方、それからまちづくりのあり方を考えていく、一番そのかなめは、今後このまちや地域を支えていく子供を産み育てることができるような若者に対する処遇が国と地方でどれだけできるか、ここにかかっていることだということをよく御考慮いただいて、やっぱりそこをどうするかということを今後の市の施策の中心に据えながら、しっかり御検討いただきたいということを市長にお考えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今現在、経済、景気というのは非常に好循環に移ってきたと、大企業を中心という形があるかもしれませんが、売り上げ、そして利益、そしてこの春の春闘等においては賃金値上げという形のもので大きく確保されてきておる。そしてまた新たに雇用の創出ということについても生まれてきておるわけでございます。

リーマンショック以来、さまざまな形でまだまだ負の遺産というか、例えば非正規雇用であるとか、働く人の収入であるとか、そういうことについては完全ではないと思っておりますけれども、この経済の好循環がしばらくの間続けば、この辺のところは大いに改善されてくるだろうと思っております。そうした形の中で、しっかりと国のかじ取りをしていただかなきゃならないわけでございますが、私たち地方におきまして、そういう形は同じでござ

います。やはり税収をしっかりと高めていく、こういったことに対して行政サービス、あるいは公共事業等に投資ができるような状況にして、地域の活性化に結びつけていかなきゃならないということがあるわけでございます。

国の問題としては、今本当に過渡期からいい方向に向かってきたこの好循環を、やはり持続させることが大きくやはり働く人たちの環境も変えていくだろうと思っておりますので、もうしばらく時間がかかろうと思いますけれども、強い日本が皆さんの手でなし遂げられるだろうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今の市長のお話を伺うと、この今の政権やそういう企業の努力によって好転しておるのではないかというお話ですが、実は今のそのトヨタ自動車が史上最高の利益を上げているとか、いろんなこと、株がもうすごい勢いで上がっておるとかということで、すごい長者が生まれたとかあるんですが、結局それは何でだといったら、非正規雇用によって賃金を少なくすること、それからもう1つは、中小企業やそういうところ、地域や農業やそういうものを犠牲にしてとにかく特定の大企業やそういうところがもうければいいということで、利益を上げ続けていますよね。

だけど、愛知県でいいまして、トヨタのお膝元で、一時平成18年度でいいまして、この財政力指数が1を超え1.76ですか、最高その時点で。当時は町で今は市になったところ合わせて38でいいまして、22が財政力指数1以上だったんですね。ところが、先日この平成25年度の決算を中心にしました、私が最近よく言っております都市データパックの総合評価を出したら、ここで何と愛知県の38市のうちで財政力指数が1を超えたのはたった9市という状態になっております。最高が、愛知県では東海市の1.26が最高なんですね。結局、トヨタが5年間税金払わなかったということがこんな形で出てきておりまして、だから地域経済も国民の暮らしも本当に大変な状態になっていて、特に庶民の側、勤労者の側、とりわけ青年の側から見ると景気好転なんて言える、多少パートの時給が上がった程度のことで、生活の土台が安定できるとか、結婚できるとかという状況じゃないという事態になっていることが一番私は問題だと思いますが、これ以上市長に答弁求めてもお考えはそう変わらないと思いますので、そこをやっぱり直すことが実は今の地方経済と国の経済政策の一番の土台だということをよくお考えいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。  
以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会と

します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹

平成27年 7 月 1 日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 竹 川 彰 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
財 務 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼
秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼
危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長 | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長 | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |

| | | | |
|-----------------|---------|-----------|-------------|
| 総合福祉センター
所 長 | 村 瀬 修 | 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小 笠 原 己 喜 雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第32号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第33号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第34号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第35号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第36号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 請願第 2 号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を国に提出することを求める請願について |

(追加提案)

| | |
|-------|----------------------------|
| 日程第 8 | 発議第 6 号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について |
| 日程第 9 | 議員派遣について |
| 日程第10 | 閉会中の継続審議について |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 17 分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

会議に入ります前に、本日提案されます請願に対しまして参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 32 号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 33 号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 4 議案第 34 号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について

日程第 5 議案第 35 号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第 6 議案第 36 号 平成 27 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、議案第 32 号から日程第 6、議案第 36 号まで、以上 5 件を一括議題とします。

本案 5 件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第 32 号弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを初め 3 件であります。

本委員会は、去る 6 月 26 日に委員全員と委員外 2 名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第 32 号弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員から、共済年金の制度変更を職員に周知しているのかという質問に対し、市長より、職員にしっかり説明していきたいとの回答がありました。

以上、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第 33 号弥富市税条例等の一部改正についてでは、委員より、軽自動車税の納税方法で口座振替の納税者に対し、車検の場合のために前回発行の納税証明の有効期限を延長することはできないかとの質問に対し、市側より、対象となる方が来庁された場合、軽自動車税の納税証明に限り対応しています。今後、口座振替納税者に対し納税証明の延長を検討していくとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

まず、市側より説明がありましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）であります。

本委員会は、去る6月24日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）は、最初に市側より説明を受けました。

委員より、補正で計上した筏川舗装工事の詳細と芝井の設計業務の具体的な内容はとの質問に、市側より、筏川の舗装工事については、計画箇所が森津橋から下流部にある海南橋の手前までの筏川右岸の区間で、現在未舗装部分の管理用道路路面を舗装する工事です。また、設計業務は芝井地区のパイプラインが現在石綿管のため、塩化ビニール管につけかえ工事の設計業務ですと答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上のような審査を行いましたことを報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について初め3件です。

本委員会は、去る6月25日に委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正についてを審査いたしました。

医療費の上昇だけが原因ではなく、これまでの制度改正による部分に問題があるという認識で対応しないと市民の納得は得られないと考えるがどうかとの質問に対し、現段階では広域化を見据え考えていきたいとの回答がありました。

続いて討論では、軽減枠が増加する部分があることは評価できる。一方で、上限額が引き上げられ負担額が増加する部分もある。国保全体も引き下げるべきと考えるとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第35号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

最初に、市側より説明がありました。

委員より、生活保護世帯の住宅扶助の内容はという質問に対し、市側より、区分を3区分から5区分へと細分化し、扶助費についてもそれに合わせ見直しを行うものですとの説明がありました。また別の委員から、当市では、いわゆる貧困ビジネスの実例があるかとの質問に、市側より、本市ではありませんと回答がありました。

学校教育課が取り組む実践的な防災訓練の具体的な内容はとの質問に対し、市側より、アドバイザーを招き十四山中学校区をモデルに取り組む事業で、保育所から小学校・中学校・高校、さらに地域の方を対象に行います。まず、先進実践校に視察に出向き、その後、訓練の実施、訓練の検証を行い、最後にマニュアルの作成、見直しを行います。

その回答を受け、委員から、他の学校はどうかとの質問に、市側より、これまでもマニュアルがあり各学校で訓練を行っていますが、今回の取り組みにより、マニュアル等の見直し、新たな訓練を実施していきますとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

那須議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、討論をさせていただきたいと思います。内容は、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正についてでございます。

委員会でも討論させていただきましたが、皆さんに御周知いただきたいと思います。

まず、今回の改正で2割軽減、5割軽減の枠がふえることについては、私は何も反対することはございません。むしろこれは評価できると先ほどあったとおりでございますが、その一方で、やはり上限額がふえるということがあります。そして、この弥富市の国民健康保険税の経緯といたしましては、23年度に値上げをした経緯があります。その値上げしたままで、しかもその後、繰入金を減らしていく中でこの値上げだけが引き続き今ある現状でなってお

りますので、やはりそういった意味では、繰入金に対しては以前どおり入れた中で、やっぱりそれで余るのであれば引き下げと。30年度には県のほうに移管していくということでございました。ただ、そのときの市長の態度も、注視していくと、こういう態度でございました。ぼうっと眺めていたら市民は救えないわけでございますので、やはりそこはしっかりと市長にも認識していただいて、県が12年前は国保の値下げのために28億円入れていたわけでありますので、それを今現在ゼロとなっておるわけでございますね。だからこそ、せめて最初のこの28億は入れるべきだろうというような強気な態度で臨んでいただきたいと思いますので、そういったことも含めまして今回は反対させていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号から議案第33号まで2件を一括採決いたします。

議案第32号及び議案第33号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号から議案第36号まで2件を一括採決いたします。

議案第35号及び議案第36号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 請願第2号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を国に提出することを求める請願について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、請願第2号を議題とします。

紹介議員であります三宮十五郎議員に、請願の趣旨説明を求めます。

三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 皆様のお手元に請願書と、それから参考資料として2枚を折ったものを配付させていただいておりますので、参考にしながら提案理由というか、この請願の

紹介をさせていただきます。

この文面にもありますように、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する安保法制改正案をこの国会に提出しました。その中身は、平時から有事まであらゆる事態に対応するために自衛隊の任務拡大を打ち出しております。これまで認められなかった他国軍への弾薬提供や海外での治安維持任務も可能としています。また、形式的には停戦合意があっても、武装集団などが活動し、騒乱状態にある地域に自衛隊が行って掃討作戦を行うことにもなります。このことで自衛隊が戦闘活動に巻き込まれる危険が想定されます。このことは、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決のために武力支援することにほかなりません。

この政府の安全保障法制改正案は、憲法9条第1項、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」に逸脱しています。

今、安倍政権が行おうとしていることは、これまで歴代政府が進めてきた安全保障体制を180度変えようとするものです。多くの国民は、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、新3要件は集団的自衛権発動の歯どめになるのかなど、大きな疑問を感じています。

戦後70年の節目に当たり、国民に広く訴えて、平和について国のありようや安全保障法制についてしっかり議論すべきです。国が国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう強く求めます。

以上の趣旨によって、下記の請願項目を国に求める意見書を提出してください。

国は、国民的合意のないまま安全保障体制の見直しを行わないでくださいということでございまして、基本的には、憲法を守っていただきたい。今のこのやり方は憲法に違反をしているので、ぜひ市民の皆さんの命と安全を守る上で大きな責任を持っております国会議員の皆さんが、多くの国民や市民の総意に沿った対応をして、政府や国会にそのことを求めていると、この請願の一番肝心な点でございます。

参考資料としてつけさせていただきましたのは、1枚目は6月23日付の中日新聞の社説でございます。その裏側は、その前日の中日新聞が共同通信の世論調査の結果を報道しておりますので、簡単に紹介させていただきます。

一番下のほうに「安保法案「違憲」56%」「反対は58%超す」ということで、共同通信が6月20日と21日の両日に行った世論調査であります。その回答では、「「憲法に違反していると思う」との回答が56.7%に上った。「違反しているとは思わない」は29.2%だった。安保法案に「反対」は58.7%で、5月の前回調査から11.1ポイント上昇した。「賛成」は

27.8%だった」。そして、その下の段の3分の1ぐらい過ぎた後に、「安保法案の今国会成立に「反対」は63.1%で、前回より8.0ポイント増。「賛成」は26.2%だった。安倍政権が法案について「十分に説明しているとは思わない」は84.0%に上り「十分に説明していると思う」は13.2%にとどまった。法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は73.1%で、「変わらない」の22.4%を大きく上回った」。

このように、国会審議が進むにつれて、ますます国民は、肝心なことを総理、内閣は説明していないということだとか、あるいは憲法に違反をしているという疑いを日に日に強めております。そして、社説では「撤回・廃案を決断せよ」ということを政府と国会に求めています。ここで申し上げることはもう避けていきたいと思ひます。お読みいただきたいと思います。

もう1枚のほうは、片面は中日新聞の社説でありまして、5月15日と5月27日、法案を閣議決定した時点のもので、「専守防衛の原点に戻れ」という主張と、それから27日付は「平和主義に汚点残すな」ということで、厳しく憲法に違反をしているということで、やるべきではないという立場の主張となっております。

その裏側は、6月3日に発表されました「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」の全文であります。これはいろんな新聞に掲載されましたが、その一つで、これは全文でございますので、少し拡大をしておきましたので、ごらんいただきたいと思います。

ここで言っているのは、まず1つは、法案策定までの手続が立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反するというので、この間の安倍政権のやり方が本来の最高法規であります憲法を守ったものではないし、国会で議論をする前にアメリカで約束をしてきたことなどについて、とても立憲主義、本当に憲法を守り国の最高機関である国会を尊重する、国民主権を尊重するものとはいえないというふうに厳しく指摘しております。

2つ目は、法案の内容が憲法9条その他に反することについて、3点にわたって述べております。

1つは、歯どめのない存立危機事態における集団的自衛権の行使、2つは、地球のどこでも米軍等に対し後方支援で一体的に戦争協力が行われること。3つ目は、武器等防護で平時からアメリカ軍と同盟軍的關係を構築することというふうに言っております。これは、6月3日までの1週間で38名の方の呼びかけによりまして、その時点でこの声明が発表され、呼びかけに130名の方が賛同され、合計173名による声明でございます。6月末には憲法学者、研究者は、この声明に賛同する方は230名を超えております。4日の衆議院憲法審査会で、自民党推薦など各党が合意しました憲法学者3名全員が、安保関連法は憲法9条違反と表明しました。当初自民党は、佐藤幸治京大名誉教授に憲法審査会への出席を依頼して断られ、

この違憲という表明をされました長谷川氏を推薦したものでございます。

その佐藤氏は6月6日、立憲デモクラシーの会、これはノーベル賞の益川氏を初め日本の代表的な知識人、約60人が呼びかけて昨年4月に設立されたものでございますが、主催の都内で行われました「立憲主義の危機」という講演で700人の会場を予定しておりましたが、すぐ満席になりまして、第2会場を設定して1,400人を前にして政府の対応を厳しく批判をしたことが、6月7日付の毎日新聞の1面で報道されております。

政府は、憲法に違反しないという学者は多数いるということを繰り返し国会審議の場で述べておりますが、6月末でも氏名が明らかにされている者はわずか10名程度でありまして、圧倒的な憲法学者、憲法研究者が、今のこの政府のやり方は憲法の根源にかかわる問題、国民主権や立憲主義の根幹にかかわる問題として厳しく反対をしております。

今、そうした国民世論や運動がどのように広がっているかといいますと、日本婦人団体連合会は、地域婦人連合会、いわゆる従来各地で婦人会と言われておりましたこの中央組織も加盟しておりますが、こことしても、この法案は日本を戦争に導くものだとして反対をしております。学者、文化人では、今申し上げましたこの憲法学者、それからもう1つは立憲デモクラシーの会、さらに科学者の国会と言われます日本科学者会議も、この対応は許してはならないという立場を表明しております。宗教界でも、キリスト教や真宗大谷派を初めとして、たくさんの宗教団体が日本を戦争する方向に進めていくということを強く指摘をし、傘下に訴えております。さらに労働界では、連合は久しく政府寄りの対応をしてまいりましたが、この6月3日に中央委員会を開きまして、労働者派遣法とあわせてこの法案に反対の立場で徹底的に議論を尽くしていくということで、日本のナショナルセンターの2つが久方ぶりに同じ方向で運動を始めております。医療福祉関係では、全国保険医団体連合会、これは開業医の皆さんのほとんどが参加をしている組織であります、こういう組織もこの反対に名前を連ねております。さらに法曹界では、日本弁護士連合会は中央の全役員と、それから全国の都道府県単位の弁護士会の代表が、この法案の成立に反対の表明をするだけではなくて、愛知を初め全国各地で弁護士会主催の一般の人たちにも呼びかけた集会が行われておりまして、中日新聞などでもいろんな形で報道されておるのをごらんになられた方があると思いますが、法曹界で、例えば検察なり裁判官はこうした活動を禁じられておりますので、皆さんに発言をすることが許されている法曹界ほとんど挙げて、例えば名古屋弁護士会の会長さんも有名な企業の顧問弁護士などをしておられる方ではありますが、もうこの問題については、やっぱり基本的人権と国民生活の根源にかかわる問題であるから、そういう自分の立場ではなくて、やはり法治国家としてどうしても皆さんに訴えてやめていただかなければならないというふうに言って運動に参加をしております。

あと、この議論が進む中で、25日に行われました自民党本部で行われました安倍総理の再

選を目指す運動をしている人たちの集会の中で、沖縄の2つの新聞だとかは潰したいと、こういうことを発言して、本当に権力の側にある人たちが言論に対して制裁を加える、あるいは文化人を通じてスポンサーに申し出て、その広告をなくしていただくとか、こういうことを公然と言いましたし、またそのときの講師が、安倍総理がかつてNHKの経営委員に推薦をした人でありまして、その人がそういう講演をする、あるいは前後してそういう議論がされたことが大きな問題となりまして、今、これはもう新聞界挙げて絶対に許されないという抗議が行われております。しかも、その翌日にツイッターで、沖縄の2紙を潰さないといけないという暴言を自民党議員の会合で語りました作家の元NHK経営委員の百田氏は、27日にはインターネットの短文投稿サイト（ツイッター）上で、改めて「問題のツイートは、炎上ついでに言うておくが、私が本当に潰してほしいと思っているのは、朝日新聞と毎日新聞と東京新聞です」というもの。沖縄紙に対する暴言や批判はジョークだと言いつけておりましたが、今回は本当に潰してほしいと断言するなど、弁解の余地もないものでございます。さらに、翌日の28日には、大阪のある地域の青年会議所の講演でまた同じ発言を繰り返しておりますが、権力の側にある人たちは、こういう形で国民の世論や運動、しかも憲法と報道の自由の根源にかかわる問題で、こういうことを繰り返すというのは、私は本当に今の日本の状態が民主主義を、またそういう表現の自由を根本から反対、圧倒的多数の人たちの反対の意見やそういうものを封殺する、ただ国会で多数をとっておくことだけを理由にして強行していくというようなことについては、あつてはならないことだと思います。

とりわけ弥富市におきましては、既に市民の命と安全を守るという立場からということの要請に応じて、市長は2回にわたって中日新聞の主張とほぼ同じ立場の意見を本会議でも述べられ、先日行われました総務常任委員会では、私の市民の生命と安全を守る市長としての立場から、可能な限り今思っておられることを発信していただきたいというふうに述べたことに対して、今、国民がやっと自分の問題として捉え、自分自身の判断を探そうとしているとき95日の会期延長が出されたが、これは総理のボタンの掛け違い、アメリカで7月までに通すという話を国会の協議が十分されていない中で出されたこと、この発言が混乱を招いていると。アメリカで話してしまえば、日本がどうあるべきかということがはっきりしてくる。「安倍さん大丈夫か」ということが言える昨年7月の閣議決定、しっかりした説明責任がなくて理解に苦しんでいる。個人としては9条、幸福追求権などの13条の解釈改憲はしないでもらいたい。9条を改正するなら別だが、間違った解釈で好ましくないことであるということで、改めてその時点で、本当に弥富市民の代表という立場で表明をされております。

この請願が議会に出された時点では、私が預かってきたものでございますが、大島先生の要望もありまして、議長の御了解もいただきまして、私は当然紹介議員になるつもりであります。可能な限り多くの議員の皆さんに紹介議員になっていただきながら、憲法を守る、

日本を戦争する国にさせないという、そういうことを、憲法を守る責任の一端を担っており
ます市議会議員の皆さんの御協力もいただいて政府に意見書を出してほしいという要望で
ございましたので、そのことを伝えて、紹介議員なしで仮受付をしていただいて皆さんに見
いただき、そして全員協議会、最初の議会の後で請願の紹介議員になっていただく方を願
いしましたら、今お手元にあるように5名の方が紹介議員にサインをしていただきました。

その時点で何人かの方が、紹介議員にはなることはできないが、この内容については賛成
できるという表明をされておりましたが、その後、会派等の都合、やっぱり立場もあるから
賛成できないとか、あるいは、日ごろ自民党にお世話になっているので私は賛成できないと
いうことを表明されてきたり、あるいは、少なくない皆さんが最後までしっかり考えさせて
いただきたいということを言うておられますが、皆さん、今本当に、この戦争への道とい
うか、国民の多数の声を聞けない状態でこんなことを進めていったら取り返しのつかない事態
になると思いますので、ぜひ、今配付させていただきます資料、あるいはこれまでに配り
させていただきました資料も参考にさせていただきますして、市民の皆さんから負わされている、
また憲法上負わされております憲法を守るという役割を積極的に果たす決断を、それぞれの
皆さんの市民に対する責任の立場で御決断いただくことを心からお願いを申し上げまして、
私の紹介議員としての皆さんへの御提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 請願の第2号について、三宮十五郎議員をもつての共産党提案者に
質問をさせていただきます。

毎日のようにテレビやニュースを見て自分なりに勉強しながら、自衛権の問題、この自衛
権というのはかなり幅が広いわけね。テレビや新聞を見ておると、生活、あるいは福祉、金
融、それから今の産業、それから生協、あるいは原油、船舶、海上、あるいは海里、いろん
なことがあります。その中で、全部言いますからメモだけしておいてくださいね。

国連憲章の第51条、ここの中に個別的自衛権と集団的自衛権というのが国連憲章第51条に
認められておるというふうに書いてあるんですけども、この集団的自衛権というのは平和
と安全のために、原油とか、あるいは雇用、産業、生活等幅広くあります。このアラビア半
島というのは、ペルシャ湾ともう1つは紅海があります。そして、この今の中には、ペルシ
ャ湾に入るにはホルムズ海峡、あるいは今の紅海のほうへ入るほうにつきましては、また後
で説明いたしますけれども、これについては、船は右側通行ですから、当然今のインド、そ
してイランというふうに入っていきます。石油の積み出しをするのは、日本の場合はイラン、

それからクエート、それからサウジアラビアと、これが大体主なところですね。

1日に日本の必要な原油は約500万バレル。年間にすると約17億バレルに大体なります。いわゆる原油1バレルというのは、知ってみえる方もあるし、知らない方もあると思いますけれども、1バレルは159リットルですね。この原油というのは精製しなきゃ全く使い物にならない、日本でいうヘドロのようなものですね。これを精製することによって、いわゆる今の産業、あるいは皆さん方が飛行機に乗ったりなんかするやつは、飛行機はナフサ、これは空気より軽いやつね。こういうのとか、それから今の私どもが農家をやる時には、トラクターについては軽油、あるいは耕運機についてはガソリン、あるいは草刈り機なんかだと混合油とするわけですね。こういうのを含めてしていくわけです。だから、三宮議員からもらった3人の違憲というやつね、これがありましたけれども、この方3人も、私どももそうですけれども、三宮議員でもそうだと思うね。大体石油で8割近くのものが1日に生活をしておるといふふうに思っております。これは、衣類とか食料をつくり、御飯を食べるにしても、電気にしても、みんな石油ということであります。

この中に、先ほど言っていたいわゆるペルシャ湾、これについては、イラク、今のクエート、サウジアラビア、ドバイ、カタール、アブダビ、オマーン、それからイエメンというふうに大体があります。ここの中に、一番大事なのは、このイランとオマーンというのは宗教が一緒なんですね。これはシーア派といって一緒なんです。だから、今のここに、実際に今日本が一番言われておるのが機雷の問題です。この機雷を敷設されたときには、やっぱり一番大事なのは、ホルムズ海峡がイランとオマーンの間に約33キロである。ここの中に25万トンとか40万トンの船が行き来するについては、大体12そうぐらいの交差しかならん。中には、ほかの物資も行ったりいろんなことがあります。大きな船ですから、当然そこになると思います。そして、ここに機雷を敷設せよということを命令できる人は、イランの最高指導者ハーメネイー氏、この方が命令すれば敷設ができることになっちゃうんですね。こういうのがやっぱり一番恐がいということであります。

それから次にイエメンの問題ですけれども、イエメンにつきましてはバベルマンデブというところに海峡があります。これは、イエメンとアフリカ大陸、ジブチというところの海峡の幅は約30キロなんですね。ここに今イランが敷設すると、サウジにある場合はね、サウジはそこから原油が輸送できませんので、ここの今の紅海のところ、ここから1日当たり340万バレルの原油が輸出されています。もし、この場所に機雷が敷設されたときには、これは今の三宮議員もわかっておると思いますが、スエズ運河からいわゆる地中海、地中海から今度黒海、こっちのほうへ行くわけね。そうすると、これは今のイスラエルのほう、あっちを通っていかなきゃいかん。こうなると、日本の原油というのは、サウジアラビアからペルシャ湾、ペルシャ湾からいわゆる原油が日本に運ばれるときは約20日間かかります。それから、

今のジブチのほうの紅海、こっちのほうからすると、大体10日ぐらいまたかかりますから30日ぐらい。そして、先ほど言ったように、紅海、黒海のほうを例えば回ったとすると、この場合は大体60日ぐらいかかるんじゃないかなあというふうに思っております。

ここで問題になるのは南シナ海、ここの中にスプラトリーという諸島があります。これがもし中国の領土ということで国際社会が認められた場合は、日本に入る原油というのは恐らくフィリピンのほうへ曲がっていかなきゃいかんのじゃないかなあと思うんですね。それからグアムのほうへ回って日本に入る、こういうふうになると、大体60日ぐらいかかるということであるので……。

それと、もう1つはソマリア、昔、前には聞かれたことあると思いますけれども、このソマリアというのは、国際的にはいわゆる海賊というふうに言われて、2009年から2011年までには約200件の海賊被害があったということを聞いております。今現在は、日本も自衛隊の派遣、あるいは中国、あるいはアメリカが艦隊などを置いておりますから、約11件ぐらいというふうになってきたわけです。こういうふうで、個別的自衛権というのは国連憲章の51条にも認められてしておるわけですが、三宮議員も提案される以上、よく考えてみえると思います。

それから、今の日本の石油備蓄量というのは約300日分ですから、今、日にちを言ったような計算をすると、もしこれは遠回りか何かになってきた場合は3カ月ぐらい、90日ぐらいにしなければならないということでもあります。こういうことをやっぱり頭に入れないと経済が大変パニックのようになってしまいます。例えば、ギリシャは今パニック状態になっています。一番初めにパニックになったところはキプロス。キプロスは、もう2009年に崩壊ということで借金がかかりできたわけですね。私は何でかという、キプロスとかサウジアラビア、こういうところへ行っているから大体今のはわかるんですね。今、このキプロスやギリシャなんかだと、失業者が、今若者で50%以上失業者がおると聞いております。それから、年金については月に660ユーロ、日本円でいうと約9万3,000円です。こういうふうになっております。いわゆる日本で始まった介護保険、あるいは今の介護の停滞、こういうのを含めると、この国でもかなりのそういうのがあります。

今一番大事なのは、国民を守るためには、今、自民党・公明党が集団的自衛権の説明を、あと30時間の残り間に国民にわかりやすく説明を今しておりますので、よくわかっていただけたと思います。先ほど言った宗教の関係で封鎖になるという話が出ている。これは日本でもそうですね。やっぱり自分の宗教が正しいということで、なる方も信者の中にもあります。

こういうふうで、やっぱり日本は桓武天皇によって神様というのがつくられた。それから、仏さんというのはインドから来たお釈迦さん、お釈迦様によって、いわゆる比叡山延暦寺によって最澄、この方によっていわゆる法華経というのが始まって、皆さん方がお参りをされ

ておる。私もきょうは1日ですからお参りしてきました。

こういうふうで、毎日毎日がお互いに助け合いっこし合う。これにはEU、NATO軍がありますね。NATO軍は28ありますね。それからユーロには19あります。これもNATO軍の中にユーロがありますけれども、ユーロには入りたくないけれどもNATO軍に入りたいと。これはなぜかという、日本は小さな島であって四方八方どこから攻められても標的になるというのが今の日本の現在ですね。こういうのを含めると、やっぱり日本も多くの国と助け合いっこして、そして今のベトナム、あるいはタイ、小さな国とも助け合いっこしないと、これからの防衛費は、もしこれが集団的自衛権がなくなってしまうと、もしこれからよその国がどんどん軍事力が出てくると、いわゆるこれからは23兆円以上の防衛費がかかるということも聞いております。だから、アジアと仲よくするために集団的自衛権をつくって、お互いに力があるから俺のものだということではなくて、お互いに仲よくしていくことがこれからのアジアの連合体というのができるんじゃないかなあと思っておりますから、こういうのを含めて、やっぱり一番大事なのは国民みんなが努力していくことが大事なことです。

集団的自衛権は、私は個人的に思うけれども、これは災害とか、水没したり、いろんなことのこういうのを含めて、日本では今、最近火山が噴火することとか、それから今の東北のほうの原発のときでも多くの国から日本は守っていただいた。またお助けをいただきました。やはりこういうのは、やっぱり小さな国だから守っていただく、だけど、小さな国だからまた大きな国と、また小さな国とも仲よくする、こういうのが一番大事な集団的自衛権でないかなあというふうに思っていますから、まとめてもし答弁をいただいて、やっぱりわかりやすく、そしてまた先ほど言ったように原油で生活をしておることだけは忘れないことがやっぱり必要。ただ、三宮議員の提案だと、もう戦争をやるんだと、集団的自衛権は戦争をやるんだという頭じゃなくて、国民に、世界中がみんなが仲よく手をつないで、そして安全、そして安心で暮らせる、こういう世界的な、先ほど言ったようにEUなんかは28あります。28がどこの国が、例えばトルコがシリアに攻撃されたときでも、NATO軍が行って、すぐフランスとかいろんなところが行ってシリアをすると、そういうことがあります。だから、そういうのを含めると、やっぱりお互いに助け合いっこしないといけないということが私は集団的自衛権だと思いますので、わかりやすく答弁ください。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員にお答えします。

一番中心にされましたのは、やっぱり石油ですね。石油が来なくなるんじゃないかと、そんなことで日本が成り立たなくなるんじゃないかという御質問でしたが、1つは、専門ですから私が説明しなくてもよく御承知のように、かつての中東紛争のときに、ある程度備蓄して、今もそれは続けていますよね。もう一つは、イランとの関係が今、世界各国との関係ね、

その当時に比べると大幅に改善されまして、今、最終的に核問題なんかも含めて協議がされておりまして、イランが今、国際社会に対して戦争を仕掛けてくるというような、そういう紛争を振りまいてくるというような状況ではなくなってきていて、ホルムズ海峡の問題というのは今、国際的にはそんなに大きな問題ではなくなってきていますよね。ただ周辺の、いろんな今みたいな情勢不安定ですので、何も問題がないとは言いませんが、そういう意味でいうと、やはりそういういかにも今にも石油がなくなるというような、もしそういうような考え方でいくとしたら、かつて満蒙は日本の生命線だといってアメリカと戦争になるきっかけをつくったわけですが、そういう形で、外国で起こっていることについて我が国が不利益をこうむるからそれは武力でお互いに守るというようなやり方は、今はもう破綻しておると思うんですよね。

それともう1つ、日本とアメリカ、あるいはアメリカとほかの国の一番の違いは、アメリカはもともと一方的な攻撃、先制攻撃をやるということを国是にしていますよね。これは、第2次大戦後も実際にやられたことですが、1983年のグレナダ侵略、1986年のリビア爆撃、1989年のパナマ侵略、そしてイラクが、その前にベトナム、トンキン湾でアメリカの軍艦にベトナムが攻撃を仕掛けたということを理由にしてアメリカがベトナム戦争を始めた。あるいは最近ではイラクが大量殺りく兵器を持っておるということを理由にしてイラクに対する軍事攻撃を、オマーンの応援ということも兼ねてやりましたよね。ところが、大量殺りく兵器はイラクにはなかったし、トンキン湾では、これはアメリカが実際にはベトナムからの攻撃はなかったということを後で正式に認めておりますよね。それから、さきの3つは、国連が、これはアメリカの武力行使は国連憲章に違反をするということで国連総会で非難決議がされた。ところが日本は、いずれも非難に反対をしたり棄権をすると。アメリカの歴代やってきたことは、アメリカが説明したことが全く事実と違っておつても、ただの一度もそれが悪いということを言ったことがないというのが日本なんですよね。それで、アメリカに守ってもらっているから仕方がないというようなことを言っておるわけではありますが、したがって、まずその石油なんかを理由にして今、集団的自衛権を発動しなきゃいかんというような状態は、基本的に、これは国会の何がじゃあ集団的自衛権を発動しなきゃいかんか具体例で示せといったら、一つも示すことができない状態が続いていますよね、国会審議の中で。

それともう1つは、本当に深刻な問題は、今言ったアメリカの先制攻撃をやる、しかも、ということをやっている関係もあって、今も幾つかのところで、中東でアメリカが主導しながら、要するにある地域に対して爆撃をしたり、今でもそういうことを続けていますよね。そういう中で、結局、イラン、イラクだとか中近東、アフリカで、要するに武力で押さえ込むというやり方をずっと続けてきたことが、今世界中にテロが広がって、本当にどの国も対応できないような憎しみのるつぼがどんどん広がっていますよね。これをやっぱりなくす

るということは、今大原さんも言われましたが、やっぱりそれぞれの国の国民の暮らしが安定するようなことを本当に考えていくことが一番そういう戦争をなくしていく大きな力になっていくというふうに考えるべきじゃないでしょうか。

そして、今アメリカはそうやって世界中で戦争をやっておるんですが、今、アフガンとイラク戦争に行ったアメリカの帰還兵は200万人ほどいるそうですが、30%がもう精神的におかしくなって日常生活ができなくなって、毎日平均今22人、年間8,000人が自殺をすると。戦場で死ぬよりも自殺をする帰還兵ははるかに多いというような状態で、アメリカでは今大問題になっていますよね。そういう状態、だから戦争をするということがどんなに若者の健康や精神を壊し、そして国のあり方の土台も壊していくというような深刻な問題になっていることを考えたら、やっぱり市長も前にここで申されましたが、それは本当に平和外交によって戦争をしない、そういう仕組みをしっかりとつくっていくことだし、日本はずうっとそういうことをやってきました。例えば海部さんのときも、アメリカは自衛隊を出せということ強く要求したんですが、憲法9条があるからできませんといって海部さんも断られたということは、この間新聞にも載っていたんですが、日本は、今大原さんも言われましたように資源がないということもあって、世界中に、ほとんどの国に今展開していろいろ事業もやっていますよね。そこでそれなりの信頼がかちとられてきたのは、そういうアメリカと一緒に戦争をする国じゃないという。だって、第2次大戦の後、自衛隊が外国で戦争をしたことは一回もありませんものね。また、そういう戦闘の支援もしないということで信頼されておることが、実は日本が世界各国でいろんな事業を展開する、本当にたくさんの人たちが今外国で生活していますよね。

たまたまこの間、人質をとられたときに、有志連合を支援するということを、そこで現地へ行って表明されたこともありまして殺されるというようなこともありました。やっぱり武力によって事を解決していく、そして、それで守り合うということではなくて、本当に今大原さんが言われたように、お互いに皆、今大変な思いをしている国はいっぱいありますので、そこが成り立つようなことを考えていく。日本でも今言ったように、これからそんなことをやればますます軍事費がふえていく一方ですので、そうじゃない方向に進んでいくことを多くの国民が求めていると思いますので、ぜひそういうことをお考えいただいて、やっぱり基本的に切れ目のない武力での対応という考え方はもう根本から改めていただいて、憲法に沿った国づくりというんですか、外交政策を進めていただくということを、ぜひ大原さんからもお願いしていただきたいということを申し上げて、回答にさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が心配するのは、先ほど言ったように、例えば今、中国はスプラトリー、この島を結局中国の領土となったときには、三宮議員もわかると思いますけれど

も、200海里というのがありますね。1海里は1.8キロ。そうすると360キロの距離を行かなきゃ、その領海に入れんわけね、海上をね。そうすると、先ほど言ったように、フィリピンとか、あるいはグアムのほうを通して船は行かなきゃいかんようになる。そうなってくると、かなりの日数がかかって日本でもパニック状況。これは三宮議員もわかるけれども、昭和48年から47年前後のときには石油危機がありました。もっと前には中東のほうであったのが、一番初めにあったのはスエズ運河。スエズ運河が閉鎖されたのは、三宮議員もわかってと思いますけれども、この方はナセル大統領、当時ね、これによって閉鎖をされた。それが一番初めの中東の始まりなんです。そういうことを考えると、やっぱり日本もアメリカに守っていただいたり、あるいは今の他の国に守っていただかないと、とてもじゃないけど先ほど言ったように、日本の軍事力のお金だけでは足りないようになっちゃう。隣の国が同じようにやらないと日本も同じようにできるんですけれども、隣はどんどんそういう軍備について拡大され、そうして今の島についても、どこの島かわかりませんが、島が国際的に認められてしまうと、こういう状況になるんです。

そうなってくると、日本でも雇用という問題が大きくなるわけ。石油が入らなきゃ雇用ができない。一番大事なのは石油なんです。三宮議員の言われる、日本共産党の言われることは、集団的自衛権を何でも戦争にかずけるんじゃないくて、そうじゃなくお互いを守る。今、シリアでもそうですね、リビアでもそうですね、リビアのカダフィ大佐でしたね。それからイラクはフセイン大統領、こういう方が、いわゆる化学兵器を使って国民を虐待した。こういうことのないよう、やっぱり人権を守るためにも、そういうところに日本が行って助け合いっこすると、そういうことが一番大事だと思います。

日本でも今、生活保護者の方も見えるけれども、こういう方についても三宮議員もよく支持してみえるけれども、やっぱりこれは生活がえらいからある人が見て入る。これは常識なことなんです。だけど、だんだんこういうのにも世の中だんだん変わってきてまして、いわゆる来月からは、きょうも新聞に載っていましたがこれ、食料品が大体今の10%から15%ぐらい上がってくると。こうなってくると、やっぱり雇用の問題。雇用は、今の賃金、賃金は25カ月今連続で賃金が下がっていると聞く。それは、上がっているんですけれども、物価が逆に上がっているもので、差し引くとマイナスになるね。こういうことになる。だから、こういう食料品の影響があったり、あるいは今のシリアでこういう問題が、人をあやめる、多くされておるけれども、こういうことを含めると、やっぱり日本が行って、あるいは今のベトナムや、あるいはフィリピンが行ってお互いそこを助けてあげる。オーストラリアもそうですね。そういうところを助け合えることが、やっぱり一番共産党の一番大事なところじゃないかなあと思う。

人を大事にする、あなたがいつも言われるように、福祉や教育、いろんなものとかされる

ことは、弱い人を助けるという意味で、あなたはいつも本会議でも今やってみえるけれども、やっぱりそれは同じことだと思う。よその国だから、その人があやめられたり不幸になるということは絶対けしからんこと。やっぱりお互いに助け合うことが一番大事だと私は思っておるので、できたら三宮議員に申し上げたいけれども、採決じゃなくて継続で、国も今、この9月27日まで継続しました。やっぱり時間を持ってまた継続審議ということでやっていただいて、お互いに今の反対・賛成のないような手続を、三宮議員も提案する以上、長年私より議員も長くやってみえるので、お互いに議員の中でも仲よくしていく。やっぱりお互いに、あれが悪いんだ、これが悪いんじゃないくて、助け合っていく、そういうのが大事だと思いますけれども、とにかくそこまで一遍説明。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員が今申されましたが、私たちも、それから日本の多くの人たちも、アフガニスタンだったり、今の大きな問題になっております中近東やそういうところへ国境なき医師団だとか、あるいは特に今、砂漠だったり、そういうアフガニスタンなんかもそうですが、水がなくて困っていますよね。そこで井戸を掘ることを教えたり、いろんなことをやって応援しています。特に国境なき医師団なんていうのは世界中に今展開しているわけですが、やっぱりそこでの日本人に対する信頼は、外国に対して戦争をしない国という信頼ですよ。だから、さっきも申し上げましたように、海部総理が憲法9条があるから自衛隊は出せない、戦闘部隊は出せないといって断ったのね。今度はそこを取り去るということなんですよ。

アメリカは今、やっぱりアメリカがおかしいと思ったら先制攻撃をするということを国是にしている国ですから、そうやって、さっきも言ったように何カ所かでそういう戦争をやって、ところがそれで事が解決するかといったら、解決なくて、アメリカ自身がますます不幸になっていく。今言ったように、若者200万人が帰還兵でおって、この3割がおかしくなって、毎日平均すると22人が自殺していくというような状態。アメリカじゅうで今大問題になっていますよね。戦争でない方法でお互いに協力していくということ。やっぱり憲法9条の立場というのは、国連憲章とも補完し合うものでありますので、ここを変えるということを今、安倍内閣がしようとしておるわけね。アメリカと一緒にどこでも出て行けるようにしようという、これは一旦始まったらもう取り返しのつかないことになりますので、ここはやっぱり憲法9条のある国として、きちんと基本的に平和外交だとか、今言った民間のさまざまな形の支援や協力、こういうことで日本ができることをやっていくという、このことを守ってきたことが今世界中で日本が受け入れられておる最大の理由だと思います。

大原議員の言われる、だって中国との関係だってそうでしょう、いろんなことを言っていますが、紙おむつだって今中国から輸入しなかったらもう介護なんか全然できんぐらいお互

いに、中国は中国で日本の技術にも頼っておるし、そういう関係で助け合わなきゃ生きていけないというのが今の世界の特徴でしょう。この中で、軍事的な対応を基本にするのか、憲法9条やそういう平和外交を基本にするかということが、今世界中で一番問われておることで、日本が守ってきた、実際に外国で戦闘は憲法9条のある国として70年戦後続けてきた国としてそれはやらないと、ここを守ることが日本が世界で信頼されていく最大の道だということを御理解いただいて、そういうことで協力していく道をぜひ御一緒に探していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大原議員、3回目です。

○18番（大原 功君） 私が言うのは、やっぱり隣の中国と仲よくしなきゃいかんわね。だけど今、中国は今の1つの島を利用して自分の国のもんだと言われておるわけね。何でかという、今、日本がそれを認めたとなってきたときには、今石油はそうなっちゃう。それかといって、集団的自衛権をつくって中国とも仲よくしていくということが大事なことだと思う。

日本の今の企業は8,800社が今中国で事業をやっています。これから中国とけんかをしたときに、日本のその企業はどこへ行くんだということになっちゃう。こういうことを含めると、やっぱり集団的自衛権というのは、中国も悪いことはしない、日本も悪いことをしない、アメリカもしない、世界中が悪いことをしないということが一番大事なことである。日本なんかだと、小麦なんかは輸入していますね。先ほど言ったように、きょうから上がりました、米もね。それは、日本の小麦は50万トンしか生産してないですね。あと450万トンというのは海外から来るやつね。それが地中海から今の日本に入ってくるわけね。今さっき言った紅海とかね、出てくるわけ。こういうのは、封鎖をされたら石油だけではない、全部。だから、とにかく三宮議員の、共産党の言われる、また民主党の言われることは、ただ、今の集団的自衛権が、ただ戦争、戦争という頭で国民がそれに今乗せられておるといような、私は個人的に考える。そうじゃなくて、これは生活、雇用、あるいは今の保険、金融、いろんなものを全部含めて安心できる、そういうのが集団的自衛権と私は思っているんで、三宮議員からいろんなことを、それから先ほど一番初めに言った国連憲章51条はどういうふうに考えておるのか。これは国連が認めておるわけね。そうでしょう。国連が認めておるといことは、これはロシア、中国も皆認めておるわけね。そうでしょう。だから、その国連憲章の51条というのがあるわけね。その中には集団的自衛権、個別的自衛権というのは認めます。そうになっているわけ。この辺のところがやっぱり国民にしっかりしないと、いわゆるパニック状態。幾ら働こうと思っても、原油がなかったら働けんわけだ。原油があるから、日本の今勤労者は4,600万人。その中で、女性の働いておるパート職は1,000万人、非職員というのが2,000万人、あと本当の正社員は1,000万人というふうに聞いています。これがどんどん削ら

れていってしまったら、恐らく経済はパンク状況になる。先ほど言った昭和48年に石油のバニックがあった。このときには、ちり紙から石けんまでみんな買い占められた。こんなことになったら、これからはもっと厳しい問題が出てくると思う。

やっぱり我々は、今の行政もタッチをさせていただいているけれども、経済もタッチをしなきゃいかんわけだ。経済あって行政あり。そうでしょう。経済がなかったら行政はないというふうに私は思っています。それは、経済があるから我々が行政に、いわゆる今の市民税を払ったり、あるいは県税を払ったり、国税を払ったりして、国が安心して私どもがきょう今日、こうやって今の生活ができると思っておりますので、三宮議員に、最後にいたしますから、できたら提案者がやっぱり今のこういう国についてももっと審議をしなきゃいかんということで述べましたので、できたら継続していただいてやっていただいけや一番ありがたいなあと思っております。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員の質問に端的にお答えしますが、慎重に審議をするために延長したんじゃないですよ。何としてもこの国会で通してしまうということのために会期を延長したんですからね。だから今、本当にこんな憲法9条を守らない、だって憲法学者のほとんどの人が、これは絶対に戦後今まで70年続けてきたことを台なしにすることだといって反対しておるわけですよ。それは何でかといったら、アメリカというのは気に入らなければ先制攻撃をやりますというのを、公言するだけじゃなくて、実際にさっきも言ったように、国連が非難決議したやつが3つですね、大きい紛争、アメリカが起こしたのが、それからもうあと2つは、ベトナム戦争で日本の沖縄から襲撃していきましたよね。ここもトンキン湾事件というのは、実際にはなかったことをアメリカがあったといって戦争を起こしたんだと。それからイラク戦争。大量殺りく兵器を持っておると。核兵器も持っておるかもしれんといっただけで何もなかったと。安倍総理は、ないことを証明しない人が悪いと言っていますが、ないことを証明するなんていうのは誰にもできませんよね。自分がやっておらんことを証明せよなんて。それを武力で攻撃をして、そして今になってそういうことで200万人もの帰還兵のうちの3割がおかしくなってしまうというような状態をつくり出してアメリカ自身も困っておるんですから、こういうことに同調するんじゃなくて、やっぱりお互いに、今もアメリカと中国だって、日本と中国だって、日本とアメリカだって協力しなきゃやっていけん時代ですよ。俺のところだけで何でもやっていくなんていうことはとてもできんようになっておるからこそ、アメリカはぜひその集団的自衛権を日本も認めて一緒にやってくれと言っておるけど、先制攻撃するということを公言しておる国と一緒にやっていくことをやったらアメリカの二の舞を踏むことになりますので、これだけはやっぱり避けてほしいというのが多くの国民の思いですので、そういう立場からひとつ、これはぜひ、あなたはもう自民党に近い方だもんで安倍総理に、そういう力で解決するという道ではなくて、平和外交で

解決する道。私どもも、中国がやっておることについて、沖縄や南沙諸島でやっておことはやっぱり正しくないと、そんなことは。もっと周辺国としっかり議論をして平和的に解決すべきだということを、共産党についても直接申し上げております。そんな中国が何をやってもいいなんていうふうには全然思っておりませんので。そういうことがきちんとできる国と国との関係にしていくということが、やっぱり私は今後の、特に東アジアの今の深刻な事態を解決する一番土台だと思いますので、そこを土台にした外交政策をとっていただく。

とりわけ先日も申し上げましたが、今、例えばこの海部周辺では、弥富は人口の減少や子供の減少はまだ少ないところだということを先日も本会議で申し上げましたが、とにかく76歳から80歳までの5年間の人口と、ゼロ歳から4歳まで3月31日の5年間の人口で比べてみると、若いほうが日本人だけで見ると1,891人なんです。年寄りのほうは1,928人で、人口ピラミッドじゃなくて、本当は上が小さくて下がだんだん大きくなるんですが、実際は下が小さくなっているんですね。そういう状態になっている。大原さんが今言われたように、食料だってもうほとんど輸入に頼らなきゃやっていけない状態でしょう。ここで本当に力で押し合いをするようなことをやったら、もう本当に日本は世界から孤立していくことになりますので、そうじゃない方向を、せつかく憲法9条で70年間国際的に認められてきたことを引き続いて、だから軍備に頼らない方向を基本にした方向に進むことを強く求めていますので、残念ですが大原さんが言うように、これは継続審議にして国会を見守りましょうということじゃなくて、国会が無理やり、とにかく幾ら反対しても再議決して通すというような構えで否定していませんからね、谷垣幹事長も。そういう対応をまず改めてくださいということをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員、3回目の質疑は終わりましたので終結します。

○18番（大原 功君） 少しだけええかね。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 三宮議員が言っておるのは、中国が悪いということを言っていないですよ。中国と日本と仲よくしていただきたいために私は言っておるだけね。そうでしょう。それは、原油が日本に入るためには、中国が今、南西諸島、そこが中国のものだというふうになってくると、今言ったように200海里はあるわけね。360キロを離れていかないかんわけ。そうでしょう。そうすると、ここからだ大体島根県ぐらいなんです。私、この間お参りに行ったからわかりますけれども、大体そのぐらいかかるんですね。そのぐらいの距離があるわけですね。そこを船が避けていかないかんわけね。だから私が言う中国も、アメリカも、ロシアも、みんな国が世界中が仲よくして、いわゆる今の日本でもイージス艦が今6隻あります。こういうふうにならなくても撃てるんじゃないかと、ただこういうふうには日本もあるからあなたのほうもやっていたらいいかんよ、私どもありますよというお互いの守り合い

こをする。そうでしょう。そういうことが大事だと。そのために私はただ、あなたが言う中国は悪いということじゃない。

中国は、先ほど言ったように8,800社の方があそこで働いていただいております。事業をやっています。また、私の息子も孫も北京大学におります。だから、中国にも世話になっておりますから、中国の人が悪いということはありません。中国の人は今14億ぐらいありますね。その方が日本を守っていただきたい。日本は1億3,000万ぐらいですね。日本の10倍ぐらいあるから、日本も中国は守っていただきたいなあという思いで、私はこういう今の三宮議員に質問いたしましたので、決して誤解のないように。国が仲よくするということは社会が幸せになるということ、これが一番大事なことであることだけは頭に入れておいてください。じゃあ終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入るわけですがけれども、時間が大分たちましたので暫時休憩とします。再開を3時50分再開とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時42分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 私は、請願第2号、国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を国に提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

平成26年7月1日の閣議決定は、憲法9条のもとで許容される自衛の措置について示されたものであります。この自衛の措置は、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるとなっております。これが憲法9条下で例外的に許容される武力の行使について従来から表明されてきた基本的な論理であり、この基本的な論理は、今般の閣議決定においても当然維持さ

れております。閣議決定に当たっての平成26年7月15日の参議院予算委員会におきまして、総理は、あくまで我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置としての必要最小限度のものに限られるわけでありまして、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではありませんと明確に答弁をしておられます。

現在、国会で議論されている安全保障法制は、このように閣議決定に基づく法整備であります。よって、当該請願書、また附帯をされております意見書の記述内容は、あたかも他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を容認したかがごとく誤認されるおそれがあることから反対をいたします。

なお、憲法第43条に定める全国民を代表する選挙された議員で組織をされております衆参両議院におかれまして合意が得られるよう、充実した議論が行われることを期待しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 私は、今回提案されております集団的自衛権等の法律については、極めて重大な問題がありまして、国民的合意がなされないまま国会で議決されるということになりますと、極めて国民のみならず、世界各国から大きな問題が発生する可能性があると思っています。そうしたことから、今回は反対、賛成ということではなくて、もっと国民的合意が得られるような重要な審議を要望したいと。こういうことから、私はこの提案者、大島静雄先生、私らの大先輩であるわけでありますが、出されたこの請願については賛成をしたいと思っています。

そこで、皆さん方は恐らく戦後生まれの方で、こうした戦争の体験というのがありません。私は小学校の1年生。当時は、私たちからは国民学校ということになったわけでありましたが、国民学校の1年生のときに、12月8日、この戦争が起きました。そして、学校ではもちろんのことですけれども、みんな男子であれば従軍すべきであるというような教育の中で育ちました。

昭和17年の2月の学芸会では、私はシンガポール陥落の突撃部隊長役をやりました。そのように、みんな男子であればもちろん軍人になる、そしてまた女子であれば銃後を守ると、こういうような教育の中で育ちました。そして、昭和19年から20年にかけては大変な事態を招きました。私は、この長島町、今桑名市ですが、あそこにB29が墜落したこの姿も見ております。そういうようなことから、この前もNHKの「戦後70年の肖像」というNHKスペシャルが、外交から、あるいはまた自衛の問題、経済の発展の問題、こういうのが3回にわたって放映されております。見ておりますと大変懐かしいものでありました。そういうこと

から、まず歴史をしっかりと見詰めてみる。こういうことが1つには非常に大事だということとを私は思います。総理初め国会議員の大半、戦争の経験のない人です。そういうことから非常に心配をしております。

それから2番目には、今、国際情勢というのはそういうような時代ではありません。今、国と国が戦争をし合うというそういう時代ではないんです。テロの時代です。テロの起こる大きな原因は何であるか。貧富の差、民族、宗教、この違い、これがテロの大きな原因なんです。特にこうした中で、アメリカは国際警察軍のごとくに、ここ30年ばかりの間に幾つかのそういう戦争をやってきました。しかし、これが果たして正当であったかどうかというのは、これは歴史がまた判断すると思っています。そうした中で、国際情勢の中で日本が一方に偏ることのないような外交、防衛をすべきであると、これが2番目に大事なことです。

それから3番目に、今、日本政府が進めておる外交、防衛というのは大変危険を伴っております。私はいつも言いますが、遠い親戚よりも近い他人を大事にせよというのが私たち親から教えられた教育の1つでありました。近い国、この前も話がありましたが、成田から一番近い外国の空港という、どこだかということです。ウラジオストクです。ロシアです。このロシアとはいまだに平和条約が結ばれておりません。それから北朝鮮。北朝鮮とは国交も正常化しておりませんし、平和条約も結ばれておりません。193の国の中でこの2つの国、日本に一番近い国です。この一番近い国と国交がない国があったり、あるいはまた平和条約が結ばれていないという、これは大変重要な問題なんです。まずそういう近隣諸国との平和的な物の見方、外交、これに心血を注ぐべきだと、私は感じております。

そうした戦争経験の中から、私は今申し上げた3つのことをもっとこれから慎重に国民が考えなければならぬ。国会議員の皆さん方も、きょう三宮議員の提案の中に、若干間違っただと思われるような議論もありましたけれども、しかしそれはそれとして、国民が今、全てもっと真剣に平和外交はどうあるべきかということを考える時代を迎えた。こういうことから今回、国民的合意を得られるような審議をしっかりとやって、国民の安全、平和を守ってもらうように私たちは国会に対して請願をすることは大変重要なことだと、こういうように考えておりますので、この中身についてもそれほど大きな間違いはありません。ただ、皆さん一人一人がそれぞれの立場から、イデオロギーだとか政党だとか、そういう立場から物を言う時代ではありません。そういうことから、私はこの請願に対してはぜひ必要なものであると思いますので、弥富市議会としても全員の方の賛成でもって請願書を国会に送っていただきたい、こういうふうに思いますので賛成といたします。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 私は、今議会に上程をされております請願第2号、国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書に対しまして、反対の立場を明らかにいたしまして討論を行います。

まず憲法について。中でも憲法第9条につきまして、公明党の立場を明らかにし、討論に挑みたいと思います。

憲法は、日本の法体系の頂点に立つ最高規範であり、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重、国民主権主義、恒久平和主義の3原則は、人類の英知というべきすぐれた普遍の原理と捉えております。この憲法のもと日本は、戦後の荒廃の中から立ち上がり今日の発展を築いてまいりました。また、憲法第9条の戦争放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持することについて支持する立場であります。そうした大原則のもと、周辺事態の悪化の現実を踏まえ、平時から有事まで切れ目なく、国家並びに国民を守るために、あらゆる事態に対応できる法整備が必要であると考えます。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造していこうというのが公明党の行動する平和主義であります。

昨年7月の1日に閣議決定をされました自衛の措置の新3要件も、観念的な平和論でなく、着実かつ具体的に平和を創造するための3要件であります。以降、この1年間、与党で25回、並行して公明党で35回の議論を重ねて、このたびの平和安全法制の関連法案の国会提出となっております。その中心となった自民党の高村副総裁、我が党の北側副代表とも弁護士であります。平和安全法制の関連法案は、10の法律の一部改正を一括した平和安全法整備法案と新法の国際平和支援法案の2法案になります。大別をいたしますと、日本の平和と安全を守る法案と、世界の平和と安全を守る法案の2つになります。以下、安保法制関連法案と言います。

この安保法制関連法案につきましても、さきの憲法、憲法第9条の枠内で、平時から有事まで切れ目なく、国家並びに国民を守るためにあらゆる事態に対応するための法整備をするものであります。なぜ今、安保法制関連法案との疑問もあるようですが、現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散をしております。また、軍事技術も著しく高度化をしております。我が国の近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑が否定できない国もございます。日本人も巻き込まれ犠牲となった多発する国際テロやサイバーテロの脅威も深刻であります。このように、我が国をめぐる安全保障環境は厳しさを増していることは周知の事実であります。そうした事実を目を背けていては平和は担保できません。

さらに、平成26年4月9日付の統合幕僚監部の発表によりますと、平成25年度の緊急発進

状況について、スクランブル発進の回数は、前年度に比べて243回増加をし810回、平成26年度はさらに133回ふえ943回で、これは昭和33年に航空自衛隊が対領空侵犯措置を開始して以来、57年間で2番目に多い回数となっており、年々増加をしていると報告をしております。こうした現実を踏まえて考えれば、さらなる外交努力はもちろんのこと、国家並びに国民を守るために、平時から有事まであらゆる事態に対応できる法整備をしなければならないと考えるのは至極当然のことであります。

一方で、戦争法案などという主張もあるようではありますが、その戦争にならないために憲法の範囲内で日米安全保障のもと抑止防衛の強化を示し、万が一の有事の際、自衛のための自衛隊の活動をむしろ厳しく制限をしたのが今回の法案であります。

我が国の防衛は、主に自衛隊と日米安全保障条約に基づく、米軍と2つの実力組織によって確保されております。紛争を未然に防ぐためには、日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化し、抑止力を向上させていくことが重要かつ現実的であります。そして、そのための法整備が今回の安保法制関連法案であります。

さらに国会では、6月4日の衆議院憲法審査会に、立憲主義について参考人として意見表明した3人の憲法学者が、自衛の措置の新3要件を含む安保法制関連法案を違憲と判断したことについて取り沙汰されております。自民党の高村副総裁は、合憲か違憲かを決めるのは、憲法学者ではなく政治家であるとコメントをしておられます。学者の意見については謙虚に参考しなければならないと思います。しかし、憲法第13条で、最大の尊重を要するその責任を負っているのは政府や国会でありますから、憲法に基づいて自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていかなければならない責任があると思います。決して国民に不安や恐怖をおおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を、冷静に見きわめ判断することこそが大切なのではないのでしょうか。違憲と判断した学者の中には、憲法9条改正論者であることを公言し、解釈の変更はごまかしであり、憲法を改正すべきであると主張している学者もおられます。このことは、かえって憲法9条の精神を守り、戦後70年、専守防衛を貫いてきた努力を否定することになります。私は、こうした極端な議論のほうが危険だと感じております。安保法制関連法案が憲法並びに憲法第9条に沿っているかどうかは、72年見解とされる内閣法制局の集団的自衛権と憲法との関係に明らかにされております。同見解は、憲法第9条と憲法前文の平和的生存権、さらに13条の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に触れた上で、我が国がみずからの存立を全うし、国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとしております。これは59年の砂川事件に関する最高裁判決と全く同じことを言っています。つまり、時系列で見ても59年の最高裁判決と72年の政府見解にはそごはなく、72年の政府見解は、憲法、そ

して第9条の枠内であることは明白であります。

我が党の北側副代表は、6月4日の衆議院憲法審査会を受けて6月11日に開かれました第4回衆議院憲法審査会におきまして、昨年の7月、閣議決定に至るまでの議論の経過を次のように整理をしております。我が国の防衛は、主に自衛隊と日米安全安保条約に基づく米軍との2つの実力組織によって確保されているが、日米安保条約に基づいて我が国を防衛するために公海上で警戒監視活動をする米艦に対して武力攻撃があった場合に、我が国への武力攻撃がない前提で、これへの対処はどこまで可能であるかは明らかでないと述べ、この問題意識に対して3つの立場から議論を積み立てています。

1つ目に、個別的自衛権では対処ができず、米艦への武力攻撃を排除できないとした場合には日米防衛協力体制を維持できるのか。2つ目に、個別的自衛権で対処できる場合には、我が国、我が国領海内ではなく、公海上で活動する米艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃の着手と評価できるのか。いや、一般的には疑問を抱かざるを得ない。3つ目に、個別的自衛権での対処は困難な場合が多く、国際法上は集団的自衛権を根拠として米艦への攻撃を排除すべきとの場合には、国連憲章51条に定めるフルサイズの集団的自衛権の行使を憲法9条が許容しているとはとても考えられないとの3つの立場であります。では、9条のもとで許容される自衛の措置の限界はどこであるのか。これが昨年7月1日の閣議決定に至る与党協議の最大の論点であったと述べておられます。

昨年7月、閣議決定された我が国自衛の措置の新3要件と、現在国会で審議をされております安保法制関連法案は、憲法、そして第9条、さらには唯一の司法判断である砂川判決、そしてこれまで積み重ねてきた政府見解、72年見解の全ての整合性を確認した上で、国家、国民を守り、世界の平和を守るために与党として積み重ねてきた議論の法文化であり、行動の伴わない観念的な平和論ではなく、現実を踏まえた上で、着実かつ具体的に平和を創造していくという我が党の主張を盛り込んだ法案であります。今回の、国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書で、提出された理由の1つとして、これまでの歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈に反して、安全保障体制を180度変えようとするものである趣旨の記述について一言申し上げたいと思います。

皆さんも御存じのように、個別的自衛権、集団的自衛権という言葉は国連憲章第51条に規定をされておりますが、日本国憲法にはありません。したがって、憲法の解釈、具体的には、さきにも挙げました内閣法制局の72年見解に集団的自衛権について示しているわけがあります。今回の請願書及び附帯をされている意見書にある歴代政府が進めてきた安全保障体制、また憲法解釈とは、この72年見解のことと仮定をすれば、この72年見解には国際法上、国家、いわゆる集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、

自国が直接攻撃をされていないにもかかわらず実力をもって阻止することとあります。これがまさしく集団的自衛権の定義であります。この定義は、国連憲章51条の集団的自衛権、他国防衛を目的とした集団的自衛権も含むフルサイズの集団的自衛権のことを指しますが、見解の締めくくりには、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと云わざるを得ないとしております。これこそが歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈であり、安全保障体制であると考えております。

そういうことを前提にいたしますと、今回の請願書及び附帯をされております意見書に記されている集団的自衛権とは何か、もし国連憲章51条で示された他国防衛を目的とする武力の行使、また内閣法制局の72年見解で示されている他国に加えられた武力攻撃を阻止することを目的とする武力の行使であるとすれば、まさに憲法第9条のもとに許容される自衛の措置の新3要件で、1つ目に、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、第2要件に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき、第3要件に、必要最小限度の実力を行使とあるように、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した事態だけでは武力による自衛権の行使はできないとなっていることから、歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈、安全保障体制は保たれておりますし、さらに、そのことによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限っております。しかも第2要件で、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときにと絞り、さらに第3要件で、必要最小限度の実力を行使としていることからいえば、請願書及び附帯をされている意見書に記されているこれまで歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈、安全保障体制に反して集団的自衛権の行使を容認するものであるとの指摘は当たらないと考えます。また、同請願書及び附帯されている意見書には、国際紛争の場に自衛隊を派遣することは、解決のための武力支援であり、違憲だとの趣旨が示されております。自衛権の発動に当たっては、新3要件にある、国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段のない場合のみ許されます。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのであります。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていませんし、国連憲章第51条にあるような専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。さらに、隊員の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているかなどもチェックできるようにしております。そして、海外派遣の3原則として1つ目に、国際法上の正当性の確保、2つ目に、国民の理解と国会関与など、民主的統制、3つ目に、自衛隊員の安全確保を明確に定めたところであります。こうしたことから、日本を海外で戦争できる国にする、戦争立法だという批

判は全く根拠のない言いがかりであります。

1992年成立の国連平和維持活動（PKO法）のときも、戦争に巻き込まれるなど、実態に基づかない一方的な批判が起りましたが、こうした批判のための批判は長続きせず、現在PKOは国民の大半の支持を受けております。また、世界のどこへでも自衛隊を派遣し、米軍を支援するなどの批判は、支援の目的、趣旨、厳格に定められた要件、手続などを全く無視した極めて短絡的な主張であります。米軍等に対する支援は、重要影響事態法によるものと、一般法として制定する国際平和支援法によるものの2種類があります。重要影響事態法は、日本の防衛のために活動している米軍等への支援であり、あくまで日本の平和と安全のためであります。一方、国際平和支援法は、国際の平和と安全のために活動をしている外国軍隊への支援です。米国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限られます。日本が主体的に行う国際貢献としての支援であります。しかも、両方とも自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の派遣には国会の承認が不可欠です。米軍のためにどこまでも一緒に行くなどという批判は全く当たりません。したがって、上程をされております国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書には反対をいたします。

議員各位におかれましても、私の討論に賛同くださり、請願第2号国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書について、弥富市議会としての見識としての粛々と否決をしてくださるようお願いをして討論を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は、今のこの日本の情勢をきっちりお互いに認識をして、平和というものは一体何なのかと。きょうもNHKやっています。1つは空気じゃないのかと。みんなが戦争のない、そして70年をさかのぼって振り返ったときに、今こそ世界の平和は何なのかと。先ほどから国連憲章という重要な課題を1つはおっしゃっています。国連憲章とあわせてILOというのが今、どれだけ世界で通用しているのか、私はそう思います。まずは立憲主義、日本の憲法をきちっと守ることが国民としての位置づけではないのか。

皆さん、確かに国連における世界のお互いの友好的それぞれのルールは守るべきだと思いますよ、私も。そして私も、今もそのことの中で、いろんなきょう議論のあること、どうしたら日本が守れるかということも私自身も考えています。ただ私は、昭和32年に就職を

いたしました。33年、34年、安保闘争、沖縄返還闘争、そして国の治安法、抵触法、このことなど多くの国民の運動の課題は今日の日本の70年をつくってきた課題だと思っています。そのことが全てよかったかどうかとは思っていません。しかし、今日本の平和があるのは、戦争という苦い経験を持ったそのことの中でいかにあるべきか。先ほど、攻めてきたら武器なしで例えばどうやって守るのかということじゃないと思うんですよね。

私は昭和48年、ロシアへ行きました。ロシア連邦。中国も行きました。そのとき本当に友好とはどういうものなのか、お互いが歴史の上に立った話があった。このことは私は大切だと思っていました。ロシアへ行ったら、ジャポンスキー、明治の時代から日本帝国がロシアを攻めた、そのことの中で、私たちは人間としてロシアを迎え入れてくれなんだ。私は多分、日露の親善協会第1回の労働者派遣だったと思っています、本当に。そういう、やはり私たちは醜い多国間との歴史の上に立った70年なんですよ。

私は、今こそ国民がしっかりと自分の足元を見るべきだと思っています。確かに経済、戦争は歴史を振り返ってみると経済戦争なんですよ。経済戦争がこの世界の経済の中で起こってきたことではないでしょうか、皆さん。だとするのなら、今、私たちは話し合う、平和な、そして私たちは非核3原則、合わせて武器輸出はしないと言ってきた。今、武器輸出をするようになっちゃった。あわせて治安法がこの間うちも新聞に出ています。私は総務委員会でも市長に申し上げたことがあるんです。私が就職するときに、まだ昭和32年に国鉄の採用試験に私自身の身元調査はどれだけやられたのかと。何人かのいわゆる身元調査があったんです。これは事実なんです。私たちの自由は、既にまだ昭和33年ごろにはそういう状況だった。今皆さんは就職に対して自由に行けるじゃないですか。そうしたら、今、この間機密法案は3日前か4日前、新聞見たでしょう。国家公務員なり地方自治は行っていないけれども、警察官などにおける身上調査、身元調査、これは今日本が行おうとしているじゃないですか。こういうことが今、ひしひしと私たちの今の生活が、環境が変わっていくことをお互いが認識しなきゃならないと思っています。ただ今回、集団的自衛権、個別的自衛権と言っています。自衛隊法の中に何本隠れているんですか。いざ戦争をやったら、戦争は勝たなきゃならんことは事実だし、秘密はどれだけあるのかわからないと私は思っています。と思っている最中に法案の中にあるんですね。例えば、戦車が通っていくときに、ある日突然びゃーっと思っちゃうんだよと。これだって、戦争はやらないということを先ほど堀岡議員も言われた。私もやってほしくない。その歯どめがあるのが憲法9条の立憲主義。

だから、元に戻りますが、私は、憲法というのは日本の国民のものであって、国連憲章も国連のルールも守ることも1つです。しかし、今本当に自分たちの労働法制などを見たときに、労働法制1つ見ても、ILOだとか、そういう部分を守られているんですか、皆さん。十分一遍その辺は議論をすべきだと私は思っています。そのことは大事だと。私は反対とか

けしからんと言っておるんじゃないですよ。今みずからの自国のあり方の中で70年の歴史を変えて、私は今この提案された人に賛同をする者ですけれども、検討しよう。今こそ国会にこの検討を地方自治の議員として出そうではないのかと。真剣に議論をもう一度深めていただく。そのために今、きょうの議決の中で国にそのことを求めようと言っておる。だから反対だとか賛成だとかということじゃない、私は。

私は今国に、この国会の議論を見えてきていない部分をしっかりと国民へ説明責任を果たすということ。地方議会もきょうこのような賛否の議論があることの中で議論を深めて、平和とは何なのか、私たちの生活がどう守れるかということを見えていく必要があるんで、私は今日、この趣旨に賛同するということを申し上げて、私からの賛同の意見を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 早川議員、お願いします。

○6番（早川公二君） ただいま議題となっております請願第2号国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、反対ということではありますが、私だけではなく、ここにおられます皆様、そして日本国民全てにおいて戦争をしたいという人はいないはずであります。日米同盟、安全保障の議論、とりわけ集団的自衛権の議論をするとき必ずあるのが、アメリカの戦争に巻き込まれる、そしてテロの標的になってしまうといったことでもあります。しかし、世界の趨勢を見たとき、今我々日本国が考えていかなければいけないのは、いかに同盟国を日本の安全保障体制に巻き込んでいくのかということではないでしょうか。アメリカ同時多発テロ事件、いわゆる9・11の際、アメリカが個別的自衛権を行使し、アフガニスタンを攻撃したとき、ドイツは集団的自衛権を行使しました。これは、今世間で議論になる攻撃に参加することではなく、手薄になったアメリカ本土の防衛を支援することです。集団的自衛権というのはこういった側面もあるわけです。しかしながら、この平和安全法制がすぐさま戦争に向かうという誤解を主に国民の皆様にお持ちいただかないよう丁寧に説明をしていく必要性はあるということを前提といたしまして討論をさせていただきます。

まず、請願の趣旨ではありますが、国民的の合意のないままにと強調されておりますが、昨年7月に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について閣議決定され、その後、12月に衆議院議員選挙が行われました。その結果、第3次安倍内閣が発足し、先月の5月14日に平和安全法制が閣議決定された後、現在は国権の最高機関であります国会に11の関連法案が提出され、国民が選んだ国会議員の手によって審議が進められているところであります。これを国民的合意のないままにと一方的に標榜するのは、これ

こそみずから民主主義国家体制を否定するものと言わざるを得ません。そもそも終戦後の占領政策の一環で制定された現行憲法のもとで朝鮮戦争を契機に、GHQ主導で警察予備隊（自衛隊）が創設されたその瞬間から憲法論争が延々と続いております。しかしながら、戦後日本に平和と安全が保たれてきたのは、日米安保体制と自衛隊の存在、いかに日本国に危機が訪れることがないようたゆまぬ外交努力をしてきた結果であり、それはどのような見方をしても憲法条文によって守られてきたことでないことは火を見るより明らかであります。

本請願においては、なぜこの時期に安全保障法制の見直しを行わなければいけないのかとありますが、冷戦終結後の現在、近隣諸国による軍備拡張と領土拡張の野望に翻弄され、海外に駐在し、企業で働く日本人の多くも犠牲になりましたが、テロ組織が拡大する傍ら、テロ支援国家も登場し、テロ事件の頻発が国際社会を苦しめているという不安定かつ危機的な国際社会へと激変しているところでもある今日の、一体どこをどう見たらなぜこの時期となるのか甚だ疑問であります。

このたびの平和安全法制整備に係る関連法の一部改正と、国際平和支援法を新たに制定する11の関連法から成る平和安全法制の整備の法案提出も、特に近隣諸国の動向によるところであります。シーレーン封鎖の危機、侵略が危ぶまれる日本固有の領土、脅かされる大陸間弾道ミサイル攻撃の威嚇、連日繰り返される領海・領空侵犯、尖閣沖近くの軍港建設計画など、我が国の独立と平和安全を脅かし、危機的事態を引き起こすおそれを抱かざるを得ません。自衛隊の存立や役割の拡大も、このたびの限定された集団的自衛権を行使するための法整備の推進も、主権国家たる自衛権の範疇であり、砂川判決を初めとする最高裁判例からも明らかに違憲性はなく、むしろ違憲・合憲の司法判断の議論の範疇を超えた高度に政治性を有する国家行為に関しては、主権者である国民の政治判断に依拠し、政治部門において合憲判断をとする統治行為論の観点から過去の判例を見ても、最高裁は司法審査の対象外として判断を回避しています。日本国を守るのは憲法や法律ではなく、今を生きる我々の責務であります。我が国存立の基礎に重大な関係を持つ事柄であるだけに、未来の国民にツケを残すことのないように、早期に安全法制にかかわる関連法案の成立を図ることが国民の命と日本の平和、未来を守るための安全保障政策推進に係る内閣と国会の責務であると考えます。したがって、以上のような観点から反対とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これにて討論を終結します。

討論を終結しましたので、これより採決に入りたいと思います。

請願第2号は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立少数と認めます。

よって、本案は不採択と決しました。

お諮りします。

堀岡敏喜議員から発議第6号議案が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第6号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第8、発議第6号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第6号弥富市議会傍聴規則の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、つえを必要とする人が傍聴席に入ることができないことから、傍聴席に入ることができない者及び傍聴人の守る事項を改めるものであります。

議員各位に御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議員派遣について

○議長（佐藤高清君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第10、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決するに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成27年第2回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時39分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 大 原 功